

平成24年度

主要な施策の成果説明書

福島県

目 次

I	平成 24 年度の決算状況	
1	決算の背景となった財政環境等	1
2	一般会計	1
3	特別会計	9
4	歳入歳出決算純計の状況	10
	(参考) 平成 24 年度普通会計決算の状況	12
II	知事直轄	
1	総説	14
2	戦略的な情報発信の推進	14
3	積極的な広聴活動の推進	14
4	総合的な安全管理の推進	15
III	総務部	
1	総説	16
2	復興・再生に向けた行財政運営の推進	16
3	行財政改革の取組	17
4	入札等制度改革	18
5	地方分権の推進	19
6	情報公開制度及び個人情報保護制度の実施	19
7	私立学校の振興	20
8	公立大学法人の運営支援	20
9	県庁舎等の整備	20

10	市町村の振興	21
IV	企画調整部	
1	総説	23
2	福島復興再生特別措置法など復興に向けた取組	23
3	避難地域市町村の復興推進	26
4	再生可能エネルギーの導入・普及促進	26
5	土地利用対策及び総合的な水管理の推進	27
6	過疎・中山間地域など地域振興対策の推進	27
7	ふくしま情報化推進計画の推進	29
8	統計調査事業の推進	30
9	新“うつくしま、ふくしま。”県民運動の推進	30
10	文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	31
V	生活環境部	
1	総説	34
2	東日本大震災を始めとする災害からの再生・復興	34
3	県民生活の安定・向上	40
VI	保健福祉部	
1	総説	52
2	東日本大震災からの復旧・復興	52
3	生涯にわたる健康づくりの推進	68
4	誰もが安心できる地域医療の確保	77
5	子育て・子育てを支える社会の推進	93
6	ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進	103
7	誰もが安全で安心できる生活の確保	122
VII	商工労働部	

1	総説	127
2	中小企業の復旧・復興事業	127
3	企業誘致の推進	137
4	新たな時代をリードする産業の創出	139
5	観光交流の促進	142
6	雇用の維持・確保	148
7	その他の主な事業	150
VIII 農林水産部		
1	総説	159
2	放射性物質の除去・低減	159
3	安全・安心の提供	159
4	農業の再生	163
5	森林・林業の再生	171
6	水産業の再生	176
7	農山漁村の活力の向上	178
8	重点戦略の推進	181
IX 土木部		
1	総説	190
2	東日本大震災をはじめとする災害からの復旧の取組	190
3	重点事業の進捗状況	192
4	「ふくしまの新しい県土づくりプラン」に基づく取組	194
X 出納局		
1	総説	204
2	県公金の適正管理	204
3	財務事務の適正執行及び指導の充実	204

4	会計事務職員の資質の向上	206
5	物品調達及び工事入札の適正執行	206
6	工事検査の適正執行	207
XI	議会事務局	
1	総説	208
2	議会の招集	208
3	政務調査費の交付	208
4	県政調査等の実施	208
5	議会の広報	209
XII	教育庁	
1	総説	210
2	ふくしまの再生に向けた、生き抜く力をはぐくむ教育の推進	211
3	家族や地域のきずなを生かした、学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上	218
4	教育環境の確保と復興に向けた取組の推進	221
XIII	警察本部	
1	総説	225
2	犯罪の起きにくい社会づくり	225
3	初動警察活動の高度化と街頭活動の強化による地域の安全確保	233
4	重要犯罪・重要窃盗犯等の徹底検挙と組織犯罪の封圧	239
5	総合的な対策による交通事故の防止	247
6	大規模災害等対策とテロの未然防止	255
7	精強な第一線警察の構築	258
XIV	監査委員事務局	
1	総説	266
2	監査、検査及び審査の実施	266

3	外部監査制度との連携	267
XV	人事委員会事務局	
1	総説	268
2	委員会の運営	268
3	公平審査事務の実施	268
4	任用事務の実施	269
5	給与制度事務の実施	269
XVI	労働委員会事務局	
1	総説	270
2	総会等の開催	270
3	労働争議のあっせん・調停・仲裁及び相談	270
4	個別的労使関係の調整及び相談	270
5	不当労働行為事件の審査	270
6	労働組合の資格審査	271

I 平成 24 年度の決算状況

1 決算の背景となった財政環境等

本県の平成 24 年度当初予算は、地方財政計画において地方交付税総額は確保され、さらに、東日本大震災分として復旧・復興事業の地方負担分を措置するための震災復興特別交付税が別枠で確保されましたが、県税収入が震災の影響により厳しい状況が続くことなどから、一般財源総額の確保は厳しい見通しでした。そこで、「原子力災害等復興基金」を始め各種基金を有効に活用し、必要な財源の確保に努めた上で、「復興元年」として大震災からの復興と原子力災害からの再生を加速させるメリハリのある予算編成を行いました。

その後、補正予算第 1 号（専決処分）では、“ふくしま”ブランド・イメージの回復に向けた活動支援や、就学・就労を支えていくための支援に係る経費を計上し、6 月補正予算（補正予算第 2 号、3 号）では、県民の健康を守るための事業や、農林水産業やインフラの復興再生に向けた経費、中小企業等のグループが行う施設等の復旧・復興事業を支援するための経費などを計上しました。

補正予算第 4 号（専決処分）では、県産米を全袋検査することに伴い、検査のための運搬費や作業員人件費等の追加的費用について賠償がされるまでの資金繰りを支援する経費を計上し、9 月補正予算（補正予算第 5 号）では、被災者・被災企業支援、各種拠点整備や風評被害対策などの経費を計上しました。

補正予算第 6 号（専決処分）では、国の予備費で追加交付されることになった「ふくしま産業復興企業立地補助金」について復興基金への積み増しを行う予算を計上し、補正予算第 7 号（専決処分）では、衆議院議員選挙に係る経費を計上しました。

12 月補正予算（補正予算第 8 号、9 号）では、インフラの復旧やふくしまの子どもたちへの支援、再生可能エネルギーの普及拡大、拠点整備に要する経費の基金への積み増しなどの予算を計上し、補正予算第 10 号（専決処分）では、相双管内における復旧・復興業務に従事する応援職員用公舎の設置のための債務負担行為を設定しました。

2 月補正（補正予算第 11 号）では、国の緊急経済対策等に対応するための経費を中心に計上し、補正予算第 12 号（専決処分）においては、各事業の年間所要見込額の確定等に伴う補正を行いました。

この結果、平成 24 年度最終予算は 1,806,823 百万円となり、前年度と比較して約 24%、564,652 百万円の減となりました。

2 一般会計

(1) 決算及び決算収支の状況

平成 24 年度の一般会計における歳入歳出決算額及び決算収支の状況は、次のとおりです。

歳入総額	1,810,674,095 千円 (前年度 2,298,353,104 千円)
歳出総額	1,598,457,955 千円 (前年度 2,248,601,873 千円)
歳入歳出差引額	212,216,140 千円 (前年度 49,751,231 千円)

これを細別すると、第1表、第2表及び第3表のとおりです。

第1表 決算額及び決算収支の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 24 年度決算額 (A)	平成 23 年度決算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率
1 歳 入	1,810,674,095	2,298,353,104	△ 487,679,009	△ 21.2
2 歳 出	1,598,457,955	2,248,601,873	△ 650,143,918	△ 28.9
3 差 引 (1 - 2)	212,216,140	49,751,231	162,464,909	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	204,341,017	42,914,719		
5 実 質 収 支 (3 - 4)	7,875,123	6,836,512		
6 前 年 度 実 質 収 支	6,836,512	3,321,741		
7 単 年 度 収 支 (5 - 6)	1,038,611	3,514,771		
8 財 政 調 整 基 金 積 立 金	23,826,041	10,476,373		
9 地 方 債 繰 上 償 還 金	0	0		
10 財 政 調 整 基 金 取 崩 額	1,075,038	0		
11 実質単年度収支(7 + 8 + 9 - 10)	23,789,614	13,991,144		

第2表 歳入歳出決算額年度別分類

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
区 分	決 算 額	区 分	決 算 額
前年度からの継続費通次繰越額に充当すべき収入額	0	前年度からの継続費通次繰越額の支出額	0

前年度からの明許繰越額に充当すべき収入額	117,228,077	前年度からの明許繰越額の支出額	100,096,497
前年度からの事故繰越し額に充当すべき収入額	3,310,993	前年度からの事故繰越し額の支出額	3,141,986
現年度予算の収入額	1,690,135,025	現年度予算の支出額	1,495,219,472
計	1,810,674,095	計	1,598,457,955

第3表 翌年度への予算繰越内訳

(単位 千円)

区 分	予 算 額	左の財源内訳		
		既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
継続費通次繰越額	2,637,311	230,233	1,110,900	1,296,178
繰越明許費繰越額	288,208,926	171,298,966	95,194,983	21,714,977
事故繰越し繰越額	30,437,608	9,512,750	20,636,945	287,913
計	321,283,845	181,041,949	116,942,828	23,299,068

一般会計決算額は、歳入 1,810,674,095 千円、歳出 1,598,457,955 千円で、歳入歳出いずれも昨年度を下回りましたが、過去2番目の規模となりました。歳入歳出差引は、212,216,140 千円となりますが、第3表のとおり翌年度へ予算繰越しを行っているため、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 204,341,017 千円を差し引いた 7,875,123 千円の黒字となりました。

この実質収支から前年度の実質収支 6,836,512 千円を差し引いた単年度収支は 1,038,611 千円の黒字となりました。また、単年度収支に財政調整基金への積立金 23,826,041 千円を加算し、財政調整基金からの取崩金 1,075,038 千円を差し引いた実質単年度収支は、23,789,614 千円の黒字となりました。

次に、昭和40年度以降の本県の歳入歳出決算額は、第4表のとおりです。

第4表 財政規模の推移

(単位 百万円)

年度	区分	歳 入			歳 出		
		決算額	対前年度伸率 (%)	指数	決算額	対前年度伸率 (%)	指数
昭和	4 0	57,750	14.5		56,818	14.4	
	4 5	121,719	13.9		120,709	14.6	
	5 0	288,836	14.4		288,407	15.8	
	5 5	512,077	6.1		509,872	6.5	
	6 0	612,599	5.9		610,236	6.2	
	6 3	686,015	△ 0.4	100.0	682,682	△ 0.4	100.0
平成	元	751,923	9.6	109.6	747,649	9.5	109.5
	2	801,540	6.6	116.8	797,103	6.6	116.8
	3	838,039	4.6	122.2	833,852	4.6	122.1
	4	878,989	4.9	128.1	873,763	4.8	128.0
	5	956,351	8.8	139.4	942,762	7.9	138.1
	6	977,241	2.2	142.5	966,328	2.5	141.5
	7	981,735	0.5	143.1	968,978	0.3	141.9
	8	986,294	0.5	143.8	972,239	0.3	142.4
	9	1,019,852	3.4	148.7	1,010,794	4.0	148.1
	1 0	1,110,979	8.9	161.9	1,094,276	8.3	160.3
	1 1	1,084,151	△ 2.4	158.0	1,069,935	△ 2.2	156.7
	1 2	1,054,212	△ 2.8	153.7	1,041,378	△ 2.7	152.5
	1 3	1,037,120	△ 1.6	151.2	1,026,064	△ 1.5	150.3
	1 4	996,408	△ 3.9	145.2	990,105	△ 3.5	145.0
	1 5	949,197	△ 4.7	138.4	943,409	△ 4.7	138.2
	1 6	899,387	△ 5.2	131.1	893,541	△ 5.3	130.9
	1 7	916,803	1.9	133.6	911,256	2.0	133.5
	1 8	863,299	△ 5.8	125.8	857,522	△ 5.9	125.6

19	843,557	△ 2.3	123.0	839,730	△ 2.1	123.0
20	867,964	2.9	126.5	863,846	2.9	126.5
21	948,000	9.2	138.2	942,272	9.1	138.0
22	912,031	△ 3.8	132.9	882,936	△ 6.3	129.3
23	2,298,353	152.0	335.0	2,248,602	154.7	329.4
24	1,810,674	△ 21.2	263.9	1,598,458	△ 28.9	234.1

(2) 歳入の状況

平成 24 年度の歳入決算額は、前年度と比較して 21.2%、487,679,009 千円の減となりました。

歳入決算額の内訳は、第 5 表のとおりです。

第 5 表 歳入性質別決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
依 存 財 源	980,367,263	54.2	1,722,385,136	75.0	215.6	△ 742,017,873	△ 43.1
3 地 方 譲 与 税	29,470,044	1.6	28,827,456	1.2	2.7	642,588	2.2
4 地 方 特 例 交 付 金	542,007	0.1	1,997,103	0.1	△ 19.9	△ 1,455,096	△ 72.9
5 地 方 交 付 税	309,030,016	17.1	385,319,031	16.8	74.9	△ 76,289,015	△ 19.8
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	786,839	0.1	816,365	0.1	△ 3.3	△ 29,976	△ 3.7
9 国 庫 支 出 金	514,767,362	28.4	1,121,745,861	48.8	806.5	△ 606,978,499	△ 54.1
15 県 債	125,771,445	6.9	183,679,320	8.0	7.9	△ 57,907,875	△ 31.5
自 主 財 源	830,306,832	45.8	575,967,968	25.0	57.2	254,338,864	44.2
1 県 税	186,418,435	10.3	170,021,769	7.4	△ 4.2	16,396,666	9.6

2	地方消費税清算金	37,343,061	2.1	37,493,602	1.6	△ 0.9	△ 150,541	△ 0.4
8	使用料及び手数料	9,691,399	0.5	9,616,886	0.4	△ 5.3	74,513	0.8
14	諸収入	133,544,149	7.4	167,628,431	7.3	96.2	△ 34,084,282	△ 20.3
	その他	463,309,788	25.5	191,207,280	8.3	245.0	272,102,508	142.3
	7 分担金及び負担金	5,104,769	0.3	5,630,795	0.2	△ 38.3	△ 526,026	△ 9.3
	10 財産収入	2,213,894	0.1	1,434,359	0.1	△ 23.0	779,535	54.3
	11 寄附金	7,370,966	0.4	24,909,315	1.1	2,904.0	△ 17,538,349	△ 70.4
	12 繰入金	398,868,929	22.0	130,137,567	5.7	243.6	268,731,362	206.5
	13 繰越金	49,751,230	2.7	29,095,244	1.2	407.9	20,655,986	71.0
	歳入合計	1,810,674,095	100.0	2,298,353,104	100.0	152.0	△ 487,679,009	△ 21.2
	一般財源(1+2+3+4+5)	562,803,563	31.2	623,658,961	27.1	33.8	△ 60,855,398	△ 9.8
	特定財源(上記以外)	1,247,870,532	68.8	1,674,694,143	72.9	275.6	△ 426,823,611	△ 25.5

地方交付税、国庫支出金等からなる依存財源は、歳入合計の 54.2% を占めており、前年度と比較して 43.1%、742,018 百万円の減となりました。県税、地方消費税清算金等からなる自主財源は、歳入合計の 45.8% を占め、前年度と比較して 44.2%、254,339 百万円の増となりました。

依存財源のうち、地方交付税は特別交付税の減等により、前年度と比較して 19.8%、76,289 百万円の減となりました。国庫支出金は、県民の健康管理調査や除染に要する経費に対する補助金の減等により前年度と比較して 54.1%、606,978 百万円の減、県債は中小企業高度化貸付事業債の減等により前年度と比較して 31.5%、57,908 百万円の減となりました。

自主財源のうち、県税は法人事業税の増等により、前年度と比較して 9.6%、16,397 百万円の増となりました。また、繰入金は原子力災害等復興基金や県民健康管理基金などの各種基金からの繰入の増により 206.5%、268,731 百万円の増となりました。

(3) 歳出の状況

平成 24 年度の歳出決算額は、前年度と比較して 28.9%、650,143,918 千円の減となりました。

歳出目的別（款別）決算額の内訳は第 6 表のとおりです。また、歳出性質別決算額の内訳は第 7 表のとおりです。

第6表 歳出目的別（款別）決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
議 会 費	1,540,836	0.1	1,545,378	0.1	12.0	△ 4,542	△ 0.3
総 務 費	253,332,836	15.8	552,502,580	24.6	748.8	△ 299,169,744	△ 54.1
民 生 費	175,404,773	11.0	328,343,428	14.6	222.9	△ 152,938,655	△ 46.6
衛 生 費	257,711,891	16.1	473,360,154	21.0	2,299.4	△ 215,648,263	△ 46.6
労 働 費	41,165,201	2.6	34,128,226	1.5	147.8	7,036,975	20.6
農 林 水 産 業 費	97,845,648	6.1	70,935,432	3.1	31.4	26,910,216	37.9
商 工 費	159,636,966	10.0	134,873,523	6.0	99.2	24,763,443	18.4
土 木 費	110,182,644	6.9	110,028,255	4.9	20.9	154,389	0.1
警 察 費	45,255,626	2.8	44,044,916	2.0	△ 0.6	1,210,710	2.7
教 育 費	217,509,042	13.6	238,410,683	10.6	16.2	△ 20,901,641	△ 8.8
災 害 復 旧 費	55,919,260	3.5	37,605,902	1.7	6,937.6	18,313,358	48.7
公 債 費	130,563,709	8.2	172,130,418	7.7	4.4	△ 41,566,709	△ 24.1
諸 支 出 金	52,389,523	3.3	50,692,978	2.2	△ 5.6	1,696,545	3.3
繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0.0	—	0	—
合 計	1,598,457,955	100.0	2,248,601,873	100.0	154.7	△ 650,143,918	△ 28.9

歳出目的別決算額の構成比は、衛生費（16.1%）、総務費（15.8%）、教育費（13.6%）、民生費（11.0%）の順となっています。

増加率の大きいものは災害復旧費で、震災に伴う公共土木施設や県立学校施設等の災害復旧の増により、前年度と比較して48.7%、18,313百万円の増となっています。次は農林水産業費で、原子力災害等復興基金（営農再開勘定）を造成したことなどにより、前年度と比較して37.9%、26,910百万円の増となりました。

第7表 歳出性質別決算額の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度			増 減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減率	(A) - (B) = (C)	増減率
1 人 件 費	261,912,069	16.4	272,043,317	12.1	6.4	△ 10,131,248	△ 3.7
うち 職 員 給	191,725,653	12.0	194,291,318	8.6	1.3	△ 2,565,665	△ 1.3
2 物 件 費	45,416,195	2.9	42,611,905	1.9	53.5	2,804,290	6.6
3 維 持 補 修 費	14,977,556	0.9	14,739,629	0.7	31.0	237,927	1.6
4 扶 助 費	70,284,741	4.4	178,366,834	7.9	907.2	△ 108,082,093	△ 60.6
5 補 助 費 等	395,269,747	24.7	297,698,718	13.2	68.9	97,571,029	32.8
6 そ の 他	476,855,454	29.9	1,089,081,546	48.4	879.2	△ 612,226,092	△ 56.2
7 投 資 的 経 費	190,632,132	11.9	163,416,923	7.3	46.2	27,215,209	16.7
(1) 普 通 建 設 事 業 費	111,044,980	7.0	99,446,832	4.4	10.4	11,598,148	11.7
補 助	26,564,216	1.7	32,500,532	1.4	△ 3.2	△ 5,936,316	△ 18.3
単 独	84,480,764	5.3	66,946,300	3.0	18.4	17,534,464	26.2
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	58,209,061	3.6	38,775,404	1.8	7,185.7	19,433,657	50.1
補 助	56,252,760	3.5	35,087,813	1.6	6,777.7	21,164,947	60.3
単 独	1,956,301	0.1	3,687,591	0.1	16,629.1	△ 1,731,290	△ 46.9
(3) 失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0.0	—	0	—
補 助	0	0.0	0	0.0	—	0	—
単 独	0	0.0	0	0.0	—	0	—
(4) 国 直 轄 事 業 負 担 金	21,378,091	1.3	25,194,687	1.1	19.1	△ 3,816,596	△ 15.1
8 繰 出 金	30,699,357	1.9	73,418,555	3.3	39.0	△ 42,719,198	△ 58.2
9 公 債 費	112,410,704	7.0	117,224,446	5.2	△ 1.0	△ 4,813,742	△ 4.1

歳 出 合 計	1,598,457,955	100.0	2,248,601,873	100.0	154.7	△ 650,143,918	△ 28.9
義務的経費（1 + 4 + 9）	444,607,514	27.8	567,634,597	25.2	44.9	△ 123,027,083	△ 21.7
投資的経費（ 7 ）	190,632,132	11.9	163,416,923	7.3	46.2	27,215,209	16.7
その他の経費（上記以外）	963,218,309	60.3	1,517,550,353	67.5	300.1	△ 554,332,044	△ 36.5

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、歳出合計の 27.8% を占めており前年度と比較して 21.7%、123,027 百万円の減となりました。普通建設事業費、災害復旧事業費等からなる投資的経費は、歳出合計の 11.9% を占めており前年度と比較して 16.7%、27,215 百万円の増となりました。

義務的経費のうち、人件費は前年度に定年退職予定者の勤務延長等を行ったことにより前年度と比較して 3.7%、10,131 百万円の減となりました。また、扶助費については前年度に震災に伴う災害救助等を行ったことにより 60.6%、108,082 百万円の減となりました。

投資的経費のうち、災害復旧事業費は震災に伴う復旧事業の増等により前年度と比較して 50.1%、19,434 百万円の増となりました。

その他の経費については、前年度に国から交付された補助金等により各種基金を造成したこと等により、前年度と比較して 36.5%、554,333 百万円の減となりました。

3 特別会計

企業会計を除く特別会計は 11 会計ありますが、それぞれの決算額は第 8 表のとおりです。

第 8 表 特別会計決算の状況

(単位 千円)

区 分	歳 入	歳 出	差 引 額
	決算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
公 債 管 理	62,458,634	62,458,634	0
土 地 取 得 事 業	598,441	475,090	123,351
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	261,891	118,578	143,313
小規模企業者等設備導入資金貸付金等	9,717,585	7,770,811	1,946,774

就農支援資金等貸付金	365,096	280,896	84,200
林業・木材産業改善資金貸付金	273,527	20,794	252,733
沿岸漁業改善資金貸付金	248,518	368	248,150
港湾整備事業	12,960,407	8,700,496	4,259,911
流域下水道事業	14,636,529	13,040,598	1,595,931
証紙収入整理	3,184,194	3,141,967	42,227
奨学資金貸付金	1,037,909	1,001,058	36,851
合計	105,742,731	97,009,290	8,733,441

上記特別会計の実質収支は、次のとおりです。

歳入総額	105,742,731 千円	(前年度 148,361,620 千円)
歳出総額	97,009,290 千円	(前年度 137,432,461 千円)
歳入歳出差引額	8,733,441 千円	(前年度 10,929,159 千円)
翌年度へ繰り越すべき財源	4,239,899 千円	(前年度 4,665,460 千円)
実質収支	4,493,542 千円	(前年度 6,263,699 千円)

4 歳入歳出決算純計の状況

一般会計と特別会計（企業会計を除く。）を合算し、一般会計と特別会計との間の重複額を控除した純計は第9表のとおりです。

第9表 歳入歳出決算額純計額

(単位 千円)

区 分	歳 入 額	歳 出 額	差 引 額
一 般 会 計	1,810,674,095	1,598,457,955	212,216,140
特 別 会 計	78,145,795	75,268,196	2,877,599
小 計 (A)	1,888,819,890	1,673,726,151	215,093,739
会 計 間 重 複 額 (B)	34,764,167	34,764,167	0

純 計 (A) - (B) (C)	1,854,055,723	1,638,961,984	215,093,739
平成 23 年 度 純 計 額 (D)	2,366,534,621	2,305,854,231	60,680,390
比 較	(C) - (D)	△ 512,478,898	△ 666,892,247
	(C) / (D) %	78.3%	71.1%
			354.5%

一般会計と特別会計の重複額に関する調 (平成 24 年度)

(単位 千円)

区 分	一般会計より繰入	一般会計へ繰出	重複額計
公 債 管 理	18,152,534	0	18,152,534
土 地 取 得 事 業	0	0	0
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	1,575	0	1,575
小規模企業者等設備導入資金貸付金等	50,849	138,537	189,386
就 農 支 援 資 金 等 貸 付 金	782	88,061	88,843
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 金	0	0	0
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	399	0	399
港 湾 整 備 事 業	4,862,858	612,705	5,475,563
流 域 下 水 道 事 業	7,153,330	3,211,312	10,364,642
証 紙 収 入 整 理	0	0	0
奨 学 資 金 貸 付 金	418,703	72,522	491,225
合 計	30,641,030	4,123,137	34,764,167

(参考)

平成 24 年度普通会計決算の状況

1 決算及び決算収支の状況

国の決算統計基準に基づく平成 24 年度の普通会計における歳入歳出決算額及び決算収支の状況は、次のとおりです。

歳入総額	1,792,391 百万円	(前年度	2,285,664 百万円)
歳出総額	1,577,312 百万円	(前年度	2,231,215 百万円)
歳入歳出差引額	215,079 百万円	(前年度	54,449 百万円)

これを細別すれば、第 1 表のとおりです。

第 1 表 普通会計の決算額及び決算収支の状況

(単位 千円、%)

区 分	平成 24 年度決算額 (A)	平成 23 年度決算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率
1 歳 入	1,792,390,540	2,285,664,394	△ 493,273,854	△ 21.6%
2 歳 出	1,577,312,040	2,231,214,824	△ 653,902,784	△ 29.3%
3 差 引 (1-2)	215,078,500	54,449,570	160,628,930	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	209,126,532	48,463,129		
5 実 質 収 支 (3-4)	5,951,968	5,986,441		
6 前 年 度 実 質 収 支	5,986,441	697,090		
7 単 年 度 収 支 (5-6)	△ 34,473	5,289,351		
8 財 政 調 整 基 金 積 立 金	23,826,041	10,476,373		
9 地 方 債 繰 上 償 還 金	0	0		
10 財 政 調 整 基 金 取 崩 額	1,075,038	0		
11 実質単年度収支 (7+8+9-10)	22,716,530	15,765,724		

平成 24 年度の普通会計決算は、歳入総額 1,792,391 百万円、歳出総額 1,577,312 百万円となりました。歳入で前年度比 21.6% の減、歳出で 29.3% の減となっています。

実質収支は 5,952 百万円の黒字となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は 34 百万円の赤字となりました。また、実質単年度収支については 22,717 百万円の黒字となっています。

2 主な財政分析指標の状況

国の決算統計基準等により計算された主な財政指標は、第 2 表のとおりです。

第 2 表 主な財政指標の状況

(単位 百万円、%)

	本 県		全国平均	東北 6 県平均
	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年度
1 財 政 力 指 数	0.41304	0.41819	0.45529	0.34702
2 経 常 収 支 比 率	95.6	95.0	94.1	94.1
3 公 債 費 負 担 比 率	17.6	15.9	22.3	21.2
4 実 質 公 債 費 比 率	14.1	14.4	14.8	15.8
5 地 方 債 年 度 末 現 在 高	1,361,769	1,344,546	1,889,822	1,384,364
6 積 立 基 金 年 度 末 現 在 高	894,248	934,037	158,283	325,559

注 上記指標（本県及び全国平均並びに東北 6 県平均）は 8 月時点での各県からの速報値に基づくものであり、いずれも単純平均である。

Ⅱ 知 事 直 轄

1 総説

県民とともにつくる県政を進めていく上で前提となる、県政広報の充実や積極的な広聴活動に取り組むとともに、安全・安心な県づくりに向け総合的な安全管理の推進に努めた。

2 戦略的な情報発信の推進

「ふくしまから はじめよう。」のローガンの下、各部局と連携を図り一体感を持ちながら、ふくしまの「魅力」と「今」、復興へ向けて歩む本県の姿などを民放テレビや全国紙・地方紙、インターネットなど様々なメディアを活用して効果的に発信した。

(1) 「新生ふくしま」戦略的情報発信事業

県内外の人々の共感を得る情報を発信し、復興へ向けた前向きなイメージの向上を図った。

ア ふくしまから はじめよう。情報発信プラットフォームの整備

イ 「ふくしまから はじめよう。」の周知

ウ 全国的なメディアによる情報発信

エ ハンサムウーマン事業

(2) 新聞広報事業

県内及び中央の日刊紙の紙面を利用した広報を実施した。

(3) ふくしまから はじめよう。ゆめだより発行业

全戸配付県広報誌として、県民ニーズを踏まえた様々な情報を発信した。

(4) ラジオ・テレビ広報事業

県政の重要な施策等について、ラジオ・テレビを通じた広報を実施した。

3 積極的な広聴活動の推進

県民からの提案や意見・要望等を把握し県政に反映させるため、県民提案の募集やうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）、県政世論調査等の各種広聴事業を実施し、県民と「ともにつくる県政」を推進した。また、県政及び交通事故に関する個別の相談事業においては、

問題を解決するための相談・助言等を行い、県民生活の安定と福祉の向上を図った。

4 総合的な安全管理の推進

「福島県総合安全管理基本方針」に基づき、未然防止から危機発生時の対応、復旧までを網羅する総合的な活動であるリスク管理について、全庁的な取組を推進した。

また、県民が安全で安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現を目指し、東日本大震災や原子力災害等を踏まえながら、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づく基本計画の改定などを行った。

(1) リスク管理推進事業

リスク管理を強化し、危機発生時の未然防止及び被害の極小化に努めるとともに、職員の危機管理意識の向上を図った。

ア 危機事象への対応

イ リスク管理意識の啓発

(2) 安全で安心な県づくり推進事業

ア 地域の安全・安心活動に関する市町村やNPO等との意見交換

イ 「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」の改定（平成25年3月25日）

ウ 危機管理拠点の整備に向けた事例調査と検討

Ⅲ 総 務 部

1 総説

平成 24 年度においては、震災からの復興と原子力災害からの再生を加速させるため、多様な財政需要に対応するための財源の確保及び復興計画を着実に進めるための組織体制の整備に取り組むとともに、被災した私立学校に対する助成や市町村の復興・再生に向けた人的支援など、復興・再生に係る各種事務事業の推進に努めた。

2 復興・再生に向けた行財政運営の推進

(1) 復興・再生に向けた行財政運営方針の策定

復興・再生を着実に推進していくためには、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方として、平成 24 年 10 月に「復興・再生に向けた行財政運営方針」を策定した。

《基本的な考え方》

復興計画を着実に進めていくためには、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していく。

視点1：復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

視点2：復興を加速させる執行体制の強化

視点3：復興を進める市町村との連携強化

(2) 復興・再生財源の確保

平成 24 年度予算については、除染の推進や被災者への支援など、復興に向けた取組を着実に進めていくため、「復興元年」予算として当初予算を編成するとともに、避難指示区域の見直しに伴う災害復旧事業や県民の健康を守るための事業など、喫緊の課題に対応するため12度にわたる補正予算を編成した。

復興・再生に係る広範かつ多額の財政需要に対しては、事務事業の見直しなどによる財源捻出はもとより、震災復興特別交付税や「原子力災害等復興基金」を始めとする各種基金を有効に活用するなど、あらゆる方策を講じて財源確保に努めた。

また、被災者支援、企業立地及び事業再開を県税制で推進するため、県税条例の改正や新たな条例制定を行うとともに、納税者の被災状況

等に十分配慮した賦課徴収事務を適正・公正に実施した。

(3) 復興・再生に向けた組織体制の整備

復興・再生を進めていく中で生じる新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、重点プロジェクトなど復興計画に掲げる事業を着実に推進するため、以下に掲げる組織改正を行った。

ア 平成 24 年 6 月 15 日付け組織改正

- ・ 双葉郡等からいわき市への避難者に係る支援の強化（相双保健福祉事務所いわき出張所の新設）

イ 平成 25 年 4 月 1 日付け組織改正

- ・ 長期避難者等の生活拠点整備に向けた組織体制の強化（生活拠点課の新設）
- ・ 環境創造センター（仮称）の整備に向けた組織体制の強化（環境創造センター整備推進室の新設）
- ・ 医療福祉機器関連産業集積に向けた推進体制の強化（医療関連産業集積推進室の新設）
- ・ 環境放射線モニタリング体制の強化（放射線監視室の新設）
- ・ 県民健康管理体制の強化（健康管理調査室の執行体制を強化し、県民健康管理課へ改編）
- ・ 富岡土木事務所の組織体制の強化（復旧・復興課の新設）

(4) 復興・再生に向けた人員の確保

平成 25 年度に向けて正規職員や任期付職員の採用により職員を大幅に増員したほか、引き続き、他県等応援職員の受入れを行うなど必要な人員を確保するとともに、適正な配置に努めた。

他県等応援職員受入数 平成 24 年度決定数 230 人（40 団体）

平成 25 年度決定数 220 人（44 団体）

3 行財政改革の取組

行財政改革に関する次の取組等について、引き続き個別に進行管理を行った。

(1) 公社等外郭団体の見直し

「公社等外郭団体見直しに関する実行計画」に基づき、計画的かつ着実な見直しを推進した。

《主な取組内容》

- ① 17 の公社等について点検評価を実施し、公社の運営状況等を調査した。

② 助福島県文化振興事業団と助福島県文化振興基金との統合を支援した。

③ 新公益法人制度への移行を支援した。

・ 助ふくしま市町村建設支援機構：平成24年6月移行

・ 助ふくしま海洋科学館、助福島県観光物産交流協会、助福島県栽培漁業協会、助ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団、助福島県都市公園・緑化協会：平成25年4月移行

(2) 企業局事業の見直し

企業局事業の見直しを進め、次の取組を推進した。

ア 工業用水道事業

- ・ 相馬工業用水道及び磐城工業用水道において、新たな供給契約を締結
- ・ 老朽化及び耐震化対策のため、中長期計画に基づき大規模改修等を実施

イ 地域開発事業

- ・ ビジネスパーク2件、ライフパーク23区画を分譲
- ・ 工業の森・新白河B工区に進出する三菱ガス化学株式会社との売買契約に基づく造成工事の推進（田村西部地区の分譲率79.2%、工業の森・新白河C工区80.6%、ビジネスパーク47.9%、ライフパーク57.3%）

(3) 県立病院事業の見直し

「県立病院改革プラン」等に基づき、次の取組を推進した。

ア 県立病院改革プランの策定及び実施

公立病院の抜本的な改革を求める国のガイドラインに対応して平成21年5月に策定した「県立病院改革プラン」に沿って、良質な医療の提供及び病院経営の健全化に向けた取組を進めた。

イ 会津医療センター整備の取組

平成25年5月11日の開所に向けて建設工事を着実に進めるとともに、県立医科大学附属病院化に伴い、円滑な移行を行うため、運営・医療情報システム、医療機器等を導入するなど必要な医療機能の確保を図った。

4 入札等制度改革

平成18年12月に策定した「入札等制度改革に係る基本方針」に基づき、平成24年度においても、継続して透明性・競争性・公正性と品質

の確保に十分留意した入札等制度の構築と運用に取り組んだ。

具体的には、東日本大震災等の災害箇所に係る災害復旧工事等の発注件数が平成 23 年度後半から増加してきたことに伴い入札不調の件数も増加してきたが、このことは本県の復旧・復興の妨げとなるため、入札不調の要因の分析・検証を行った。

その結果を踏まえた要綱等の改正を平成 24 年度末に行い、総合評価方式（復興型）の新設、福島県版復興 J V 制度の拡充、公募型随意契約の対象金額の拡大、地域要件・格付要件の弾力的な運用、提出書類に係る簡素化の試行等を平成 25 年度から実施することとした。

5 地方分権の推進

地方分権については、国の関与を縮小し、地方の自由度と裁量権の拡大を図ることにより、「自らの地域は自らの手でつくる」という住民の意向を尊重した自治を実現していくことが本来の目的であるが、義務付け・枠付けの見直しや地方への税財源の移譲が十分に進んでいないなど、大きな課題を残したままとなっている。

このため、本県では「住民が主役であることが実感できる地域社会の実現」を目指し、オーダーメイド権限移譲などに取り組んできたところであり、事務処理特例条例により県から市町村へ移譲した事務権限数は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 1,726 事務となっている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による義務付け等の見直しに対応するため、条例委任事項となった児童福祉法など 18 法律の施設等設置管理基準について、条例の制定等により関係規定を整備した。

6 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施

県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政を一層推進するため、情報公開制度の適正な運用に努めた。

平成 24 年度の開示請求に対する決定等件数は 9,773 件となっており、平成 23 年度に比べ約 1,300 件ほど増加した。平成 24 年度の決定等の状況の内訳は、次のとおりとなっている。

決定等の状況	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却下	合計
件数	4,898	3,547	42	1,179	107	0	9,773

また、個人情報の保護を一層推進するため、個人情報保護制度の適正な運用に努めた。

平成 24 年度の自己情報開示請求に対する決定件数は、文書による開示請求 257 件、試験の結果等の口頭による開示請求 9,229 件で合計 9,486 件となっており、文書による開示請求の決定等の状況の内訳は、次のとおりとなっている。

決定等の状況	開 示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	却 下	合 計
件 数	76	172	0	8	1	0	257

7 私立学校の振興

私立学校の教育条件の維持・向上及び経営基盤の安定並びに私立学校に学ぶ生徒等の父母の経済的負担の軽減を図るため、私立学校運営費補助を始め、私立高等学校等就学支援金の交付、私立高等学校等就学支援事業、私立幼稚園子育て支援推進事業等の実施に要する経費及び東日本大震災等からの復旧・復興を支援するため、被災児童生徒就学支援事業、私立学校設備整備事業（災害復旧）、被災私立学校復興支援事業等の実施に要する経費として、110億9,224万6千円の補助金を学校法人等に交付し、私立学校の振興を図った。

また、(社)福島県私学振興基金協会に対して、私立高等学校等の施設整備、東日本大震災からの復旧等に対応するための資金貸付原資として総額3億8,772万8千円の貸付を行い、私立学校の教育条件の整備を図った。

8 公立大学法人の運営支援

公立大学法人福島県立医科大学及び同会津大学が、自主性・自律性を高め、自らの権限と責任において優れた教育や研究及び地域貢献などを的確に行っていくために必要な経費として、福島県立医科大学に対し80億31万5千円、会津大学に対し32億7,774万3千円の運営費交付金を交付するなど、公立大学法人の運営を支援した。

9 県庁舎等の整備

(1) 県庁舎及び合同庁舎の耐震対策

県庁舎及び合同庁舎の耐震対策を進めるため、県庁本庁舎については、平成25年3月に耐震改修工事の基本計画・実施設計を完了した。

また、合同庁舎では白河合同庁舎について、平成24年12月に耐震改修工事が完了した。

(2) 警察本部庁舎の整備

警察本部庁舎については、県民の安全・安心を支える重要な施設であることから、現庁舎が有する分散、脆弱等の課題を解決するため、「新たな警察本部庁舎を整備する」との基本方針に基づき、平成24年8月に基本構想・基本計画の策定に着手し、同年12月に基本構想を策定した。

10 市町村の振興

(1) 市町村の復興・再生に向けた人的支援

復興・再生事業の本格化に伴い、市町村における職員不足に対応するため、全国市長会・全国町村会を通じた全国の市区町村への人的支援要請に関する調整（総務省スキーム）や特に確保が困難な技術職を中心に任期付県職員を採用し、市町村へ派遣する取組を行うなどにより、必要な人員の確保に努めた。

総務省スキームによる県内市町村への派遣職員数 平成 24 年度派遣数 105 人（18 市町村）

市町村派遣任期付職員数 平成 24 年度に次年度派遣を内定した数 29 人（14 市町村）

(2) 市町村の広域連携に対する取組支援

人口減少・超高齢社会の本格的な到来の中で、市町村が地域のニーズに応じた行政サービスの提供や活力ある地域づくりを行えるよう、市町村の主体的な広域連携を支援することとした。

こうした中、奥会津 5 町村（只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村）において、平成 22 年 4 月 1 日に「奥会津振興センター」が開所されたことに伴い、同年 5 月より県職員 1 名を駐在させるとともに、運営に必要な経費として 600 千円の交付金を交付した。

(3) 福島県市町村振興基金の貸付け

平成 24 年度においては、下記のとおり貸付けを行い、また、期中の運用益 7,232 万 3 千円を積み立て、特例措置による 4,434 万円を取り崩した結果、年度末の基金総額は 189 億 2,764 万 9 千円となった。

なお、当該基金の貸付けは、地方債の借換えを除き償還期限が 10 年以内又は 15 年以内であり、かつ、低利又は無利子により行っており、関係市町村等の財政負担の平準化と軽減に寄与している。

区 分	団体数	貸 付 額
公共施設等整備事業枠	7	275,300千円
一 般 事 業	2	66,100
特 別 事 業	5	209,200
準過疎地域振興事業	0	0
復旧復興事業枠	0	0千円
復 旧 復 興 事 業	0	0

財政健全化事業枠	1	30,000千円
公債費負担軽減事業	1	30,000
公社等経営健全化事業	0	0
計	延べ8	305,300千円

(4) 福島県原子力発電所立地地域振興基金の貸付け

平成 24 年度においては、貸付けの実績はなかった。なお、期中の運用益 259 万 1 千円を積み立てた結果、年度末の基金総額は 20 億 4,571 万 3 千円となった。

Ⅳ 企 画 調 整 部

1 総説

福島県の復興のため、以下に記載の項目を始めとした、総合的な企画の立案及び調整を積極的に推進した。

(1) 復興・再生の推進体制の整備

平成 24 年度を「復興元年」と位置付け、平成 23 年 5 月に設置した福島県東日本大震災復旧・復興本部が全庁的な推進役となって、復興・再生の様々な施策を推進した。

また、福島復興再生特別措置法の改正、福島復興再生総局の発足など国の復興体制の強化等に対応し、全庁一体となって復興・再生を推進する体制を強化するため、平成 25 年 3 月に「新生ふくしま復興推進本部」を設置し、復興・再生の加速化に取り組んだ。

(2) 総合計画見直し・復興計画の推進

東日本大震災や原子力災害等による本県を取り巻く社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、総合計画を全体的に見直し、平成 24 年 12 月に「ふくしま新生プラン」を策定した。

また、復興計画の進行管理を行うとともに、避難指示区域の見直しに伴う避難者への支援など、状況の変化に対応した取組の追加や見直しを行い、平成 24 年 12 月に「復興計画（第 2 次）」を策定した。さらには、平成 25 年 3 月までに、「ふくしま新生プラン」の部門別計画である 17 の計画を改定した。

2 福島復興再生特別措置法など復興に向けた取組

(1) 福島復興再生特別措置法関係

平成 24 年 3 月 31 日に施行された福島復興再生特別措置法第 5 条に基づき、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を総合的に推進するため、安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現など 3 つの目標を掲げた福島復興再生基本方針が 7 月 13 日に閣議決定された。

また、同法第 7 条に基づき、避難解除等区域の復興・再生を推進するため、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針や国、県、市町村の具体的取組内容を定める避難解除等区域復興再生計画が、知事の申出、意見聴取を経て平成 25 年 3 月 19 日に内閣総理大臣により決定された。

(2) 福島復興特区推進事業

東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を図るため、平成 23 年 12 月に、規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例措置が盛り込まれた東日本大震災復興特別区域法が施行されたことから、庁内及び市町村に周知するとともに、円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため必要となる復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成等について、以下の取組を実施した。

ア 復興推進計画申請

(ア) 県の復興推進計画

特 区 名 称	申 請 日	認 定 日	担 当 部
ふくしま医療関連産業復興特区	H24. 2.29	H24. 3.16	商工労働部
ふくしま産業復興投資促進特区	H24. 2.29	H24. 4.20	商工労働部
福島県保健・医療・福祉復興推進特区	H24. 4. 6	H24. 4.20	保健福祉部
福島県確定拠出年金復興特区	H24. 7.19	H24. 8. 3	企画調整部

※ ㉓年度

(イ) 市町村の復興推進計画

県は、市町村の検討状況に応じて個別に必要な助言を行うなど、市町村の計画作成を支援。

特 区 の 内 容	市町村名	認 定 日
応急仮設建築物の存続期間の延長に係るもの	南 相 馬 市	H24. 7.27
課税の特例措置に係るもの (サンシャイン観光推進特区)	い わ き 市	H24.11.13
利子補給金の活用による中核企業の設備増強 支援に係るもの	会津若松市	H24. 4.20
	南 相 馬 市	H24.11.13
	磐 梯 町	H24.12.21
	いわき市（2件）・ 田村市・川俣町・ 鏡石町・三春町	H25. 2. 1
	下 郷 町	H25. 2.22

イ 復興交付金事業計画の提出

【提出回別採択額】

回	提出市町村数	交付可能額通知	県事業	市町村事業	合計
第2回	20	H24. 5.25	32.2 億円	273.9 億円	306.1 億円
第3回	16	H24. 8.24	47.0 億円	90.7 億円	137.7 億円
第4回	18	H24.11.30	201.8 億円	586.6 億円	788.4 億円
第5回	25	H25. 3. 8	171.1 億円	95.9 億円	267.0 億円

ウ 復興整備協議会の開催（復興整備計画の作成）

防災集団移転促進事業等の復興まちづくりを円滑に進めるため、土地利用の再編に係る許認可手続きの特例等が受けられる復興整備計画を浜通りの各市町と共同で作成するとともに各市町・県及び国等関係機関で構成される復興整備協議会を設立し、計画の内容を協議し、必要となる国の同意を得た。

【復興整備協議会会議実績】

市町村名	実施回数	実施日	主な協議内容
いわき市	4回	H24. 6. 7、H24. 7.27、 H24.11.26、H25. 2. 1	・ 2 ha を超える農地転用が必要となる土地利用方針（農水大臣同意） ・ 防災集団移転促進事業（国交大臣同意）
相馬市	4回	H24. 6. 7、H24. 7.27、 H24.11.26、H25. 2. 1	・ 2 ha を超える農地転用が必要となる土地利用方針（農水大臣同意） ・ 土地利用基本計画の変更及び地域森林計画区域の変更
南相馬市	4回	H24. 7.27、H24.11.26、 H25. 2. 1、H25. 3.27	・ 2 ha を超える農地転用が必要となる土地利用方針（農水大臣同意） ・ 防災集団移転促進事業（国交大臣同意）
広野町	2回	H24.11.26、H25. 3.27	・ 2 ha を超える農地転用が必要となる土地利用方針（農水大臣同意）
新地町	5回	H24. 7.27、H24. 9.20、 H24.11.26、H25. 2. 1、 H25. 3.27	・ 2 ha を超える農地転用が必要となる土地利用方針（農水大臣同意） ・ 防災集団移転促進事業（国交大臣同意） ・ J R 常磐線移設にかかる都市計画の決定（国交大臣同意）

3 避難地域市町村の復興推進

(1) 避難地域市町村との連絡調整

避難地域 12 市町村のうち田村市を除く 11 市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等の職員と連携し、市町村長等の意向・要望の収集、市町村の帰還・復興に向けた取組の支援、市町村に対する必要な助言及び県と市町村間の連絡調整を行った。

(2) 避難地域市町村の復興推進のための総合調整

双葉郡 8 町村や避難地域 12 市町村と国・県との協議の場を設け、避難地域全体の復興の在り方やそれぞれの市町村が抱えている課題等を整理して認識を共有し、必要な施策等の実現を図った。

(3) 長期避難者等の生活拠点の整備に向けた調整

長期避難者等の生活拠点の整備に向け、受入自治体や避難自治体、国との協議・調整を図った。

また、部局横断の生活拠点プロジェクトチームを設置・運営し、長期避難に伴い生じる諸課題や支援策について検討を行った。

(4) 避難地域市町村の帰還に向けた環境の整備

避難地域市町村の帰還に向けて、国とチームを組んで各市町村を訪問・協議し、市町村の求める個別施策の具現化を図った。

また、部局横断の帰還支援プロジェクトチームを設置・運営し、避難地域市町村が抱えている共通の課題や単独では解決困難な課題等の解決を図った。

4 再生可能エネルギーの導入・普及促進

「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」(平成 24 年 3 月)で掲げる 2040 年頃までに県内エネルギー需要の 100%相当の再生可能エネルギーを生み出すとした導入目標の実現に向け、次の様々な取組を推進した。

(1) 住宅用太陽光発電に係る導入補助事業や小水力発電の事業可能性調査補助事業などによる普及促進を図った。

(2) 産学官連携の推進組織「福島県再生可能エネルギー推進センター」や県内事業者のネットワーク「ふくしま再生可能エネルギー事業ネット」の創設など組織面での体制を整備することにより、地域に利益が還元され、震災・原発事故からの早期復興に寄与する発電事業を支援した。

(3) NPOへの委託による再生可能エネルギーに関する普及啓発に取り組んだ。

その結果、本県における平成 24 年度末の再生可能エネルギー導入量（原油換算）は、1,988,124kl となった。

5 土地利用対策及び総合的な水管理の推進

(1) 土地利用対策の推進

東日本大震災などの影響を踏まえ、県国土利用計画及び県土地利用基本計画の見直しを行った。

また、土地利用基本計画等の適切な管理、土地売買等の届出に係る利用目的審査及び地価調査を行うなど、総合的な土地利用対策を実施した。

(2) 総合的な水管理の推進

大震災からの復興及び人口減少や地球温暖化現象に対応するため、平成 25 年 3 月「福島県水資源総合計画（新生ふくしま水プラン）」の改定を行った。

また、本県の豊かな水環境を保全し、健全な水循環を将来に引き継いでいくため、「出前講座」の実施や「水環境活動団体交流会」等への助言・参加により、水に関する活動団体等の取組や連携を支援した。

6 過疎・中山間地域など地域振興対策の推進

(1) 過疎・中山間地域振興対策の推進

「福島県過疎・中山間地域振興条例」及び「福島県過疎・中山間地域振興戦略」に基づき、本庁に過疎・中山間地域経営戦略本部会議、各地方振興局単位に地方会議を設置し、全庁的な推進体制により過疎・中山間地域の振興を推進するとともに、過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村が策定した「過疎地域自立促進市町村計画」の変更に対して助言・指導を行った。

また、人口減少と少子高齢化が進む中、震災や原発事故の影響を受けるなど厳しい状況にある集落を支援するため、福島県過疎・中山間地域振興戦略（「里・山いきいき戦略」）を平成 25 年 3 月に改正するとともに、「頑張る集落応援事業」を実施した。

ア 大学生の力を活用した集落復興支援事業 7 集落で実施、地域づくりオープンカフェ 1 回開催

イ 頑張る集落青空市場支援事業 青空市場 1 回開催（東京都内）、2 町 1 団体参加

過疎・中山間地域振興フォーラム 1 回開催（県内）参加者 100 名

(2) 地域づくり総合支援事業の実施

住民が主役の個性と魅力ある地域づくりの推進を図るため、民間団体や市町村等が行う広域的又は先駆的な事業や過疎・中山間地域の集落再生のための取組を支援するとともに、過疎・中山間地域の振興を図るため、各地方振興局を中心に先出先発機関が各地域の状況に応じて事業を企画・連携して実施した。平成 23 年度からは住民が主役の復興に向けた地域づくりを支援するため、震災関連事業についても補助対象とし、優先的な採択を行った。

また、NPO法人やボランティア団体などの地域協働団体等と県・市町村が行う地域課題解決を図ることを目的とした先駆的な協働モデル事業に対して補助金を交付した。

平成 24 年度は、各地方振興局管内の優秀取組団体のリーダーを募集し、事例発表や各団体の活動報告、意見交換などによるネットワークを構築し、復興に向けた地域活動や地域力の底上げを図った。

ア サポート事業	233 件採択（補助金額 299,674 千円） （一般枠 204 件（うち復興関連事業 175 件）、 過疎・中山間地域集落等活性化枠 29 件）
イ 過疎・中山間地域連携事業	14 事業実施（総事業費 44,849 千円）
ウ 地域協働モデル支援事業	89 件採択（補助金額 399,920 千円） （一般枠 4 件、地域団体等支援重点化枠 2 件、震災対応案件 83 件）
エ 復興地域づくり担い手創出事業	20 団体参加（総事業費 527 千円）

(3) 広域的な地域づくりの促進

ア 新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業の実施

過疎化・高齢化が進行している只見川電源流域の復興を図るため、関係 7 町村で構成する只見川電源流域復興協議会が行う地域産業確立事業、奥会津地域人材育成事業、地域連携・暮らし向上事業及び各町村が行う歳時記の郷基盤整備事業（金山町道の駅「奥会津かねやま」など 6 事業）に対し、補助金を交付した。（補助額 1.8 億円）

平成 24 年 12 月に「只見川流域豪雨災害復興基金（積立額 20 億円）」を設置し、平成 23 年新潟・福島豪雨災害からの復興に向け、「JR 只見線の利活用促進」「地元産業の 6 次化の推進」に関する事業を支援した。

イ 阿武隈地域振興事業の実施

平成 24 年度は、大震災等を踏まえた阿武隈地域の今後の復興と地域づくりについて考える契機とするため、平成 24 年 10 月に阿武隈地域振興シンポジウムを開催した。（参加者 400 名）

平成 16 年 7 月に策定した「阿武隈地域振興プラン 21」に基づき、市町村間の有機的な連携による広域的な地域づくりの促進を図るため、阿武隈地域を巡るスタンプラリーの実施、「げんき咲かそう！ふくしま大交流フェア」への出展、ホームページによる阿武隈地域の情報発信などを実施した。

ウ FIT 構想の推進

F I T構想に基づき、広域観光交流や交流・二地域居住などの主要プロジェクトを推進するため、首都圏におけるF I T地域のP Rイベント（まるとF I Tフェア）を開催し約2.5万人の来場者があった。また、プロジェクトの推進事業に対して3件助成を行ったほか、交流・二地域居住セミナーの開催やF I T構想推進協議会のホームページのコンテンツ充実を図った。

(4) 電源地域の振興促進

ア 原子力災害等からの復興を図るとともに、公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を実施するため、市町村に対し福島県市町村電源立地地域対策交付金を交付した。（交付額9.3億円）

イ 学校施設の整備や、警戒区域の指定に伴い実施が困難となった一部地域に係る原子力立地給付金について、それぞれ基金造成事業を実施した。（基金造成額7.2億円）

ウ これまでの電源地域の振興に資する事業に加えて、原子力災害等からの復興・地域経済の再生を実現する事業などについても支援を行うため、(財)福島県電源地域振興財団が行う電源地域振興事業に対して補助を行った。（補助額1.2億円）

エ 国に対して原子力緊急事態を発生させた事故による経済社会や住民の生活への影響からの回復と復興を目的とする新たな交付金の創設を要望し、福島原子力事故影響対策特別交付金が創設された。

(5) 石油貯蔵施設周辺の地域整備

石油貯蔵施設周辺地域の住民福祉の向上を図るため、9市町村に対し石油貯蔵施設立地対策等交付金を交付し、公共用施設等の整備を促進した。（交付額1.2億円）

7 ふくしま情報化推進計画の推進

(1) 電子県庁の推進

電子県庁の実現による県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、ネットワークシステム、インターネットシステム及びグループウェアで構成される「福島県情報通信ネットワークシステム」並びに電子申請・届出システムである「ふくしま県市町村共同電子申請システム」の安定・安全稼働に努めた。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災無線を利用した迂回回線の設置による、通信回線の強化を実施するとともに、県庁・主要6合庁において無線LANによる災害発生時の県民への災害情報提供等のネットワーク環境の整備を実施した。

(2) 情報通信基盤の整備

過疎・中山間地域等における携帯電話の通話可能エリア拡大を図るため、「携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業」を5市町村11

地区（前年度からの繰越分を含む）で実施した。（事業費 2 億円）

また、地上デジタル放送難視聴地区の解消のため、「地上デジタル放送共聴施設整備支援事業」を 5 市町村 19 地区（前年度からの繰越分を含む）で実施した。（事業費 7,309 千円）

8 統計調査事業の推進

(1) 統計の普及啓発

県ホームページ「ふくしま統計情報ボックス」の更新・充実に努め、県民に適時適切に統計情報を提供した。加えて、「県勢要覧」や「一目でわかる福島県の指標」など各種刊行物の発行や統計グラフコンクールの実施等により統計に対する理解の促進に努めた。

また、統計調査員の資質向上のため研修会を実施したほか、各市町村の要請に応え自主研修会への講師派遣等を行った。

(2) 統計調査の円滑な実施

統計法令及び福島県統計調査条例に基づき、周期調査である「平成 24 年就業構造基本調査」を始め、経常調査である労働力調査等各種統計調査の円滑な実施に努めた。（周期調査 2 調査、経常調査 12 調査）

(3) 統計分析の実施及び公表

県及び県内市町村経済の規模・構造や成長率などを推計した「県民経済計算」や直近の主要経済指標を用いて分析した「最近の県経済動向」等を公表した。

また、産業連関表を利用した経済波及効果分析を実施し「アナリーゼふくしま」として取りまとめるなど、政策形成や県内景気判断の基礎資料となる統計分析情報の提供に努めた。

9 新“うつくしま、ふくしま。”県民運動の推進

(1) 県民参画の県づくりの推進

県民、住民自治組織、市民活動団体（NPO）、学校、企業、行政等の多様な主体が連携し、「地域コミュニティの再生」を基盤に、「安心・安全な地域づくり」、「子育てしやすい環境づくり」、「環境問題への対応」の 3 つの重点テーマに取り組むことを通して、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会の形成を図るため、構成員による推進会議を開催し、震災復興に向けた取組に関する事例発表等を行った。

ア ふくしま・きずな物語発信事業

震災を契機とした「きずな」をテーマとする作文・エッセーを募集し、ふくしまふるさと絆交流会（優秀作品の表彰式及び朗読会）の開

催、作品集の作成、パネル展示を実施した。

(2) 民間非営利団体の活動の促進

NPO法人に係る各種認証や指導等を実施するとともに、ボランティアやNPOの活動基盤の強化を支援するため「ふくしま地域活動団体サポートセンター」を設置し、寄附や融資の促進等に関する講座の開催、情報提供、各種相談対応等を行った。さらに、地域活動団体、行政等の多様な主体が協働して地域課題の解決に当たるモデル的取組を支援し、その定着・発展を図った。

10 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

大震災などによる社会経済情勢の変化を踏まえ、平成25年3月に、平成32年度を目標年次として、文化振興基本計画「ふくしま文化元気創造プラン」、生涯学習基本計画「夢まなびと創造プラン」、スポーツ推進基本計画「ふくしまスポーツ元気創造プラン」を改定し、文化スポーツの振興と生涯学習の推進により、大震災からの復興・再生を図ることとした。

(1) 文化の振興

ア 地域伝統芸能全国大会開催事業

平成24年10月に県内外及び海外の伝統芸能の公演、県内各地の観光PR及び地場産品等の展示販売を実施した。

(参加者数：68団体(約1,400名) 来場者数：約62,000名)

イ 声楽アンサンブルコンテスト全国大会の開催

全国から声楽アンサンブルグループの参加を募り、123団体により「第6回声楽アンサンブルコンテスト全国大会」を開催した。

(2) 生涯学習の推進

ア 生涯学習による復興応援

地域コミュニティを再生するには、地域課題を解決するための県民一人ひとりの「力」が欠かせないことから、NPO職員、自治会長、地域住民等に学びの場を提供する各種講座を実施した。

(①地域リーダー養成セミナー(県内4地区)参加者：90名 ②地域再生のための住民力アップ講座(全6回)参加者：延べ96名

③避難住民への学びの支援(全37回)参加者：延べ772名)

イ 東日本大震災の記録保存活用

東日本大震災の体験、記録、記憶、教訓を次世代に継承するため、資料の収集及び保存等を行った。

(ア) 資料の収集、保存、活用の推進 体験等の証言の映像収録：104件 写真・動画等：約31,000点 パネル展：6回

ウ 将来にわたる文化の担い手の育成

青少年に多彩な文化に接する機会を拡充し、積極的、主体的に文化活動を行うことができるよう「詩の寺子屋」や「伝統芸能交流会」を開催し、青少年の文化活動を促進した。

(詩の寺子屋(1回)参加者:25名、民謡寺子屋(3回)参加者:324名、伝統芸能交流会(1回)参加者:76名)

エ 県民カレッジの推進

県内の様々な機関・団体が連携して、それぞれが提供する学習機会を体系化し、インターネットを活用して提供する「県民カレッジ」を運営し、県民の学習活動を支援した。

(3) スポーツの振興

ア スポーツを楽しむ環境の整備

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現のために、各種の事業の実施と指導者の育成・確保に努めた。

(ア) 福島スポーツフェスタ 2012 の開催 参加者数:5,860名

(イ) スポーツ指導者研修 7事業:922名

イ 優秀な選手の育成と競技力の向上

「スポーツに強いふくしま」を確立させるため、競技団体が行う強化合宿や中学・高校の運動部への支援のほか、競技指導者のスキルアップと競技団体のガバナンス力の強化を図るなどにより、競技力の維持・向上に努めた。

(ア) 一般強化合宿事業 41競技

(イ) 中学・高等学校運動部指定事業 27校32運動部

(ウ) 競技指導者スキルアップセミナー 2回開催

(エ) 競技団体のガバナンス強化セミナー 1回開催

(オ) 県総合体育大会の開催 12,286名

ウ 「陸上王国福島」に向けた取組

駅伝や福島大学の陸上競技など本県が誇れるスポーツ財産をさらに大きく伸ばすため、中学・高校生を対象としてトップアスリートによる練習会を行い、ジュニア層の強化と競技者のすそ野の拡大を図った。

エ 復興の後押しともなる全国規模のスポーツ大会の誘致

県民のスポーツへの関心を高めるとともに、地域の活性化や風評の払拭を図るため、他県から多くの参加が期待できるスポーツやレクリエーションの大会の積極的な誘致を図った。

スポーツを通じて全国との絆を深めることができた。特に、他県から多くの子どもたちが来県し交流が図られたことは、本県の子どもたちにとって大きな心の支えともなった。

(全国との交流 ①第64回全日本9人制バレーボール実業団女子選手権大会 参加者:611名 ②第49回東日本ボウリング大会 参加者:347名 ③第12回日本デュアスロン選手権2012／福島 参加者:275名)

(子どもとの交流 ①「復興復活」ゴジラカップinすかがわ(ドッジボール大会) 参加者765名 ②第21回JOCジュニアオリンピックカップハンドボール大会 参加者1,111名 ③第1回U-12近県交流ミニバスケットボール大会 参加者405名)

V 生 活 環 境 部

1 総説

平成 24 年度は、まずは生活環境部のみならず全庁的に最優先に解決しなければならない課題である「東日本大震災を始めとする災害からの再生・復興」に取り組むとともに、「県民生活の安定・向上」を図るための各種施策に部の総力を挙げて取り組んだ。

2 東日本大震災を始めとする災害からの再生・復興

(1) 災害対応体制の整備

「福島県防災対策強化事業」として以下の事業を実施した。

ア 被災市町村支援体制整備事業

(ア) 広域避難が必要となるような災害発生に備え、食料等の救援物資を備蓄した。

県有施設において想定される広域避難者を 8,500 人とし、食料・物資（3 日分）のうち、3 年間で整備を進めることとした備蓄物資整備計画に基づき、アルファ米、水、毛布、ストーブ等を備蓄した。

(イ) 大規模な災害が発生した市町村に衛星携帯電話を携行させた情報連絡員（県リエゾン）を派遣し、情報連絡体制の強化を図るため、全市町村分の衛星携帯電話（59 台）を導入し、各地方振興局に配備した。

(ウ) 県職員の災害対策要員のための食糧等を備蓄した。

452 人分 × 3 日分

イ 災害対策本部体制強化事業

災害対策本部運営に必要な設備を整備した。

(ア) 情報収集用映像システム

大型ディスプレイ、テレビチューナー等一式

(イ) 事務処理用機器類

A パソコン：40 台

B ホワイトボード：6 台

C その他：電話配線修繕等、災害対策本部環境整備

(2) 原子力発電所の安全確保

「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく取組状況について、東京電力に対し定期的に報告を求めるとともに、適宜、現地調査を実施した。

ア 現地調査の実施

福島第一原子力発電所に7回、福島第二原子力発電所に3回の現地調査を実施し、必要な申し入れを行うとともに、調査結果については県ホームページ等で公表した。

イ 会議の開催

国及び東京電力の廃炉に向けた取組状況について、安全確保に関する事項の確認や、関係機関が情報を共有することを目的に「廃炉安全監視協議会」を設置し、会議を開催した。また、福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議や原子力事故対応関係市町村会議の開催により、国や関係市町村との情報共有を図った。

ウ 安全管理の徹底等に関する国及び東京電力への申し入れ

福島第一原子力発電所において、使用済燃料プール代替冷却設備が停電により停止するなど、仮設設備のトラブルが繰り返し発生し、東京電力に対して仮設設備の本設化による信頼性向上や県民への迅速かつ丁寧な情報提供に取り組むよう、申し入れを行った。

(3) 全県におけるモニタリングの実施

県内各地域の様々な分野において環境放射能モニタリングを行うとともに、測定結果をホームページ等を通して公表し、県民に周知した。

ア 空間線量率のモニタリング

県内全域で定点測定を実施するとともに、学校・児童福祉施設、公共施設等において、随時測定を実施した。

(ア) 公共施設等 可搬型モニタリングポスト等 572 台設置

(イ) 保育園、小中高校等 リアルタイム線量計 2,700 台設置

(ウ) 集会所等 延べ 41,905 カ所測定

イ 放射性核種分析

ゲルマニウム半導体検出器により、大気、土壌、海水等に含まれる放射性物質の核種分析を行った。

大気・土壌・海水等測定数 69,680 検体（農産物を除く）

ウ 測定結果の公表

測定結果は、県のホームページ上の「福島県環境放射能測定マップ」に表示するなど、県民に対する迅速かつ分かりやすい公表に努めた。

エ モニタリングポスト等の整備

空間線量率を長期的に安定して測定していくため、福島市など県内の 11 地点において、固定型モニタリングポストを整備した。

オ 野生鳥獣の放射線モニタリング

食用に供される狩猟鳥獣のモニタリング調査を実施した。

(4) 除染の推進

ア 市町村除染対策の推進

(ア) 県民の安全を確保するため、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画により各市町村が実施する面的除染等に要する経費を交付するなど、除染の推進を図った。

(イ) 県内の町内会等が行う通学路や局所的に線量が高い場所の除染活動に必要な経費等について、線量低減化活動支援事業により市町村経由で支援を行った。

イ 県有施設の除染

市町村が策定した除染実施計画に従い、県有施設等の除染作業を実施した。

ウ 除染推進体制の整備

(ア) 除染業務従事者等の育成のため、除染業務講習会を実施した。

A 除染業務従事者	修了者	4,442 名
B 現場監督者	修了者	2,176 名
C 業務監理者	修了者	1,267 名

(イ) 除染技術実証事業により広く除染技術を公募し、県が技術の評価を実施することにより、除染の効果的・効率的な方法の普及を図った。

除染技術実証事業	2回公募	計 18 件実施
----------	------	----------

(ウ) 除染事業や仮置場設置に係る住民理解の促進のため、地域対話フォーラムや仮置場現地視察会を開催するとともに、住民説明会への専門家派遣を実施したほか、環境省と共同で除染情報プラザを運営し、除染に関する展示、情報発信等を行った。

A 地域対話フォーラム	5回開催	約 450 名参加
B 仮置場現地視察会	6回開催	約 180 名参加
C 専門家等派遣	112 件	

(エ) 除染業務の発注・施工管理にあたっての基準整備等を行うため、積算基準・共通仕様書・技術指針等の整備及び補完を行った。

(オ) 仮置場等の適切な維持管理を図るため、仮置場等での保管方法の実態の把握等を行った。

エ 除染ボランティアの活動支援

除染ボランティア活動を企画運営するNPO法人に事業を委託し、地域と一体となったボランティア活動への支援を行った。

(5) 拠点の整備

ア 福島県環境創造センター（仮称）の整備

環境放射能等のモニタリング機能、環境回復・創造技術の調査・研究機能、情報収集・発信機能及び教育・研修・交流機能を備えた福島県環境創造センター（仮称）の基本構想を策定し、設計に着手した。

イ 国内外の研究機関の誘致

国際原子力機関（IAEA）との間で放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する覚書を締結し、協力プロジェクト実施に向けた協議を開始した。

(6) 災害廃棄物の適正な処理

ア 災害廃棄物の適正な処理と関係補助金申請事務等の支援

国・市町村・事業者と連携し、災害廃棄物の適正な保管及び処理の促進を図るとともに、東日本大震災等に係る災害廃棄物処理事業及び施設の災害復旧事業に関する補助金の申請事務等を支援した。

イ 災害廃棄物処理基金事業

東日本大震災に係る災害廃棄物処理を行う市町村を支援するための基金を積み立てるとともに、基金から災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行う市町村に対し経費の一部を補助した。（災害廃棄物処理事業費補助金（国庫）の上乗せ補助）

補助先 23市町村（特定被災市町村）

ウ 廃棄物処理施設課題検討会の開催

放射性物質に汚染された焼却灰等の一時保管の増加などの様々な課題について検討するため、廃棄物処理施設課題検討会を開催（2回）するとともに、安全かつ効率的に焼却灰を保管するための手引書を作成した。

(7) 避難者支援

ア 生活支援

災害救助法及び被災者生活再建支援法を全県に適用し、民間借上住宅等の提供、住宅の応急修理、エアコンなどの附帯設備の設置、被災住宅の再建支援等を実施した。

また、災害で亡くなった方の遺族に対する災害弔慰金の支給、及び災害で障がいを負った方に対する災害障害見舞金の支給を行うとともに、災害で負傷した方や住宅・家財に被害を受けた方の生活再建のため、災害援護資金の貸付を実施した。

(ア) 応急仮設住宅の建設棟数	16,800 戸	(H25.3.31 現在)
(イ) 県内民間借上住宅の提供数	24,503 戸	(H25.3.31 現在)
(ウ) 雇用促進住宅、UR賃貸住宅等の提供数	3,774 戸	(H25.3.31 現在)
(エ) 住宅の応急修理の工事完了件数	23,479 件	(H25.3.31 現在)
(オ) 民間借上住宅エアコン等附帯設備設置件数	8,738 件	(H25.3.31 現在)
(カ) 日赤による家電の配布世帯数	65,398 世帯	(H25.3.31 現在)
(キ) 被災者生活再建支援金支給人数	38,479 人	(H25.3.31 現在)
(ク) 災害弔慰金支給人数	2,959 人	(H25.3.31 現在)
(ケ) 災害障害見舞金支給人数	29 人	(H25.3.31 現在)
(コ) 災害援護資金貸付人数	2,774 人	(H25.3.31 現在)

イ 情報提供紙 被災された皆さまへ「福島県からのお知らせ」の発行

- (ア) 直近の発行：「第 42 報」(平成 25 年 2 月 25 日) 89,140 部
- (イ) 配布先：県内各避難所、県内仮設住宅入居者（借り上げ含む）、県外避難者、県内各市町村
- (ウ) 経過：平成 23 年 8 月までは避難所への掲示、6 日おきに発行

平成 23 年 10 月からは月 2 回発行（うち 1 回は、戸別配布）、平成 24 年 1 月からは月 1 回発行

ウ 避難者支援連絡調整会議の運営

関係部局等の連携の下、県内外の避難者に係る課題を把握し、解決を図ることにより、避難者の生活の安定化に資することを目的として、会議を開催した。

- (ア) 平成 24 年度は 3 回開催。
- (イ) 関係部局の支援事業を一覧にまとめた「福島県避難者支援に関する事業一覧」を作成し市町村に配付するとともに、ホームページで公表した。

エ 県外避難者への支援

- (ア) 近隣都県への職員派遣

避難者の多い近隣都県に職員を派遣し、避難者受入自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応などにあたった。

派遣人員：13 都県 10 人

(イ) 住宅の提供

県外避難者に対し、避難者受入自治体等の協力を得て住宅等を提供した。

公営住宅等：16,083 人、民間賃貸住宅：29,523 人（平成 25 年 3 月 7 日現在）

(ウ) ふるさと情報の提供・発信

避難者がふるさと福島とのきずなを維持し、そして本県に帰還していただけるよう、避難者のニーズにきめ細かく対応した情報の提供・発信に努めた。

A 地元紙（福島民報、福島民友）の送付

送付先等：県外の図書館や公民館、避難者サポート施設等

20 都道県、813 か所、1,932 部、週 2 回発送（平成 25 年 3 月 28 日現在）

B 広報誌等の送付

原発・避難者特例法の指定を受けた 12 市町村の避難者約 43,000 世帯に月 2 回送付

C 避難者向け地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行

47 都道府県、1,616 か所、第 6 号まで発行（平成 25 年 3 月 21 日現在）

D 避難者支援ブログ、県ホームページによる情報発信

ブ ロ グ：平成 23 年 7 月～平成 25 年 3 月 累計 293,428 アクセス（平成 25 年 3 月 28 日現在）

ホームページ：平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月 累計 40,659 アクセス（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(エ) 避難者支援団体への助成

避難先において、避難者に対する相談、見守り、交流の場の提供などの支援事業を行う団体に対して、その経費の一部を助成し、避難者の実情やニーズに応じたきめ細かな支援をサポートした。

補助交付状況 22 都府県 50 団体（交付総額 42,712 千円）

(8) 原子力損害対策

ア 原子力損害対策推進事業

原子力発電所事故により被った損害の実態に見合った確実かつ迅速、十分な賠償がなされるよう、福島県原子力損害対策協議会の運営、

要望活動、関係省庁・機関との連絡、調整等を行った。

- (ア) 原子力損害対策協議会運営（全体会議（直接要求）1回、代表者会議1回）
- (イ) 原子力損害賠償紛争審査会への対応（5回対応）
- (ウ) 福島県原子力損害対策協議会による国等への要望活動の実施（7回実施）

イ 原子力賠償被害者支援事業

原子力災害により被害を受けている、個人、個人事業主及び法人を対象として、被害者が抱える問題を解消し、円滑な賠償請求、支払の実現へつなげるための支援を行った。

- (ア) 法律等相談事業（相談件数 4,956 件、うち弁護士対応 100 回、件数 233 件）
- (イ) 巡回法律相談事業（7 方部、実施回数 145 回、相談件数 354 件）

(9) J R 在来線の復旧

東日本大震災や平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨で大きな被害を受けた J R 常磐線、J R 只見線の早期全線復旧及び国の財政支援について、国及び J R 東日本等に対して要望を行った。J R 常磐線については、県職員 4 名を新地町に駐在させ、復旧事業に必要な用地の取得事務を J R 東日本から受託し、J R 東日本が行う常磐線復旧事業を支援した。

3 県民生活の安定・向上

(1) 青少年の健全育成・人権尊重の推進と男女共同参画社会の形成

ア 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年が、震災による逆境にくじけず、夢と希望を持って自己実現を図り、心豊かに成長できるよう、社会全体で青少年を育てていくための施策を実施するとともに、「ふくしま青少年育成プラン」を改定した。

また、青少年健全育成条例の適正な運用に努めるとともに、青少年健全育成県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議等と一体となって、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進するなど、青少年の健全育成に努めた。

- (ア) 青少年健全育成審議会の開催（優良書籍の推奨、有害図書類等の指定）（全体会 2 回、部会 3 回）
- (イ) 社会環境調査会の開催（3 回）
- (ウ) 社会環境実態調査の実施及び現地指導
- (エ) 青少年健全育成県民総ぐるみ運動街頭啓発活動の実施（7 月 7 日会津若松市）

- (オ) 福島県青少年育成県民会議への助成（少年の主張県大会及び青少年健全育成推進大会等の開催）
- (カ) 福島県青少年会館への助成
- (キ) 内閣府青年国際交流事業への協力
- (ク) 青少年のインターネット安全・安心環境の整備

イ 青少年総合相談支援事業の実施

青少年が抱える様々な悩みや問題に対応する相談窓口である「青少年総合相談センター」を運営し、ひきこもりや不登校など 236 件の相談に対応するとともに、青少年支援のネットワークにより総合的かつ継続的な支援に努めた。

また、同じような経験をした同年代の者同士による交流会等を内容とするピアカウンセリング事業を県内 6 方部で 7 回実施するなど、社会的自立の促進に努めた。

ウ 人権尊重の推進

継続的な広報活動や各種人権啓発事業を通じて、広く県民に対し人権尊重の理念の普及と人権への理解を深めることに努めた。

- (ア) 「人権への気づき」推進事業（ラッピングバス等による啓発、人権をテーマとした演劇公演等：南相馬市 460 名参加）
- (イ) 地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発活動市町村委託事業 21 市町村・人権の花運動 13 市町村小学校 50 校）

エ ユニバーサルデザインの推進

だれもが安心して快適に暮らすことができる社会を目指し、「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、ふくしま型ユニバーサルデザインの実現に努めるとともに、震災からの復興における取組にユニバーサルデザインの考え方を重視するため、同計画を改定した。

- (ア) ふくしま型ユニバーサルデザイン実践強化事業（復興のまちづくり研修会約 77 名参加、小学生向け UD 啓発ガイドブック増刷）
- (イ) ふくしま型 UD 実践発信事業（ユニバーサルデザイン推進会議の開催、「こおりやま UD ものづくりフェア」への出展）

オ 男女共同参画社会の形成

「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」及び「ふくしま男女共同参画プラン」に基づく施策の推進と、男女共生センターを指定管理者制度の委託により管理・運営することで、男女共同参画社会の形成に努めた。

また、同プランを改定し、復興・防災に男女共同参画の推進の視点を盛り込んだ。

- (ア) 福島県男女共同参画審議会の開催（2 回）
- (イ) 男女共同参画推進員の設置

- (ウ) ワーク・ライフ・バランス推進事業（大学生対象ワーク・ライフ・バランス講演会 47 名参加）
- (エ) 男女共生センターの管理・運営（調査研究・情報事業、研修事業（受講者 1,244 名）、相談事業（相談件数 3,372 件））

(2) 国際交流の推進

平成 22 年 3 月に策定した「ふくしま国際施策推進プラン」に基づき、国際化推進のための各種事業を実施するとともに、震災等による社会経済情勢の変化に対応するため、同計画を改定した。

ア 地球市民の育成

(ア) 語学指導等外国青年招致事業

「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により、語学指導等を行う外国青年を 132 名受け入れ、外国語教育、国際理解教育の充実強化や地域レベルの国際交流の推進を図った。

(イ) ふくしまグローバルセミナー

環境や貧困等の地球規模の問題について理解を深め、かつ、解決に向けた取組を行う人材を育成するためのセミナーを独立行政法人国際協力機構（JICA）やNGO等と連携して開催した。

イ 多様なネットワークの構築と活用

(ア) 国際交流員設置事業

JETプログラムにより、英語圏外国青年 2 名及び中国人青年 1 名を国際交流員として任用した。

(イ) 福島県国際交流協会支援事業

本県の国際化推進を官民一体となって体系的に展開するために設置された公益財団法人福島県国際交流協会を積極的に支援することにより、県民が一体となって国際化を推進する体制づくりを進めた。

ウ 多文化共生社会の推進

(ア) 多言語行政サービス提供推進事業

中国語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、英語に対応できるコーディネーターや通訳員を配置し、外国出身県民に対する多言語による情報提供や相談を行うとともに、三者通話が可能な電話（トリオフオン）を設置し、電話による外国出身県民からの相談に対して通訳サービスを提供した。

エ 世界への情報発信

(ア) 国際会議等誘致推進事業

関係機関を訪問し、国際会議等の情報収集・情報交換を行うとともに、インセンティブ旅行（企業等の行う報奨・研修旅行）のキーパーソンを本県に招へいし、インセンティブ旅行の効果等について検証を行った。また、「原子力安全に関する福島閣僚会議」等、本県で開催された国際会議に併せてパネル展示や視察ツアーを行うなど、本県の正しい情報や魅力を発信し、風評の払拭に努めた。

(イ) 風評被害払拭のための海外への情報発信強化事業

海外の福島県人会の代表を招へいし「在外福島県人会サミット」を開催し、本県の復興の取組等について理解を深めるとともに、ワールド県人会や各県人会の会員ネットワークを活用した情報発信に努めた。

オ 旅券発給と渡航情報の提供

一般旅券の適正な発給に努めるとともに、インターネットなどによる海外渡航情報の提供を行った。

(3) 消費生活の安定及び向上

県民の消費生活の安定及び向上を確保するため、自立した消費者の育成、消費生活相談窓口の充実、事業者への指導の強化等、県自らの消費者行政執行体制の充実強化を図るとともに、消費者行政機能強化に向け新たな取組を行う市町村に対し支援を行った。

ア 消費者行政の推進

消費者を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消費者行政の充実・強化を図り、各施策を総合的・効果的に推進した。

(ア) 消費生活審議会を運営した。

(イ) 県ホームページ及び情報紙「ふくしまくらしの情報」等の各種媒体による消費者への情報提供を行った。

(ウ) 多重債務者問題の解決を図るため、多重債務者対策協議会の開催を始めとした各種対策を実施した。

(エ) 消費者行政活性化基金を活用し、消費生活センター相談対応時間の拡大継続など県の消費者行政執行体制の強化を図るとともに、機能強化に向け新たな取組を行う市町村に対し、支援を行った。

イ 消費者教育の推進

消費者が消費生活に関し必要な知識を習得し、自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育推進事業を実施した。

(ア) 学校消費者教育推進事業として、学校消費者教育推進資料を作成した。

(イ) 消費者月間の推進を図った。

(ウ) 福島県金融広報委員会へ参画し、金融広報中央委員会の協力のもと、金融に関する消費者教育を行った。

(エ) 高齢者等の安全を身近で見守り、消費生活に関する啓発・助言を行う「消費生活推進員（愛称：見守りサポーター）」の出前講座を行った。また、県内高齢者等に対し消費生活に関する知識を普及するため、高齢者向け啓発パンフレットを作成し、情報提供を行った。

(オ) 若年層、特に新生活を始める学生や社会人を対象とした啓発パンフレットを作成・配布し、消費者被害に関する知識の普及・情報提供を行った。

(カ) 食の安全・安心推進事業として、消費者を対象に、講演会を10回、シンポジウムを1回開催した。

ウ 消費者保護の推進

消費者利益の保護や消費者を取り巻く様々な商取引の適正化を図るため、事業者に対し関係法律等に基づく調査・指導を行った。

(ア) 不当景品類及び不当表示防止法並びに消費生活用製品安全法、電気用品安全法、家庭用品品質表示法に基づく検査・調査・指導を行った。

(イ) 条例・特定商取引法・割賦販売法に基づく調査・指導・立入検査等を行うとともに、不当取引専門指導員を配置した。

(ウ) 消費者安全法に基づく消費者庁への通知により、消費者の安全確保を図った。

エ 消費生活協同組合の育成

消費生活協同組合の健全な発展と適正な運営を確保するため、調査・指導及び支援を行い、経営安定に必要な資金を貸し付けするなどして、組合の健全な育成を推進した。

オ 消費生活センターの管理・運営

複雑、多様化、高度化する県民からの消費生活相談に的確に対応するとともに、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため支援を行い、消費者の権利の擁護と利益の増進を図った。(相談件数 6,084 件)

カ 広報・啓発の推進

自立した消費者の育成及び消費者トラブルの未然防止を図るため、広報・啓発活動を効果的に行った。

(ア) 行政機関や各種団体からの講師派遣要請に応じて職員を派遣し、高齢者向け講座や若者向け講座等対象者に合わせてきめ細かな「出前講座」を32回実施した。

(イ) テレビ・ラジオ・インターネット等により情報提供を行った。

キ 放射能簡易分析装置整備の推進

食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家消費野菜や飲用井戸水などの放射性物質を分析するための検査体制を整備した。(放射能簡易分析装置配備台数 520 台、検査件数 196,817 件)

また、国及び市町村と連携し、食品と放射能をテーマとしたリスクコミュニケーション(講演会)を38回開催した。

ク 生活関連物資等価格及び需給動向調査

生活関連物資等の価格及び需給の安定に資するため、価格及び需給動向について調査を行い、県民に対し情報提供を行った。

(4) 公共交通の確保と交通安全対策の推進

ア 公共交通の確保

公共交通の維持・確保を図るため、事業者に対して補助金を交付するとともに、「バス・鉄道利用促進デー」などを通じて公共交通の利用促進を図った。

(ア) 鉄道網整備対策等の推進

第三セクター鉄道の経営安定化や地方鉄道の施設・設備の整備のための補助金を交付するとともに、国及びJR東日本等に要望活動を行った。

(イ) 地方バス路線維持対策の推進

生活交通路線を運行するバス事業者やバス事業等に主体的に取り組む市町村に補助金を交付した。

(ウ) 運輸事業の振興

軽油引取税の一定割合相当分を、(社)福島県バス協会及び(社)福島県トラック協会に交付し、輸送力の確保、輸送サービスの向上等を図った。

イ 交通安全対策の推進

交通事故を防止するため、「思いやり 人も車も 自転車も」を年間スローガンとして、各季の交通安全運動を積極的に展開するとともに、広報・啓発活動や参加・体験型の交通安全教育、仮設住宅に暮らす避難者の交通事故防止を図るための訪問指導活動を関係機関・団体と一体となって実施するなど、県民の交通安全意識を高めるための活動を行った。

(ア) 交通安全企画指導事業

(イ) 交通安全運動事業

(ウ) 事故多発地点緊急対策事業

(エ) 仮設住宅等交通事故防止対策事業

(5) 総合的な消防・防災体制の整備

ア 総合防災体制の充実強化

(ア) 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に対する初動対応を中心に福島県地域防災計画（震災対策編、一般災害対策編、事故対策編）の見直しを行った。

(イ) 気象予警報等の発表時には、所定の配備体制を敷き情報収集及び提供を行うとともに、地震や風水害等の応急対策を実施した。

(ウ) 消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災や山岳救助など空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施した。

- (エ) 平成 24 年 10 月 23 日宮城県仙台市において緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練（図上訓練）が開催され、本県からも参加し、他県との連携体制を確認した。
- (オ) 国民保護法及び福島県の国民の保護に関する計画に基づき、Jアラート、E m - N e t（エムネット）の導通訓練を定期的実施した。
- (カ) 災害発生時に正確な情報収集、情報伝達及び情報共有を図り、災害対策活動に役立てることを目的とした防災事務連絡システムについて、老朽化した機器を更新するとともに、東日本大震災を踏まえ、避難所情報等管理機能及び公共情報コモンズへの接続機能の追加等を行った。

イ 消防救急無線デジタル化の推進

各消防本部が行う消防救急無線のデジタル化について、国の各種助成制度等の周知や負担軽減に向けて国に要望を行うなど、円滑な計画の推進を図った。

ウ 消防職員・団員等の教育訓練の強化

消防職員の大量退職による大量採用の時期を迎え、県消防学校における教育訓練内容の拡充及び消防団員等に対する技術指導を実施し、消防職員・団員等の資質の向上を図った。

- (ア) 消防職員に対する教育訓練
- (イ) 消防団員に対する教育訓練
- (ウ) 一般教育訓練

エ 予防消防の充実

火災を未然に防止するため、火災予防運動や各種広報媒体等を通じて、県民の防火意識の高揚を図るとともに、女性防火クラブ等の民間防火組織の育成に努めた。

また、消防設備士試験の合格者に対する免状の交付及び消防設備士講習を実施し、安全な防火対象物を県民に提供できるよう努めるとともに、各消防機関を通して大規模店舗や福祉施設等への防火安全対策を指導し、予防消防の推進を図った。

- (ア) 火災予防運動の実施、住宅用火災警報器の普及啓発活動の実施
- (イ) 消防設備士免状交付
- (ウ) 消防設備士講習
- (エ) 民間防火組織の育成

オ 危険物規制の徹底

危険物規制事務の統一性及び適確性を期するため各消防本部に対する指導を行うとともに、各消防機関等と連携を保ち、危険物による災害の未然防止に努めた。

また、危険物取扱者試験の合格者に対する免状の交付及び作業従事者に対する危険物取扱者保安講習の実施などとおして、危険物取扱者の資質向上に努めた。

(ア) 危険物規制事務調査指導

(イ) 危険物取扱者免状交付

(ウ) 危険物取扱者保安講習

カ 救急高度化の推進

消防機関と医療機関の連携による、迅速かつ適切な傷病者の救急搬送及び受入れ体制の確立のため、消防機関の職員や医療機関の医師等を構成員とする協議会を開催し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」について検証を行った。

また、各消防本部における救急救命士の養成研修及び高規格救急車の整備について、その事業費に対する補助を行い、救急業務の高度化の推進を図った。

(6) 低炭素・循環型社会への転換と良好な景観形成の推進

ア 地球温暖化対策

(ア) ふくしまから発信！「福島議定書」事業

学校や事業所が、節電、節水、燃料の節減などの省エネルギーに目標を定めて取り組む、「福島議定書」事業を実施し、優秀な団体を表彰した。

また、地球にやさしい「ふくしま」県民会議を推進母体として、クールビズ推進、クールアースデー、エコドライブキャンペーン等の温暖化対策を県民運動として展開した。さらに、地球温暖化防止などの環境保全活動に対する県民の意識改革や具体的な取組を促進するため、各地方会議において、講演会など、地域の実情に応じた啓発活動を実施した。

(イ) エコポイントによる環境保全活動促進事業

県内の学校や環境保全活動団体が自主的に行う環境保全活動に対して、その成果に応じたポイントを付与し、当該ポイントを環境保全活動に使用する物品等と交換することにより、環境保全活動の一層の促進を図った。

(ウ) 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業

災害時に防災拠点となり得る公共施設及び民間施設への再生可能エネルギー等の導入を支援した。

補助件数 市町村 33 件、民間 3 件

イ 循環型社会形成の推進

(ア) エコ・リサイクル製品普及拡大事業

廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、県内で生じた廃棄物等を利用して製造された製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として認定するとともに、同製品利用促進のための広報を行った。

(イ) 地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業

地球にやさしい暮らし方をテーマに、県内の小学生に対し「福島エコライフ～あなたに伝えるポストカード・作品コンテスト～」を、中学生、高校生に対し「福島エコライフ～エコの知恵比べ～ふくしまエコ川柳・エコとわざ作品コンテスト」を実施し、環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を行った。

ウ 環境影響評価推進事業

環境影響評価条例を環境影響評価法に合わせて改正し、事業者の方法書段階での説明会の開催、及び方法書、準備書、評価書の各段階における電子縦覧を義務付け、県民への情報提供の向上を図るとともに、東日本大震災からの迅速な復旧・復興と環境保全に配慮した適切な制度運用を行った。

(7) 自然と共生する社会の形成と良好な景観形成の推進

ア 自然保護思想の普及啓発

ふくしま子ども自然環境学習推進事業

尾瀬の優れた自然環境を次世代に継承するため、本県の子ども達が、尾瀬で行う質の高い自然環境学習に対し助成を行った。

イ 優れた自然環境の保全（自然公園管理）

自然公園の適正な管理を行うため、自然公園の美化清掃、裏磐梯ビジターセンターの運営に参画した。

ウ 公園施設整備事業

国立公園等施設整備事業

国立公園等内の自然環境を保護しつつ適正な利用を促進するため、公園計画に基づいて自然公園施設の整備を進めた。

エ 野生動物保護管理

(ア) 野生動物保護管理事業

農業被害や人とのあつれきが発生しているニホンザル、ツキノワグマ、イノシシやカワウ等の野生鳥獣について、生息状況等の調査を

実施し、保護管理方法を検討するなど、人と野生鳥獣の共生を図るための事業を実施した。

(イ) 野生鳥獣実態調査

東日本大震災からの住民の帰還に当たって、イノブタの増加が弊害となるおそれがある、避難指示解除準備区域等において捕獲されたイノシシの遺伝子解析を行い、イノシシと家畜ブタとの交雑状況等について調査を行った。

(ウ) 鳥獣の捕獲等許可権限の市町村への移譲

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例を一部改正し、平成 25 年 4 月から、人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、銃器によるツキノワグマの捕獲等の許可権限を希望する市町村長に移譲した。

オ 景観形成の推進

景観法、福島県景観条例及び福島県景観計画に基づき、届出制度を運用するとともに、景観アドバイザー派遣による技術的支援を行うなど、良好な景観形成を推進した。

(8) 安全で安心な環境の確保

ア 環境汚染防止対策の推進

(ア) 化学物質等に係る大気汚染等未然防止対策の推進

大気監視測定局において大気汚染の常時監視を行うとともに、PM 2.5 については測定体制の強化及び県民への情報提供に努めた。

また、大気、水質、土壌等の一般環境や工場・事業場からの排水及び排出ガス中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等への適合状況を確認するとともに、アスベストや化学物質について、環境中における濃度を調査した。

(イ) 猪苗代湖等の水質保全対策の推進

公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、県内主要河川等の水質調査を行い、環境基準への適合状況等を把握した。

また、猪苗代湖については、pH 上昇等の水質変動メカニズムを解明するための基礎的な調査を継続するとともに、「紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議」を平成 24 年 5 月に設立し、県民、民間団体、事業者及び行政等が一体となり水環境保全活動を実施した。

さらに、地域住民等の水環境保全意識の高揚を図るため、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、湖岸清掃活動、広報紙の発行、「きらめく水のふるさと磐梯」^{みずみらい}湖美来基金による水環境保全活動への支援等を行った。

イ 廃棄物処理対策の推進

(ア) 一般廃棄物処理対策の指導

一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理計画の策定並びに一般廃棄物処理施設の整備及びその適正な維持管理について技術的援助を行うとともに、一般廃棄物最終処分場からの放流水等について、ダイオキシン類・環境ホルモンの実態調査を行った。

(イ) 浄化槽設置の促進

浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽設置整備事業や浄化槽市町村整備推進支援事業、さらには猪苗代湖流域において窒素・りん除去型浄化槽の整備を行う高度処理型浄化槽整備事業により、引き続き市町村に県費補助金を交付した。

(ウ) 産業廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物処理施設等の立入検査を行うとともに、平成 16 年 4 月から施行された「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」について、適切な運用を図った。

(エ) 産業廃棄物処理施設に係るダイオキシン類等有害物質の調査の実施

中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシン類等有害物質調査を行うとともに、産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻等及び放流水に含まれるダイオキシン類濃度の調査を行った。

(オ) P C B 廃棄物適正処理の推進

県内に保管されている P C B 廃棄物の適正処理を推進するため、「福島県 P C B 廃棄物処理計画」に基づき、P C B 廃棄物保管事業者等に対し適正保管を指導するとともに、北海道室蘭市に日本環境安全事業株式会社が設置した施設において県内 P C B 廃棄物の処理を行った。

また、P C B 廃棄物の早期処理を促進するため、P C B 廃棄物処理基金に拠出した。

さらに、産業廃棄物処理業者が微量の P C B を含む絶縁油の処理を行うための廃棄物焼却炉の改造や受入保管設備の設置等の施設整備に対する支援を行った。

(カ) 産業廃棄物抑制及び再利用施設の整備支援

産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設整備及び産業廃棄物処理施設への高度処理技術導入のための調査研究に対し支援を行った。

(キ) 産業廃棄物処理業者情報提供環境の整備

排出事業者がインターネットにより最新の産業廃棄物処理業者の許可情報を検索できるシステムについて、データの更新と保守管理を行った。

(ク) 産業廃棄物排出処理状況の確認調査

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の報告に基づき、産業廃棄物の発生から最終処分までの流れを把握した。

(ケ) 産業廃棄物処理業務研修会の開催

排出事業者や処理業者を対象として、廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等についての知見を広めるための研修会を開催した。

(コ) 不法投棄等に係る原状回復の支援

いわき市が実施する同市沼部町の不法投棄事案及び同市四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行い原状回復を支援した。

(サ) 産業廃棄物不法投棄防止対策の推進

産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見、不法投棄された産業廃棄物の適正処理に資するため、中核市を除く市町村に不法投棄監視員を設置するとともに、6地方振興局に警察官OBである産業廃棄物適正処理監視指導員を配置し、監視指導を行った。

また、早朝、夜間、休日の不法投棄監視体制を強化するため、警備会社へ監視業務を委託するとともに、監視カメラによる24時間監視の実施、さらに、地域ぐるみ監視体制づくり支援事業により、地域住民等による日常的な不法投棄防止に係る監視体制づくりを支援した。

VI 保 健 福 祉 部

1 総説

東日本大震災及び原子力災害の影響により、保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、被災地を中心とした地域医療や福祉サービスの提供体制の再構築の問題など、大きく変化している。また、放射性物質による影響から、健康や食の安全の問題など、県民の安全・安心に対する不安がより一層高まっている。

このような状況を踏まえ、平成 24 年度においては、保健・医療・福祉分野における基本指針となる「福島県保健医療福祉復興ビジョン」を策定し、被災者の心身の健康の保持や県民健康管理調査、医療施設及び社会福祉施設等の復旧、子育て環境の整備など、復旧・復興に向けた事業に取り組むとともに、健康で安心できる社会づくりのため、保健・医療・福祉に関する各種施策の積極的かつ効果的な推進を図った。

2 東日本大震災からの復旧・復興

(1) 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア

ア 義援金の配分

国内外から本県に寄せられた義援金及び日本赤十字社に寄せられた義援金から本県へ送金された義援金を、市町村を通じて被災者に配分した。

被災者への送金額	福島県義援金	18,006,064 千円	国（日赤等）義援金	111,673,888 千円
----------	--------	---------------	-----------	----------------

イ 生活福祉資金等貸付の促進

(ア) 低所得者、身体障がい者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

生活福祉資金貸付決定件数	527 件	187,902,793 円
--------------	-------	---------------

(イ) 東日本大震災により被災した低所得世帯に対し生活再建を図るため住宅補修費等を貸付ける「生活復興支援資金事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

生活復興支援資金貸付決定件数	7 件	7,307,000 円
----------------	-----	-------------

ウ 仮設住宅等における孤立の防止

(ア) 仮設住宅地域で生活する高齢者や障がい者等が、不慣れな環境の中で孤立したり生活機能の低下をまねくことがないように、総合生活相

談やデイサービス、配食、地域交流サロン等のサービスを提供するサポート拠点を設置・運営した。

高齢者等サポート拠点設置数 25 箇所

(イ) 避難所や仮設住宅に介護支援専門員等専門職を派遣し、相談・生活支援等を行うとともに、必要と認められる場合には、市町村と連携して居宅介護サービス等に結びつける事業を行った。

(ウ) 地域コミュニティ復興支援事業

東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、市町村や社会福祉協議会等と連携し、見守り体制の構築や地域で孤立するおそれのある住民の生活相談、交流の場の提供等を行うなど、地域コミュニティの復興を図る事業に要する費用を補助し、仮設住宅等の見守り活動を行う生活支援相談員等の人員を配置した。

補助先 2市1法人 補助額 618,954 千円

エ 県民の心のケアの推進

(ア) 精神障がい者アウトリーチ推進事業（震災対応型アウトリーチ推進事業）

被災した相双地域に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種チームを2チーム配置し、精神科医療の充実を図った。

委託先 特定非営利活動法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 委託料 44,431 千円

(イ) 被災者の心のケア事業

震災に関連する精神保健上の問題に対応するための機関として心のケアセンターを設置し、県内外から精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職を雇用し、心のケアの拠点整備を図った。

心のケアセンター方部センター設置数 6 か所

委託先 福島県精神保健福祉協会 委託額 339,254 千円

(ウ) 子どもの心のケア事業

A 中央子ども支援センター事業

専門的人材の派遣や研修会の開催、心の健康の普及啓発等を行い、県外避難者を含め、震災により様々なストレスを受けた子どもたち、その保護者及び支援者への継続的な支援を行った。

委託先 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 委託額 54,578 千円

B 相談支援体制強化事業

児童相談所及び保健福祉事務所において、児童福祉司・保健師等の専門職による支援体制を強化し、被災児童等の長期的な支援や乳幼児健診、相談会等における被災した乳幼児親子の心の相談を実施した。

(エ) 被災妊産婦支援事業

東日本大震災や原発事故により被災した妊産婦等に対して、きめ細やかな心身のケアを行うことにより、安心して出産、子育てができるよう支援した。

A 訪問支援

妊婦に対する訪問指導	実 3件	延べ 6件
産婦に対する訪問指導	実 318件	延べ 447件
乳児における訪問指導	実 322件	延べ 451件

B 子育てサロン

開催回数	151回	参加親子	1,844組
------	------	------	--------

委託先	一般社団法人福島県助産師会	委託額	5,854千円
-----	---------------	-----	---------

オ 母子の健康支援事業

「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」窓口を設置し、相談に対応するとともに希望する者に対し、母乳の放射性物質濃度検査を実施した。

相談件数	1,044件	母乳検査件数	467件
------	--------	--------	------

委託先	相談	一般社団法人福島県助産師会	委託料	27,056千円
-----	----	---------------	-----	----------

	検査	財団法人材料科学技術振興財団	委託料	4,904千円
--	----	----------------	-----	---------

カ 被災地における障害福祉サービス基盤整備

(ア) アドバイザー派遣事業

県内法人にコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所にアドバイザーを派遣し、課題の解決を図った。

委託先	1法人	委託額	29,028千円
-----	-----	-----	----------

(イ) 福祉・介護職員マッチング事業

避難地域の障がい福祉サービス事業所において福祉・介護職員が不足していることから、県外の事業所との職員のマッチングを行う団体に補助を行った。

補助先	1団体	補助額	21,482千円
-----	-----	-----	----------

(ウ) 障がい者自立支援拠点整備事業

仮設住宅等の障がい者にサービスを提供する日中活動の場の整備を図った。

委託先 3 法人 委託額 56,667 千円

(エ) 相談支援充実・強化事業

総合相談窓口を設置し仮設住宅等に住む障がい者に対する支援を行った。

委託先 2 法人 委託額 40,004 千円

(オ) 発達障がい児（者）障害福祉サービス利用支援事業

障がい児の支援を行う専門家による関係団体に委託し、被災した障がい児を対象に支援を行った。

委託先 3 法人 委託額 43,705 千円

(カ) 居宅介護支援事業所等復旧支援整備事業

居宅介護支援事業所の復旧費用を補助した。

補助先 1 法人 補助金額 996 千円

(キ) 障害者就労支援事業所支援事業

東日本大震災の影響を受けた県内の事業所や事業団体と連携し全国的な支援活動を展開した。

委託先 N P O 法人日本セルフセンター 委託額 10,000 千円

(ク) 障害者就労支援事業所支援コーディネーター事業

東日本大震災により売り上げの減少や生産活動が低下している事業所を支援するため販路の拡大、マッチング支援等を行うコーディネーターを配置した。

委託先 福島県授産事業振興会 委託額 15,595 千円

(ケ) 被災地における障害者支援施設等の再開支援事業

東日本大震災により被災した障害者支援施設等について、事業再開に係る基盤整備を行った。

支援先 1 法人 9 施設 扶助費 137,989 千円

キ 震災孤児・遺児に対する支援

東日本大震災子ども支援基金事業

各種民間団体及び個人から寄せられた寄附金を積み立てた基金により、震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童（孤児・遺児）に

対して、生活及び修学を支援するための給付金を給付した。

申請者数 153 人

給付金額計 68,530 千円

(2) 医療・福祉の維持確保

ア 仮設住宅等における孤立の防止

(ア) 仮設住宅地域で生活する高齢者や障がい者等が不慣れな環境の中孤立したり、生活機能の低下をまねくことがないように、総合生活相談やデイサービス、配食、地域交流サロン等のサービスを提供するサポート拠点を設置・運営した。

高齢者等サポート拠点設置数 25 箇所

(イ) 避難所や仮設住宅に介護支援専門員等専門職を派遣し、相談・生活支援等を行うとともに、必要と認められる場合には、市町村と連携して居宅介護サービス等に結びつける事業を行った。

イ 社会福祉施設等の復旧に係る支援

東日本大震災により被災した施設の建物修繕や仮設施設の整備及び備品の購入等、復旧に係る費用を補助した。

(ア) 老人福祉施設等災害復旧対策事業

主に特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人等に対し、被災した施設の建物修繕等に係る費用について補助した。

平成 24 年度 補助先 5 施設 補助額 720,125 千円

平成 23 年度からの繰越分 補助先 12 施設 補助額 135,125 千円

(イ) 介護事業所・施設施設等復旧支援事業

介護保険サービス事業者等に対し、事業再開及び損害のあった介護サービス提供のための備品等の経費を補助した。

補助先 7 法人 補助額 48,933 千円

(ウ) 介護施設等自家発電装置整備事業（平成 23 年度からの繰越分）

介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等、人工呼吸器等の機器が必要な介護施設の入所者に対し、災害や計画停電等による電力供給不足問題に伴い、生命を脅かす事態を招かぬように、非常用自家発電装置の設置費用を補助した。

補助先 8 法人 補助額 21,129 千円

(エ) 児童養護施設等災害復旧事業

東日本大震災に伴う児童養護施設の災害復旧工事費の一部を補助した（かさ上げ分）。

補助先 5 施設 補助額 1,055 千円

(オ) 保育所等災害復旧事業

東日本大震災に伴う保育所、児童館、放課後児童クラブ等の災害復旧工事費の一部を補助した。

平成 24 年度	補助先	7 市町村 19 法人 (37 施設	平成 23 年度補助のかさ上げ措置含む)	補助額	14,920 千円
	平成 23 年度からの繰越分	補助先	4 市町 2 法人 (9 施設)	補助額	35,860 千円

(カ) 障がい福祉施設災害復旧事業 (平成 23 年度からの繰越分)

東日本大震災に伴う障がい福祉施設の災害復旧工事費等の一部を補助した。

A 障がい福祉施設災害復旧事業

補助先	1 法人 (1 施設)	補助額	7,695 千円
-----	-------------	-----	----------

B 障がい福祉施設 (設備) 災害復旧事業

補助先	1 法人 (2 施設)	補助額	24,904 千円
-----	-------------	-----	-----------

C 障がい者福祉施設等自家発電装置整備事業

補助先	1 法人	補助額	4,500 千円
-----	------	-----	----------

(キ) 県立障がい者福祉施設災害復旧事業 (平成 23 年度からの繰越分)

対象施設	2 施設	事業額	18,383 千円
------	------	-----	-----------

ウ 子育て支援事業設備等復旧支援事業

東日本大震災に伴う子育て関連施設等の復旧及び復旧に要する費用の一部を補助した。

(ア) 県有施設

3 施設	682 千円
------	--------

(イ) 市町村等

補助先	2 市町 (4 施設)	補助額	2,685 千円
-----	-------------	-----	----------

(ウ) 児童養護施設、母子生活支援施設

補助先	1 施設	補助額	466 千円
-----	------	-----	--------

エ 地域医療支援センター運営事業

地域医療支援センターの運営を委託し、県内の医師不足等の把握・分析や施策の企画・検討を行った。

	委託先	公立大学法人福島県立医科大学		10,506 千円
オ	医療施設災害復旧事業			
	病院・診療所等災害復旧事業			
	東日本大震災により施設に被害を受けた医科診療所、歯科診療所の災害復旧に必要な経費の一部を補助した。			
	補助件数	6 件	補助額	15,987 千円
カ	ふくしま医療人材確保事業			
	(ア) 緊急医療体制強化事業			
	医療機関が震災により離職した医療従事者や県外から転入する医療従事者を雇用したり、県外から医療支援を受けるために必要な経費の一部を補助した。			
	補助件数	51 件	補助額	1,125,023 千円
	(イ) 仮設診療所運営費助成事業			
	仮設診療所を設置する町に運営費の一部を補助した。			
	補助先	1 町	補助額	2,430 千円
	(ウ) 医療人材確保緊急支援事業			
	災害により医療従事者不足に陥った病院に対し、医療人材確保や就業環境改善のための経費を補助した。			
	補助件数	5 件	補助額	46,823 千円
	(エ) 特定地域医療機関特別資金融資事業			
	原子力災害による避難指示等があった区域内の医療機関に対し、運転資金を融資した。			
	貸付件数	5 件	貸付額	830,000 千円
	(オ) 被災地域医療寄附講座支援事業			
	浜通りの医療機関に常勤医等を派遣するため、福島県立医科大学に設置された寄附講座に配置される特任教授等の人件費を補助した。			
	補助先	福島県立医科大学	補助額	53,371 千円
キ	仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動（被災者健康サポート事業）			
	(ア) 被災者健康支援事業			
	A	保健福祉事務所による被災市町村の健康支援活動調整及び仮設住宅入居者等に対する訪問、健康相談活動		7,282 千円

被災市町村等と役割分担しながら、県保健福祉事務所の保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問や巡回等により、避難所・仮設住宅等で生活する避難住民等への健康支援活動（健康相談、健康教育、要支援者への継続的な訪問支援等）を継続して実施した。

また、被災者健康支援活動に関わる専門職を確保するため、下記B～Dにより関係団体に業務を委託し、被災市町村等のニーズに応じた健康支援活動を実施した。

B	被災者健康相談支援事業（委託先 福島県看護協会）	委託額	719 千円
C	被災者栄養・食生活支援事業（委託先 福島県栄養士会）	委託額	5,856 千円
D	被災者口腔ケア支援事業（委託先 福島県歯科衛生士会）	委託額	6,250 千円
E	健診等受診啓発事業（委託先 ㈱東日本朝日広告社）	委託額	7,050 千円

災害の影響による健康不安の解消や健康の保持増進を図るため、定期的な検診受診をすることで自分の健康状態を確認し、必要な対処をしていくことが重要であることから、がん検診や特定健診受診の必要性について、テレビやラジオ等のCMで呼びかけを行った。

(イ) 被災者健康支援体制整備事業（市町村補助事業）

市町村において、被災者健康支援を推進するために必要な経費の補助を行った。

補助件数	39 市町村	補助額	187,942 千円
補助小事業	A 保健医療専門職雇用事業（18 市町村）		
	B 被災市町村健康推進事業（21 市町村）		
	C 健診受診率向上対策事業（31 市町村）		
	D 県外避難者健診体制整備事業（15 市町村）		

(ウ) 被災者健康支援体制整備事業（県事業）

市町村において、被災者健康支援を推進するために必要な経費の補助を行った。

A	保健医療専門職活用による市町村健康支援事業（委託先 ㈱福島県看護協会）	委託額	104,075 千円
	新たに被災者健康支援活動に従事する保健医療専門職を確保し、被災市町村等での健康支援業務を応援した。		
	雇用専門職	保健師・看護師	13 名
		管理栄養士・栄養士	9 名
		歯科衛生士	5 名
	応援活動先	11 市町村及び5 保健福祉事務所	

B 健康支援活動ネットワーク会議の開催 年 1 回

被災者の健康支援を行う関係者による情報交換等や健康支援の協力体制を整備するため、被災者健康支援活動ネットワーク会議を実

施した。

C 健康支援活動連絡会 年 10 回（保健福祉事務所管内の連絡会）

各保健福祉事務所において、各圏域での健康支援活動連絡会や被災市町村毎の連絡会等を開催し、健康支援の協力体制を整備した。

ク 看護職員確保対策事業

(ア) 求人開拓・マッチング事業

東日本大震災により離職した看護職の再就業を支援するため、ハローワークと連携し巡回就職相談会を実施した。

委託先	(社)福島県看護協会	委託額	4,209 千円
開催回数	46 回	相談件数	66 件
		就業件数	31 件

(イ) 保健師等修学資金貸与事業（特別貸与）

東日本大震災により被災した看護学生に対し、貸与金額の増額や返還期間の延長等の条件で修学資金を貸与した。

貸与人員	新規 3 名、継続 3 名	貸与総額	2,760 千円
------	---------------	------	----------

(ウ) 浜通り看護職員確保支援事業

看護職員の確保・定着に取り組む浜通りの医療機関に対し支援を行った。

交付先	22 病院、10 診療所	交付額	39,104 千円
-----	--------------	-----	-----------

(エ) 就職フェア及び病院見学会

委託先	(株)パソナ	委託額	6,783 千円
就職フェア	出展 32 病院	参加者	127 名
病院見学会	4 コース	参加者	20 名
就業者数			6 名

(オ) 看護職就業支援情報メールサービス事業

県内医療機関等の求人情報、イベント情報、住まいや子育て情報などを発信するウェブサイトを運営した。

委託先	(株)エス・シー・シー	委託額	8,852 千円
-----	-------------	-----	----------

ケ 地域医療復興事業

(ア) 病院機能強化施設設備整備事業

病院の役割分担に応じた機能強化を図るための施設設備整備に必要な経費の一部を補助した。

	補助件数	5件	補助額	234,997千円
(イ)	新機能整備事業			
	震災前から不足していた医療の提供体制を整備するための施設設備整備に必要な経費の一部を補助した。			
	補助件数	2件	補助額	84,803千円
(ウ)	初期救急医療確保支援事業			
	震災後、休止していた小児の休日夜間救急について大人の急患受け入れを含め、休日夜間急患センターとして再稼働させるための経費を補助した。			
	補助先	南相馬市	補助額	6,811千円
(エ)	警戒区域等医療施設再開支援事業			
	警戒区域等において休止している医療機関の診療再開のために必要とされる経費の一部を補助した。			
	補助件数	5件	補助額	128,299千円
(オ)	医療情報連携基盤整備事業			
	患者情報を共有する医療情報連携の基盤整備に要する経費の一部を補助した。			
	補助件数	2件	補助額	66,454千円
(カ)	新病院整備支援事業			
	地域の中核となる新病院の整備に向けて、設計等に要する経費を補助した。			
	補助先	いわき市	補助額	72,220千円
(3)	原子力災害への対応			
	ア 表土改善事業			
	(ア) 児童養護施設等表土改善事業（平成23年度からの繰越分）			
	放射性物質により汚染された園庭の放射線量を低減するために必要な土壌処理費用を補助した。			
	(1 μ シーベルト/時以上)			
	補助先	1施設	補助額	55,650千円
	(1 μ シーベルト/時未満)			
	補助先	3施設	補助額	42,039千円

(イ) 保育施設等表土改善事業（平成 23 年度からの繰越分）

放射性物質により汚染された園庭の放射線量を低減するために必要な土壌処理費用を補助した。

（1 μシーベルト／時以上）

補助先	1 市 3 法人（8 施設）	補助額	4,629 千円
-----	----------------	-----	----------

（1 μシーベルト／時未満）

補助先	1 市（1 施設）	補助額	740 千円
-----	-----------	-----	--------

イ 環境改善事業

(ア) 児童養護施設等環境改善事業（平成 23 年度からの繰越分）

施設の放射線からの環境改善のためエアコン等の購入設置費用を補助した。

補助先	3 施設	補助額	3,030 千円
-----	------	-----	----------

(イ) 保育施設等環境改善事業（平成 23 年度からの繰越分）

保育施設等の放射線からの環境改善のためエアコン等の購入設置費用を補助した。

補助先	1 市（7 施設）	補助額	3,171 千円
-----	-----------	-----	----------

ウ 震災対応保育サービス等支援事業

東日本大震災に伴い、不時のやむを得ない支出が必要等の事情、又は家屋の全壊・半壊等の被災者の被災状況に応じて市町村が独自に保育料の減免を行った分について、当該事業により補助した。

補助先	9 市町村	補助額	6,511 千円
-----	-------	-----	----------

エ 児童福祉施設等給食検査体制整備事業

(ア) 保育所等給食検査体制整備事業

市町村に対して保育所等の給食食材に関する放射性物質検査体制の整備費用を補助した。

補助先	37 市町村	補助額	242,308 千円
-----	--------	-----	------------

(イ) 児童養護施設等給食検査体制整備事業

児童養護施設等の給食食材に関する放射性物質検査体制の整備費用を補助した。

補助先	1 市 7 施設	補助額	10,798 千円
-----	----------	-----	-----------

(ウ) 障がい児施設等給食検査体制整備事業

障がい児施設等の給食食材に関する放射性物質検査体制の整備費用を補助した。

補助先	1市8施設	補助額	3,594千円
-----	-------	-----	---------

オ 屋内遊び場確保事業

東日本大震災の影響により、安心して屋外で子どもを遊ばせられない状況が続いていることから、親子のストレス解消と子どもの体力向上を図るため、屋内遊び場を整備する団体への補助を行った。

補助先	・市町村への補助	14市町村（17施設）	補助額	331,460千円
	・民間団体への補助	40団体（40施設）	補助額	37,388千円
			補助額計	368,848千円

カ 子どもの遊び環境サポート事業

幼児を対象とした運動教室を開催し、子どもの運動能力の発達を促す運動習慣の普及やストレスの改善を図るとともに、保育所等の児童福祉施設の保育者や屋内遊び場の指導者等が、子どもの発達段階に沿った遊びや運動について、専門家から助言を受ける機会を設けた。

- (ア) 専門家の保育所等訪問による助言 10施設
- (イ) 子どもの遊びと育ちに関する研修会 2回実施（参加者（合計）129名）
- (ウ) 子どもの運動遊び教室（3方部） 延べ開催回数 11回
延べ参加者数 127組（親子）

キ 飲料水の放射性物質検査の実施

飲料水の安全性確保のため、県内の水道事業体及び衛生研究所等においてゲルマニウム半導体検出装置を活用し、県内全ての水道水等を対象とした放射性物質モニタリング検査を実施し、検査結果を速やかに公表した。

(ア) 検査機関

A 水道事業体（各1台）

福島地方水道用水供給企業団、郡山市、白河地方広域市町村圏整備組合、会津若松市、会津若松地方広域市町村圏整備組合、相馬地方広域水道企業団、双葉地方水道企業団、いわき市

B 県機関

衛生研究所：2台、食肉衛生検査所：4台

(イ) 検査対象

県内全ての水道水源の浄水及び警戒区域等の飲用井戸水等

(ウ) 検査実績

15,406 件（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

ク 加工食品等の放射性物質検査の実施

本県の大气、土壌等が放射性物質に汚染されたことにより、県産農林水産物が放射性物質に汚染されていることが緊急時モニタリング検査等で確認されている。

このことから、県産農林水産物を原材料とする乾燥野菜や乾燥果実などの加工食品等についても、平成 23 年度に引き続き放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値又は暫定規制値を超過する食品が市場へ流通することがないように食品の安全確保を図った。

(ア) 流通加工食品等の検査

- A 品目 乾燥野菜、乾燥山菜・きのこ、漬物、ジャム類、菓子類など
- B 検査件数 3,869 検体
- C 基準値超過 7 検体（超過品目：クチボソ（モツゴ）から揚げ、梅干し（3 件）、桑の葉粉、乾しいたけ、オヤマボクチ）

(イ) 加工の可否を判断するための検査

- A 品目 あんぽ柿、干し柿
- B 検査件数 230 検体
- C 基準値超過 55 検体（超過品目：あんぽ柿 21 件、干し柿 34 件）

ケ 警戒区域内の被災ペットの保護の実施

環境省からの要請に基づき、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内に設置された警戒区域から、住民の一時立入等に合わせて取り残されたペットの保護を実施した。

保護の実績（平成 24 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日）

犬の保護頭数	25 頭	猫の保護頭数	220 頭
--------	------	--------	-------

(4) ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり

ア 高齢者や障がい者を支えるまちづくり

(ア) 地域支え合い体制づくり助成事業（仮設住宅等被災高齢者等助成事業）

東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において、避難所や仮設住宅等の高齢者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援

等の提供体制づくりの推進等を図るため市町村に対し助成した。

(主な事業) 緊急通報設備設置事業、応急仮設住宅巡回バス運行事業、被災地における高齢者生活実態把握事業、
仮設住宅内グループホーム運営事業、高齢者見守り等支援健康増進事業 等

補助先 15 市町村 (37 事業) 補助額 231,826 千円

イ 高齢者の社会参加活動の環境整備

高齢者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、市町村が補助を行う老人クラブ事業への支援を行った。また、高齢者の生きがいくりと社会参加の促進のため、県老人クラブ連合会に対し活動推進員の設置及び老人クラブ活性化についての事業を支援した。

(ア) 老人クラブ活動等社会活動促進事業

補助先 52 市町村 補助額 39,237 千円

(イ) 老人クラブ活動推進員設置等補助事業

補助先	(公財) 福島県老人クラブ連合会	補助額	17,112 千円
	・活動推進員事業		15,297 千円
	・老人クラブ活性化事業 (やさしさ地域友愛ネットワーク事業・市町村老連若手委員会設置事業)		1,815 千円

ウ 人にやさしいまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」が遵守されるよう、引き続き普及啓発に努めるとともに、条例の基準に適合した建築物等の整備を支援した。

(ア) やさしさマーク交付事業

人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合する施設に対し、条例適合証 (やさしさマーク) を交付し、やさしいまちづくりに対する意識啓発を図った。

やさしさマーク交付件数 410 件 (平成 25 年 3 月 31 現在)

(イ) やさしいまちづくり支援事業

民間事業者が行う公益的施設のバリアフリー整備等に必要な資金を融資し、整備の誘導を図った。

やさしいまちづくり推進資金期首預託金 2,179 千円

(ウ) おもいやり駐車場利用制度推進事業

おもいやり駐車場利用制度を実施することにより、車椅子利用者用駐車施設の適正利用を推進した。

また、29 府県（平成 25 年 3 月 31 日現在）において、利用証の相互利用を行うことにより、利用者の広域的な利便性を確保した。

おもいやり駐車場利用制度協力施設数 1,109 施設（平成 25 年 3 月 31 日現在）

おもいやり駐車場利用制度利用証交付数 27,455 件（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(5) 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築

ア 特別養護老人ホーム等の整備促進

計画的な施設整備のため、次の事業を実施した。

(ア) 特別養護老人ホーム施設整備事業	補助先	9 カ所	補助額	735,280 千円
(イ) 社会福祉施設整備資金利子補給事業	補助先	52 法人	補助額	116,235 千円
(ウ) 小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業	補助先	1 法人及び 15 市町村	補助額	560,863 千円
(エ) 施設開設準備経費助成事業	補助先	11 法人及び 8 市町村	補助額	357,106 千円

(6) 全ての県民の健康の保持・増進

ア 県民健康管理調査の実施

県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図るため、平成 23 年度に引き続き、以下のとおり県民健康管理調査を実施した。

(ア) 基本調査の実施（平成 25 年 3 月 31 日現在）（一人一人の行動記録を基に外部被ばく線量を推計）

対象者数：2,056,994 人（全県民対象－平成 23 年 3 月 11 日時点での県内居住者）

回答数：481,423 件（回答率 23.4%） / 線量推計済数：420,543 件 / 推計結果通知：410,539 件

（放射線業務従事経験者以外の方 411,922 人の震災から 4 か月間での推計値の最高値 25mSv－評価結果「放射線による健康影響があるとは考えにくい」）

(イ) 甲状腺検査の実施（平成 25 年 3 月 31 日現在）（子どもたちの甲状腺の状態を把握し、長期に見守るための超音波検査）

対象者数：約 36 万人（震災時概ね 18 歳までの全県民（県外避難者も含む））

（先行検査（現状確認）として平成 26 年 3 月までに対象者全員に検査を実施、その後は、対象者が 20 歳までは隔年、それ以降は 5 年に一度の検査を継続して実施）

平成 24 年度末累計検査済者数：175,499 人（対象者数：211,030 人 / 受診率 83.2%）

平成 25 年度実施予定対象者数：158,783 人

(ウ) 健康診査の実施（平成 25 年 3 月 31 日現在）

A 避難区域等の住民を対象として、既存の健診項目に白血球分画等の項目を上乗せして実施

平成 24 年度対象者数：211,987 人（避難区域等の住民） / 受診者数：58,789 人（受診率 27.7%）

B 避難区域等以外の住民で既存の健診制度の対象外の方を対象として、既存の健診と同等の健診機会を提供

平成 24 年度受診者数：23,921 人

(エ) こころの健康度・生活習慣に関する調査の実施（平成 25 年 3 月 31 日現在）（質問紙調査）

対象者数：211,614 人（避難区域等の住民） / 回答数：63,727 件（回答率 30.1%）

(オ) 妊産婦に関する調査の実施（平成 25 年 3 月 31 日現在）（質問紙調査）

対象者数：14,493 人（平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までに県内各市町村で母子健康手帳を交付された方等）

回答数：6,587 件（回答率 45.4%）

(カ) 県民健康管理ファイルの交付（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(ア)の推計結果を通知された方や避難区域等の住民を対象に、これまで約 39 万人に交付。

イ 県民健康管理事業（内部被ばく検査事業）

県民の健康不安の軽減を図るため、子ども及び妊婦を優先的にホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施した。

平成 24 年度末累計検査人数：123,050 人

ウ 県民健康管理支援事業（線量計等緊急整備支援事業）

住民自らが放射線量を確認することを通し、自身の健康管理につなげることを目的として、線量計を整備する市町村に対して補助を実施した。

補助先	43 市町村	補助額	550,100 千円
-----	--------	-----	------------

エ 食品衛生検査整備事業

放射線に汚染された食品によって県民に健康被害が及ぶことを未然に防止するため、食品衛生検査施設である衛生研究所の施設を改修するとともに、放射性物質測定機器（ゲルマニウム半導体検出器）3 台を整備した。

オ 放射線に関する相談外来の設置

放射線相談外来設置支援事業（再生計画）

地域の基幹病院等が放射線に関する相談外来を設置するための経費の一部を補助した。

補助先 4病院 補助額 23,192千円

カ 県民健康管理拠点の整備

県民の健康を将来にわたってしっかりと見守るため、福島県立医科大学に整備する放射線医学に関する最先端の診療・研究拠点「ふくしま国際医療科学センター」の基本構想策定、基本設計及び最先端画像診断装置導入に要する経費について補助した。

(ア) 福島県県民健康管理拠点基本構想策定事業

補助先 公立大学法人福島県立医科大学 補助額 40,103千円

(イ) 福島県県民健康管理拠点整備事業

補助先 公立大学法人福島県立医科大学 補助額 2,630,155千円

キ 放射線医学研究開発事業

将来にわたる県民の健康維持・増進に資するため、放射性核種の生態系における環境動態調査及び低線量域における被ばく線量モニター開発に要する経費について補助した。

(ア) 放射性物質環境動態調査事業

補助先 独立行政法人放射線医学総合研究所 補助額 76,263千円

(イ) 被ばく線量モニター開発事業

補助先 公立大学法人福島県立医科大学 補助額 143,407千円

(7) 本県産業の再生・発展

ア 医療機器、医薬品製造業支援強化

薬事関係許可業種に参入を希望する事業者に対し、薬事法セミナー等の開催などソフト面の支援を行った。

イ 三県合同製造販売業者等講習会

医薬品等製造販売業者等に対する講習会を実施し、県内で製造される医薬品等の有効性・安全性の確保に努めた。

3 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 心身の健康を推進、維持するための環境づくりの推進

ア 健康づくりの普及啓発と情報提供

(ア) 21世紀における県民健康づくり運動（健康ふくしま 21）

- A 健康ふくしま 21 推進協議会の開催 2 回開催
 県民をはじめ健康に関連する団体や保健医療関係機関等の委員で構成される「健康ふくしま 21 推進協議会」を開催し、「健康ふくしま 21 計画」を推進するための方策等について検討するとともに、「第二次健康ふくしま 21 計画（平成 25 年度～ 34 年度）」の策定について協議した。
- B 第二次健康ふくしま 21 策定検討会の開催 4 回開催
- C 各地区「地域・職域連携推進協議会」の開催 計 7 回開催
 生活習慣病の予防を重視した対策をより一層推進するため、二次医療圏毎に地域保健・職域保健の連携による協議会を開催し、各地域における課題を検討した。
- D 「うつくしまから太陽へ」県民健康運動
- (A) 「うつくしまから太陽へ」チャレンジ事業
 県民の健康への意識を高め自らの健康づくりを促すため、県内のウォーキング大会等で参加者が歩く等した距離を合計し、キビタンを太陽へ届ける運動を実施した。
- | | |
|----------|--|
| キビタン飛行距離 | 合計約 5,766 万 km（平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日） |
| 参加者 | 合計 45,697 名 |
- (B) 「うつくしま県民健康大会」の開催 平成 24 年 8 月 29 日 ビッグパレットふくしま 500 名参加
- (イ) 栄養改善事業
 県民の望ましい食生活の実現や栄養状況の改善を図るため、専門的栄養指導等を実施した。
 また、健康に配慮した食環境の整備の一環として、特定給食施設や飲食店等における栄養成分表示の推進に努めた。
- A 特定給食管理事業 県内 6 保健所 (個別指導 延べ 922 名 集団指導 104 回 延べ 1,501 名)
- B 栄養士・管理栄養士施設指導事業 (養成施設指導 学生実習指導)
- C 栄養士・管理栄養士免許管理事業 (栄養士免許交付 431 件 管理栄養士免許進達 136 件)
- D 保健福祉事務所栄養指導事業
 県内 6 保健福祉事務所 (個別指導 3,822 名 集団指導 1,035 回 延べ 13,507 名)
- E 市町村栄養改善事業の支援指導
- F 食品の特別用途表示・栄養表示基準・誇大表示の禁止に関する指導・普及啓発

イ 成人保健の推進

市町村が健康増進法に基づいて実施している健康増進事業の推進を図るため、事業に要する費用の一部を補助するとともに、保健福祉事務所による健康増進事業等技術的助言を関係市町村に行った。

また、生活習慣病検診等管理指導協議会の循環器部会において、健康診査の精度管理を行った。

健康増進事業費補助金 83,305 千円 (57 市町村、補助割合 2 / 3)

健康増進事業等技術的助言 (各市町村 (中核市を除く))
個別助言 14 市町村 (巡回相談含む)

ウ こころの健康づくりに関する知識の普及啓発

(ア) 保健福祉事務所における精神障がい者社会復帰相談及び心の健康・訪問指導事業の実施

相談件数	実件数	1,462 件	延べ件数	8,909 件
訪問件数	実件数	409 件	延べ件数	731 件

(イ) 精神保健福祉センターにおける相談・技術支援の実施

相談件数	延べ件数	5,023 件	技術援助指導回数	204 回
講演会・研修会等回数		18 回		

エ 自殺対策緊急強化基金事業

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、平成 26 年度までの特別対策として、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげるため以下の事業を実施した。

(ア) 電話相談支援等事業

精神保健福祉センター内に「こころの健康相談ダイヤル」を設置し、電話相談を実施した。

相談実績 延べ 948 件

(イ) 普及啓発事業

- ・ラジオ局 2 社による CM や心の健康に関する情報の発信を行った。
- ・地方紙 2 紙において広報記事を、また、JR 時刻表に広告を掲載した。(3 月)
- ・街頭キャンペーンや講演会等にて広く県民へ啓発を行った。(6 方部で実施)
- ・アルコール関連ポスターや社会資源情報ハンドブックを作成し、関係機関等へ配布した。

(ウ) 市町村人材育成事業

地区のリーダー等を対象にした研修によりゲートキーパーを育成した。

・保健福祉事務所主催	6 方部で実施	延べ 25 回	受講者	1,225 名
・救急医療関係職員研修		延べ 1 回	受講者	126 名
・精神保健福祉センター主催	弁護士、司法書士対象	延べ 2 回	受講者	163 名
・市町村主管課長担当者会議		1 回	出席者	70 名
・自死遺族フォローアップ研修		1 回	受講者	58 名

(エ) 民間団体への補助事業

自殺関連活動を行っている団体に対して助成した。

補助先	5 団体	補助額	5,074 千円
-----	------	-----	----------

(オ) 市町村自殺対策緊急強化支援事業

補助先	54 市町村	補助額	40,225 千円
-----	--------	-----	-----------

(カ) 対面型相談支援事業

法律相談の場に心の相談の併設	38 回開催	相談件数	65 件
保健福祉事務所主催 うつ病家族教室	6 方部で開催	参加延べ人数	156 名

(キ) 災害時の心のケア体制強化事業

前年度に作成した「福島県心のケアマニュアル」に放射線に関すること、子どもの心のケアに関することを追加した。また心のケアに関する研修会を開催し、マニュアルについての周知を図った。

ワーキング実施回数	3 回	出席者延べ人数	9 名
-----------	-----	---------	-----

研修会	4 回	受講者	212 名
-----	-----	-----	-------

差し込み式のマニュアルの作成

オ 精神保健福祉体制の充実

(ア) 自立支援医療（措置入院及び精神通院医療）

精神障がいによって自傷他害のおそれのある者を措置入院させ適切な医療と保護を行うとともに、通院治療者に対しても医療費公費負担によって適正な医療を行い、早期社会復帰を図った。

措置入院費 387件 68,227千円 通院医療費 339,503件 2,558,493千円

(イ) 精神障がい者社会復帰相談指導及び心の健康相談・訪問指導事業

回復途上にある精神障がい者に対して、保健相談指導、生活指導等を行って社会適応を図り社会復帰の促進に努めるとともに、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談に応じるほか、訪問指導を行い精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者に対する福祉的援助等を行った。

実施保健所 全保健所

(ウ) 精神科救急医療システム整備事業

夜間・休日において、緊急に精神科医療を必要とする者への適切な医療を確保するため、診療応需体制等をシステム化した。

委託先 福島県精神科病院協会 委託料 73,886千円

(エ) 精神科移送システム事業

精神障がいのために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の限りを尽くしても本人が病院に行くことを同意しない場合に限り、知事が、適切な医療機関まで移送する制度を整備し、治療の必要性を判断できない精神障がい者のための受療機会の確保を図った。

医療保護入院・応急入院のための移送 93件

カ 薬物乱用の防止

(ア) 薬物乱用防止思想の普及啓発の推進

「第3次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動によるヤング街頭キャンペーンを関係団体と協力して各地区の実情に応じて取り組んだ。

また、薬物乱用防止スクールキャラバンカー、薬物乱用防止教室を通して、薬物に関する正しい知識や乱用薬物の有害性について、若年層に対してより一層の普及啓発を図った。

キ 地域保健関係職員研修の実施

市町村、保健福祉事務所等に勤務する地域保健関係職員に対する研修を企画・実施し、資質の向上を図った。

6保健福祉事務所 17回 延べ744名

(2) 生活習慣病予防の推進

ア 食環境整備事業

飲食店等に外食を通じた健康づくりの必要性を認識してもらい、その利用者に対して食事の栄養成分表示や栄養、健康情報の提供を行うことにより、食環境の整備を促進し、県民の健康づくりを推進した。

4 保健福祉事務所 参加店数 235 店 参加人数 237 名

(ア) 「うつくしま健康応援店」の普及、拡大 390 店登録 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

イ 健康づくり推進研修事業

特定健診・保健指導の実践者を育成するための研修会を開催した。

参加人数 94 名

ウ 歯科保健の充実

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、「福島県歯っぴいライフ 8020 運動推進計画」に基づき事業を実施した。

(ア) 歯科保健対策事業

A 福島県歯科保健対策協議会

協議会 2 回開催

計画策定部会 3 回開催

B 市町村歯科保健強化推進事業

市町村歯科保健強化推進検討会 県内 5 回開催

市町村歯科保健強化推進研修会 県内 3 回開催

C 地域歯科保健活動推進事業

市町村等に対する助言・指導等の実施、調査等の実施

D ヘル歯ーライフ 8020 推進事業

(A) ヘル歯ーライフ 8020 の実施

・小児期う蝕予防対策推進事業 フッ化物応用検討会 3 回開催
う蝕予防に関する調査の実施
研修会 2 回開催

・成人歯科保健強化推進事業 モデル歯科健康教室の開催 県内 5 事業所にて実施

(B) 8020 フェアの開催 平成 24 年 11 月 11 日 福島県文化センター 認定者数 582 名

E ヘル歯－ケア推進事業

- (A) 在宅療養者に対する訪問口腔保健指導 28 件
- (B) 高齢者等施設入所者に対する口腔保健指導 2,857 件

エ 特定健康診査・特定保健指導の実施

- (ア) 特定健康診査・特定保健指導県費負担金 279,492,000 円（全市町村）
- (イ) 特定健康診査・特定保健指導県費補助金 400,000 円（中央建設国民健康保険組合福島県支部）

(3) 健全な食生活をはぐくむための食育の推進

ア 未来（ゆめ）づくり食育事業

幼児・児童生徒の望ましい食習慣の定着を目指した食育事業を実施し、未来を担う子どもたちの豊かな心と身体を育む環境づくりを行った。

- (ア) 未来（ゆめ）づくり食育計画作成支援研修会の開催 6 保健福祉事務所 計 15 回 380 名
- (イ) 食の安全の体験学習会の実施 小学校 101 校 5,455 名 中学校 14 校 601 名
- (ウ) 食事バランスビンゴカード普及講習会の開催 5 保健福祉事務所 計 22 回 762 名

(4) 感染症対策の推進

ア 感染症予防対策の推進

(ア) 患者発生時の適切な対応

細菌性赤痢及び腸管出血性大腸菌症等患者発生時に迅速に対応し、感染症の原因追及のための検査を行うとともに、感染予防について指導した。

細菌性赤痢 3 件（3 名）

腸管出血性大腸菌症 20 件（23 名）

(イ) 医療体制の整備

第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関に対して運営費補助を行うことにより、患者の受け入れ体制を整備した。

また、患者移送車により患者を感染症指定医療機関に移送できる体制を整備し運用した。

(ウ) 感染症発生動向調査体制の充実

インフルエンザ等の感染症について、感染症発生動向調査システムを活用しその流行を未然に防止するため、県民及び関係機関への情

報の提供に努めた。

イ 新型インフルエンザ対策の推進

(ア) 新型インフルエンザ医療体制整備事業

新型インフルエンザ入院患者受入協力医療機関に対して、人工呼吸器等の購入を補助した。

入院患者受入協力医療機関 人工呼吸器 1 医療機関 1 台

(イ) 抗インフルエンザウィルス薬備蓄事業

県民の安全・安心を確保するため、抗インフルエンザウィルス薬を備蓄した (402,800 人分)。

(ウ) 感染症危機管理ネットワーク構築事業

新型インフルエンザ対策の検証結果を踏まえ、新たな感染症の発生時に県内医療機関等に迅速に情報を提供し、適切な対応を講じるための体制を整備し、併せて平常時から関係機関同士が相互に情報を共有し、感染症予防対策の徹底を図ることを目的に、パソコン等を介した関係機関相互の情報ネットワークを構築した。

・感染症危機管理ネットワークシステムの整備 1,043 千円

ウ エイズ対策の推進

エイズ対策促進事業実施要項等に基づき、感染の拡大を防止するため、正しい知識の普及啓発を強化するとともに、不安のある人に対する相談、検査体制等の充実に努めた。

(ア) H I V 抗体検査事業

H I V 抗体検査を全保健福祉事務所で実施した (中核市を除く。)

検査件数 319 件

(イ) エイズ一般相談

電話、来所による相談を全保健福祉事務所で実施した (中核市を除く。)

相談件数 298 件

(ウ) エイズ等に関する出前講座

各保健福祉事務所で実施

開催回数 17 回

エ ハンセン病対策の推進

・講演会の実施

ハンセン病に対する正しい知識の普及のため、講演会を実施した。

・ふるさと交流会の開催

ハンセン病療養所入所者の慰労を図るため、療養所を訪問し、御見舞金とふるさと産品を手渡して、懇談した。
療養所へ地元紙を定期送付した。

オ 肝炎対策の推進

国内最大の感染症といわれるウイルス性肝炎について、感染者の早期発見と治療体制の促進に努めた。

(ア) 肝炎ウイルス検査事業

県民の検査受診機会拡大のため、全保健福祉事務所及び業務委託した医療機関において無料検査を実施した（中核市を除く。）。

H C V抗体検査件数	平成 25 年 3 月末	152 件	（うち医療機関件数	133 件）
-------------	--------------	-------	-----------	--------

H B s 抗原検査件数	平成 25 年 3 月末	153 件	（うち医療機関件数	135 件）
--------------	--------------	-------	-----------	--------

(イ) 肝炎医療費の助成

B型及びC型ウイルス性肝炎に有効な治療方法であるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について、患者の経済的負担を軽減することにより受療機会の促進を図るため、医療費の助成を実施した。

受給者証発行数	793 件	（インターフェロン治療 292 件、核酸アナログ製剤治療 501 件）
---------	-------	-------------------------------------

公費負担額	137,151 千円
-------	------------

カ 結核対策の推進

「福島県結核予防計画」に基づき、結核予防思想の普及を図るとともに、健康診断による早期発見、早期治療を促進したほか、適切な患者支援等、重点的、効果的な結核予防対策を推進した。

(ア) 結核対策特別促進事業

モデル診査会の開催、D O T S（直接服薬確認療法）徹底のための連携強化事業の実施

(イ) 結核医療費の公費負担

一般患者医療費	1,415 件	2,074 千円
---------	---------	----------

入院患者医療費	197 件	18,875 千円
---------	-------	-----------

キ 予防接種の推進

(ア) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施

国が平成 22 年度補正予算で措置した交付金を活用して、県に基金を造成し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌 b 型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を行う市町村に対して助成することにより、これらの予防接種を促進した（全市町村で実施）。

4 誰もが安心できる地域医療の確保

(1) 安全、安心な医療サービスの確保

ア 医療提供体制の整備

県民がいつでもどこでも適正な医療が受けられるよう地域医療体制を整備するため、次の事業を推進した。

(ア) 医療施設近代化施設整備事業

医療施設における患者の療養環境や医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を提供する体制を確保するため、施設整備事業を実施する病院に対して経費の一部補助を実施した。

交付先	(財)竹田総合病院外 2 病院	95,645 千円
-----	-----------------	-----------

(イ) 医療の安全性の確保

A 立入検査

医療法第 25 条等の規定に基づき、医療機関の適正な運営を確保するため、病院、診療所等に対し、立入検査を実施した。

病院 130 カ所 診療所・歯科診療所 259 カ所

B 医療相談

本庁に設置した医療相談センターと各保健所において、患者や家族等からの様々な相談に対応した。

イ 歯科医療提供体制の整備

(ア) 休日等歯科診療支援事業

休日等における地域住民の歯科の急病患者的の医療を確保するため、休日等の歯科診療実施に対して補助を行った。

交付先	相馬地方広域市町村圏組合	350 千円
-----	--------------	--------

(イ) 介護保険等対応歯科保健医療推進事業

在宅寝たきり老人等の要介護者に対する歯科保健医療サービスに関する研修会に対して補助を行った。

交付先	(社)福島県歯科医師会	130 千円
-----	-------------	--------

(ウ) 歯科医療安全管理体制推進特別事業

安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を確保するため、歯科医療安全管理体制に関わる研修会等を実施した。

委託先 (社)福島県歯科医師会 716 千円

(エ) 在宅歯科医療連携室整備事業

在宅歯科医療の推進及び医科や介護等の他分野との連携体制の構築を図るため、連携室整備事業を実施した。

委託先 (社)福島県歯科医師会 4,058 千円

ウ 救急医療体制の充実

県民がいつでもどこでも安心して医療を受けることができるよう救急医療体制の充実を図った。

(ア) 救急医療体制の体系的整備

A 小児初期救急医療推進事業

交付先 2 市 3,827 千円

B 小児救急医療支援事業

交付先 1 市 7,664 千円

C 救命救急センター運営費補助

交付先 (助)太田総合病院附属太田西ノ内病院外 2 病院 209,527 千円

D ドクターヘリ導入促進事業

交付先 公立大学法人福島県立医科大学 208,337 千円

(イ) 救急医療情報システムの運営

救急医療情報を 24 時間リアルタイムで提供するシステムを運営した。

診療応需一覧照会	27,861 回	当番機関照会	1,969 回		
診療応需照会	1,399 回	輪番機関照会	4,440 回		
医療機関照会	1,975 回	その他の照会	2,286 回	計	39,930 回

エ 災害時医療体制の充実

(ア) 原子力災害緊急時医療活動事業

原子力災害時の医療活動に必要な医療施設の維持管理、医療機器等の整備並びに緊急時医療活動従事者に対する研修支援を行った。

A 緊急被ばく医療施設の維持管理、医療機器等の保守点検等経費

交付先 公立大学法人福島県立医科大学（二次被ばく医療機関）

交付額 13,853 千円

B 医療活動用消耗品購入経費等 14,795 千円

C 被ばく医療機関の医療従事者に対する研修旅費等 2,862 千円

(イ) 災害時医薬品等の備蓄・供給の確保

災害の発生時に県民が必要とする医薬品等を確保するため、福島県災害時医薬品等備蓄供給事業を実施した。

委託先 福島県医薬品卸組合、福島県医療機器販売業協会

備蓄場所 県内6医療圏（南会津は会津医療圏を含む。）

備蓄品目 医薬品 53 品目 衛生材料 16 品目

備蓄方法 流通備蓄

委託料 692 千円

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修等派遣事業

災害時の医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、災害拠点病院の医療従事者をDMAT隊員養成研修（国主催）や政府総合防災訓練へ参加支援を行うとともに、県主催によるDMAT隊員養成研修を実施した。

公立大学法人福島県立医科大学他

(エ) 災害救急医療資機材整備事業

災害時の医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、保健所に備蓄整備した災害救急医療資機材のメンテナンスを実施した。

委託先 サンセイ医機株 1,403 千円

(オ) 災害拠点病院等耐震化事業

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院や二次救急医療機関の耐震整備に対して経費の一部補助を実施した。

交付先 （公財）星総合病院他4病院 796,548 千円

オ 移植医療の推進

(ア) 普及啓発活動の推進

臓器移植コーディネーター設置事業

委託先 (財)福島県臓器移植推進財団 5,158 千円

(イ) 移植医療支援体制の充実

骨髄バンクドナー登録推進事業

委託先 福島県骨髄バンク推進連絡協議会 522 千円

カ 難病対策等の充実

(ア) 特定疾患治療研究事業

A 特定疾患治療研究事業

対象疾患 56 疾患 認定患者数 13,046 名 (平成 24 年度末現在)

B 難病患者認定適正化事業 入力件数 13,601 件

(イ) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

認定患者数 81 名

(ウ) 遷延性意識障がい者治療研究事業

認定患者数 76 名

(エ) 難病在宅療養者支援体制整備事業

難病患者・家族に対し、病状・状態等に応じたきめ細やかな支援を行うため、主に各保健福祉事務所にて以下の事業を行い、難病患者・家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図った。

A 難病患者地域支援連絡調整事業

地域支援連絡会議開催 8 回

ケア調整会議開催 35 回

訪問指導延べ件数 398 件

電話相談延べ件数 4,636 件

面接相談延べ件数 12,805 件

B 重症難病患者療養支援ネットワーク事業

指定協力病院 30 機関

重傷難病患者拠点・協力病院設備整備 (非常用電源装置整備補助) 4 機関

(オ) 難病相談支援センター事業

難病患者・家族に対し、県域を単位としたより一層の支援体制の構築を図るため、難病相談支援センターにて以下の事業を行い、難病患者・家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図った。

A	相談件数	計 473 件
	電話相談延べ件数	309 件
	面接相談延べ件数	37 件
	メール相談延べ件数	65 件
	その他延べ件数	62 件
B	難病支援セミナー	3回 95名
C	難病相談会・交流会開催支援事業	
	補助団体数	12 団体

(カ) 難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等ホームヘルプサービス事業等 二本松市で実施

(キ) 原爆被爆者対策の実施

A	被爆者健康手帳の交付	
	交付人数	79 名 (平成 24 年度末現在)
B	被爆者健康診断の実施	
	一般検診	延べ 74 名
	がん検診	延べ 78 名
	精密検査	延べ 7 名
	被爆二世検診	23 名
C	各種手当の支給	
	医療特別手当	延べ 36 名
	健康管理手当	延べ 747 名
	保健手当	延べ 52 名

介護手当 延べ 21 名

葬祭料 8 名

D 介護保険等利用の助成

(A) 介護保険助成

介護老人福祉施設入所 36 件

通所介護 44 件

短期入所生活介護 3 件

(B) 家庭奉仕員派遣

訪問介護 38 件

介護予防訪問介護 12 件

キ 献血者の確保

(ア) 献血者の確保と適正使用の推進

本県における献血の実態分析に基づき、安定的な献血者の確保と血液製剤の適正使用の推進に向けた総合的な対策を講じた。

献血目標人数達成率 105.1%

(イ) 地域献血の推進

市町村の「献血の日」等を活用して地域住民に献血思想の普及啓発と献血への協力依頼を行うとともに、市町村献血推進協議会等の組織を支援することにより地域献血の定着を図った。

(ウ) 事業所献血の推進

県、市町村、血液センターによる事業所訪問を行うとともに、協力事業所の顕彰により、積極的な推進を図った。

協力事業所の顕彰

第 11 回健康ふくしま 21 推進県民大会における知事感謝状 9 団体

第 48 回献血運動推進全国大会における厚生労働大臣表彰状 2 団体 同感謝状 7 団体

(エ) 若年層献血の推進

若年層の献血への関心を高めるため、学生ボランティア等の同世代からの働きかけへの支援を行い、献血者の増加に努めた。

また、将来の献血者となる中学生を対象に献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを実施した。

ジュニア献血ポスターコンクール事業

ポスターコンクール応募状況 77校 642点

受賞作品を活用したポスター等の配布

ク 国民健康保険制度の円滑な運営のための支援

(ア) 保険医療機関等指導監査

国民健康保険法第41条の規定に基づき、以下のとおり実施した。

A 監査	3機関
B 個別指導	133機関
D 集団的個別指導	201機関
E 集団指導	534機関

(イ) 福島県国民健康保険広域化等支援基金

国民健康保険法第68条の3の規定に基づき設置している広域化等支援基金について、以下のとおり積立てを行った。

A 運用益	37,123円
B 償還金	61,393,000円
(年度末残高	193,575,603円)

(ウ) 保険者に対する公費負担

国民健康保険法の規定に基づき、以下の負担金等を交付した。

A 保険基盤安定負担金	5,055,301,850円(全市町村)
B 高額医療費共同事業負担金	1,176,431,808円(〃)
C 福島県国民健康保険調整交付金	11,865,914,970円(〃)

(エ) 福島県国民健康保険団体連合会に対する貸付

福島県国民健康保険団体連合会が設置する国保基金に対し、保険者の国保事業の財政健全化及び事務処理の円滑化を図るため、以下のとおり貸付を実施した。

国保基金貸付金 200,000,000円(年度内償還、無利子貸付)

(オ) 広域化等支援方針の改定

国民健康保険法第 68 条の 2 の規定に基づき、市町村国民健康保険の事業運営及び財政運営の広域化、県内の標準設定等を推進するための指針として平成 22 年 12 月に策定した「福島縣市町村国民健康保険広域化等支援指針」の見直しについて検討し、平成 25 年 3 月に改定した。

市町村国保広域化等連携会議の開催 1 回

広域化等支援方針検討ワーキンググループの開催 3 回

ケ 老人医療制度及び後期高齢者医療制度の円滑な運営のための支援

(ア) 後期高齢者医療技術的助言

地方自治法第 245 条の 4 並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 133 条及び第 162 条の規定に基づき、技術的助言を実施した。

実地助言 14 市町村、福島県後期高齢者医療広域連合、福島県国民健康保険団体連合会

書面審査 45 市町村

(イ) 保険者に対する公費負担

老人保健法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、以下の負担金を交付した。

A	老人医療給付費県費負担金	382 円 (1 市)
B	後期高齢者医療給付費県費負担金	17,626,280,792 円 (福島県後期高齢者医療広域連合)
C	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	3,201,731,136 円 (全市町村)
D	後期高齢者高額医療費県費負担金	726,257,576 円 (福島県後期高齢者医療広域連合)
E	後期高齢者不均一保険料県費負担金	3,682,200 円 (")

(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金

高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条の規定に基づき設置している後期高齢者医療財政安定化基金について、以下のとおり積立てた。

A	運用益	1,827,149 円
B	積立金	702,870,000 円
	(年度末残高)	3,262,760,082 円)

(エ) 後期高齢者医療審査会

高齢者の医療の確保に関する法律第 128 条の規定に基づき設置された審査会に対し行われた審査請求の審議、裁決を行った。

開催回数 1回（平成25年1月9日）

裁決結果 棄却

コ 医療費の適正化対策の促進

(ア) 保険者指導監督等

診療報酬明細書の点検効果率の低調な保険者に対し、医療給付専門指導員による指導を行った。

診療報酬明細書等点検調査指導 9 保険者

サ 地域リハビリテーションの推進

(ア) 福島県地域リハビリテーション協議会の運営

地域リハビリテーションの推進を図るため、保健・医療・福祉の関係機関の代表者を構成員とする協議会を1回開催し支援体制等について検討協議を行った。

(イ) 福島県地域リハビリテーション支援センター事業の実施

公立大学法人福島県立医科大学附属病院リハビリテーション部を県支援センターに指定し、地域リハビリテーション広域支援センターの支援等を実施した。

(ウ) 地域リハビリテーション広域支援センター事業の実施

県内6保健福祉圏域の7カ所の広域支援センターへ業務を委託して、圏域内の保健・医療・福祉の関係者を構成員とする連絡協議会の開催、リハビリテーション実施機関に対する相談・支援などを実施した。

シ 地域医療再生基金の活用

地域医療再生計画に基づき、会津・南会津医療圏及び相双医療圏、三次医療圏における次の事業を実施し、地域医療の再生を図った。

(ア) 会津・南会津医療圏

A 地域医療連携ネットワークシステム導入事業

へき地診療所等と病院間のネットワークシステム構築のため、電子カルテ等の整備に要する経費を補助した。

補助件数 3件 補助額 432,786 千円

B 地域周産期母子医療センター機能向上事業

地域周産期母子医療センターである竹田総合病院の周産期医療機能強化を図るための機器等の整備に要する経費を補助した。

補助額 406,991 千円

C 救命救急センター機能向上事業

会津中央病院の救命救急センターにおける高度医療機器整備に要する経費を補助した。

補助額 76,150 千円

D 南会津病院機能向上事業

県立南会津病院における透析通信システムの整備に要する経費を補助した。

補助額 22,890 千円

(イ) 相双医療圏

A 地域医療等支援教員増員事業

福島県立医科大学が地域医療等支援教員を配置し、相双医療圏の中核病院等へ非常勤講師の派遣を実施する経費を補助した。

補助額 129,263 千円

B 認定看護師等養成事業

三次救急医療機能の強化を図るため、総合磐城共立病院における認定看護師の養成に要する経費を補助した。

補助額 1,855 千円

(ウ) 三次医療圏

A 放射線相談外来設置支援事業（再掲）

地域の基幹病院等が放射線に関する相談外来を設置するための経費の一部を補助した。

B がん登録推進事業

院内がん登録を行う医療機関に対し、がん登録に係る人件費等を補助した。

補助件数	1 件	補助額	2,970 千円
------	-----	-----	----------

C がん医療施設設備整備事業

がん医療の強化を図るため、施設設備の整備経費の一部を補助した。

補助件数	2 件	補助額	24,622 千円
------	-----	-----	-----------

D 医師事務作業補助者導入推進事業

病院勤務医の負担軽減を図るため、人材派遣会社に委託して医師事務作業補助者の導入を促進した。

委託先	(株)パソナ	委託額	53,265 千円
-----	--------	-----	-----------

E	寄附講座設置支援事業				
	市町村が県外の大学医学部に寄附講座を設置するために必要な経費を補助した。				
	補助件数	1 件	補助額	30,000 千円	
F	過疎地域等医師研修事業				
	過疎地域の医療を担う人材の育成と地域医療を担う医師の幅広い診療能力（プライマリケア能力）向上を図る研修会等を実施した。				
	委託先	公立大学法人福島県立医科大学	委託額	6,026 千円	
G	医師スキルアップ研修事業				
	福島県の医療の質の確保等を図るため、若手医師のスキルアップを図る研修会等を実施した。				
	委託先	公立大学法人福島県立医科大学	委託額	1,617 千円	
H	認定看護師等養成事業				
	認定看護師等の養成に要する経費を補助した。				
	補助件数	10 件	補助額	19,230 千円	
I	三次救急医療機関機能向上事業				
	三次救急医療機関の機能向上を図るため、施設設備の整備経費の一部を補助した。				
	補助件数	3 件	補助額	531,663 千円	
J	二次救急医療機関機能向上事業				
	二次救急医療機関の機能強化を図るため、医療機器整備に要する経費の一部を補助した。				
	補助件数	13 件	補助額	615,743 千円	
K	救急医療機関の連携強化事業				
	救急医療機関相互の連携を強化するため、遠隔画像診断システム等の構築経費を補助した。				
	補助件数	3 件	補助額	296,622 千円	
L	救急医療従事者資質向上支援事業				
	救急医療を担う人材の資質向上を図るため、研修受講経費を補助した。				
	補助件数	21 件	補助額	7,166 千円	
M	救急医療機関救急車等整備事業				

救急医療機関の搬送体制を強化するため、高規格救急車整備経費の一部を補助した。

補助件数	4 件	補助額	28,206 千円
------	-----	-----	-----------

N 救急医療機関ヘリポート整備事業

救急医療機関の搬送体制を強化するため、ヘリポート整備経費の一部を補助した。

補助件数	2 件	補助額	19,477 千円
------	-----	-----	-----------

O 周産期医療機関施設設備整備事業

周産期医療機関の機能向上を図るため、施設設備の整備経費の一部を補助した。

補助件数	4 件	補助額	55,103 千円
------	-----	-----	-----------

P 人工腎臓装置不足地域設備整備事業

人工透析医療の充実を図るため、人工腎臓装置整備経費の一部を補助した。

補助件数	4 件	補助額	36,576 千円
------	-----	-----	-----------

(2) 医療資源の地域的偏在の是正

医療に恵まれないへき地等の住民の医療を確保するため、次の事業を推進し、医療の充実を図った。

ア へき地医療拠点病院による支援

へき地医療支援機構の調整の下、へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医の派遣を行った。

イ へき地勤務医師等の確保

(ア) へき地医療支援医師の確保

ドクターバンクを活用して確保した医師3名が、へき地診療所での勤務を開始した。

(イ) へき地医療医師確保修学資金貸与事業

県内の医療に恵まれない地域の医師の確保を図るために、将来県内のへき地診療所等に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し修学資金を貸与した。

貸与人数	21 名
------	------

貸与総額	62,220 千円
------	-----------

(ウ) 自治医科大学経常運営費負担

自治医科大学の経常運営に係る都道府県負担金	130,400 千円
-----------------------	------------

ウ ヘき地診療所の機能充実

ヘき地診療所等に運営費等の補助を行った。

(ア) ヘき地医療支援センター運営費等補助

補助先	南会津地方広域市町村圏組合	補助額	7,000 千円
-----	---------------	-----	----------

(イ) ヘき地診療所運営費補助

補助先	檜枝岐村	補助額	10,881 千円
-----	------	-----	-----------

(ウ) ヘき地診療所設備整備事業

補助先	磐梯町	補助額	7,875 千円
-----	-----	-----	----------

(3) 医師、看護師等の確保と質の向上

ア 医師の確保と定着促進

(ア) 医師臨床研修対策事業

A 臨床研修病院合同ガイダンス開催等

全国の医学生を対象とした福島県臨床研修病院合同ガイダンス開催により県内への医師の定着を図るとともに、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し指導能力の向上を図った。

B 人材育成・定着促進事業

福島県立医科大学が県内の臨床研修病院と連携協力し、説明会や研修会を開催するなど、臨床研修医確保に向けた取組みを行う経費について補助した。

補助額	15,450 千円
-----	-----------

(イ) 女性医師支援事業

A 女性医師等就労環境改善事業

女性医師等の離職防止及び再就業の促進を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う病院に対して補助を行った。

交付先	2病院	3,067 千円
-----	-----	----------

(ウ) 医師定着促進事業

A 地域医療体験研修事業

県南、会津、相双の各地域において、地域医療に関心のある医学生を対象に、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流などの場を提供し、将来の地域医療の担い手育成を図った。

(エ) 医師確保緊急対策事業

A 自治体病院等医師確保研修資金貸与事業

貸与人数	1名
貸与総額	2,400千円

(オ) ふくしま医師就職支援事業

県内の医療機関で就業を検討している医師との個別相談や県内の医療機関への視察を実施した。

イ 看護職員等の養成確保対策と質的充実

保健医療の需要に対応した専門職の養成は、県民保健医療の確保上からも重要であることから、看護職員等の養成確保及び質的充実を図った。

(ア) 県立総合衛生学院における養成

助産学科	16名		
看護学科	1年 41名	2年 33名	
歯科衛生学科	1年 17名	2年 15名	3年 11名
臨床検査学科	1年 20名	2年 18名	3年 18名

(イ) 県立会津若松看護専門学院における養成

看護学科	3年 24名
------	--------

(ウ) 看護要員確保事業

A 看護師等養成所運営費補助事業

交付先	福島県厚生農業協同組合連合会外 13 施設	225,398 千円
-----	-----------------------	------------

B 病院内保育所運営費補助事業

交付先	(医)為進会外 29 施設	116,526 千円
-----	---------------	------------

C ナースセンター事業

委託先	(社)福島県看護協会	16,293 千円
-----	------------	-----------

有効求職者数（ナースバンク登録者数） 547名

就業者数 92名

D 看護職員定着促進支援事業

看護学校・養成所や就業に関する情報を広く提供し、県内養成所における看護学生の確保や潜在看護職の再就業を支援した。

県内定着のための普及・啓発事業 進学ガイドブック作成：20,000部、進学ガイドブック配布：県内高等学校等473か所

進学相談会 委託先 （一社）福島県看護学校協議会 参加者 170名

看護職再就業支援研修会 開催場所 県内12病院 修了者数 29名

E 地域医療再生看護師定着支援事業

交付先 財竹田総合病院 8,768千円

(エ) 保健師等研修事業

A 看護教員養成講習会

看護職員の養成に携わる看護職に対して、必要な知識・技術の習得及び専任教員の資格取得を目的として講習会を実施した。

実施期間 平成24年5月16日～平成24年12月12日 修了者数 33名

B 新人看護職員研修

病院等における研修責任者等を養成するための研修会を実施するとともに、病院等が実施する研修への補助を行い、看護の質の向上及び早期離職防止を図った。

研修責任者研修 委託先 (社)福島県看護協会 1回(1日間) 受講者数 38名

教育担当者研修 委託先 (社)福島県看護協会 1回(4日間) 修了者数 63名

実地指導者研修 委託先 (社)福島県看護協会 1回(3日間) 修了者数 94名

新人看護職員研修 交付先 (財)大原総合病院外41施設 18,877千円

ウ 理学療法士、保健師等の確保と定着促進

(ア) 理学療法士等修学資金貸与

貸与人員 1名

貸与総額 432千円

(イ) 保健師等修学資金貸与事業（一般貸与）

貸与人員 45名（新規13名、継続32名）

貸与総額 14,292千円

エ 薬剤師の確保と資質の向上

（社）福島県薬剤師会等が行っている学術研修を支援し、薬剤師の資質の向上を図った。

(4) 医薬品の有効性・安全性の確保

ア 適正な医薬分業の推進

調剤過誤の発生等医薬分業推進上の諸問題を解決するため、関係機関と十分な協議を行うとともに、薬剤師会等と連携した薬局薬剤師の資質向上のための研修等を行った。

イ 面分業の推進とかかりつけ薬局の普及

適正な医薬分業を推進するため、それぞれの医療機関の近隣薬局（門前薬局）に処方せんが集中しない面分業を推進し、患者自身が決めた「かかりつけ薬局」を奨励するとともに、薬局における薬歴管理及び服薬指導が徹底されるよう指導した。

1 薬局が応需する処方せん発行医療機関数 32.9 施設（県平均）

ウ 薬局機能情報の提供

県内の各薬局で対応可能なサービス等をデータベース化し、県民が必要とする薬局機能情報をインターネット上で絞り込み検索ができるシステムを管理・運用した。

エ 医薬品等の情報提供

医薬品等の安全性に関する情報収集・伝達・対応の徹底について、医療機関や薬局等を指導した。

オ 薬事衛生思想の普及啓発

保健福祉事務所の薬事相談窓口や各種講習会等を通じて薬事衛生思想の普及に努めた。また、ホームページ等を通して薬に関する情報を提供した。

カ 薬事監視の強化

適切な医療を受ける機会を失わせるおそれのある健康食品等（無承認無許可医薬品・医療機器等）については、インターネットを含む広告の監視、さらには医薬品に該当する疑いのある製品の試験検査に基づく監視指導を行った。

また、医薬品等の安全性を確保するため、製造業者等に対する監視の強化を図るとともに、不良品の適切な回収についても、指導の徹底を図った。

(5) がん医療の推進

ア がん対策の推進

がん検診の精度向上を図るため、生活習慣病検診等管理指導協議会において各がん部会を開催し、各部会提言をもとに、保健福祉事務所による健康増進事業等技術的助言などを行った。

また、医師、診療放射線技師等を対象とした生活習慣病検診等従事者指導講習会を実施し、検診従事者の資質の向上を図った。

その他、がん予防対策の推進等についての検討の場として、福島県がん対策推進協議会を開催した。

生活習慣病検診等管理指導協議会のがん部会	3回開催（子宮、肺、大腸がん部会）
生活習慣病検診等従事者指導講習会	5回開催（胃、子宮、肺、乳、大腸がん検診）

イ がん医療提供体制の充実

(ア) がん診療連携体制の確保

県内のがん診療連携拠点病院における診療体制の一層の充実を図るため、機能を強化する事業に対して補助を行った。

A 地域がん診療連携拠点病院整備事業

交付先	公立大学法人福島県立医科大学附属病院外6病院	100,984千円
-----	------------------------	-----------

B がん診療連携推進病院整備事業

交付先	いわき市立総合磐城共立病院	7,000千円
-----	---------------	---------

(イ) 地域がん登録

地域がん登録整備推進強化事業により、がん患者の罹患の状況を把握した。

委託先	公立大学法人福島県立医科大学	9,153千円
-----	----------------	---------

(ウ) がん看護臨床実務研修事業

がん看護臨床実践能力の高い看護師等を育成し、がん看護の質の向上を図った。

委託先	公立大学法人福島県立医科大学	1,978千円
-----	----------------	---------

修了者	12名
-----	-----

5 子育て・子育てを支える社会の推進

(1) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

ア 子育て支援を進める県民運動

子育て支援を進める県民運動として、民間企業も含めた地域全体での子育て支援や男女共同での子育てなど、子育てしやすい県づくりの気運を盛り上げるため、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」とし、各部局や市町村、関係団体等と連携しながら広報・啓発活動等を集中的に実施した。

参加事業数	170	参加者数	33,144 名
-------	-----	------	----------

イ 地域の子育て力向上事業

地域の子育て力を向上させ、子育て支援を推進するため、県、市町村及び子育て民間団体が、子育て支援に関する各種事業を実施した。

・ 県事業

7 件		4,580 千円
-----	--	----------

・ 市町村企画事業

5 市町	補助額	26,543 千円
------	-----	-----------

・ 民間団体企画事業

9 団体	補助額	3,995 千円
------	-----	----------

・ 民間団体企画事業（特別枠）

10 団体	補助額	9,165 千円
-------	-----	----------

ウ 地域の寺子屋推進事業

東日本大震災に伴い地域コミュニティの再生が求められていることから、知恵と経験のある方と、子どもとその親が地域の資源を活用して交流する取組を県内外の各地に拡大した。

- ・ 仮設住宅におけるの寺子屋 40 か所 1,434 名参加
- ・ 地域の寺子屋設置支援事業の補助団体 43 団体
- ・ 寺子屋セミナー 2 回 94 名参加（郡山市、会津若松市）

エ 子育て応援パスポート事業

企業、地域、行政が一体となって子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、子育て応援パスポート（愛称：ファミたんカード）事業の普及・啓発を行うとともに、協賛店を拡大した。

また、平成24年4月1日から埼玉県と新たに連携し、これまで連携を実施している茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県を含めた5県で、

同様のカード事業サービスを受けることができるようになった。

(ア) 協賛店数 4,090 店 (平成 25 年 3 月末現在)

(イ) ファミたんカード交付枚数 349,436 枚 (平成 25 年 3 月末現在)

オ 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実

県、各市町村の子育て・子育て支援情報や少子化対策に関する情報をホームページ「ふくしまエンゼルネット」等を通して提供・紹介した。

アクセス数 157,269 件

また、携帯電話にメールで子育て情報を配信するサービス「i かる福島」を配信した。

カ 保育所の整備促進等

(ア) 安心こども基金造成事業

保育所の整備、認定こども園への支援等、子どもを安心して育てることができるよう体制の整備を行うため、基金を造成した。

積立額 5,165,512 千円

(イ) 安心こども基金事業

A 保育所等整備事業

保育所（公立を除く）等の施設整備費を補助した。

平成 24 年度	補助先	保育所等 3 市 5 施設	補助額	193,163 千円
----------	-----	---------------	-----	------------

平成 23 年度からの繰越分	補助先	保育所等 2 市 3 施設	補助額	194,000 千円
----------------	-----	---------------	-----	------------

B 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上のため、保育所等の保育士等を対象とした研修を実施し、また、市町村等へ必要な費用を補助した。

受講者数 1,003 名

C 認定こども園事業費

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行った。

1 施設 8,415 千円

D 地域子育て特別支援事業

児童手当の制度変更に伴い必要なシステムの改修を行う市町村に補助を行った。

市町村事業（児童手当システム改修）	56 市町村	補助額	142,883 千円
-------------------	--------	-----	------------

(ウ) 社会福祉施設整備利子補給事業

保育所	12 法人	12 施設		
児童養護施設	2 法人	2 施設	補助額	4,620 千円

(エ) 地域保育施設助成事業

A 入所児童健康診断費助成事業	10 市町	51 カ所	補助額	1,585 千円
B 入所児童支援事業	9 市町	53 カ所	補助額	6,449 千円
C 運営費助成事業	10 市町	55 カ所	補助額	5,293 千円

(オ) 産休等代替職員費の補助事業

代替職員数	59 名		補助額	14,824 千円
-------	------	--	-----	-----------

キ 放課後児童健全育成の充実

放課後児童クラブを実施する市町村等に対する運営費等の補助及び障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対する指導員の配置に対する運営費の補助を行った。

(ア) 放課後児童健全育成事業

補助先	39 市町村 1 法人 (247 児童クラブうち障がい児受入 81 クラブ)	補助額	604,879 千円
-----	--	-----	------------

(イ) わくわく放課後支援事業

補助先	9 市町村 (13 児童クラブ)	補助額	3,041 千円
-----	------------------	-----	----------

(ウ) 放課後児童クラブ障がい児受入支援事業

補助先	1 市 (2 児童クラブ)	補助額	460 千円
-----	---------------	-----	--------

ク 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブを実施する市町村等に対し、整備費の一部を補助した。

補助先	1 町 (児童クラブ創設 1 か所)	補助額	4,329 千円
-----	--------------------	-----	----------

(2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

ア 児童健全育成に寄与する自主的な団体に対する支援

地域組織活動 (母親クラブ) への助成を行った。

地域組織活動育成事業

補助先	12 市町村 (48 母親クラブ)	補助額	4,012 千円
-----	-------------------	-----	----------

イ 保育対策の充実

多様な保育需要に対応するため、各種の保育対策の推進を図った。

(ア) 保育対策等促進事業		補助額	389,180 千円
---------------	--	-----	------------

A 特定保育事業	3 市町	12 カ所
B 休日保育事業	4 市	4 カ所
C 病児・病後児保育事業	5 市町	12 カ所
D 分園推進事業 (経常経費分)	2 市町	2 カ所
E 保育所体験特別事業	2 市	23 カ所
F 認可外保育施設の衛生・安全対策事業	2 市	20 カ所
G 延長保育促進事業	18市町村	89 カ所

(イ) すくすく保育支援事業

A 地域子育て支援センター充実事業

補助先	1 市 2 カ所	補助額	900 千円
-----	----------	-----	--------

B 乳児保育環境改善事業

補助先	1 市 1 カ所	補助額	997 千円
-----	----------	-----	--------

ウ 保育所運営費市町村分県費負担金

保育所入所児童の保育に必要な人件費及び事業費、並びに保育所の維持管理費等、保育所における保育の実施に要する費用に係る負担金を交付する。

補助先	28 市町村	県負担金額	1,401,609 千円
-----	--------	-------	--------------

(3) 子育て家庭の経済的支援

ア 母子保健・医療施策の充実

(ア) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち治療方法の確立していない特定疾患に罹患している児童に対して医療給付と手帳の交付を行った。

給付人員	895 名
------	-------

(イ) 先天性代謝異常等検査事業

先天性代謝異常症等の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。

先天性代謝異常症	検査延べ人員	14,927 名	患者数 6 名
先天性甲状腺機能低下症	検査延べ人員	14,956 名	患者数 7 名

(ウ) 新生児聴覚検査普及事業

A 新生児聴覚検査推進会議の開催 年 1 回

B 新生児聴覚検査の普及・啓発

新生児聴覚検査の必要性や実施医療機関名を掲載したチラシを作成し、市町村の窓口等で該当者へ配布するとともに、県ホームページへ掲載した。

チラシの作成・配布 18,000 枚

(エ) 新生児聴覚検査支援事業

聴覚障がい児の早期発見、早期療育を支援するため新生児聴覚検査費用の助成を行った。

助成件数	初回検査	10,963 件
	確認検査	280 件
	再確認検査	54 件

(オ) 医療援護事業

心身ともに健全な子どもの出生と育成を図るために、必要な医療給付を実施した。

A 育成医療給付

身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に対しての医療給付

給付人員 273 名

B 養育医療給付

身体の発育が未熟のまま出生した乳児で、入院養育の必要な乳児に対しての医療給付

給付人員 137 名

(カ) 乳幼児医療費助成事業

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康増進を図るとともに、子育て支援の一環として市町村が実施する医療費の助成につ

いての必要な経費の一部を補助した。

補助先	59 市町村	補助額	859,003 千円
-----	--------	-----	------------

(キ) 子どもの医療費システム改修等支援事業

子どもの医療費助成制度導入にあたり、市町村が実施したシステム改修等の事務経費を支援した。

補助先	54 市町村	補助額	59,951 千円
-----	--------	-----	-----------

(ク) 子どもの医療費助成事業

小学4年生から18歳までの子どもの医療費について市町村が実施する助成事業に対し必要な経費を補助した。

補助先	59 市町村	補助額	1,066,244 千円
-----	--------	-----	--------------

(ケ) 妊婦健康診査支援基金事業

県に設置した基金により、市町村が妊婦に対し初回から数えて6回目から14回目まで公費負担した妊婦健康診査費用1/2を補助した。

補助先	59 市町村	補助額	343,375 千円
-----	--------	-----	------------

イ 多子世帯保育料軽減事業

認可保育所及び認可外保育施設を利用する世帯のうち、第3子以降の3歳未満児に係る保育料の一部について、市町村を通じて補助した。

補助先	41 市町村	補助額	79,969 千円
-----	--------	-----	-----------

(4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

ア ひとり親家庭の自立支援

東日本大震災及びそれに続く原子力発電所事故等により生活が更に厳しくなっているひとり親家庭の自立を促進するため、経済的支援、生活支援及び就業支援を実施した。

東日本大震災により親を亡くした子ども（震災遺児等）のいる家庭に対し相談支援を行った。

児童扶養手当等の制度については、制度の趣旨及び手続きの周知徹底等に努め、適正な受給がなされるよう市町村を通じ指導するとともに、原発事故避難住民特例法に基づき避難した受給者等の引き継ぎ業務を実施した。

(ア) 母子自立支援員の活動

母子自立支援員	17 名	相談延べ件数	8,377 件
---------	------	--------	---------

(イ) 母子福祉資金の貸付

貸付件数	232 件	貸付金額	114,049 千円
------	-------	------	------------

(ウ) 寡婦福祉資金の貸付

貸付件数	5 件	貸付金額	2,582 千円
------	-----	------	----------

(エ) ひとり親家庭医療費助成事業

助成延べ世帯数	75,898 世帯	補助額	208,339 千円
---------	-----------	-----	------------

(オ) 母子家庭等自立支援総合対策事業

A 母子家庭等就業支援センター事業

委託料	7,594 千円
-----	----------

B 母子家庭自立支援給付金事業

受給者	4 名
-----	-----

C 高等技能訓練促進費等給付金事業

受給者	101 名
-----	-------

D ひとり親就業サポート強化事業

委託料	8,880 千円
-----	----------

(カ) ひとり親家庭等在宅就業支援事業

支援ひとり親数	820 名 (内被災ひとり親家庭生活再建支援枠によるもの 628 名)
---------	-------------------------------------

(キ) 震災遺児等家庭相談支援事業

相談支援遺児等数	63 名
----------	------

手続き援助実施遺児等数	21 名
-------------	------

(ク) 児童扶養手当の認定

受給者数	3,426 名 (国支給分 5 名、県支給分 3,421 名) (平成 25 年 3 月末現在)
------	--

支給額	国支給分 3,043 千円	県支給分 1,608,267 千円
-----	---------------	-------------------

(ケ) 特別児童扶養手当の認定

受給者数	4,187 名 (平成 25 年 3 月末現在)	支給額	2,085,277 千円
------	--------------------------	-----	--------------

イ 児童手当の充実

児童手当制度の周知徹底と市町村における事務執行について指導を行い、適正実施に努めた。

(ア) 児童手当負担金（平成 24 年 4 月～平成 25 年 2 月分）

支給対象延べ児童数	2,402,070 名	県負担金額	4,086,107 千円
-----------	-------------	-------	--------------

(イ) 児童手当負担金及び子ども手当県負担金（平成 23 年 10 月～平成 24 年 1 月分）※ 子ども手当特別措置法分

支給対象延べ児童数	411,719 名	県負担金額	747,181 千円
-----------	-----------	-------	------------

ウ 療育体制の充実

保健・医療・福祉・教育・労働の各分野の連携により、障がい児及び発達障がい児・者の早期発見、早期療育から就学までの一貫した総合療育体制の充実に努めるとともに、身近な地域で専門的な療育を受けることができるよう地域における療育体制の整備を支援した。

(ア) 発達障がい者支援センター運営事業

事業実績額	6,048 千円	相談件数	1,045 件
-------	----------	------	---------

(イ) 発達障がい地域支援体制強化事業

A 子どもの発達「気づきと支援」推進事業

(A) 発達障がい児気づきと支援普及研修	開催回数	2 回
(B) 発達障がい児気づきと支援方部別研修	開催回数	12 回(保健福祉事務所)
(C) 発達障がい児気づきと支援医師向け研修	開催回数	3 回

B 発達障がい相談推進事業

(A) 家族のためのワークショップ事業	開催回数	6 回	参加者数	82 名
(B) 発達障がい地域支援機能強化事業				
(a) 発達障がいサポートコーチ事業	(社福) 福島県福祉事業協会外 4 法人	委託料		3,010 千円

C 発達障がい地域支援力向上事業

(A) 支援機関に対する訪問相談支援事業	実施回数	13 回		
(B) 発達障がい専門療育力向上事業	開催回数	2 回	参加者数	37 名
D 発達障がい者支援センター連絡協議会	開催回数	2 回		

(ウ) 障がい児（者）地域療育等支援事業の実施

委託先	(社福) 福島県福祉事業協会外 7 法人（9 カ所）	委託料	46,585 千円
-----	----------------------------	-----	-----------

(エ) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有し、障がい児の一貫した支援を行う制度を構築のため、県自立支援協議会に子ども部会を設置し、開催した。

(5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

ア 妊娠・出産期等における女性の健康づくり

(ア) 特定不妊治療費助成事業

医療保険の適用とならない体外受精、顕微授精による治療を受けた夫婦を対象に、治療に要した費用の一部を助成した。

助成件数 延べ 819 件

(イ) 不妊総合相談事業

不妊で悩む夫婦に対し、保健福祉事務所で相談事業を実施した。

各保健福祉事務所での相談 延べ 764 件

(ウ) 不妊治療普及啓発事業

不妊治療に関心を持つ一般市民を対象にセミナーと個別相談を行った。

開催回数 3 回 参加者数 51 名（個別相談者 18 名）

イ 小児医療体制の充実

(ア) 周産期医療システム整備事業

A 地域周産期母子医療センター等運営費補助事業

周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して運営費補助を行った。

補助先 助大原総合病院外 5 病院 補助額 64,497 千円

B 総合周産期母子医療センター運営費補助事業

周産期医療を担う総合周産期母子医療センターに対して運営費補助を行った。

補助先 公立大学法人福島県立医科大学 補助額 19,976 千円

(イ) 小児救急医療整備支援事業

小児救急電話相談事業

こどもの容体が夜間に急変した場合、その保護者に対して、処置方法や医療機関等の情報を提供する電話相談を行った。

電話相談利用件数 7,404 件

(6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

ア 思春期における保健対策の推進

(ア) 思春期相談事業

思春期の性の健康問題に適切に対応できる個別相談体制を充実させ、地域全体の思春期の子どもたちが性に関する相談や正しい知識・情報がいつでも得られる体制を強化し、子どもたちの健全な育成を図るため、以下の事業を行った。

A 思春期相談ほっとライン事業

各保健福祉事務所に専用電話機を設置し、電話、面接及びメール相談に応じた。

電話相談	319件	面接相談	2件	メール相談	41件
------	------	------	----	-------	-----

イ 若者交流促進事業

男女の出会いの場の創出等、若者交流の取組みを促進するため、以下の事業を行った。

(ア) 若者交流ネットワーク事業

若者交流の取組みを実施している団体の事例発表・意見交換会を開催した。

開催回数	1回	参加者数	40名
------	----	------	-----

(イ) 若者交流広報事業

若者交流の取組みを実施している団体や若者交流のイベント等をホームページ「ふくしま若者交流情報ステーション」で紹介した。

イベント数	116件
-------	------

(ウ) 企画提案型若者交流活動支援事業

若者交流の取組みを支援するため、16団体に補助を行った。

補助額	11,235千円
-----	----------

6 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

(1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

ア 都道府県老人福祉計画・都道府県介護保険事業支援計画の進行管理

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく都道府県老人福祉計画・都道府県介護保険事業支援計画として、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする「第六次福島県高齢者福祉計画・第五次福島県介護保険事業支援計画『うつくしま高齢者いきいきプラン』」

の進行管理を行った。

高齢者福祉施策推進会議 1回
圏域別連絡会議 県内6方部×1回

イ 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

障がい者に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者週間（平成24年12月3日～9日）の周知・啓発等を行い、障がい者の社会参加の推進を図った。

心の輪を広げる障がい者理解促進事業の実施

応募作品数 心の輪を広げる体験作文 81作品、障害者週間ポスター 3作品

ウ 情報のユニバーサルデザイン

障がい者社会参加推進センターにおいて障がい者パソコン活用促進事業を実施した。

障がい者パソコン活用促進事業

委託先 (財)福島県身体障がい者福祉協会外1団体 委託料 203千円

(2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる社会づくりの推進

ア 地域福祉の総合的・計画的推進

(ア) 福島県地域福祉支援計画の見直し

平成22年3月に策定した都道府県地域福祉支援計画について、東日本大震災後の新たな課題に対応するため必要な見直しを行った。

(イ) 地域福祉計画等の策定

策定済み市町村の実施状況など計画策定に係る情報を提供するなど、市町村の計画策定の取り組みを支援した。

(ウ) 市町村社会福祉協議会の育成強化

県社会福祉協議会の巡回指導、研修会等を通して、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動機能の基盤強化を推進した。

(エ) 県社会福祉協議会の育成強化

地域福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会の福祉活動指導員等について、「福祉活動指導員及び事務職員設置事業」により支援し、活動機能の強化を推進した。

イ 権利擁護の推進

(ア) 福祉サービス利用援助事業の促進

認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある人の福祉サービス利用等を援助する「日常生活自立支援事業」を実施し、地域での自立した生活を送れるよう支援した。

相談件数 11,237 件 契約件数 116 件 実利用件数（平成 24 年度末現在） 310 件

(イ) 苦情解決体制の整備

福祉サービスの利用者等からの苦情解決について、第三者機関として、公正中立な立場から助言・あっせんを図る「運営適正化委員会」の運営を支援した。

運営適正化委員会本会議	2 回	問合せ・苦情受付件数	52 件
運営適正化委員会運営監視部会	2 回		
運営適正化委員会苦情解決部会	6 回		

(ウ) 福祉サービス第三者評価の推進

公平中立な第三者評価機関による客観的・専門的な評価を受けることで、事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けての取り組みを支援する「福祉サービス第三者評価事業」の充実を図った。

福島県福祉サービス第三者評価推進会議	2 回
福祉サービス第三者評価調査員養成・継続研修会	各 1 回
福祉サービス第三者評価調査員交流会	1 回

(エ) 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業

全県組織を持つ関係団体や行政組織などによる連絡会議を開催した。

高齢者虐待防止ネットワーク連携会議	1 回
-------------------	-----

ウ 社会福祉法人等の指導・監督

公共性の高い社会福祉事業を実施している社会福祉法人・施設の運営・会計処理等について監査・指導を行い、適正な社会福祉法人の経営及び事業の運営の確保に努めた。

実地指導	5 件	監査	403 件
------	-----	----	-------

エ 県民の福祉活動への支援・参加促進

(ア) ボランティア・NPOへの参加の促進

広報・啓発等を通じ、ボランティア・NPO活動への参加気運の醸成を図るとともに、ボランティアコーディネーター等の人材の育成

を支援した。

県ボランティアセンターのボランティアコーディネーター設置人数 2名

(イ) ボランティア活動の拠点機能の強化

県ボランティアセンターを核とするボランティアネットワークの整備の促進を図った。

(ウ) 県災害ボランティアセンターの設置

東日本大震災の発生に合わせ、県災害ボランティアセンターを設置するとともに、市町村へボランティアコーディネーターを派遣し、市町村ボランティアセンターの設置支援を行った。

オ 生活福祉資金等貸付の促進

低所得者、身体障がい者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

生活福祉資金貸付決定件数 527件 187,902,793円

カ 生活保護の適正な実施

被保護者の生活の援護と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努めた。

○被保護世帯の状況

区 分	被保護世帯 (年度平均)	被保護人員 (年度平均)	保 護 率	
			23年度	24年度
郡 部	1,640	2,039	5.6%	5.0%
市 部	11,584	15,372	10.3%	9.9%
計	13,224	17,441	9.3%	8.9%

※ 保護率＝被保護人員／県人口（‰＝千分率）

キ 民生委員・児童委員活動の活性化

援助を必要とする者に相談・助言・情報の提供などを行うため、県内に3,483名（中核市を除く）設置されている民生委員・児童委員に対して、経験年数等に応じた階層別研修を実施するなど、民生委員・児童委員の質の向上を図った。

ク 県立社会福祉施設の運営

県社会福祉事業団を指定管理者として、次の社会福祉施設の管理運営を委託し、県立社会福祉施設の円滑で効果的な管理運営及び入所者の処遇の向上に努めた。

○入所施設

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

種 類	施設数	入所定員	入所現員
障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	1	100 名	95 名
障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	4	360	330
障害児入所施設 (旧知的障害児施設)	1	40	33
計	6	500	458

ケ 社会福祉事業者に対する専門的研修の実施

社会福祉事業従事者等の資質向上を図ることにより施設利用者の福祉をよりよいものにするため、総合的、体系的な研修を実施した。

コ 保健・医療・福祉の連携を推進する研修の実施

(ア) 平成 22 年 3 月に策定された「福島県地域保健福祉職員研修指針」に基づく研修

保健・医療・福祉の各分野が連携し、適切なサービスを提供していくための人材育成を目的として研修を実施した。

対象者 市町村及び保健福祉事務所等の保健福祉関係職員

新任研修 2 日間 受講者数 221 名

管理者研修 1 日間 受講者数 71 名

サ 福祉の人材の確保と資質の向上

(ア) 訪問介護員 (ホームヘルパー)

養成研修事業者の指定と研修事業の承認及び現任研修を通して、訪問介護員 (ホームヘルパー) の確保と資質の向上を図った。

初任者研修・テーマ別技術向上研修・訪問介護適正実施研修修了者数 619 名

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付事業

県内における福祉・介護分野への人材の参入を促進するため、介護福祉士等の養成施設において修学する者への修学資金貸付事業を実施する福島県社会福祉協議会の取組みを支援した。

貸付計画 平成 21 年度～平成 30 年度 平成 21 年度：20 件、平成 22 年度：36 件、平成 23 年度：30 件、平成 24 年度：56 件

貸付原資等事業費 平成 20 年度：287,360 千円、平成 23 年度：629,200 千円

(3) 生活に希望を持ち自らの能力を発揮できる社会づくりの推進

ア スポーツ・レクリエーション活動等の推進

多くの高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、高齢者のスポーツ・文化の総合祭典である「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催するとともに、全国健康福祉祭への選手派遣等を行った。

(ア) うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業

すこやか福島ねんりんピックの開催	参加者数	2,718 名 (21 競技)
福島県シルバー美術展の開催	出品数	390 点 (5 部門)
ニュースポーツの普及	体験者数	約 380 名 (2 回実施)

(イ) 全国健康福祉祭への選手等の派遣及び美術品の出品

派遣人数	128 名 (17 競技)
出品数	6 品 (6 部門)

イ 新しい高齢者像の啓発活動の推進

明るくいいきいと年齢を感じさせない生き方を実践している高齢者及表彰及び事例の紹介を行った。

長寿社会イメージアップ作戦事業

いきいき長寿県民賞	受賞者	10 名
-----------	-----	------

ウ 精神障がい者の地域との交流の促進

精神障がい者に対する地域の理解と協力を得るための啓発及び社会復帰に積極的な役割を果たすための組織の基盤づくりを行った。

(ア) 障がい者の明るい暮らし促進事業

精神障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、社会参加等を通じて生活の質的向上が図られるよう、必要な社会参加推進施策を総合的に実施し、精神障がい者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進した。

(イ) 精神障がい者社会参加促進事業

精神障がい者を抱える家族に対して、精神病や家族のかかわり方等の理解を促進するため、家族会の活動を支援するとともに、相互に支え合う体制を整備し、精神障がい者の福祉の増進を図った。

委託先	福島県精神保健福祉会
-----	------------

A 家族会活動等の学習事業

開催回数	6回	参加人員	557名
------	----	------	------

B 家族相談員養成講習会開催事業

開催回数	1回	参加人員	40名
------	----	------	-----

エ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツや文化活動を通じた障がい者の体力増進や積極的な社会参加を促進するため、県障がい者総合体育大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣、障がい者スポーツ教室の開催など各種のスポーツの振興に努め、自己実現の場を提供した。

(ア) 障がい者スポーツの振興

A 障がい者スポーツ教室の開催

B 第12回全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業

(イ) レクリエーション事業

精神障がい者の理解と連携を深めるため、精神障がい者本人・家族及び関係者がレクリエーション等を通じて交流する精神障がい者地域交流会を開催した。

参加人員	389名	開催地	猪苗代町
------	------	-----	------

(4) 高齢者を対象とした福祉サービスの充実

ア 介護予防や生活支援のための事業等の充実への支援

高齢者が要支援・要介護状態とならないよう実施する介護予防事業について、市町村の取り組みが充実するよう、市町村の事業評価を行い、市町村への還元等を行った。

介護予防市町村支援事業

介護予防市町村支援委員会の開催	2回		
「平成23年度介護予防関連事業評価」の作成・配付			
ニュースレターの発行	6回	計	14,320部

イ 認知症の予防・早期発見・早期対応体制の整備

(ア) 認知症予防についての正しい知識の普及啓発

認知症の予防方法や医療機関、相談窓口を掲載した相談先一覧を作成し県民及び関係機関へ配布するとともに、県ホームページへ掲載

した。

相談先一覧作成部数 3,500 部

(イ) 認知症予防対策体制整備

A 市町村等の認知症予防対策事業への技術支援

県内市町村に対して、県保健福祉事務所による認知症予防対策の情報交換を行うとともに、市町村が実施する住民向け講演会、地域型認知症予防プログラムについての技術支援等を行った。

B 医療機関における認知症の早期発見・早期対応体制整備

認知症の相談及び診療を行う専門医療機関を調査・公表し、ホームページへ掲載した。

もの忘れ相談医（かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者のうち公表同意者）	338 名
認知症サポート医養成研修（修了者数）	17 名
認知症の専門医療機関数	154 カ所
「認知症に関する相談先一覧」の配布部数	3,500 部

(ウ) 認知症対策の推進

認知症コールセンターの設置

認知症に関する不安や介護の悩みなどに、認知症介護経験者が対応する認知症専用相談窓口を設置した。

相談件数	電話相談	254 件
	面接相談	18 件

ウ 介護家庭への支援の促進

介護知識や介護技術の普及により介護家族の負担の軽減を図るため、県民介護講座を実施した。

初級介護講座	47 名受講	介護セミナー	38 名受講	認知症介護セミナー	130 名受講
介護ワンポイント講座	344 名受講	オーダーメイド介護講座	437 名受講	介護実技基本講座	370 名受講
認知症キャラバン・メイト養成研修	157 名受講	認知症キャラバン・メイトフォローアップ研修		63 名受講	
地域介護専門職員研修	401 名受講				

エ 介護保険制度等在宅サービスの情報提供の推進

指定情報公表センター（社会福祉法人福島県社会福祉協議会）のホームページにおいて、介護サービス情報の公表を開始し、制度の普及・

啓発に努めた（訪問介護他 11 サービスについて実施。）。

オ 地域包括支援センターの機能充実への支援

研修を通して地域包括支援センターの質の確保と充実を図った。

地域包括支援センターネットワーク機能強化研修 県内 3 か所で実施

カ 介護老人保健施設の整備促進

(ア) 介護老人保健施設については、第六次県高齢者保健福祉計画・第五次県介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるとともに、医療制度改革に伴う療養病床の再編において、療養病床から介護保険施設等への計画的な転換促進を図った。

H24 年度末整備数（開設ベース、医療療養病床からの転換を除く） 7,501 床〔H24 整備計画数 7,636 床〕

※ H24 年度末整備数（開設ベース、医療療養病床からの転換を含む） 7,688 床

(イ) 介護老人保健施設整備資金利子補給事業

補助先	延べ 20 法人	補助額	97,318 千円
-----	----------	-----	-----------

(ウ) 病床転換助成事業

補助先	田口病院	補助額	43,500 千円
-----	------	-----	-----------

キ 施設介護サービスの向上

特別養護老人ホームにおける入所者の生活の質向上を推進するため、次の事業を実施した。

特養ユニットケア推進事業

ユニットケア研修の実施（一般社団法人日本ユニットケア推進センター委託）

ク 身体拘束ゼロ作戦の推進

介護保険施設等での身体拘束廃止に向けた取組みを推進するため、次の事業を実施した。

身体拘束ゼロ作戦推進事業

身体拘束ゼロ作戦推進部会の開催 1 回

身体拘束相談窓口の設置

ケ 認知症高齢者の総合的支援

(ア) 認知症介護実践者等養成事業の充実

施設等の職員の中から指導者を養成するとともに、指導者が中心となって認知症介護の実践的な研修を実施することにより、認知症介

護の質の向上を図った。

指導者養成研修	2名	フォローアップ研修	2名
実践リーダー研修	43名	認知症対応型サービス事業管理者研修	152名
実践者研修	544名	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	58名
		認知症対応型サービス事業開設者研修	20名

(イ) 地域住民等による見守り等の支援

地域住民に対して、認知症についての正しい知識を広めるボランティアの講師役（認知症キャラバン・メイト）の養成等を行った。

認知症キャラバン・メイト養成研修	157名受講	認知症キャラバン・メイトフォローアップ研修	63名受講
------------------	--------	-----------------------	-------

コ 介護職員等たん吸引等研修事業

たんの吸引等の医療的ケアを提供できる人材の養成を行うとともに、制度の充実を図った。

(ア) 介護職員等によるたんの吸引等研修基本研修	2回	86名
(イ) 介護職員等によるたんの吸引等研修指導者養成研修	1回	64名
(ウ) 制度説明会	1回	

サ 介護保険制度の円滑な運営

(ア) 介護保険給付等事業

A 介護保険法の規定により、市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用を負担した。

介護給付費負担金（負担割合 施設等分 17.5/100、その他分 12.5/100）

現年度分 20,676,975千円 過年度分 10,134千円

B 市町村の介護保険財政の安定的な運営を図るため、県の介護保険財政安定化基金に必要な積立てを行うとともに、財政不足が生じた市町村に対し貸付けを行った。

介護保険財政安定化基金積立金 192,784千円（貸付償還金 188,832千円を含む。）

介護保険財政安定化基金貸付金 3市町村 139,948千円

C 介護保険制度の導入に伴う激変緩和等の観点から、利用者負担額軽減措置を実施する市町村に対し補助した。

(A) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置	26市町村	補助額	16,525千円
(B) 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置	1市	補助額	178千円

(C)	中山間地域等の地域の加算に係る利用者負担額軽減措置	1市	補助額	8千円
D	介護保険法の規定により、市町村に対し地域支援事業に要する費用を交付した。			
	地域支援事業交付金（交付割合 介護予防事業分 12.5/100、その他分 19.75/100）			
	現年度分	484,164千円	過年度分	131千円
E	介護職員の処遇改善等が円滑に進むよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成及び介護施設の開設等に対する支援を行うための基金を造成し、事業を執行した。			
	介護職員処遇改善臨時特例基金積立金			264,273千円
	介護職員処遇改善臨時特例基金事業（処遇改善交付金分）		補助額	438,289千円
	”	（施設開設準備経費分）	補助額	438,800千円（うち明許繰越額81,694千円）
F	第5期介護保険計画における保険料率の抑制を図るため、財政安定化基金を取り崩し、介護保険法附則第10条に基づく交付などを行った。			
(A)	介護保険財政安定化基金特例交付金	59市町村	交付額	492,541千円
(B)	介護保険財政安定化基金償還金		償還額	492,541千円
(イ)	介護保険事業推進事業			
A	介護支援専門員養成事業			
	介護支援専門員実務従事者基礎研修		1回	189名
	介護支援専門員専門研修（Ⅰ、Ⅱ）	研修Ⅰ	1回、研修Ⅱ	3回
				延べ1,217名
	主任介護支援専門員研修		1回	86名
	実務研修・再研修・更新研修		前後期各2回	516名
	介護支援専門員登録者数（平成24年度分）			394名
B	認定調査員等研修事業			
	認定調査員研修		9回	
	介護認定審査会委員研修		7回	
	主治医意見書説明会		6回	
C	福島県介護保険審査会運営事業	審査請求件数		13件（審査会開催2回）

D 訪問看護支援事業

訪問看護推進協議会開催		2回	
コールセンター設置	6箇所	医療材料等供給支援	4方部

(ウ) 介護保険事業指導事業

A 介護保険者指導事業	技術的助言	19市町村(一部事務組合含む)
B 介護サービスクオリティアップ事業	事業所公表数	2,596件

(エ) サービス提供事業者等に対する指導

介護保険施設等の指導等	集団指導	6回	実地指導	184件
監査(営利法人以外)		4件	監査(営利法人)	386件

(5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

ア 利用者の主体性確立、情報提供・相談等の利用支援体制とケアマネジメント体制の構築

障がい者の実態に即した適切な援護と相談指導の充実を図るため、障がい者総合福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所、社会福祉施設等関係機関の連携を強化し、活動の充実を図った。

(ア) 市町村地域生活支援事業の実施

実施市町村	59市町村	補助額	288,676千円
-------	-------	-----	-----------

(イ) 障がい者総合福祉センターにおける(身体障がい者)相談・判定の状況

相談件数	3,068件	判定件数	2,394件
------	--------	------	--------

(ウ) 障がい者総合福祉センターにおける(知的障がい者)相談・判定の状況

相談件数	927件	判定件数	341件
------	------	------	------

(エ) 身体障害者手帳の交付

新規交付件数	6,894件
--------	--------

(オ) 療育手帳の交付

新規交付件数	517件
--------	------

(カ) 精神障害者保健福祉手帳の交付

新規交付件数	1,492件
--------	--------

(キ) 障がい者自立生活センター支援事業費補助の実施

補助先	1カ所	補助額	415千円
-----	-----	-----	-------

(ク) 障害程度区分認定調査員等研修事業

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定の要件となる障害程度区分の認定手続きに携わる認定調査員に対し研修を実施した。

認定調査員研修会	1回
----------	----

(ケ) 障がい者相談支援従事者研修事業

従事者養成研修修了者数	247名	従事者現任研修終了者数	44名
-------------	------	-------------	-----

(コ) サービス管理責任者研修事業

修了者数	240名	(児童発達支援管理責任者を含む)
------	------	------------------

(サ) 県自立支援協議会の開催

開催回数	2回
------	----

(シ) 障がい者虐待防止対策研修会の開催

開催回数	1回
------	----

イ 施設サービスの充実

障がい者が選択できるサービス提供基盤の充実や入所者・入院者の地域生活移行の推進と施設の地域化を図るため、障がい保健福祉圏域毎の整備状況を勘案しながら社会福祉施設等の整備を行った。

(ア) 社会福祉施設整備事業

A 障害者自立支援基盤整備事業（施設）

平成24年度	補助先	(社福) あおぞら福祉会	外23法人	補助額	258,770千円
平成23年度からの繰越分	補助先	(社福) 福島県福祉事業協会		補助額	19,000千円

B 障害者自立支援基盤整備事業（設備）

補助先	(社福) いわき福音協会	外4法人	補助額	15,350千円
-----	--------------	------	-----	----------

C 自立支援法施設整備事業

補助先	(医)昨雲会	補助額	6,987 千円
D 耐震化等整備事業			
平成 24 年度	補助先 (社福) 安積愛育園	外 1 市 2 法人	補助額 639,236 千円
平成 23 年度からの繰越分	補助先 (社福) 牧人会		補助額 190,575 千円
(イ) 障がい児(者)施設利用者への給付			
A 障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設(旧法施設を含む)			
実施市町村	58 市町村	負担額	4,231,074 千円
B 児童福祉施設(障がい児入所関係)			
18 施設		負担額	854,573 千円
(ウ) 社会福祉施設整備資金利子補給事業			
補助先	(社福) 鮫川福祉会外 11 社会福祉法人	補助額	8,838 千円
(エ) 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業			
福島県ひばり寮外 5 施設			
委託先	(社福) 福島県社会福祉事業団	委託料	260,276 千円
(オ) 精神障がい者社会復帰施設整備利子補給事業			
精神障がい者社会復帰施設の施設整備を支援・促進するため、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子を補給した。			
補助先	(社福) 郡山コスモス会 外 1 社会福祉法人	補助額	403 千円
(カ) 大笹生学園改築整備事業			
大笹生学園は、昭和 38 年に改築しているが、老朽化が著しく、入所児の支援に支障をきたしているため、平成 22 年 7 月の「大笹生学園あり方検討会議」の意見具申を踏まえ、入所支援機能の充実、安全安心の確保、生活環境の確保及び適切な個別支援の実施等を図るため、施設の全面改築を進めている。			
		委託料	57,291 千円
		工事請負費	15,880 千円 (20,835 千円) 繰越
ウ 障がい者地域生活移行支援事業			
施設に入所している身体障がい者や知的障がい者又は精神科病院に社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活への円滑な			

移行及び地域定着を支援して、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も同じように地域で生活できる支援体制を整備した。

(ア) 県自立支援協議会に地域生活支援部会を設置して、障がい者の地域生活移行及び定着を支援した。

(イ) 精神障がい者地域移行・地域定着推進事業により、関係機関のスキルアップや精神障がい者ピアサポーターの養成を行い、支援体制の強化を図った。

(ウ) 障がい者の地域生活に向けて、精神障がいに対する理解促進の啓発等の基盤整備事業を実施した。

(エ) 居宅生活を行っている精神障がい者のうち、未受診、受療中断等、自らの意思により受診できない者で、日常生活上の危機が生じている者に対して、医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種チームにより、危機介入包括支援を行った。

委託先 医療法人安積保養園附属あさかホスピタル（県中）、財団法人竹田総合病院（会津）

エ 障がい者地域生活移行自立サポート事業

障がい者の地域生活移行を進めるに当たり、入所、入院が長期化していることから、地域生活体験事業を実施した。

体験者数 身・知 10名

延べ日数 身・知 300日

オ 在宅障がい者の日常生活向上の各種事業の推進

(ア) 障がい福祉サービス等給付事業（在宅系）の実施

A 居宅介護等

実施市町村	56市町村	負担金	361,083千円
-------	-------	-----	-----------

B 短期入所

実施市町村	51市町村	負担金	60,590千円
-------	-------	-----	----------

C 障害児通所支援

実施市町村	53市町村	負担金	300,607千円
-------	-------	-----	-----------

D 共同生活援助等

実施市町村	56市町村	負担金	423,088千円
-------	-------	-----	-----------

E 相談支援事業

実施市町村	50 市町村	負担金	17,810 千円
カ 在宅障がい者の家庭における援護を推進するための各種事業を実施			
(ア) 心身障害者扶養共済制度の運営			
加入口数	918 口	年金受給者数	964 名
(イ) 重度心身障がい者医療費補助事業			
補助先	59 市町村	補助額	1,813,031 千円
(ウ) 重度心身障がい者に対する治療材料の給付（在宅重度障がい者対策事業）			
補助先	48 市町村	補助額	12,047 千円
(エ) 人工透析患者通院交通費補助事業の実施			
補助先	45 市町村	補助額	23,362 千円
(オ) 特別障害者手当等の支給			
支給件数	延べ 6,176 件	支給額	130,038 千円
(カ) 更生医療費の一部負担			
給付件数	825 件	給付額	318,305 千円
(キ) 身体障がい児（者）補装具の交付・修理			
		給付額	107,571 千円
(ク) 障害者介護給付費等不服審査会の設置			
市町村の行う介護給付費等に係る処分に対する不服審査請求の事件を審査した。			
開催回数	3 回		
(ケ) 介護職員等たん吸引等研修事業（第 3 号研修）			
たんの吸引等の医療的ケアを提供できる人材の養成を図った。			
介護職員等によるたんの吸引等研修基本研修	8 回	135 名	
キ 障がい者のためのリハビリテーションシステムの構築			
障がい者生活訓練事業を実施し、家庭及び社会において日常生活を送るために必要な諸能力について訓練指導を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図った。			

(ア) 障がい者生活訓練事業

委託先 (財)福島県身体障がい者福祉協会 委託料 471 千円

(イ) 中途失明者緊急生活訓練事業

中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練指導を実施した。

ク 障がい者の就労促進

「新・障がい者工賃向上プラン」に基づき、授産施設等福祉的就労の場における障がい者の工賃水準の向上を図るため、障がい者工賃向上支援事業等を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センターを設置し、障がい者の一般就労への移行と定着の促進を図った。

(ア) 授産振興対策事業

A 授産振興対策事業

アンテナショップの設置等を行う授産事業支援センターの助成を行った。

補助先 福島県授産事業振興会 補助額 5,152 千円

B 工賃向上計画進行管理事業

障がい者工賃向上プラン推進会議を開催し、新福島県障がい者工賃向上プランを策定した。

C 経営意識向上研修事業

障がい者の工賃の向上を図るため、施設長を対象とした経営意識向上のための研修を実施した。

委託先 福島県授産事業振興会 委託料 1,124 千円

(イ) 障がい者就業・生活支援事業

委託先 6 社会福祉法人 委託料 37,326 千円

(ウ) 小規模作業所緊急支援事業

補助先 福島県障がい者関係団体協議会（作業所数 1 カ所） 補助額 1,100 千円

ケ 視覚障がい者生活支援センター事業

視覚障がい者の日常生活を支えるため、視覚障がい者生活支援センター事業を実施した。

委託先 (社)福島県盲人協会 委託料 2,165 千円

コ 指定障害福祉サービス事業の円滑な運営

サービス提供基盤の整備促進

指定障害福祉サービス事業所等の指導等 集団指導 4回 実地指導 72件

(6) DV、虐待防止及び被害者等の保護、支援

ア 女性保護事業の積極的展開と相談援助体制の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害女性などの要保護女子の早期相談体制の充実を図り、適切な援助指導や保護をするとともに、女性のための相談支援センターをはじめとする8カ所のDVセンターにおいて利用者の自立に向けた支援を行った。

(ア) 女性相談員の活動

相談員 9名 相談件数 5,572件

(イ) 女性のための相談支援センター相談業務

相談件数 1,760件

(ウ) 福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議開催事業

連携会議構成機関 33機関 1回開催

(エ) 女性のための相談支援センター事業

A 緊急避難支援事業

実施回数 2回 実人数 2名

B 外国人入所者自立支援促進事業

実施回数 17回

C 自立支援入所児童すこやか保育事業

生活指導補助員（保育・学習業務） 3名配置

D 婦人保護施設退所者の自立生活援助事業

対象者 15名 指導回数 35回

E 夜間・休日の相談体制充実強化事業

実施箇所 女性のための相談支援センター 9：00～21：00

F ボランティア協働事業

主な業務 女性相談、心理ケア、保育学習指導、健康管理等

G DV対応等相談機能向上のための研修

実施回数 4回

H 女性相談支援専門員設置

法律・医療・福祉 各1名

I 心のケアのための精神科医（嘱託医）の配置

実施回数 7回 実人数 7名

(オ) 一時保護人員（同伴児童を含む。）

92名 延べ人員 1,944名

(カ) 婦人保護施設入寮人員（同伴児童を含む。）

34名 延べ人員 2,991名

イ 児童相談指導の充実

各児童相談所に児童虐待専門職員を配置し、処遇困難ケースへの対応や要保護児童対策地域協議会の設立・運営などの援助を通じて児童虐待の早期発見から被虐待児の自立に至るまでの支援を行った。

(ア) 児童相談所における相談及び一時保護（中央・県中・会津・浜児童相談所）

相談受付件数 5,817件

一時保護児童数（対応数） 実人数 258名 延べ人数 8,005名

(イ) 児童福祉法第26条及び第27条の措置の状況

訓戒・誓約 27件 児童福祉司指導 71件

施設入所・通所等 98件 里親委託 17件

(ウ) 要保護児童の指導訓練

3歳児精神発達精密健康診査 31件

1歳6か月児精神発達精密健康診査 9件

(エ) 家庭支援相談指導

子どもと家庭テレフォン相談 545件

ウ 児童虐待対策の推進

社会問題でもある児童虐待について総合的対策を推進した。

(ア) 児童見守り力強化支援事業

保育従事者等研修の実施 2回 参加人数 100名

(イ) 児童虐待未然防止対策事業

民間団体と連携強化事業の実施

民間団体（CAP）のプログラムを利用して、子どもへの暴力の未然防止のためのワークショップを実施した。

開催回数 11回 参加人数 676名

(ウ) カウンセリング強化事業

実施回数 50回 対象延べ人数 184名

7 誰もが安全で安心できる生活の確保

(1) 生活衛生水準の維持向上

近年の社会経済情勢の変化に伴って、県民の生活様式も大きく変化してきたが、快適かつ安全で安心できる生活環境の確保を求める県民ニーズに適切に対応するため、衛生的な生活環境確保対策の推進に努めた。

ア 衛生水準確保の指導と正しい知識の普及啓発

衛生教育の実施 開催回数 46回

イ 家庭用品の安全確保のため、家庭用品の試買検査の実施

検査件数 68件

ウ 生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の健全化と振興

(ア) 生活衛生関係営業施設の改善向上、経営の健全化に向けた指導及び助成を行うため、(財)福島県生活衛生営業指導センターを通じて、各種事業を実施し衛生水準の維持向上に努めた。

生活衛生営業経営指導事業費補助

(財)福島県生活衛生営業指導センター 補助額 22,964千円

(イ) 生活衛生関係営業施設への監視及び指導を行い、公衆衛生の向上に努めた。特に、レジオネラ症発生防止対策として、公衆浴場、旅館業等への重点監視を実施し、改善指導に努めた。

生活衛生関係営業施設の監視 監視対象施設数 8,341施設 監視件数 2,281件

うち、レジオネラ症発生防止対策にかかる重点監視 監視対象施設数 2,470 施設 監視件数 1,222 件

(2) 安全な水の安定的な確保

県民の生活を支えるライフラインとしての機能を確保するために、水道事業者等が行う災害や事故に強い水道施設の整備事業に対して支援し、水道の効率的な整備及び適正な管理の推進を図るとともに、水道普及率の向上を図り、衛生的な生活環境の確保に努めた。

ア 水道施設の整備促進

県内の水道普及には市町村によって格差が見られ、とりわけ財政基盤の脆弱な市町村の整備が他の市町村に比べ大幅に遅れていることから、財政基盤が脆弱で低普及率の市町村が行う施設整備に対し支援を行った。

簡易水道等施設整備事業補助

補助先	1 村	補助額	2,366 千円
-----	-----	-----	----------

イ 水道施設の適正管理

供給される水道水の安全性を確保するため、法令等に基づき水道施設への立入検査を行い、施設の適正管理について指導を行った。

(ア) 上水道等	監視対象施設数	29 施設	監視件数	32 件
----------	---------	-------	------	------

(イ) 簡易水道	監視対象施設数	143 施設	監視件数	148 件
----------	---------	--------	------	-------

ウ 水道災害復旧の指導・監督

東日本大震災及び新潟福島豪雨で被災した水道事業体に対し、指導・助言を行った。

東日本大震災関係災害査定対象事業数	6 事業 (3 市町、2 企業団)	被害額	10,322,590 千円
-------------------	-------------------	-----	---------------

(3) 食品等の安全性の確保

ア 「食」の安全の確保

食品等の安全性を確保するため、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」に基づいて、消費者の視点を重視し、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策に努めた。

また、食品の多種多様化、流通の広域化に対応するため、「福島県食品衛生監視指導計画」に基づいて、食品衛生監視体制の充実と事業者による自主管理体制の確立を図るとともに、食品の安全に関する苦情や相談に対する総合的な窓口の設置のほか、食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施により、県民への情報の提供に努めた。

(ア) 監視対象施設数	50,614 施設
-------------	-----------

(イ) 監視件数	19,267 件
----------	----------

(ウ) 食品等の収去検査件数	4,449 件
(エ) 営業者及び消費者等に対する衛生講習会	実施回数 369 回(うち消費者： 37 回) 受講者数 13,248 名(うち消費者： 873 名)
(オ) 食品衛生「出前講座」(上記(エ)の再掲)	実施回数 251 回 受講者数 8,857 名
(カ) 小・中学生に対する衛生教育(上記(オ)の再掲)	実施回数 96 回 受講者数 4,344 名
(キ) 食品安全 110 番の受付件数	11 件

イ 食品安全対策の推進

市場等に流通する食品等についての安全性の確認を行うため、各種の検査を実施した。

(ア) 抗生物質等の検査	33 検体
(イ) 残留農薬の検査	106 検体
(ウ) 遺伝子組換え食品の検査	10 検体
(エ) 食品添加物の検査	179 検体
(オ) 食品等の腸管出血性大腸菌実態調査	30 検体

ウ 食肉衛生検査の推進

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて検査を実施し、食肉の安全確保に努めた。

(ア) と畜場数	1 施設
(イ) と畜検査頭数	26,975 頭
(ウ) と畜場における病原微生物等モニタリング検査	56 検体
(エ) 検査対応食鳥処理場	2 施設
(オ) 検査羽数	5,211,011 羽

(4) 人と動物の調和ある共生

ア 動物愛護思想と適正飼養の普及啓発

飼い犬のしつけ方教室の開催や、小学校への保健福祉事務所獣医師派遣により、動物愛護や適正飼養についての啓発等を行うなどして、

広く県民の間に動物愛護の気風を醸成するとともに、人と動物が共生できる社会環境の確保に努めた。このほか、ペットショップなどの動物取扱業への立入指導を実施し、展示動物の健康及び安全の保持にも努めた。

(ア) 飼い犬のしつけ方教室	開催回数	44 回	受講者数	373 名
(イ) 獣医師の小学校派遣	実施校数	41 校(延べ 43 回)	受講児童数	1,702 名
(ウ) 動物取扱業者に対する監視指導	監視対象施設数	264 施設	監視件数	177 件

イ 特定動物による危害防止事業

特定動物の飼養施設に対する許可及び立入指導を実施し、特定動物による事故の発生防止に努めた。

監視対象施設数	73 施設	監視件数	150 件
---------	-------	------	-------

ウ 動物由来感染症の予防対策の推進

狂犬病などの動物由来感染症を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、放置犬等に対する指導取締を実施し、犬による危害の防止に努めた。

(ア) 畜犬実登録頭数	76,770 頭
(イ) 狂犬病予防注射頭数	55,531 頭
(ウ) 放置犬等の捕獲頭数	662 頭

(5) 健康危機管理の強化

ア 健康危機管理の体制整備

(ア) 緊急連絡体制の確保	電話配備	8 台
(イ) 健康危機管理研修会	1 名派遣	

イ 試験検査体制の充実強化

(ア) 検査体制・検査機器の整備

衛生研究所微生物課、理化学課及び試験検査課並びに県中支所に検査機器を整備した。

(イ) 技術研修の充実強化

高度な技術を要する検査に対応するため、衛生研究所職員及び中核市の保健所職員等の検査担当者に研修（細菌コース、理化学コース等）を実施した。

年 4 回

(ウ) 試験検査・調査研究体制の整備

衛生研究所を中核とし、関係各課、各保健福祉事務所、さらにはその他の研究機関と連携することにより、試験検査・調査研究体制の整備充実を図った。

(エ) 精度管理の充実強化

検査精度の維持向上のため、外部精度管理調査へ参加するとともに内部精度管理の強化を図った。

ウ 情報ネットワークの構築

ホームページを開設して、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。

保健・医療・福祉関係ホームページへのアクセス件数 2,398,603 件

Ⅶ 商 工 労 働 部

1 総説

平成 24 年度の本県経済については、東日本大震災からの復興需要により、個人消費や建設需要に持ち直しが見られたものの、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の多くの企業が事業再開できないことや国内外における需要減などにより、生産活動に弱い動きが続き、厳しい状況であった。また、雇用情勢も、有効求人倍率は全国平均を上回っているものの、求人・求職における業種や地域間の格差があり、厳しい状況が続いた。さらに県内全域で原子力災害による風評に伴い、観光客の入込数や県産品等の取引が震災前の水準に戻らなかった。

このような経済・雇用情勢に対応するため、事業の再開・継続に向けた被災中小企業の施設等の復旧・整備に対する補助、金融面における制度資金や利子補給、補助制度や課税の特例措置を活用した企業誘致、基金を活用した雇用の創出、観光復興のためのキャンペーンなど、国、市町村、関係団体等と連携しながら復興を支援するための各種対策を実施した。

- I 中小企業の復旧・復興事業
- II 企業誘致の推進
- III 新たな時代をリードする産業の創出
- IV 観光交流の促進
- V 雇用の維持・確保

2 中小企業の復旧・復興事業

(1) 施設・設備等の復旧支援

ア 中小企業等復旧・復興支援事業

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が事業を再開・継続する場合に、空き工場・店舗等の借上費用や工場・店舗等の建替・修繕費用等を支援することにより、地域経済の早期復興を図った。

24 年度実績	交付決定件数	1,063 件	金額	2,274,995 千円
---------	--------	---------	----	--------------

イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

中小企業等グループによる一体的な復旧・復興を促進するための補助を実施し、事業の再開・継続に向けた支援を行った。

24 年度実績 認定 133 グループ

交付決定額

412 億円

(2) 県有施設・設備の復旧及び整備

ア 職業能力開発施設等の復旧

(ア) 短大校施設設備整備事業

テクノアカデミー郡山の組込技術工学科において、実習室用パーソナルコンピューターシステム一式を整備した。

また、テクノアカデミー浜の計測制御工学科において、計測分析ソフトを整備した。

(イ) 能開校施設設備整備事業

テクノアカデミー郡山の建物修繕工事を行った。またテクノアカデミー会津の電気配管設備科において、実習用高圧受変電設備及び実習用太陽光発電システムを整備した。

(ウ) 技能尊重推進実施経費

ものづくり支援センターの建物修繕工事を行った。

(3) 経営・金融支援

ア 県制度資金等による経営力強化の支援

(ア) 中小企業制度資金貸付金

東日本大震災により被災した県内中小企業の資金繰りを支援するため、県中小企業制度資金における「ふくしま復興特別資金」により、良質な資金を提供し、中小企業の復旧・復興を支援した。

・融資実績	ふくしま復興特別資金	1,586 件	融資金額	17,448,130 千円
-------	------------	---------	------	---------------

(イ) 制度資金利活用の推進（保証料補助）

震災対策特別資金（平成 23 年度限り）及びふくしま復興特別資金を利用する中小企業の信用保証料負担を軽減するため、県制度資金の保証料率の引き下げを行っており、その差額分の補助を行った。

・補助先	福島県信用保証協会	補助金額	552,969 千円
------	-----------	------	------------

(ウ) 制度資金利活用の推進（利子補給）

震災対策特別資金及びふくしま復興特別資金を利用する中小企業の利子負担を軽減するため、融資後 3 年間分について利子補給を行った。（平成 23 年度貸付分まで）

・補助先	中小企業者	補助金額	3,112,086 千円
------	-------	------	--------------

(エ) 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金

東日本大震災で被災し施設・設備の整備を行った中小企業者等に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の必要な資金を貸し付けた。(県からセンターへの貸付金 6,700,000 千円 (累計 9,000,000 千円)

・貸付決定実績 64 件 貸付決定金額 1,283,300 千円

(オ) 中小企業高度化資金貸付金 (災害復旧)

震災発生により高度化資金により建設した協同組合の組合会館やその組合員が所有する事務所等が被災したことから、復旧工事に必要な資金を貸し付けた。

・貸付決定実績 3 件 貸付決定金額 72,997 千円

(カ) 特定地域中小企業特別資金

原子力災害に伴う避難指示区域の設定により移転を余儀なくされた中小企業者等が県内移転し事業再開する場合や、事業者が、避難指示が解除された地域に帰還し事業継続する場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の資金を貸し付けた。

(県からセンターへの貸付金 累計 42,100,000 千円)

・貸付決定実績 178 件 貸付決定金額 2,025,410 千円

(キ) 福島産業復興機構出資金

東日本大震災により甚大な被害を受けた県内中小企業者等の二重債務問題に対応するため、福島産業復興機構に対し、中小企業の抱える震災前の既往債務を金融機関から買い取るための費用を出資した。

(出資先：福島産業復興機構 (平成 23 年 12 月 28 日設立))

・出資総額 100 億円 (中小機構 80 億円、県 5 億円、県内に本店を持つ地方銀行、信用金庫、信用組合等 15 億円出資)

・平成 24 年度実績 150,000 千円 (累計 250,000 千円)

※ 福島県産業復興相談センターの相談状況

・相談受付期間 平成 23 年 11 月 30 日～平成 25 年 3 月 31 日

・相談実企業数 436 件 (浜通り 263 件、中通り 146 件、会津 24 件、県外 3 件)

イ 復興まちづくり会社設立支援事業

市町村や、市町村と協働して復興まちづくりに取り組む法人又は団体に対し、復興まちづくり会社の設立や復興課題の解決等を支援する専門家を派遣した。

・派遣先 富岡町 2名 (地域づくり、都市計画)

ウ ICTによる広域連携商業ネットワーク整備事業

原子力災害の被災地において、住民が「ふるさと」に帰還し生活する際に必要不可欠となる「商業機能」を確保するため、川内村をモデルとして、高齢社会に対応したICTを活用した商業ネットワークの構築を図った。

・システム計画、構築 共同仕入用施設整備 ほか

(4) 輸送用機械・半導体関連産業等の振興

ア 輸送用機械・半導体関連産業の振興と連携支援

(ア) 輸送用機械関連企業集積促進事業

産学官で構成する「福島県輸送用機械関連産業協議会」の事業活動を通じて、同産業の集積状況を県内外に示すとともに、各種セミナー等により情報提供や企業間の交流、連携強化を図った。

・協議会会員数 企業 345社 団体 28団体 (H25.3.31現在)

・セミナー等開催回数 1回

(イ) 輸送用機械関連産業連携事業

「とうほく自動車産業集積連携会議」に参画し、展示商談会等による企業間の交流・取引拡大を促進し、本県の輸送用機械関連産業の振興を図った。

・商談会開催回数 1回

(ウ) 半導体関連産業クラスター育成支援事業

半導体関連産業の一層の集積を促進するため、産学官が連携した福島県半導体関連産業協議会を中心として、展示会への出展、研究会の開催、取引拡大や新製品開発のためのコーディネート活動等を行った。特に展示会出展については、半導体関連展示会としては最大規模のセミコンジャパンに協議会として出展し、参加企業(5社)をはじめ、福島県の半導体関連技術等についてのPRに努めた。

(5) 産業クラスターの形成

ア 産学官ネットワークの強化

(ア) ふくしま産学官連携推進事業

ふくしま型産業クラスター形成を図るため、新製造技術、IT、環境、食品、再生可能エネルギー分野で企業・大学等との連携を促進する産学官連携フェアを開催したほか、産学官連携アドバイザーを委嘱し、指導・助言を行った。

- ・ふくしま産学官連携フェア (平成24年11月16日郡山ビューホテル) 参加者 約90名
- ・産学官連携アドバイザー 実施回数 10回

(イ) 産学官連携によるものづくり復興支援事業

特に被害の大きい浜通りにおいて、地域の産学官連携によるものづくり復興に向けたモデルとなる産業創出の取組を実施した。

(6) 受注拡大や取引拡大の取組支援

ア がんばれ福島！産業復興・復旧支援事業

(ア) 福島県展示会等出展支援事業

中小企業の取引拡大を支援するため、全国規模の展示会等に出展する事業者への補助を実施した。

- ・補助先 59件 補助金額 14,230千円

(イ) ものづくり復興支援事業

被災した県内企業をハイテクプラザ研究員が訪問し、現場の状況に応じて必要な技術的助言やサポートを行った。

- ・巡回支援 327社 技術開発 16テーマ 現場支援 42社

(7) 技術革新の推進

ア 新たな事業の展開に対する支援

(ア) インキュベートルーム（起業支援室）運営事業

ソフト系IT分野を中心とした創業者を対象に、コラッセふくしま内に開設したインキュベートルームにおいて、活動場所等の安価な提供及び専門の支援員（インキュベーションマネージャー）による経営診断・助言の提供等、ハード・ソフト両面からの一体的な支援を行った。

- ・支援企業数 20社
- ・委託先 特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構 委託金額 22,000千円

(イ) 郡山地域高度技術産業集積活性化推進事業

郡山地域における圏域企業の研究開発の促進、新事業の創出育成等を促進するため、本地域に集積された新事業創出資源を最大限活用しながら、成長産業分野（輸送用機械・半導体、医療・福祉機器、再生可能エネルギー）を中心にものづくり人材の育成等、必要な事業を積極的に展開した。

- ・補助先 (公財) 郡山地域テクノポリス推進機構 補助金額 9,044千円

イ 革新的な技術の創造への支援

(ア) ハイテクプラザ試験指導普及事業

県内中小企業からの製品開発や生産活動等から派生する技術的な諸問題の解決を図るとともに、依頼試験の実施やハイテクプラザの施設・設備を開放することにより、県内企業の技術開発や新商品開発を支援した。

・技術相談 4,263件 ・依頼試験 3,579件

(イ) 科学技術振興事業

県内産業界が抱える課題や技術ニーズをいち早く的確に把握し、今後ハイテクプラザが研究すべき技術課題、研究テーマを策定するとともに、経済環境の変化に適合したハイテクプラザの技術指導の在り方や運営体制、運営上の諸問題を検討し、技術支援体制の整備を図った。

(ウ) ふくしま森の科学体験センター事業

科学技術の振興、須賀川テクニカルリサーチガーデンの支援のため、ふくしま森の科学体験センター（ムシテックワールド）の管理・運営主体となる(財)ふくしま科学振興協会に対して、事業費の補助を行った。

・補助先 (財)ふくしま科学振興協会 補助金額 10,500千円

ウ 知的財産戦略への支援

(ア) 知的財産「ふくしま宝の山」事業

本県の中小企業が保有する技術の利用促進と競争力のある独自の商品の開発促進に向け、県内の知的財産に関する機関の連携によるプラットフォームを活用し、県内産業基盤の強化を図った。

・関係機関と連携した支援実績 91件

(イ) 知的財産活用推進事業

A 知財巡回相談会

弁理士が、特許、意匠、商標等知的財産に関する相談に無料で応じるとともに、企業等が保有する未利用特許等を活用し、技術移転・特許流通の促進を図った。

・開催回数（相談人数） 7回（18人）

B 特許電子図書館情報有効活用事業

特許庁の開設した特許電子図書館の利用促進を図るため、（一社）福島県発明協会に設置した専用線利用の情報端末を利用して、県

内中小企業等に対し特許情報の検索技術の指導及び特許情報の加工・提供を行った。

また、インターネットを活用した、特許電子図書館（IPDL）の検索体験講習会を行った。

・ 3市で4回開催。26名の参加

C 発明奨励事業

発明考案の奨励、創意工夫の高揚及びこれらの実用化を促進することにより、科学技術の振興を図るため、福島県発明展の開催や市町村発明展の支援を実施している（一社）福島県発明協会に対して事業経費の一部を補助した。

・ 第58回福島県発明展 来場者数 812人 出品数 290点

D 特許出願経費等助成事業

企業における産業財産権取得を支援するため、国内における特許等出願経費の一部を助成した。

・ 採択企業数 10社

(8) 風評対策

ア 放射能測定事業

ハイテクプラザ及びハイテクプラザ各技術支援センターにおいて、工業製品の残留放射線量測定と加工食品の放射能検査を実施した。

・ 工業製品残留放射線量測定 2,269検体

・ 加工食品放射能検査 2,413検体

イ 商工業者のための放射能検査支援事業

県内の食品加工業者の自主検査を支援するため、26 商工会、10 商工会議所に簡易放射能測定器を配置し、全県的な検査体制を構築した。

(9) 県産品販路開拓事業

風評を払拭し、県産品の安全性のPR及び販路の回復・拡大を図るため、福島県観光物産館等を活用して情報発信を行うとともに、県産品振興の新たな展開に向けた戦略を策定した。

ア 物産展開催事業

優良県産品の紹介と販路拡大を図るため、東京都内において「福島の物産と観光展」を開催した。

・ 平成25年2月28日(木)～3月6日(水) 東急百貨店東横店

・ 出展事業者 38社 売上 54,978千円

イ 物産館事業

県産品の展示・紹介の場である「福島県観光物産館」の業務運営等を行った。

- ・ 福島県観光物産館売上 356,544千円（前年比108.0%）

ウ 首都圏アンテナショップ事業

首都圏における県産品の流通拡大と県産品情報の発信、市場情報の収集を目的として設置した首都圏アンテナショップ「ふくしま市場^{いちば}」の管理・運営を行った。

- ・ ふくしま市場売上 152,434千円（前年比84.2%）

エ 県産品振興戦略策定事業

震災後の風評やふくしまブランドのイメージ低下など、本県産品を取り巻く現状を踏まえ、今後の県産品振興施策の方向性等を示す新たな戦略を策定した。

- ・ 策定委員会開催 7回
- ・ 平成25年3月 「福島県産品振興戦略」策定

(10) 県産品の元気UP！緊急推進プロジェクト

震災等により低迷している県産品の取引・消費を拡大するため、広告媒体を活用した情報発信を行うとともに、海外の輸入規制の緩和・解除に向けた要請活動等を行った。

ア 県産品元気UP！情報発信事業

(ア) 広告媒体を活用したPR

雑誌等を活用した情報発信や首都圏及び県内での各種プロモーションを展開した。

- ・ 雑誌 1誌5回 他

(イ) 事業者啓発

県内事業者に対して、放射性物質に関する知識・情報や、風評対策等に関するセミナーを開催した。

- ・ セミナーの開催 2回

(ウ) 広報チラシ作成

県産品に関する情報を広く周知するために、広報チラシを作成した。

- ・ 年4回発行 各10,000部作成

イ 県産品輸出再開要請活動事業

本県産食品に対する輸入規制を行っている国・地域の政府機関、バイヤー、一般消費者に対して県産品の安全性確保の取組の説明を行った。

- ・ 平成24年7月11日(水) 台湾トップセールス（副知事）における台湾政府関係者に対する県産品の安全性確保の取組の説明
- ・ 平成24年10月27日(土)～28日(日) 「北海道・東北観光物産フェア」（台湾）への出展及び来場者への安全性のPR

(11) ふるさと産品振興事業

本県の広大な県土を活かして産み出される特産品の優れた品質や安全性を大型展示会や物産展を通じて発信するとともに、本県産業の再生・発展に向けて地域産業6次化の推進等の取組を行った。

ア 産品開発・育成事業

新商品の開発や新技術の取得、販路拡大に取り組む団体に助成を行った。

- (ア) 福島県観光物産交流協会を通じた間接補助 12団体
- (イ) 伝統工芸品産業振興支援事業 4団体

イ 産品普及・販路拡大事業

大規模食品展示会への出展や物産展開催により県外での県産品の販路拡大を図った。

- (ア) 大型食品展示会
 - ・ スーパーマーケット・トレードショー 平成25年2月13日(水)～15日(金) 24事業者
 - ・ フードックスジャパン 平成25年3月5日(火)～8日(金) 20事業者

(イ) 物産展開催事業

福島空港の就航地である札幌市内において「福島の物産と観光展」を開催した。

- ・ 平成24年8月30日(木)～9月4日(火) さっぽろ東急百貨店
- ・ 出展事業者 45社 売上 27,276千円

(12) 離職者の再就職の促進

ア 被災離職者に対する支援

(ア) 被災離職者等訓練手当支給事業

被災離職者等の職業訓練期間の生活を支援するため、生活費相当の訓練手当を支給した。

- ・ 支給者数 30名

(イ) 震災対応特別訓練コース

離職を余儀なくされた方等の就職の促進を図るとともに、災害の復旧・復興に必要な人材育成を図るため、民間教育訓練機関を活用した建設機械運転技能講習の職業訓練を実施した。

・実施コース 24コース 受講者数 98名 修了者数 98名 就職者数 47名（就職率48.0%）

(13) 高度産業人材の育成

ア 総合的な産業人材育成支援

(ア) 職業能力開発運営費

地域産業のニーズに応える人材を育成するため、テクノアカデミー郡山、会津、浜の運営を行った。

(イ) 短大校専門課程訓練実施事業

テクノアカデミー郡山、会津、浜において、急激な技術革新に対応できる高度な知識・技能を備えた産業人材の育成を図るため、新規高卒者等を対象に高度職業訓練を実施した。

・専門課程 4科 入学者数 74名 修了者数 77名 就職者数 77名（就職率100%）

(ウ) 能開校普通課程訓練実施事業

テクノアカデミー郡山、会津、浜において、地域産業の発展を支える技能者の育成を図るため、新規高卒者等を対象に普通職業訓練を実施した。

・普通課程 6科 入学者数 89名 修了者数 101名 就職者数 101名（就職率100%）

テクノアカデミー会津において、地域の再生可能エネルギー産業の発展を支える技能者の育成を図るため、実習用太陽光発電システムを使用した知識と施工についての講座を開設した。

・受講者数 学生 25名 在職者 10名

(エ) 技能向上訓練実施事業

地域企業の事業の高度化や多角化等のニーズに対応し、企業在職者等を対象に高度な知識・技能を付与するための短期間の技能向上訓練を実施した。

・短大校 10コース 受講者数 55名 ・能開校 50コース 受講者数 443名

(オ) 離職者等再就職訓練事業（就職者数には、就職のための中途退校者を含む）

A 離職者等再就職訓練事業

離職者が再就職に必要な知識や技能を習得できるよう、介護分野等の多様な職業訓練を委託により実施した。

・実施コース 141コース 受講者数 1,837名 修了者数 1,523名 就職者数 1,114名 (就職率70.4%)

B 母子家庭の母等の職業的自立促進事業

就労経験がないか、又は乏しい母子家庭の母等が、職業的に自立できるように就職に必要な知識や技能習得のための委託訓練を実施した。

・実施コース 5コース 受講者数 10名 修了者数 8名 就職者数 6名 (就職率60.0%)

(カ) 障がい者委託訓練事業 (就職者数には、就職のための中途退校者を含む)

A 障がい者委託訓練事業

障がい者の就職促進に資するため、地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性等に対応した委託訓練を実施した。

・実施コース 22コース 受講者数 52名 修了者数 44名 就職者数 28名 (就職率62.2%)

B 障がい者職業能力開発事業

知的障がい者の一般就労を支援するため、テクノアカデミー郡山において、OA機器作業や接客などの基礎的な知識・技能を習得するための職業訓練を実施した。

・実施コース 1コース 受講者数 6名 修了者数 5名 就職者数 5名 (就職率100.0%)

(14) 東日本大震災復興特別区域法の復興推進計画

ア ふくしま産業復興投資促進特区 (平成24年4月20日認定)

法人税等の特別控除などの税制優遇措置を活用し、製造業等の企業の新増設と被災者等の雇用創出を促進した。

・指定の状況 指定事業者等数 367件 (平成25年3月末) 指定件数 416件 (平成25年3月末)

イ ふくしま医療関連産業復興特区 (平成24年3月16日認定)

医療機器の製造販売業等の許可基準を緩和し、県内企業の新規参入と県外企業の進出を促進した。

・平成24年10月に許可に必要な特別講習を実施 (14社20名参加)

3 企業誘致の推進

(1) 戦略的な企業誘致の推進と立地企業の振興

ア ふくしま産業復興企業立地補助金

本県の復興再生を促進するため、県外からの新規立地企業や県内での新増設を行う企業に対し、新増設にかかる投資額の一部を補助した。

・補助先 24件 補助金額 5,665,800千円

イ 戦略的な企業誘致活動

(ア) 企業立地促進事業

中小企業の取引機会の拡大、技術向上や雇用創出などの波及効果が期待される先導的な企業の立地を促進するため、市町村等との連携により、工業団地広報資料の作成配付、企業立地セミナーの開催、企業への誘致活動など、企業立地の戦略的な展開を図り、本県への企業立地を促進した。

平成24年工場立地一覧表（平成24年1月～12月）

区 分	新 設	増 設	計	
特 定 工 場	22 件	32 件	54 件	左記の新增設に伴う雇用計画人員 2,244 人
そ の 他 工 場	38 件	10 件	48 件	注) 特定工場 敷地面積 9,000 m ² 以上 又は建築面積 3,000 m ² 以上
計	60 件	42 件	102 件	その他工場 敷地面積 1,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満

(イ) がんばる企業・立地促進補助金

産業基盤の強化と就業機会の確保を推進するため、環境・新エネルギー関連、農商工連携関連、輸送用機械関連、半導体関連、医療・福祉機器関連産業等の製造業・研究所に対し、新設・増設に係る設備投資額の一部を補助した。

(平成23年度以前に指定した企業に対する補助金分割払い分)

・平成24年度支払額 補助先 10件 補助金額 486,340千円

(ウ) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

原子力発電施設が設置（予定を含む）されている市町又はその周辺市町村に立地する企業に対して、（一財）電源地域振興センターを通じて給付金を交付することにより、原子力発電施設等周辺地域の振興を図った。

・補助先 （一財）電源地域振興センター 補助金額 718,373千円

ウ 立地企業の振興に向けた支援の充実・強化

(ア) ものづくり中小企業取引拡大支援事業

県内の製造業における中小企業の取引拡大に向け、本県の下請企業振興協会（中小企業センター）である（公財）福島県産業振興セン

これまで本県が培ってきた県内企業の技術を海外へと発信するため、海外展示会への出展並びにトップセールスを行う。

・MEDICA2012出展

県内企業8社による福島県ブースの出展 商談738件

・商工労働部長による欧州訪問

優れた医療機器クラスターを数多く有するノルトライン＝ヴェストファーレン州との交流を確立した。

・KIMES2013への出展

県内企業2社の出展へ補助を行った。 商談261件

(エ) 医療機器開発・安全性評価拠点整備事業

本県が世界に貢献する医療産業集積クラスターとなるため、ソフト、ハードの拠点整備を進めた。

・ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金

県内企業等に対して医療機器開発から機器承認まで一貫した補助を行った。

応募27件、採択20件

・国際的先端医療機器開発実証事業費補助金

世界でも類を見ない国際的先端医療機器の開発・実証を行う県内医療機関等に対して補助を行った。

応募3件、採択2件

・革新的医療機器開発実証事業費補助金

医師主導の治験を支援することで、革新的な医療機器の開発を行う医療機関に対して支援を行った。

応募8件、採択4件

・福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称）の整備

医療機器の安全性評価や事業化支援を行う標記センターを郡山市に整備することを決定し、基本計画を策定した。

また、基本設計、実施設計の公募型プロポーザルを実施した。

(オ) 福島医薬品関連産業支援拠点化事業

医薬品関連産業の集積を図るため、福島県立医科大学に対して、医薬品関連産業支援拠点整備に係る基本構想策定や拠点運営に係る研究開発に要する経費の補助を行った。

(2) 医療・福祉機器関連産業の振興

ア 医療・福祉機器関連産業の育成

(ア) ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業

県内企業が医療機器産業へ新規参入後に連続して開発・生産に取り組めるよう、企業支援を実施した。

- ・医工連携人材育成プログラム実施事業 3コース延べ301名の参加により、医工連携設計開発のエンジニア育成を目指すセミナーを実施した。
- ・薬事承認申請支援 8件 医療機器製造業許可取得を目指す県内中小企業への専門家派遣の実施
- ・販路拡大支援 2件 メディカルクリエーションふくしまの開催 メディカルショージャパンへの出展
- ・プロジェクトマネージャーによるマッチング支援 283件 県で委嘱する3名による産産、産学マッチングの実施

(3) 再生可能エネルギー関連産業の育成強化

ア 再生可能エネルギー関連産業の育成

(ア) 再生可能エネルギー関連産業集積・育成事業

A 再生可能エネルギー関連産業振興事業

(A) 次世代エネルギーデバイス・応用製品分野研究会運営事業

太陽光発電事業への参入促進を図るため、再生可能エネルギー関連産業推進研究会と一体となり、セミナーを開催した。

B 次世代エネルギー利活用推進事業

(A) バイオマス発電技術開発支援事業

テーマ「食品廃棄物と農業残渣の再資源化システム構築に関する研究」

日本大学を中心とした産学官連携グループによる、食品廃棄物からメタンガスを生成し、さらにそれを水素燃料とする、クリーンかつ小型で効率的なバイオマス発電装置の開発に対し助成を行った。

(イ) 再生可能エネルギー関連産業創出プロジェクト事業

A 再生可能エネルギー等研究開発補助事業

再生可能エネルギー関連分野の研究開発を行う県内大学や事業所に対し、経費の一部を助成した。

B 再生可能エネルギーモデル事業

(A) 浅部地中熱利用システム開発事業

福島独自技術である初期投資の少ない10 m程度の浅部地中熱を利用したヒートポンプシステムによる床暖房、給湯システムの開

発を行った。

(ウ) 再生可能エネルギー関連産業基盤強化事業

A 再生可能エネルギー関連産業集積推進会議事業

国や県が実施する関連産業の集積・育成に関する各種事業の情報の共有や事業の方向性の検討、進捗状況の把握を目的とする集積推進協議会を設置した。

B 再生可能エネルギー関連産業推進研究会運営事業

県内外の企業、大学等によるネットワークの形成、共同研究の検討など、本県における関連産業集積に向けた情報の共有、発信等を行う研究会を設置した。

- ・ 研究会会員数 420団体（平成25年3月31日現在）
- ・ 研究会開催 3回 4分科会開催 各2回

C ビジネスマッチング事業

コーディネーターによる関連機器製造業と本県企業のマッチング等を行った。

D 販路拡大支援事業

県内企業の販路拡大を促進するため、首都圏等で開催される関連展示会に研究会として出展した。

- ・ E N E X 2013（平成25年1月30日～2月1日）

(4) 産業集積基本構想の策定事業

ア 医療機器関連産業集積基本構想策定事業

医療機器関連産業の集積を目指すための基本構想を策定した。

5 観光交流の促進

(1) 観光復興キャンペーンの実施事業

ア 福島県観光復興緊急プロジェクト

(ア) 23年度12月補正予算措置分

A ありがとうキャンペーン事業

本県を応援する多くの方々に感謝の気持ちを表すとともに、本県への誘客を図るため、宿泊者に対し県産品をプレゼントした。

B 東北観光博覧会ゾーン支援事業

着地型観光を振興するため「東北観光博」に取り組む団体等に対して、商品造成等を支援した。

- ・ 県内5エリアを支援

(イ) 23年度2月補正予算措置分

A 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業

新島八重の生涯を紹介する歴史企画展を開催するとともに、「八重の桜」をイメージして開発した商品等を通じて、県産品のPRを行った。

- ・ 歴史企画展 県内二箇所（白河市、二本松市）で開催
- ・ 「八重セレクション」コンセプトブック作成

B ふくしま応援観光誘客事業

風評被害により減少している観光客の入り込みの回復を目指し、旅行会社と連携し、本県観光のPRや新規の旅行商品、モニターツアーの造成経費等への助成を行った。

- ・ 連携PRを行った旅行会社数 26社

イ 観光復興キャンペーン事業

観光産業の復興に向け、本県に対する風評の払拭と観光誘客のため、大河ドラマ「八重の桜」放送の好機をいかしたプロモーションのほか、観光有料道路3ラインの無料開放事業、若年者に対するスキーリフト券無料化事業、コンベンション誘致事業、旅行会社招へい事業などの観光復興キャンペーンを実施した。

(ア) 大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業

会津若松市が設置するドラマ館等への支援、ガイドブック・ポスター等の作成を行った。

- ・ 会津若松市大河ドラマ館への支援 25,000千円
- ・ 旅フェアへの出展、首都圏キャラバン 等

(イ) 観光有料道路3ライン無料開放事業

平成24年度オープンからの無料開放の実施や、隣県等への広報、専門雑誌との連携によるイベント等を行った。

- ・ 平成24年4月8日（再開通）～11月15日（冬季閉鎖）までの通行台数 611,306台（平成22年比約2倍）

(ウ) スキーエリア誘客緊急対策事業

20歳～22歳のリフト代無料化及びリクルートじゃらんの19歳リフト代無料化事業と連携した宣伝・広報を行った。

- ・ 平成25年1月15日～3月31日までの平日 20～22歳無料（県内21スキー場） 利用者数：39,278人

(エ) コンベンション誘致事業

地域経済波及効果が大きいコンベンション誘致を図るため、大規模コンベンション開催に対応した補助制度を整備し、助成を行った。

- ・ 補助件数 22件 交付額 10,066千円

なお、コンベンション開催施設である福島県産業交流館については、復旧工事を完了した箇所から再開を始め、11月に全館再開となった。

- ・ 6月 多目的展示ホール 再開
- 7月 コンベンションホール及び3階会議室等 再開
- 11月 4階プレゼンテーションルーム等 再開
- ・ 総復旧経費（支払額ベース）

平成23年度	401,188千円
平成24年度	866,916千円
計	1,268,104千円

(オ) 旅行エージェント対策事業

福島の現状を知ってもらうことで、旅行商品造成を促進するため、首都圏・大都市圏の旅行会社職員等の招へいを行った。

- ・ 旅行会社企画担当職員等29名を本県に招へい

(カ) 西日本観光交流推進事業

- ・ 平成25年3月16日、17日 京都駅ビル前広場で「関西ふくしま交流フェア」を実施
- ・ 関西と福島の大学生、各40名が相互に訪問し交流する「関西・ふくしま交流大学」を実施

(2) 観光振興と多様な交流の推進

ア 外国人観光客誘致促進・強化事業

原子力災害による風評を払拭するため、海外における情報発信事業や海外マスコミ等招へい・受入れ、海外からのツアー造成に対する助成、関係省庁の調整等を行った。

(ア) 外国人観光客誘致促進事業

- ・ 本県の正確な情報発信による外国人観光客の誘致及び福島空港の国際定期路線の早期再開に向け、韓国、中国及び台湾にてプロモーション活動を行った。

台湾7月、中国9月、韓国5月・10月

- ・ 風評被害の中で、外国人観光客の誘致を図るため、ツアー催行に対し助成を行った。

助成件数 29件 助成人数 1,024人

- ・ 風評を払拭し、本県の正しい情報を発信するため、中国、韓国からのマスコミ等の招へいや受入れを行った。

招へい又は受入件数 22件

(イ) 外国人観光客受入体制整備促進事業

県内の二次交通機関及び観光施設の多言語化を促進し、受入体制の強化を図った。

助成件数 4件

(ウ) 福島空港インバウンドチャーター運航促進事業

福島空港国際定期路線が休止している状況を踏まえ、台湾からのチャーター便の誘致を行った。

助成件数 10便

イ 定住・二地域居住の回復、推進

(ア) ふくしま再生交流推進プロジェクト

被災から復興していく福島の姿を広く伝えるイベントとして、「げんき咲かそう！ふくしま大交流フェア」を東京都有楽町で開催し、福島を応援する多くの来場者へ向けた情報発信や交流を図った。

- ・ イベント来場者数 15,014名（平成24年12月24日 東京国際フォーラム）

(イ) ふくしまふるさと暮らし復興推進事業

東京都有楽町に福島県への定住・二地域居住のための相談窓口を設置し、相談業務を実施したほか、福島県の復興の姿をセミナー等により定住等希望者に届け、福島県への定住・二地域居住を推進した。

- ・ ふくしまふるさと暮らし情報センター相談件数 2,045件

ウ 八重洲観光交流館運営事業

首都圏における本県の情報発信拠点「福島県八重洲観光交流館」において、風評の払拭を図るため、本県の総合的な情報発信等を行うとともに、市町村イベントへの支援を実施した。

- ・ 来館者数150,106人（1営業日あたり413人）

- ・ イベント回数 33団体 延べ71日間

- ・ 八重アンテナショップスタンプラリー 応募総数 1,433名

エ 教育旅行の推進

(ア) 「合宿の里ふくしま」推進事業

「合宿の里ふくしま」の早期復活を図るため、官民一体となった合宿の誘致を強化した。

- ・ モニター合宿 25団体 5,352人
- ・ 合宿誘致キャラバン 3回 132か所訪問

(イ) 教育旅行誘致促進事業

東日本大震災による風評により、県外からの教育旅行の回復が極めて低調な状況が続いていることから、本県の教育旅行の早期復活を図るため、官民一体となったキャラバン活動等を実施し、正しい情報の発信と教育旅行の誘致を行った。

- ・ 教育旅行誘致キャラバン 10回 1,093か所訪問
- ・ メルマガの発信 3,000名／月 配信

オ 福島空港交流・物流・防災機能強化事業

有識者会議等の議論と並行し福島空港防災機能強化等に関する検討、調査を実施したほか、福島空港国際定期路線再開のためチャーター便の運航を実施した。

(ア) 福島空港基盤強化事業

震災時の災害対応を踏まえ、防災拠点としての福島空港のあり方等を調査・検討し、基盤強化の取組を進めた。

- ・ 「福島空港の地域に与える効果と今後の活用に関する調査報告書」（平成24年12月）をとりまとめた。

(イ) 福島空港航空貨物施設活用促進事業

国際定期路線が再開した後の航空貨物等に関する情報収集活動を実施した。

(ウ) 福島空港国際定期路線再開交流促進支援事業

- ・ 国際線再開に向けたチャーター運航支援 ソウルチャーター3件、上海チャーター2件、台湾チャーター3件
- ・ 市町村等が実施するチャーター利用支援 1件
- ・ 知事が韓国、中国を訪問し、本県に発令されている渡航制限の解除や定期路線の運航再開の要請を実施した。

韓国5月、中国9月

(エ) 福島空港に関する有識者会議

- ・ 開催回数：有識者会議 6 回（うち平成24年度 5 回）、ワーキンググループ 4 回（全て平成24年度開催）
- ・ 構成委員：学識経験者、地元有識者14名
- ・ 検討テーマ：福島空港の更なる利活用に向けた方策の検討、福島空港のより効率的な運営方策の検討
- ・ 提言：平成24年12月27日有識者会議からの提言書を副知事に対して手交された。

カ 福島空港利活用促進対策事業

県内や隣接県を対象とした広報活動、旅行会社に対する旅行商品造成・PR支援や団体旅行へのインセンティブ付与、修学旅行利用の支援を行うとともに、県民の空港としての意識向上を図ることを目的として、商工団体等の企画する事業に対する支援や空港のにぎわいを創出する事業など、福島空港利用促進協議会と連携し、利用促進事業を実施した。

- ・ 福島空港タイアップ旅行商品造成・PR支援 5社
- ・ 福島空港団体旅行利用促進支援事業 127社
- ・ 福島空港修学旅行利用促進支援事業 40校
- ・ 商工団体等イベント／タイアップ事業 26件
- ・ にぎわいづくり事業 18回
- ・ 福島空港国内線路線緊急対策事業 7件

キ 地域経済の国際化の推進

(ア) 海外情報の収集・提供

日本貿易振興機構（ジェトロ）や上海事務所等を活用し、海外情報の収集・提供に努めた。

- ・ ジェトロ福島貿易情報センター関連事業

ジェトロ福島貿易情報センターに対する支援やジェトロバンコク事務所への研修生派遣等の実施により、本県経済及び企業の国際化を推進した。

(イ) 海外との交流機会の創出・拡大の推進

- ・ 上海拠点活用事業

中国における経済・技術・学術交流等を本格的に推進するために設置（平成16年7月23日）した上海事務所を拠点として、展示会への出展支援や県産品の販路拡大支援、県内企業の現地事務所開設支援などを行った。また、展示会や講演のほか、ホームページや微博（中国版ツイッター）を通じて、震災や原子力災害の影響、その後の復興状況等を伝え、本県の正確な情報発信に努めた。

(ウ) 貿易機会の維持・回復等

原子力災害の影響により各国が輸入規制を敷いたため、貿易機会は著しく減少した。このため、外国のマスコミ等を招へいし、安全性について説明する等、輸入規制の緩和、撤廃に向けた働き掛けを行い、貿易機会の維持、回復に努めた。

・福島県貿易促進協議会関連事業

福島県貿易促進協議会が取り組んでいる貿易振興事業などを活用し、県産品の販路維持回復を図った。

6 雇用の維持・確保

(1) 離職者や多様な人材への就労支援

ア 離職者等の就労支援

(ア) ふるさと雇用再生特別基金事業

国からの交付金を基に造成した「ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、地域求職者に対して安定的な雇用機会の創出を図った。

- ・ 県事業 1 事業 2 名雇用
- ・ 一時金支給 0 名

(イ) 緊急雇用創出事業

A 震災等緊急雇用対応事業等

多様な雇用・就業機会の創出を図るため、国からの交付金を基に造成した「緊急雇用創出基金」等を積み増しするとともに、県直接雇用や民間企業への委託、市町村への補助事業を実施した。

- ・ 県事業 450 事業 12,147 名雇用
- ・ 市町村事業 808 事業 5,001 名雇用

B ふくしま産業復興雇用支援事業

産業施策と一体となった安定的な雇用を行う企業に対し、雇用にかかる経費を助成する事業を実施した。

- ・ 助成対象人数 10,849 名

C 地域雇用再生・創出モデル事業

若者、女性等が活躍できる雇用面でモデル性のある事業を県、市町村の委託により実施した。

- ・ 県事業 31 事業 342 名雇用

・市町村事業 29事業 284名雇用

(ウ) ふくしま就職応援センター運営事業

震災等により離職を余儀なくされた求職者等を支援するため、県内5市（郡山、白河、会津若松、南相馬、いわき）に「ふくしま就職応援センター」を設置し、就職相談や職業紹介等の実施、及び仮設住宅等への巡回相談等を実施した。

・利用者 21,827人 登録者 1,730人 就職決定者 1,207人

イ 若年者の就労支援

(ア) ふるさと福島Fターン就職支援事業

ふるさと福島就職情報センター運営事業

学生や求職者の県内就職を支援するため、東京都及び福島市に「ふるさと福島就職情報センター」を設置し、就職相談や職業紹介等を実施した。

・利用者 6,559人 登録者 1,144人 就職決定者 374人

(イ) ふるさと福島若年者就職サポート事業

A 若年者就職ガイダンス事業

首都圏在住のFターン希望の若年者のFターン就職を支援するため、県内企業等との合同企業面接会を実施した。

・参加者数 37人 参加企業数 49社

B 学生県内就職総合支援事業

学生のFターン就職を支援するため、学生及び首都圏大学等の就職部職員を対象とした事業を実施した。

・首都圏大学等と県内企業の交流見学会（参加大学数 45校、参加企業数 48社）

・Fターン就職ガイダンス（東京1会場、県内1会場でセミナー、合同企業説明会を実施）

東京（セミナー参加者数 65人 合同企業説明会 参加者数 146人 参加企業数 60社）

県内（セミナー参加者数 292人 合同企業説明会 参加者数 592人 参加企業数 106社）

C 新規高卒者知事メッセージ伝達事業

新規高卒者に対して、卒業時に、本県の将来を担う人材として期待している旨の知事メッセージと、県の就職支援策や職場定着支援策を周知するリーフレットを送付した。

・新規高卒者 19,436人に送付

(ウ) 新規大卒者等県内就職促進事業

ふくしま大卒等合同就職面接会開催事業

県内企業への就職を希望する大学生等を対象に県内3会場で、県内企業の採用担当者と学生等による就職面接会を10回開催した。

・県内：参加者数 1,736名 参加企業数 784社

(エ) 新規高卒者就職支援事業

県内企業の採用担当者、就職希望生徒及び就職担当教諭等による合同就職面接会を県内6会場で開催した。

・参加学校数 180校 参加生徒数 1,082名 参加企業数 367社

(オ) キャリアコンサルタント派遣事業

適正な職業選択及びミスマッチによる早期離職を防止することを目的として、学校にキャリアコンサルタントを派遣して適職診断や職業講話等を実施した。

・学校数 81校 適職診断 1,720名 職業講話 10,812名

(カ) Fターン推進ステップアップ事業

学生のFターン就職を支援するため、首都圏の大学生等を対象とした東京での就職ガイダンスや、保護者を対象としたセミナーなどを県内4会場で開催した。

・就職ガイダンス 参加者数 103名 参加企業数 47社

・保護者セミナー 参加者数 137名

7 その他の主な事業

(1) 地域を支える商業・サービス業・観光産業などの振興

ア 商業・サービス業の振興

(ア) 活力ある商店街支援事業

商業の振興や商店街の活性化を図るため、商店街が行う自主的かつ継続的な戦略的取組に対して、必要な助言等の支援を行うとともに、事業者が空き店舗を活用して出店する場合に、その家賃を補助する市町村に支援を行った。

・補助先 6市1町57件 補助金額 15,732千円

イ 地域や社会の課題を解決する新たなビジネスの振興

(ア) 福島県大町起業支援館運営事業

産業支援サービス業として大きな成長が期待されるカスタマーセンター業の起業・育成を支援するため、福島県大町起業支援館を入居の受け皿として活用することで、地元雇用の創出など、地域経済の活性化を図った。(入居企業3社)

(2) 持続可能なまちづくりの推進

ア 商業まちづくりの推進

(ア) 大型小売店舗関係法施行

大規模小売店舗立地法に基づく各種届出を受理し、周辺地域の生活環境の保持の観点から審査を行うとともに、大規模小売店舗立地審議会において届出内容の審議を行った。

- ・届出受理件数 新設11件 変更65件
- ・大規模小売店舗立地法連絡調整会議（幹事会を含む。） 開催回数 9回
- ・大規模小売店舗立地審議会 開催回数 1回

(イ) 商業まちづくり推進条例施行

商業まちづくり推進条例に基づく「商業まちづくり基本方針」の見直しを行うため、審議会及び専門調査会を開催、審議した。

- ・商業まちづくり審議会 開催回数 2回
- ・商業まちづくり基本方針に係る専門調査会 開催回数 3回

(ウ) 歩いて暮らせる新しいまちづくり促進事業

「誰もが安心して暮らしやすい魅力的で持続可能なまちづくり」の実現を目指し、「歩いて暮らせる新しいまちづくりビジョン」（平成20年9月策定）の考え方や5つの実行戦略を活用し、市町村等が行う主体的・継続的なまちづくりを支援した。

イ 中心市街地活性化への支援

(ア) 中心市街地賑わい集積促進事業

まちづくり会社等が行う、必要な業種等の誘致に向けた空き店舗の改修や、空き店舗を活用した福祉や子育てなど公共性を有する施設の賃料について、その経費の一部を補助する市町村を支援した。

- ・補助先 1市1件 補助金額 1,300千円

(3) 中小企業の経営基盤の強化

ア 中小企業経営革新計画支援事業

中小企業経営革新計画支援法の啓発、指導及び同法に基づく中小企業者等の経営革新計画の承認を行った。

・計画承認 18件

イ 小規模企業等の活性化支援

(ア) 小規模事業経営支援事業

地域の総合的経済団体である商工会等の指導体制の充実・強化及び商工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助し、小規模事業者の経営の改善及び地域経済の振興を図った。

・補助先 商工会89か所、商工会議所10か所、福島県商工会連合会、福島県商工会議所連合会

・補助金額 2,298,395千円

(イ) 専門家活用経営支援事業

中小企業等の経営を支援するため、商工会等の中小企業支援機関が実施する専門家派遣事業に要する経費に対して補助を実施した。

・補助先	福島県商工会連合会	補助金額	529千円
	福島商工会議所	補助金額	378千円
	(公財) 福島県産業振興センター	補助金額	595千円
	福島県中小企業団体中央会	補助金額	312千円

ウ 企業間連携による競争力強化

(ア) 中小企業連携組織対策事業費補助事業

中小企業連携組織等に対する連携体制の充実・強化を図るため、福島県中小企業団体中央会に対して職員の設置や中小企業連携組織等の講習会等の開催に要する経費等の補助を実施した。

・補助金額 141,067千円

エ 経営課題の解決等による経営力・技術力の強化

(ア) 経営支援プラザ等運営事業

県内中小企業支援の拠点として、コラッセふくしまに設置した「経営支援プラザ」において、国事業と連携の下、中小企業者等の経営課題の解決に向けた総合的支援を行い、県内中小企業の経営基盤強化等を図った。

・補助先 (公財) 福島県産業振興センター 補助金額 84,108千円

オ 県制度資金等による経営力強化の支援

(ア) 中小企業制度資金貸付金

県内中小企業の金融面における不利な状況を緩和するため、良質な資金を提供し、中小企業の経営基盤の強化を支援した。

・融資実績	4,116件	融資金額	35,740,381千円
-------	--------	------	--------------

(イ) 中小企業機械貸与事業

中小企業の設備投資を支援するために（公財）福島県産業振興センターが行う中小企業機械貸与事業に対し、必要な資金の貸付けを行った。

・中小企業機械貸与事業実績	15件	貸与金額	158,330千円
---------------	-----	------	-----------

(ウ) 中小企業高度化資金貸付金

中小企業の振興を図るため、事業の共同化、工場及び店舗の集団化等に必要な資金を貸し付けた。

・貸付実績	2件	貸付金額	13,672千円
-------	----	------	----------

(エ) 小規模企業者等設備導入資金貸付金

小規模企業者等の設備投資を支援するために（公財）福島県産業振興センターが行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に対し、必要な資金の貸付けを行った。

・設備資金貸付事業実績	10件	貸付金額	78,990千円
-------------	-----	------	----------

・設備貸与事業実績	7件	貸与金額	98,004千円
-----------	----	------	----------

(オ) 信用補完制度の充実

中小企業が金融機関から融資を受ける際の信用保証の円滑化を図るため、信用保証協会に対し代位弁済に係る資金の貸付け及び損失補償を行った。

・代位弁済資金貸付金	400,000千円	損失補償金	20件	14,279千円
------------	-----------	-------	-----	----------

(カ) 制度資金利活用の推進

中小企業の信用保証料負担を軽減するため、県制度資金の保証料率の引き下げを行ったのに加え、その差額分の補助を行った。

・補助先	福島県信用保証協会	補助金額	692,661千円
------	-----------	------	-----------

(キ) 貸金業の指導

貸金業者の業務の適正な運営等を確保し、また、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業法による登録や立入検査を行った。

・登録件数	更新0件	立入検査	1業者
-------	------	------	-----

(4) 技能・知識・経験の継承・発展

ア 熟練技能の継承・発展

(ア) 福島県認定職業訓練費補助事業

事業主等が雇用する労働者を対象とした普通課程、短期課程の普通職業訓練を行う中小企業事業主又はその団体に対し、その運営経費の一部を補助した。

また、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設（いわき市共同職業訓練センター）の改修に必要な経費の一部を補助した。

・運営費 交付先 12校 補助金額 33,092千円 ・施設費 交付先 いわき市 補助金額 83,681千円

(イ) 福島県職業能力開発協会補助事業

技能検定の実施及び民間における職業能力開発の促進を図るため、福島県職業能力開発協会に対して、運営等に要する経費の一部を助成した。

・補助金額 42,142千円

イ 技能が尊重される環境の整備

(ア) 技能尊重推進実施事業

A 卓越技能者等表彰事業

産業の振興及び技能水準の向上を図るため、本県の卓越した技能者等の表彰を行った。

・卓越技能者等表彰 27名

B 職業訓練指導員試験事業

職業能力開発促進法に基づき、指導員免許を付与するための職業訓練指導員試験を実施した。

・受験者数 39名 合格者数 18名（合格率46.2%）

C 技能検定実施事業

労働者の有する技能を検定し、公証する技能検定試験の合格証書交付等の事務を行った。

・受検者数 3,382名 合格者数 1,646名（合格率48.7%）

ウ 地域産業復興人材育成事業

本県の復興に資する産業を担う創造力豊かな人材を育成する地域単位でのサイクルを確立するため、産業人材育成事業を実施した1団体に対して支援を行った。

・補助先 一般社団法人産業サポート白河 補助金額 5,882千円

(5) 相談支援事業

ア 青少年総合相談支援事業

地域が連携してニートの社会的自立を支援するためのネットワークを構築し、支援対象者の把握等に努めるとともに、「若者自立支援カウンセラー」による直接訪問や民間団体への助言等を行った。

・カウンセラー派遣件数 57件

(6) 就労支援事業

ア 障がい者の就労支援

(ア) 障がい者雇用対策事業

事業主に対して、障がい者の雇用を促進するための普及啓発活動を実施した。

・雇用勧奨状の送付 1,280社

(イ) 障がい者等訓練手当支給事業

障がい者、母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により、就職に必要な知識や技能を習得する職業訓練を受講する場合に、訓練期間の生活費相当として訓練手当を支給した。

・支給者数 37名

イ 高年齢者等の就労支援

(ア) 中高年齢者雇用対策事業

地域における中高年齢者の雇用・就職機会の拡大等、雇用確保のための企業への周知、啓発活動を実施した。

・雇用勧奨状の送付 1,280社

(イ) 職場適応訓練事業

中高年齢者等の雇用を促進するための支援制度として職場適応訓練事業を実施した。

・対象者 1名

(ウ) シルバー人材センター連合会補助金

臨時的、短期的就業を希望する高年齢者に就業機会を提供するとともに、地域社会の活性化を図るシルバー人材センター（平成25年3月末43団体）及びシルバー人材センターを会員とする(社)福島県シルバー人材センター連合会の活動を支援するため、事業活動に対し

て助成を行った。

・補助金	福島市シルバー人材センターほか	2,073千円
	福島県シルバー人材センター連合会	5,963千円

(7) 仕事と生活の調和の促進

ア 仕事と生活の調和のとれた職場環境の促進

次世代育成・少子化対策推進事業

福島県次世代育成支援企業認証制度を実施し、男女労働者がともに子育てしやすく仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに対する企業の取組を促進した。

・「子育て応援」中小企業認証部門	9社
・「仕事と生活の調和」推進企業認証	7社

イ 労使関係の安定促進

(ア) 労働審議会の開催

労働審議会を開催し、「ふくしま労働プラン」の改定について審議し答申を受けた。

・開催回数	3回
-------	----

(イ) 労働相談事業

雇用労政課内に設置した中小企業労働相談所において、中小企業労働相談員が労使から寄せられた各種労働相談に随時対応し、自主解決の促進に努めた。

また、特別労働相談員を配置し、複雑かつ専門的な相談への対応のため中小企業労働相談員に対する助言・指導を受けた。

・相談件数	710件（一般相談 704件、特別相談 6件）
-------	-------------------------

(ウ) 労働条件整備事業

A 労働条件等実態調査

県内事業所における労働条件等の実態を調査し、調査結果については、県のホームページに掲載することにより、各事業所における労働条件向上の促進に努めた。

・労働条件等実態調査	県内民営事業所	1,400社対象
------------	---------	----------

B 労使関係総合調査事業

すべての労働組合を対象とする労働組合基礎調査及び労働組合活動の実態を把握する調査を行い、労働組合数、組合員数、加盟組織系統等の状況把握に努めた。

- ・労働組合数 939組合（前年比10組合減）
- ・組合員数 121,626人（前年比1,223人減）

ウ 労働者の福祉向上

(ア) 勤労者福祉推進事業

県内労働者の福祉活動を総合的に推進している福島県労働福祉協議会の相談事業などに補助を行い、勤労者福祉の向上に努めるとともに、勤労者写真展の優秀作品に知事賞等を授与し、勤労者の余暇活動の充実を図った。

- ・補助金額 725千円

(イ) 労働者支援融資事業

県内労働者に対する臨時応急的な資金の融資や、育児・介護休業中等の労働者、リストラ等による失業者を対象に融資を行い、労働者の生活安定と福祉の向上に努めた。

- ・利用実績 3件 6,000千円

(8) 適正計量の推進

ア 計量検定事業

計量法第70条及び第102条に基づき、特定計量器の検定及び基準器の検査を実施した。

- ・特定計量器の検定 検定個数 5,479個
- ・基準器の検査 検査個数 335個

イ 計量検査事業

計量法第19条及び第148条に基づき、特定計量器の定期検査及び届出製造・修理事業者等に対する立入検査を実施した。

- ・特定計量器定期検査 検査個数 4,478個
- ・立入検査 検査戸数 36戸

ウ 環境計測対策事業

計量法第148条に基づき、環境計量証明事業者に対する立入検査を実施した。

- ・立入検査 検査戸数 8戸

エ 計量消費生活対策事業

計量法第 148 条に基づき、特定計量器を使用する事業者及び特定商品販売事業者に対する立入検査を実施した。

・ 特定計量器	検査戸数	200戸	検査個数	87,411個
・ 特定商品量目	検査戸数	34戸	検査個数	867個

オ 計量普及啓発事業

日常生活に密接に関わる計量制度について、実習を通して理解を深めることを目的として、小学生とその保護者を対象に「親子計量体験教室」を実施したほか、小学校に訪問し「計量出前教室」を開催した。また、イベントに出展し広く普及啓発を図った。

- ・ 親子計量体験教室 棒はかりの工作体験等（親子15組、35名、平成24年7月28日）
- ・ 計量出前教室 県内小学校（20校、45回、1,182名、平成24年6月～平成25年3月）
- ・ イベント出展 会津ブランドものづくりフェア2012（平成24年10月27日～28日）
第21回いわき計測展（平成24年11月14日～15日）

Ⅷ 農 林 水 産 部

1 総説

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた本県農林水産業・農山漁村の力強い復興に向けて、「福島県復興計画」に掲げる関連重点プロジェクトを最優先とし、「放射性物質の除去・低減」、「安全・安心の提供」、「農業の再生」、「森林・林業の再生」、「水産業の再生」、「農山漁村の活力の向上」の6つを施策体系の柱とするとともに、各分野における重点戦略の推進と併せて、以下の施策を実施した。

2 放射性物質の除去・低減

(1) 放射性物質除去・低減技術開発事業

安全・安心な県産農林水産物の生産を確保するため、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の除去・低減技術開発に関する試験研究を実施した。

実施機関：農業総合センター（本部、果樹研究所、畜産研究所、浜地域研究所）、林業研究センター、水産試験場、内水面水産試験場
総課題数：83 課題

(2) 農業系汚染廃棄物処理事業

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質に汚染された有機物を、放射性セシウム分析等に基づき、資源と農業系汚染廃棄物に分別を行うとともに、市町村等が計画に基づき実施する一時保管及び処理等について支援した。

交付先	24 事業主体	補助額	1,147,326 千円
処理量	42,440.7 t（たい肥 37,854.0 t、牧草 2,879.8 t、稲わら 1,669.6 t、その他 37.3 t）		

(3) 森林除染等実証事業

きのこの生産等、地域の主要な産業の場となっている森林において、除染技術の実証を行った。

実施箇所 きのこ用原木林 50 か所 竹林 20 か所

3 安全・安心の提供

(1) 農林水産物等緊急時モニタリング事業

農林水産物等の安全・安心の確保に向け、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を消費者、生産者及び流通業者等に迅速

かつ的確に公表した。

モニタリング検査実績 61,531 点（うち基準値（又は暫定許容値）超過 1,106 点）

(2) ふくしまの恵み安全・安心推進事業

県産農産物等の信頼回復を図るため、米の全量全袋検査機器の整備を行い県内産地の放射性物質検査体制を強化するとともに、産地の検査結果等の情報を一元的に発信する農産物安全管理システム構築を支援した。

ア	県協議会の設置・運営	ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局（財福島県農業振興公社）	
イ	検査機器整備等	米の全量全袋検査機器（ベルトコンベア式）	193 台
		N a I シンチレーションスペクトロメータ等	103 台
ウ	地域協議会の設置・運営		36 協議会（50 市町村）
エ	農産物安全管理システムの構築及び運用	事業主体	ふくしまの恵み安全対策協議会

(3) ふくしまの恵み販売力強化事業

本県基幹産業である農林水産業の再生に向け、風評を払拭するために、正確な情報の発信、応援店の活動支援、県内キャンペーン、全国安全キャラバン隊活動等を実施した。

ア 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト事業

風評による甚大な影響を払拭するため、正確な情報を発信し、安全・安心 P R 活動を実施した。

(ア)	専用ウェブサイト「ふくしま 新発売。」による情報発信	訪問者数 54 万人超	ページビュー 368 万人超
(イ)	パブリシティ活動事業実施回数		9 回
(ウ)	ふくしまダイアログ推進事業実施回数		2 回

イ みんなのチカラで農林水産絆づくり事業

風評を払拭するため、「がんばろう ふくしま！」運動に参加する応援店の活動支援やふくしま米の消費拡大活動の取組を支援した。

(ア)	「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業		
a	応援店キャンペーンの実施回数		1 回
b	応援店向け販促 P R 資材の整備	応援店登録件数（平成 25 年 3 月末現在）	2,083 件
(イ)	農林水産物利用推進絆づくり事業		
	県内量販店における一斉キャンペーンの実施回数		4 回

(ウ) 米消費拡大推進事業

米の風評払拭及び消費拡大活動の取組を支援した。 交付先 2団体 補助額 5,625千円

ウ 復興サポート事業

関連団体とともにキャラバン隊を組織し、県外の主要消費地において、トップセールス等を実施した。

(ア) 「県域農業団体等による全国安全安心キャラバン隊」復興活動支援事業

トップセールス等による安全安心PR活動回数 76回

(イ) 首都圏安心PR事業

電車内映像広告放映による安全性PR実施回数(もも・米) 2回

(4) 米の全袋検査推進事業

県産米の安全確保を徹底するため、県の管理の下、平成24年産米から縁故米も含めた全ての県産米を全量全袋検査することとした。この検査を確実に実施し、運搬費や作業員の人件費など検査に必要な追加的費用に相当する資金繰りを支援するため、ふくしまの恵み安全対策協議会に検査運営資金を貸し付けた。

貸付金 6,000,000千円 貸付利子 無利子

貸付期間 平成24年8月16日～平成25年3月29日

(5) 消費・安全対策推進事業

食の安全と消費者の安心を確保するため、以下の事業を実施した。

ア 食の安全確保推進事業

県産農産物の安全・安心を確保するため、県版GAP(農業生産工程管理)推進マニュアルを放射性物質対策等を含めた内容に見直すとともに、GAP推進研修会開催等を通じ関係機関・団体に周知した。また、重点推進産地の設置や地域指導者の育成のための普及活動を行い、産地へのGAP導入を推進した。

平成24年度取組産地数 118産地 GAP推進研修会開催回数 1回

イ 食の安全・安心推進事業

農産物直売所や量販店などにおいて、県産農産物等の信頼回復を図るため、食品の放射性物質対策を含めた情報を発信する食育活動に取り組んだ。

ふくしま食の安全確保対策に関する食育推進活動業務委託 受託者 6事業者

(6) 作物保護適正管理推進事業

ア 農薬適正使用推進事業

安全な農産物の安定生産を行うため、農薬の適正な使用指導を行うとともに、農薬の適正使用を推進する農薬適正使用アドバイザーを育成した。

県及び地方農薬適正使用推進会議等の開催 6回

農薬適正使用アドバイザー認定者総数（平成25年3月31日現在） 776人

イ 鳥獣被害対策推進事業

有害鳥獣による農作物被害防止のための被害実態調査や被害防止対策の検証、情報の発信等を行った。

地域対策会議の開催 5回

実証ほの設置 1か所

ウ 鳥獣被害防止総合対策交付金事業

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村の協議会が実施する鳥獣被害防止活動等を支援した。

交付先 13協議会 交付額 14,244千円

(7) 食品の正しい表示推進事業

消費者が食品を選択する際の適切な判断に資するとともに、食品表示に対する信頼を確保するため、以下の事業を実施した。

ア 食品表示ウォッチャー設置事業

消費者を「食品表示ウォッチャー」に委嘱し、食品販売店における食品表示状況のモニタリングを実施した。

委嘱人数 34名

報告店舗数（延べ） 2,165店舗

イ 食品表示適正化指導啓発事業（JAS法）

(ア) 食品販売事業者及び卸売市場に対し、JAS法に基づく生鮮食品の表示状況調査を実施した。

生鮮食品販売店舗調査件数 300店舗

卸売市場表示状況調査件数 6事業者

(イ) 加工食品製造・加工事業者に対し、JAS法に基づく加工食品の表示状況調査を実施した。

加工食品製造・加工事業者調査件数 30事業者

ウ 食品表示適正化指導啓発事業（米穀流通監視）

米トレーサビリティ法に基づく適正な米穀流通のため、集荷業者や米穀卸事業者、製造業者、小売店及び外食店等の巡回調査を実施した。

巡回調査件数 99 店舗

(8) 肥育牛全頭安全対策推進事業

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肥育農家の経営の安定を図るため、肥育牛を県外に出荷する際に、放射性物質検査を全頭実施し、安全性を確保した。

出荷頭数 22,401 頭（県内と畜 5,964 頭 県外と畜 16,437 頭）

4 農業の再生

(1) ごちそう ふくしま絆づくり推進事業

本県農林水産業の再生に向けて、県民一人一人が農林水産業・農山漁村に対する理解を深め、共に支えていくことを目的とした「ごちそう ふくしま絆づくり運動」を推進するため、情報の発信を行った。

メールマガジンの発行 毎月2回

(2) 農林水産業振興プラン見直し事業

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害により、本県農林水産業・農山漁村をめぐる社会経済情勢が計画策定時の想定を超えて急激に変化していることを受けて、平成22年3月に策定した農林水産業振興計画「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」の全面的な見直しを行った。

(3) 福島県営農再開支援事業

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農産物等の生産断念を余儀なくされた避難区域等における円滑な営農再開を推進するため、営農再開を目的として行う一連の取組を支援した。

ア 放射性物質の吸収抑制対策

交付先 伊達みらい農業協同組合外4市町村 補助額 101,872 千円

(4) GAP導入支援普及活動推進事業

ア 普及指導員がJGAP指導員資格を取得するため、JGAP指導員資格取得研修に参加した。

日本GAP協会が開催するJGAP指導員基礎研修への参加回数 3回

J G A P 基礎研修受講者 10 名

イ 平成 24 年産稲の作付制限区域において、放射性物質吸収抑制対策による米の放射性物質低減効果を確認するとともに、平成 25 年以降の稲の作付再開に向けたデータを集積した。

稲の試験栽培	315 ほ場
放射性物質吸収抑制対策の取組を支援する冊子「安全な米づくりのために」の作成	30,000 部
実績検討会等の開催	6 回

(5) 被災農家経営再開支援事業

東日本大震災で津波等の被害を受けた地域において、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合を通じてその活動に応じ経営再開支援金を交付した。

交付先	7 市町村	復興組合数	33 復興組合	取組面積	6,952ha	交付額	1,632,549 千円
-----	-------	-------	---------	------	---------	-----	--------------

(6) 地域と連携した企業農業参入支援事業

本県農業の復興、多様な担い手の確保、被災者等の雇用拡大に資するため、企業等の地域と連携した農業参入を支援した。

平成 25 年 2 月 1 日時点での県内での農業参入企業等数	101 社（県把握分）
---------------------------------	-------------

(7) たちあがれ！担い手育成事業

新たな地域営農のマスタープラン作成の支援を行うとともに、担い手の経営安定に向けた支援を行った。

交付先	16 市町村	マスタープラン作成地域	72 地域	交付額	12,938 千円
-----	--------	-------------	-------	-----	-----------

(8) 農地保有合理化事業

意欲ある担い手へ農用地を利用集積し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有の合理化を促進する(財)県農業振興公社に対し助成を行った。

買入れ	26.6ha	売渡し	26.6ha	借入れ	517.0ha	貸付け	877.8ha	補助額	84,963 千円
-----	--------	-----	--------	-----	---------	-----	---------	-----	-----------

(9) 農地流動化支援事業

市町村が作成した地域農業のあり方を記載したマスタープランの実現に向け、農地集積等に必要な取組を支援した。

農地集積協力金	交付先	8 市町村	交付対象面積	56.6ha	交付額	18,867 千円
被災地域農地集積支援金	交付先	2 市	交付対象面積	35.7ha	交付額	10,722 千円

(10) 「ほっとする、ふくしま」新農業人応援事業

地域外から新規参入者を受け入れることにより、地域の活性化を進めようとする地域に対し、新規参入者受入れの条件整備や円滑な農業経営開始を支援した。

支援件数 3件 交 付 額 2,512 千円

(11) 頑張る農業応援！新規就農定着支援事業

新規参入やUターンによる新規就農者の定着を促進するため、就農希望者の技術習得研修を受け入れた農業法人等に対し、研修等に要する経費を(財)農業振興公社を通じて助成した。

助成件数 5件 交 付 額 2,738 千円

(12) 農業経営体育成事業

被災地域農業復興総合支援事業

東日本大震災により被災した農業用施設の整備等を実施する取組を支援した。

交付先 5市町村 交 付 額 1,327,809 千円

(13) 農林水産業再生人材育成研修事業

復興を担う人材を育成するため、避難農業者が農業を再開するのに必要な知識・技術を習得する専門的な講座を開設した。

集合研修 4回 現地視察研修 1回 参加者総数 約 200 名

(14) 避難農業者一時就農等支援事業

東京電力福島第一原子力発電所事故等により避難している被災農業者が、ふるさとに戻り営農を再開するまでの間、避難先等において一時的に農業経営を開始することを支援した。

交付先 29 経営体 補 助 額 32,100 千円

(15) 農業法人等チャレンジ雇用支援事業

雇用による就農の促進と農業法人等の経営の安定を図るため、県が農業法人等に対して、失業者等を雇用した経営発展モデルの実証事業を委託した。

委託先 33 経営体 雇用者総数 67 名

(16) 特色ある園芸産地育成実証事業

雇用創出と産地の維持・拡大を図るため、県内各地域に県が推進する園芸品目の実証ほを設置し、県内の農業法人等に対し震災による失業者を雇用した栽培実証事業を委託した。

委託先 68 経営体 雇用者総数 125 名

(17) 有機農業活用！6次産業化サポート事業

県産有機農産物の産地を育成するため、生産と流通をコーディネートする機能を強化し、有機農産物の需要に対応できる生産・販売体制の構築を図った。

福島県オーガニックコーディネーターの設置 1 名
 研修会等の開催 3 回
 生産行程管理者数 85 名（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(18) 農畜産系有機性資源活用推進事業

有機性資源の発生量及び処理状況や堆肥等有機性資源が受けた放射性物質の影響を把握するため、牛ふん堆肥等における放射性セシウム検査を実施した。

牛ふん堆肥等における放射性セシウム検査件数 1,661 件

(19) 農家経営安定資金融通対策事業

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により被害を受けている農業者等の維持・安定を図るため、施設の復旧や必要な運転資金等の融通を円滑に行えるよう、融資機関に対し利子補給を行った。

平成 24 年度利子補給承認件数・金額 289 件 947,000 千円 利子補給（補助）額 56,753 千円

(20) 農業近代化資金融通対策事業

農業経営の近代化を図ることを目的に、農業近代化資金融通法に基づき、農業者等に対し融資機関が行う長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、農業近代化資金を融通する融資機関に対し利子補給を行った。

平成 24 年度利子補給承認件数・金額 16 件 87,800 千円 利子補給（補助）額 12,957 千円

(21) 福島県農業信用基金協会出資等事業

農業制度資金の円滑な融通を図るため、福島県農業信用基金協会が原則無担保・無保証人で債務保証を行うために積み立てる支払準備金に対して補助を行った。

農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）保証制度円滑化対策事業 補 助 額 1,735 千円

(22) 農業技術開発推進事業

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、営農中断を余儀なくされた避難区域等において、営農再開・農業再生に向けた調査研究

等を行う研究拠点の整備に向けた調査等を実施した。

ア 農林水産再生研究拠点基本構想の策定	検討委員会	4回	部会	4回
イ 農林水産再生研究拠点基本計画検討会議の開催		1回		
ウ 農業と放射性物質に関する講演会の開催		1回		
エ 国や関係機関との協議及び関係施設の視察調査等の実施				

(23) 再生可能エネルギー可能性調査事業

避難区域等の農業再生に向け、非食用作物のエネルギー化に向けた可能性を検討するため、導入可能な技術等に関する調査を実施した。

ア バイオマス活用検討委員会の開催		1回		
イ 農業系バイオマス利活用研究プロジェクトチーム会議の開催		1回		
ウ 関連施設等の視察調査		7回		
エ 関係市町村の意向調査		12市町村		

(24) 地域産業6次化復興支援事業

本県農林水産業の真の復興を図るため、異業種（2次・3次産業）への参入による創業を推進するとともに、県産農林水産物を原料としたヒット商品の創出を支援した。

ア 6次産業化創業サポート事業

異業種における事業展開を図るために、資格取得や新商品・新サービスの開発、販路開拓等について支援した。

支援件数 17件

イ 地域産業6次化新商品加工支援事業

県産農林水産物を原材料とした新商品・新サービス・新技術の開発のために必要な機械・施設の整備について支援した。

支援件数 13件

(25) ふくしま・地域産業6次化推進事業

ア 地方ネットワーク拡充支援事業

地域産業6次化に意欲と関心のある個人・法人・団体をメンバーとする地方ネットワーク交流会を開催した。

(ア) 地方ネットワーク交流会開催回数 11回

(イ) 地域産業6次化ネットワーク会員数（平成25年3月31日現在） 1,334名

イ ふくしま・6次化人材育成事業

地域活性化を図るため、積極的に地域産業6次化に取り組む農林漁業者や商工業者等を育成するふくしま・6次化創業塾を開講した。

(ア) 実施回数	3コース	各8回
(イ) 卒塾生		47名

ウ 6次化新商品テストマーケティング事業

各地域で開発された新商品のブラッシュアップを行い、売れる6次化商品の創出を図るため、量販店等において試験販売を実施した。

試験販売回数	2回
--------	----

エ 6次化特産品ブランド化支援事業

6次化商品について、地域の新たな特産品として知名度を向上させ、地域ブランドとしての確立を図るため、販売PRイベントや展示商談会の開催を支援した。

(ア) 食の祭典「ごちそうふくしま満喫フェア」の開催	1回
(イ) 6次化商品展示交流会の開催	1回

(26) ふくしまイレブン生産販売強化事業

本県を代表する米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ヒラメ、ナメコの11品目を「ふくしまの恵みイレブン」と位置づけ、販売力の強化に向けた産地化等を推進するとともに産地懇談会の開催や各種イベント等における販売PRを実施した。

ア ふくしまイレブンブランド産地づくり事業

園芸の主要6品目の産地に対し、新規作付者の確保による産地拡大と販売力強化の取組を支援した。

交付先	2団体	補助額	1,738千円
-----	-----	-----	---------

イ ふくしまイレブン販売促進事業

(ア) ふくしまイレブン販売促進（総合PR）

首都圏等における各種イベントにおいて販売PRを実施した。

実施回数	14回
------	-----

(イ) 福島牛ブランド力強化（福島牛PR）

販路拡大等の取組（福島牛を語る会の開催、首都圏における指定店制度の構築、県内指定店強化、キャンペーン）を支援した。

	交付先	2団体	補助額	2,779千円
(ウ)	会津地鶏販路発展対策（地鶏PR）			
	会津地方において、市町村、関係機関、民間事業者などによる地域連携体制を構築し、ブランド化に向けた戦略を検討する産地懇談会を実施した。			
	産地懇談会の開催	1回		
ウ	ふくしまイレブン輸出促進事業			
	今後の輸出戦略に資するため、海外で開催される国際見本市や物産フェアに参加し、市場調査等を実施した。			
	国際見本市等への参加	2回		
(27)	東日本大震災農業生産対策事業			
	東日本大震災等により被害を受けた農業用施設・機械の復旧や、放射性物質により汚染された農地への放射性物質吸収抑制資材の施用への取組を支援した。			
ア	東日本大震災農業生産対策整備事業			
	乾燥調製施設、生産技術高度化施設等の復旧及び機能高度化を支援した。			
	交付先	二本松市外 13 市町村等	補助額	1,031,652 千円
イ	東日本大震災農業生産対策推進事業			
	営農用資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策等を支援した。			
	交付先	福島市外 23 市町村等	補助額	694,930 千円
(28)	園芸産地等復興支援事業			
	被災地域の生産者等の早期営農再開及び園芸産地の復興に向けた支援を行った。			
	交付先	南相馬市外 4 市町村	補助額	43,142 千円
(29)	園芸作物緊急転換対策事業			
	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う葉たばこ廃作による農家経営の悪化、耕作放棄地の発生等を防ぐため、安定した需要が見込める転換品目の導入等を支援した。			
	交付先	田村市外 4 市町村等	補助額	19,085 千円
(30)	園芸施設再生可能エネルギー利用支援事業			

太陽光等の再生可能エネルギーを活用した設備等を備えた最先端システムの本県施設園芸分野への導入に向けて、先進地の事例調査、セミナーの開催、支援アドバイザーの研修会等への派遣を実施した。

ア 先進地事例調査	5回
イ セミナー開催	3回
ウ 支援アドバイザー派遣	5回

(31) 肉用牛生産基盤強化支援事業

本県畜産業の力強い復興に向け、肉用牛の繁殖基盤づくりを推進するため、本県が作出した優良種雄牛「喜多平茂」の優れた能力を十分発揮できる産子生産を支援した。

交付先	2団体	補助額	2,400千円
-----	-----	-----	---------

(32) 自給飼料生産復活推進事業

草地の除染が完了するまでの間、酪農や肉用牛農家における安全な粗飼料を確保するため、粗飼料の購入に必要な資金の貸付けを行った。

貸付先	3団体	貸付額	429,610千円
-----	-----	-----	-----------

(33) 家畜衛生対策事業

政府指示に基づき、警戒区域内の家畜の処分を実施し、農場等の衛生環境の保全管理を行った。

8市町村	11,690頭羽
------	----------

(34) 災害関連事業

東日本大震災の津波により被災した農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、再度災害の防止を図るため、測量設計を実施した。

実施地区	2地区
------	-----

(35) 除塩事業

東日本大震災に伴う津波により、海水が浸入し塩害を受けた農用地の除塩作業を行う市町等に対して支援した。

実施地区	39地区	補助額	35,131千円
------	------	-----	----------

(36) 海岸災害復旧事業

東日本大震災の津波により生じた海岸保全施設の被害について、背後農地の保全及び国土保全に資するため、海岸保全施設の復旧を行った。

実施地区	14地区
------	------

(37) 耕地災害復旧事業

東日本大震災、新潟・福島豪雨災及び台風 15 号災等により被害を受けた農地・農業用施設について、営農の早期再開に向け、復旧工事を行った。また、復旧を行った市町村等に対して支援した。

実施地区	県営	47 地区
	団体営	1,260 地区

(38) 災害調査事業

農地・農業用施設、海岸保全施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業を対象として、災害査定申請を早急かつ円滑に執行するため、測量設計を実施した。

実施地区	28 地区
------	-------

5 森林・林業の再生

(1) ごちそう ふくしま絆づくり推進事業（前出 4－(1)）

(2) 農林水産業振興プラン見直し事業（前出 4－(2)）

(3) 森林整備加速化・林業再生基金事業

円高における輸入材の流入に対抗できる国産材の供給体制を確立し、東日本大震災による被害からの早期復興を図るための木材供給を進めるため、間伐や路網整備等の生産体制や製材施設、バイオマス利用施設の整備等の事業を実施した。

ア 森林整備加速化・林業再生協議会運営事業

市町村、森林組合等の林業事業体、木材加工業者等で構成する協議会が行う効果的な事業実施のための調査・計画作成等に対して支援した。

交付先	福島県森林整備加速化・林業再生協議会	補助額	35,131 千円
-----	--------------------	-----	-----------

イ 間伐対策事業

木材の安定供給を進めるため、搬出を伴う間伐等に対して支援した。

事業量	30.02ha	補助額	4,710 千円
-----	---------	-----	----------

ウ 路網整備事業

間伐や間伐材の活用のために行う林内路網の整備について支援した。

開設延長	18,170 m	補助額	78,935 千円
------	----------	-----	-----------

エ	森林境界明確化事業				
	森林の境界が不明であることに起因して間伐が進まない森林における境界明確化活動に対して支援した。				
	事業量	460.0ha		補助額	20,700 千円
オ	木材加工流通施設等整備事業				
	間伐材等の加工流通施設の整備に対して支援した。				
	支援施設数	7 施設		補助額	182,481 千円
カ	木質バイオマス利用施設等整備事業				
	木質燃料の供給施設等の整備に対して支援した。				
	支援施設数	2 施設		補助額	84,969 千円
キ	流通経費支援事業				
	間伐材等の流通を円滑に実施するため、加工工場へ運搬する経費に対して支援した。				
	事業量	14,921 m ³		補助額	27,786 千円
ク	森林・林業人材育成加速化事業				
	森林・林業の再生に必要な人材育成を加速するため、森林施業プランナーの育成や労働災害防止対策、作業班長等への能力向上研修への参加を支援した。				
	交付先	(社)福島県森林・林業・緑化協会	外 1 団体	補助額	37,413 千円
ケ	県指導等事業				
	市町村や事業主体の指導や事業の推進に必要な事務を実施した。				
(4)	森林整備地域活動支援交付金事業				
	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、施業の集約化に必要な「森林経営計画の作成」を支援した。				
ア	交付金事業	実施市町村	25 市町村	交付額	51,685 千円
イ	市町村推進事業	実施市町村	8 市町村	交付額	589 千円
(5)	一般造林事業				
ア	森林環境保全直接支援事業				

森林の有する多面的機能の高度発揮や山村経済の振興等を図るため、人工林、天然林の民有林を対象に、植栽から下刈り、除間伐等の一連の森林施業を支援した。

事業量	1,958ha	補助額	271,054千円
-----	---------	-----	-----------

イ 環境林整備事業

保全する松林の健全化と公益的機能の高度発揮を目的とした森林整備及び保全する松林の周辺松林における樹種転換を目的とした森林整備を支援した。

事業量	443ha	補助額	60,398千円
-----	-------	-----	----------

(6) 森林整備事業

ア 森林整備事業

公益的機能が特に高い区域内で森林施業の集約化を図り、荒廃が懸念される森林の間伐を実施した林業事業者に対して支援した。

森林整備（間伐）	事業量	1,808ha	交付先	19件	補助額	434,268千円
----------	-----	---------	-----	-----	-----	-----------

イ 森林整備促進事業

公益的機能を重視する区域内で間伐及び再造林を実施した森林所有者に対して支援した。

森林整備（間伐等）	事業量	597ha	交付先	36件	補助額	193,990千円
-----------	-----	-------	-----	-----	-----	-----------

(7) 一般林道事業

ア 林業専用道整備事業

森林の有する多面的機能の高度な発揮に向けた森林整備や効率的で持続可能な林業経営に資する路網の整備をさらに推進していくため、10 t 積み程度のトラックが走行できる簡易で丈夫な「林業専用道」の整備を実施した。

路線数	1路線	施工延長	1,522 m
-----	-----	------	---------

イ 森林管理道整備事業

森林整備の促進に必要な基盤施設としての林道の整備を実施した。

路線数	7路線	施工延長	1,882 m
-----	-----	------	---------

ウ 森林居住環境整備事業

広域な森林の整備に資するとともに、生活環境の改善等にも資する骨格的な林道の整備を実施した。

路線数	7路線	施工延長	6,815 m
-----	-----	------	---------

エ 山のみち地域づくり交付金

奥地森林地域の骨格となる林道の整備を実施した。

路線数	4 路線	施工延長	1,747 m
-----	------	------	---------

オ 林道改良事業

緊急に整備を必要とする路線の局部改良を実施した。

路線数	1 路線	施工延長	63 m
-----	------	------	------

カ 林道舗装事業

既設林道の通行の安全と機能向上を図るとともに、農山村地域の生活環境の改善を図るため林道の舗装を実施した。

路線数	2 路線	施工延長	872 m
-----	------	------	-------

(8) 森林林業再生支援・県産材安定供給体制整備事業

震災復興需要などに対応した県産材の安定供給体制整備を図るため、木材のストックヤードなど供給システムを構築するための調査等を支援した。

交付先	福島県森林整備加速化・林業再生協議会	補助額	3,491 千円
-----	--------------------	-----	----------

(9) 県産材検査体制整備事業

ア 県産材安全性確認調査事業

県産材製品の安全性を確認し、その結果を広く周知した。

事業費	4,091 千円
-----	----------

イ 放射線検査実行体制整備事業

木材関係団体が取り組む、製材品等の放射線の検査体制の整備について支援した。

交付先	福島県森林整備加速化・林業再生協議会	補助額	5,340 千円
-----	--------------------	-----	----------

ウ 放射線検査機器等整備事業

木材関係団体が取り組む、製材品等の放射線検査機器等の整備を支援した。

交付先	福島県森林整備加速化・林業再生協議会	補助額	18,839 千円
-----	--------------------	-----	-----------

(10) 安全なきのこ原木等供給支援事業

ア 安全なきのこ原木等供給支援事業

放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格高騰が見られているため、きのこ生産者

の負担軽減を図る取組を行う団体について支援した。

交付先 新ふくしま農業協同組合 外 17 団体 補 助 額 56,036 千円

イ 放射性物質防除対策事業

きのこ原木を洗浄し放射性物質を軽減させる取組を支援した。

交付先 あぶくま原木しいたけ生産組合 補 助 額 3,874 千円

(11) 木質バイオマスエネルギー利用先導的モデル事業

再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの発電・熱利用を促進するため、木質バイオマスプラントの整備に向けた資源量の調査や安定供給指針（案）の作成を行った。

委託先 (株)森のエネルギー研究所 委 託 額 11,662 千円

(12) 森林整備担い手対策基金事業費

森林整備を担う者の労働安全衛生及び福利厚生の実施、技術・技能の向上に資する事業、その他森林整備を担う者の安定的確保を図るため、各種研修事業等を支援した。

交付先 (社)福島県森林・林業・緑化協会 外 68 団体 補 助 額 83,757 千円

(13) もっともっと木づかい推進事業

ア 木景観形成促進事業

県民の目に触れる機会の多い民間施設を対象に県産材利用施設を整備した。

交付先 土湯温泉観光協会 外 4 件 補 助 額 5,000 千円

イ 新「ほっと」スペース創出事業

県産材の利用拡大を図るため、県有施設等において県産材製品の利用・展示を実施した。

実施箇所 福島県昭和の森 外 9 か所

ウ バイオマス暖房でCO₂ダイエット事業

木質バイオマス暖房機器の民間施設への導入に対して支援した。

補助台数 37 台 補 助 額 1,850 千円

エ 木とのふれあい創出事業

小学校等に対し、木工用資材を提供するとともに、木材関係者等による木工工作の技術指導を行った。

実施校 福島第一小学校 外 213 校

6 水産業の再生

(1) ごちそう ふくしま絆づくり推進事業（前出 4－(1)）

(2) 農林水産業振興プラン見直し事業（前出 4－(2)）

(3) 漁場復旧対策支援事業

ア 漁場生産力回復支援事業

漁業団体が行う、東日本大震災により発生した家屋・倒木等の堆積物の回収の取組に対して支援した。

回収した堆積物の量 2,241 トン

交付先 福島県漁業協同組合連合会 補助額 1,405,750 千円

イ 漁場堆積物除去事業

東日本大震災により発生した家屋・倒木等の堆積物の回収（松川浦）と分布調査（南相馬市、楢葉町、広野町、いわき市沿岸）を行った。

松川浦：回収した堆積物の量 12,762 トン 事業費 368,878 千円

(4) 経営構造改善事業

ア 水産業共同利用施設復旧支援事業

被災した漁協等の水産業共同利用施設や附帯機器の整備を支援した。

機器整備 交付先 9 団体（124 件） 補助額 757,698 千円

施設整備 交付先 2 団体（4 件） 補助額 152,367 千円

(5) 共同利用漁船等復旧支援対策事業

漁協等が漁業者（組合員）の共同利用に供する漁船の建造等に要する費用に対して支援した。

ア 共同利用小型漁船建造事業

交付先 1 団体（38 隻） 補助額 164,058 千円

イ 共同利用漁船等復旧支援対策事業

交付先 5 団体（漁船建造・修繕、中古船購入 61 隻） 補助額 3,063,684 千円

(6) 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対して、震災などにより消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金を円滑に融通するため、融資機関の県信用漁業協同組合連合会に資金を預託した。

貸付金 750,000 千円 貸付利子 無利子

(7) アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業

本県沿岸の種苗放流継続のため、(助)福島県栽培漁業協会が職員を他機関に派遣し、種苗生産を行う取組に対して支援した。

交付先 (助)福島県栽培漁業協会 補助額 40,443 千円

(8) 水産物流通対策事業

被災した漁協に対し、遠隔地からの加工原料等を確保する際の運搬料等新たに必要となった経費の一部に対して支援した。

交付先 4 団体 補助額 24,834 千円

(9) 東日本大震災漁業経営対策特別資金利子補給事業

県信用漁業協同組合連合会が実施する東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業に対して利子補給を行った。

貸付承認件数 3 件 (いわき 3 件) 9,500 千円
利子補給 (補助) 額 548 千円

(10) 漁業信用基金協会経営基盤強化支援事業

経営状況が悪化し補償基盤が脆弱化している福島県漁業信用基金協会に対して支援した。

貸付金 200,000 千円 貸付利子 無利子

(11) 「県 1 漁協」合併支援事業

福島県漁業協同組合連合会を中心とする漁協系統団体の取組に対し、指導・助言を行った。

(12) 資源管理型漁業推進事業

漁業再開後の資源管理の取組を支援するため、調査・指導を実施した。

(13) 漁業資源調査事業

資源評価に必要な情報の収集と大型クラゲ出現状況の調査を実施した。

(14) さけ資源増殖事業

さけ増殖団体が、さけふ化放流事業を継続するための事業に対して支援した。

交付先 福島県鮭増殖協会 補助額 11,773 千円

(15) 環境・生態系保全活動支援事業

漁業者が行う災害復旧も含めた環境保全活動に対して支援した。

交付先 福島県環境・生態系保全地域協議会 補助額 1,780 千円

(16) 漁業担い手対策事業

漁業者の漁業離れを食い止めるために、漁業復興並びに資質及び経営の向上に向けた漁業担い手グループの自主的活動を支援した。

交付先 3 団体 補助額 900 千円

7 農山漁村の活力の向上

(1) 国土調査事業

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査した。

(2) 小水力等農業水利施設利活用支援事業

農村地域における再生可能エネルギーの活用及び推進を図るため、整備済みの土地改良施設を利用した小水力発電の導入可能性調査を行った。

調査実施施設 7 施設

(3) 農地・水保全管理支払事業

農地・農業用施設等の日常管理や農村環境の保全、集落機能の向上、施設の長寿命化及び東日本大震災により被災した施設の復旧に資する地域の共同活動に対して支援した。

交付先 福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会 補助額 273,780 千円

(4) 農業集落排水事業

農村の生活環境の改善として農業集落の生活雑排水・し尿等の汚水を処理するため、汚水処理施設の整備を支援した。

実施地区 10 地区 補助額 506,507 千円

(5) 経営体育成基盤整備事業

担い手農家の経営規模拡大と生産コストの低減を図るため、ほ場の大区画化を進めるとともに、水田の汎用化を積極的に推進し、米と麦・大豆等を組み合わせた水田農業経営を確立するための整備を実施した。

実施地区 20 地区

(6) 海岸保全施設整備事業

海岸法に基づき指定された保全区域において、高潮侵食から背後農地の保全及び国土保全に資するため、海岸保全施設の整備を実施した。

実施地区 1 地区

(7) 湛水防除事業

流域の開発、立地条件の変化等による流況の変化により湛水被害が発生している地域において、農地等の湛水被害を防止するため、排水機等を整備した。

実施地区 5 地区

(8) ふるさと農道緊急整備事業

農村地域の振興と生活環境の改善に資するため、集落間、集落と基幹的道路、基幹的公共施設等と接続する農道を整備した。

実施地区 3 地区

(9) 災害関連事業（前出 4－(34)）

(10) 除塩事業（前出 4－(35)）

(11) 海岸災害復旧事業（前出 4－(36)）

(12) 耕地災害復旧事業（前出 4－(37)）

(13) 災害調査事業（前出 4－(38)）

(14) ため池等農地災害危機管理対策事業

ダムやため池等において、万が一決壊した場合の被害の回避と軽減を図るため、農業用施設等に係る浸水想定区域図を作成した。

作成地区 10 地区

(15) 農村地域防災力アップ事業

ため池管理者が通常や地震後における点検・対応方法を習得するため、手順を映像化するとともに、7 方部でため池の機能やリスクを説明し、須賀川市矢沢地区を先導的役割に位置付け有事の際の体制確立を支援した。

(16) 一般林道事業（前出 5－(7)）

(17) ふるさと林道緊急整備事業

山村地域の振興と定住環境の改善に資するための林道を整備した。

路線数 6 路線 施工延長 2,893 m

(18) 林道災害復旧事業

市町村等が維持管理する被災した林道施設の復旧事業を実施した。

団体営事業（現年災）	事業実施箇所数	田代川平線 1 号箇所 外 7 箇所
（過年災）	事業実施箇所数	漆窪縄沢線 1 号箇所 外 98 箇所

(19) 治山事業

山地災害からの県民の生命・財産の保全や水源のかん養などの国土保全を目的として、地すべり防止や防災林造成等の治山事業を実施した。

ア 山地治山事業	25 箇所
イ 防災林造成事業	6 箇所
ウ 地すべり防止事業	4 箇所
エ 水源森林再生対策事業	2 箇所
オ 保安林改良事業	18 箇所
カ 保育事業	26 箇所
キ 県単治山事業（交付金）	44 箇所

(20) 治山施設事業

治山施設の被害箇所等について、災害の防止、軽減を図ることを目的とし、国庫補助事業に該当しない地区について治山事業を実施した。

ア 治山施設事業（県営）	8 箇所
イ 治山施設事業（団体営）	2 箇所

(21) 治山災害復旧事業

山地を保全し民生の安定を確保するため、被災した治山施設の速やかな復旧を実施した。

治山災害復旧事業（現年災） 9 箇所

(22) 災害関連緊急治山事業

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等につき、再度災害を防止するため、当該発生年に緊急に復旧整備を実施した。

災害関連緊急治山事業 24 箇所

(23) 林地崩壊対策事業

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等につき、再度災害を防止するため、当該発生年に緊急に復旧整備を実施した。

林地崩壊対策事業 8か所

(24) 県単調査事業

地すべり防止事業により概成した地区の施設について健全性を調査し、地すべり防止区域の安全確認を行った。

県単治山調査事業 5か所

8 重点戦略の推進

(1) みんなのチカラで自給力向上プロジェクト

ア ごちそう ふくしま絆づくり推進事業（前出4-（1））

イ 産地生産力強化総合支援事業

園芸特産の活性化と新たな産地づくりを進めるため、「いきいき ふくしま農林水産業振興プラン」に基づく園芸産地の持続的発展、多様な担い手等の取組を支援した。

(ア) 園芸産地パワーアップ支援対策	交付先	福島市外 11 市町村	補助額	64,076 千円
(イ) 多彩な園芸産地育成支援対策	交付先	郡山市外 16 市町村	補助額	24,099 千円
(ウ) 水田有効活用自給力向上支援対策	交付先	二本松市外 12 市町村	補助額	21,701 千円

ウ 大豆・麦・そば生産向上推進事業

農業者戸別所得補償制度を活用し、新たな技術を導入しながら、大豆・麦・そばの生産拡大に取り組む担い手農業者、生産組織等に対して、拡大した面積を対象に、新たな技術の導入等に要する経費の一部を助成した。

交付先 2市町 6団体 補助額 11,759千円

エ ふくしま園芸パワーアップ事業

本県農業の顔となる主要な園芸6品目の生産拡大と地域が重点的に育成、強化を図ろうとする産地を支援するため、県並びに地方段階での推進体制を構築し、産地自らの目標指標や行動計画を定めた「産地力強化計画」の実現に向けた取組みと支援を行った。

(ア) 推進体制の構築

県段階では「園芸王国ふくしま創造推進会議」（平成22年6月1日設置）、地方段階では「園芸王国ふくしま創造地方推進会議」を開催し、「産地生産力強化計画」策定産地の生産拡大の支援策や取組みの評価、検討を行った。

また、野菜指定産地の振興を図るため、生産出荷近代化計画の策定に関する指導、支援を行った。

園芸王国ふくしま創造推進会議の開催 1回

(イ) 園芸産地パワーアップ推進活動

パワーアップ・プロジェクトの対象産地の連携と全県的な生産拡大を進めるため、推進会議に野菜・果樹・花きごとの「園芸重点品目専門部会」を置くとともに（平成22年6月1日設置）、産地相互の情報交換や課題の検討により品目別の振興戦略を検討した。

野菜 7回

果樹 11回

花き 2回

(ウ) 多様な園芸産地サポート活動

産地力強化計画に掲げた担い手の確保・育成、生産基盤の維持・強化、販売対策の強化、安全・安心及び環境と共生する農業の取組強化等を推進するため、地方の実態に応じて研修会を開催した。

地方研修会開催 8回

(エ) 「食のふくしま」イメージアップ事業

低下した「ふくしま」のイメージアップを図り、県オリジナル品種の首都圏での認知度を高めるため、首都圏において販売促進活動と求評を実施した。

a 県オリジナルももの品種「はつひめ」の求評 1回

b 県オリジナル花（りんどう）の品種の特定販売店における求評とPR

(a) 関東小売店（6店舗）における販売PR（平成24年7月2日～10月1日）

(b) 関東小売店（6店舗）における聞き取り調査（平成24年9月12日～9月13日）

オ 遊休農地対策総合支援事業

耕作放棄地の発生防止及び活用促進のための対策並びに支援を行った。

(ア) 啓発活動

県遊休農地活用促進対策事業

耕作放棄地対策セミナー ～農地法に基づく遊休農地対策～ 参加者 63人

耕作放棄地活用推進セミナー 参加者 131人

市町村推進キャラバン

15 市町村

(イ) 補助実績

a 新分野にチャレンジ！遊休農地活用連携事業 教育ファーム支援タイプ

石川町	野木沢地区	解消面積	0.27ha	2,905 千円
-----	-------	------	--------	----------

b ふくしま農地再生支援事業

田村市	芦沢地区	解消面積	2.76ha	1,373 千円
-----	------	------	--------	----------

矢吹町	中沖地区	解消面積	1.84ha	1,050 千円
-----	------	------	--------	----------

カ 中山間地域等直接支払事業

中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払事業を実施する市町村を支援した。

交付先	43 市町村	交 付 額	1,403,967 千円
-----	--------	-------	--------------

(2) 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

ア G A P 導入支援普及活動推進事業 (前出 4 - (4))

イ 水稲新品種「天のつぶ」ブランド化育成支援事業

県が開発した水稲新品種「天のつぶ」を本県の主力品種として育成するため、関係機関・団体等が一体となって、生産者への作付け推進や実需者へのプロモーション、マスメディアを活用した P R などの活動を実施した。

(ア) 展示ほの設置・運営によるデータ収集	11 箇所設置
-----------------------	---------

(イ) 県産米のプロモーション活動等の経費補助

実施団体	ふくしま米需要拡大推進協議会	補 助 額	5,600 千円
------	----------------	-------	----------

(ウ) マスメディアを活用した P R 活動の委託

委託先	(株)電通東日本福島営業所	委 託 額	20,590 千円
-----	---------------	-------	-----------

ウ ふくしまイレブン生産販売強化事業 (前出 4 - (26))

エ 産地生産力強化総合支援事業 (前出 8 - (1) - イ)

オ ふくしま園芸パワーアップ事業 (前出 8 - (1) - エ)

(3) 環境と共生する農業の推進

ア 農業新技術・新品種の普及定着支援事業

農業の新技术や新品種または有機農業の普及、定着を図るため、普及指導員と農業者が連携して技術等の導入検討が行える実証ほ場等を活用し、それぞれの地域や産地が抱える技術的課題の検証を行った。

農業新技术普及定着事業	実証ほ設置	7か所
県オリジナル品種普及定着事業	実証ほ設置	6か所
有機農業ステップアップ普及定着事業	実証ほ設置	27か所

イ 環境と共生する農業レベルアップ事業

(ア) 「成長するエコ産地」のための産地力のレベルアップ

エコファーマーの認定を促進するため、新規認定希望者を対象とした相談会等を開催した。

持続性の高い農業生産方式の導入相談	7農林事務所
エコファーマー認定委員会の開催	7農林事務所

(イ) 特別栽培推進のための技術力のレベルアップ

「有機栽培の手引き」による指導や農業総合センターで開発した技術等の普及を図り、特別栽培等の技術力のレベルアップを推進した。

有機栽培面積	232ha
特別栽培面積	3,948ha

ウ 環境保全型農業直接支援対策事業

環境保全型農業について、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実践している取組に対して幅広く支援した。

交付先	22市町村	交付対象面積	1,027ha	交付額	20,573千円
-----	-------	--------	---------	-----	----------

エ 水と土を守る！環境と共生する農業実践支援事業

中山間地域において、高齢者や小規模な農家を含めて地域ぐるみで有機栽培、特別栽培による高付加価値型農業に取り組む活動を支援した。

モデル拠点ほの設置	3か所
-----------	-----

オ 有機農業活用！6次産業化サポート事業（前出4-17）

(4) 地域産業の6次化の推進

ア ごちそう ふくしま絆づくり推進事業（前出4-1）

イ 元気なふくしま水田農業産地づくり推進事業

(ア) 「魅力ある先進農業経営体」育成緊急支援事業

地域農業再生協議会が、産地の先進モデルとなりうる意欲ある農業経営体を地域ぐるみで育成するための取組に対して支援した。

交付先	1 協議会	補助額	4,756 千円
-----	-------	-----	----------

(イ) 優良産地づくり緊急対策事業

生産数量目標の配分率が低下する市町村等に対し、地域において策定する「元気なふくしま水田農業産地づくり計画」に基づく主食用米からの作付転換を推進するため、その経費の一部を助成した。

交付先	1 村 3 協議会 (対象市町村 7)	補助額	2,675 千円
-----	---------------------	-----	----------

ウ 有機農業活用！6次化サポート事業 (前出 4-17)

エ ふくしま・地域産業6次化推進事業 (前出 4-25)

オ ふくしまイレブン生産販売強化事業 (前出 4-26)

カ 「会津のかおり」普及促進事業

県産そばのブランド力の向上を図るため、県オリジナルそば品種「会津のかおり」の普及促進を行うとともに、そばの生産者から利用者に至るまでの連携を強化し、技術支援を行った。

「会津のかおり」種子協議会支援	2 回
-----------------	-----

各種そばイベントにおける「会津のかおり」PR活動	3 回
--------------------------	-----

(5) “ふくしまチャレンジゆめファーマー”育成プロジェクト

ア 元気なふくしま水田農業づくり産地推進事業 (「魅力ある先進農業経営体」育成緊急支援事業) (前出 8-(4)-イ-(ア))

イ 認定農業者支援事業

元気が出る認定農業者支援事業

認定農業者の育成確保を図るため、認定農業者等の意欲ある農業者の経営改善を支援するとともに、優良経営の調査、事例発表、表彰、研修会の開催等を行った。

認定農業者数	6,416 経営体 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
--------	--------------------------------

ウ 農業経営体育成事業 (前出 4-12)

エ 農地保有合理化事業 (前出 4-8)

オ 産地生産力強化総合支援事業（多彩な園芸産地育成支援対策）（前出 8－(1)－イ－(イ)）

カ 農業法人等チャレンジ雇用支援事業（前出 4－(15)）

キ 経営体育成促進事業

担い手の育成と生産性向上のため、基盤整備事業等に併せて農業経営体に農用地の利用集積を支援した。

交付先	31 地区	補助額	374,817 千円
-----	-------	-----	------------

ク 経営体育成基盤整備事業（前出 7－(5)）

(6) 新規就業者の確保・定着

ア 頑張る農業応援！新規就農定着支援事業（前出 4－(11)）

イ 「ほっとする、ふくしま」新農業人応援事業（前出 4－(10)）

ウ 新規就農ステップアップ支援事業

次代の農業・農村を担う農業者の確保・育成を図るため、就農希望者の意思決定段階から幅広い知識と技術等を有する農業青年リーダーとして自立するに至るまでの体系的な支援を行った。

就農相談件数	74 件	
青年就農給付金	79 件	118,623 千円
機械・施設等のリース助成件数	7 件	942 千円

エ 農業法人等チャレンジ雇用推進事業（前出 4－(15)）

オ 水産業振興事業（普及指導事業）

普及職員により、操業を自粛している沿岸漁業の再開に向け、漁協・漁業者の取組に対して指導を行った。

カ 林業労働安全衛生指導体制強化事業

林業労働災害を防止するため、地域ごとに安全衛生指導員を選任し、作業現場での安全な作業動作や機械の安全な操作方法について指導を行った。

巡回指導	78 か所
------	-------

キ 森林整備担い手対策基金事業費（前出 5－(12)）

(7) 農業水利施設等ストックマネジメントの推進

ア 農業用水水源地域保全対策事業

農業用水と水源林の現状や課題について、地域住民等の理解を深める普及促進活動を実施した。

実施地区 3 地区

イ 農地・水保全管理支払事業（前出 7－(3)）

ウ 基幹水利施設ストックマネジメント事業

既存の農業水利施設の有効活用と効率的な機能保全を図るため、国営及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設等に関する機能診断を行い、その結果に基づく対策工事を実施した。

実施地区 8 地区

エ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

既存の農業水利施設の有効活用と効率的な機能保全を図るため、団体営事業により造成された農業水利施設等について、補修工事を支援した。

実施地区 1 地区 補 助 額 15,620 千円

オ 地すべり防止施設予防保全計画策定事業

老朽化や経年変化により機能低下している県管理地すべり防止施設について、機能回復および長寿命化を図るため、予防保全計画策定のために必要な現地調査および機能調査を実施した。

現地調査 県内一円で実施 機能調査 2 か所

カ 特定農業用管水路等特別対策事業

石綿に起因する影響を未然に防止するため、石綿等を使用した農業用管水路等の除去工事と一体的に行う農業用排水路を整備した。

実施地区 1 地区

キ 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の機能の維持と長寿命化を図るため、土地改良区等による施設の整備補修のための拠出金に対する支援を行った。

交付先 福島県土地改良事業団体連合会 補 助 額 30,600 千円

ク 県有土地改良施設等管理事業

県有のダムや排水機場等の適正な維持管理を行った。

実施施設 24 施設

(8) 県産材フル活用の促進

ア 森林整備加速化・林業再生基金事業（前出５－(3)）

イ 森林整備事業（前出５－(6)）

ウ 林業構造改善事業

森林の持つ多面的機能の持続的な発揮と森林整備の低コスト化・林業担い手の確保を図るため、林業機械を林業事業者へ貸し付けるための事業を支援した。

交付先	(社)福島県森林・林業・緑化協会	交 付 額	69,504 千円
-----	------------------	-------	-----------

エ ふくしまの低炭素社会づくり推進事業

(ア) カーボンオフセット森森（もりもり）元気事業

環境貢献企業の森林保全参加の推進を促進するため、フィールドの斡旋・設定及び協定締結等を行った。

(イ) 緑の住宅普及支援事業

県産材による木造住宅の建設促進のため、普及啓発活動を実施した。

委託先	福島県木材協同組合連合会	委 託 額	2,205 千円
-----	--------------	-------	----------

(ウ) ペレットストーブオフセットクレジット活用事業

オフセット・クレジット（J－V E R）制度に基づき、二酸化炭素排出削減量のクレジット化を行い、全量を売却した。

クレジット発行量	125t-CO ₂	クレジット販売額	690 千円
----------	----------------------	----------	--------

オ 間伐材搬出支援事業

間伐材の利用促進を図るため、間伐材の搬出に必要な作業路の整備及び原木市場等への間伐材の運搬を支援した。

(ア) 間伐材運搬経費支援事業

間伐材を山元土場から原木市場等へ運搬する経費の一部を支援した。

事業量	22,824 m ³	補 助 額	11,412 千円
-----	-----------------------	-------	-----------

(イ) 林内作業路整備支援事業

間伐材の搬出に必要な林内作業路を開設する経費の一部を支援した。

林内作業路整備延長	50,000 m	補 助 額	25,000 千円
-----------	----------	-------	-----------

(ウ) 間伐材二酸化炭素削減支援事業

エネルギーの利用を目的とした間伐材等の搬出・運搬経費の一部を支援した。

事業量	40,000 m ³	補助額	60,000 千円
カ	もっともっと木づかい推進事業（前出5-13）		

Ⅸ 土 木 部

1 総説

東日本大震災、新潟・福島豪雨、台風 15 号により甚大な被害を受けた被災地の一日も早い復旧・復興を図るため、「福島県復興計画」等を踏まえ、避難住民等の住宅対策、被災した公共土木施設等の災害復旧、復興まちづくりへの支援、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等、復旧・復興に向けた取組を最優先に進めた。

東日本大震災等の大規模な災害を踏まえ、県全域において、地域と連携した防災・減災対策や緊急輸送路における橋りょう耐震補強など、県民生活の安全安心の確保を最優先においた、重点的・効果的な事業実施を図った。

県民の視点を大事にし、地域の方々と知恵を出し合いながら、「新生ふくしま」の具現化に向けた県土づくりを着実に進めたところである。

このほか、被災した方々に寄り添い、ともに新しい時代を切り拓く計画として、これからの県土づくりの方向性を示す土木部の部門別計画である「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」を策定した。

2 東日本大震災をはじめとする災害からの復旧の取組

(1) 東日本大震災

ア 道路

県管理道路において 168 箇所の通行止めが発生したが、応急工事等により 149 箇所の通行止めを解除した。

また、県管理道路における被災箇所は、729 箇所にのぼり、619 箇所で復旧工事に着手し、うち 585 箇所の工事を完了した。

イ 河川

河口部の堤防の決壊や崩落など、被災箇所は 254 箇所にのぼり、152 箇所の復旧工事に着手し、うち 121 箇所の工事を完了した。

ウ 海岸

堤防が決壊するなど被害箇所は 145 箇所にのぼり、63 箇所の復旧工事に着手し、うち 9 箇所で工事を完了した。

エ 港湾

県内 7 港のうち 6 港で岸壁・護岸の倒壊など被害箇所は 335 箇所にのぼり、258 箇所で復旧工事に着手し、うち 167 箇所で工事を完了した。

オ 漁港

旧警戒区域の富岡漁港を除く 9 漁港で岸壁・護岸の倒壊など被害箇所は 413 箇所にのぼり、255 箇所で復旧工事に着手し、うち 40 箇所

で工事を完了した。

カ 砂防

被災した砂防施設4箇所の復旧を完了したほか、地すべりや斜面の崩落した箇所において、工事を実施し、地すべり防止施設3箇所、急傾斜地崩落防止施設2箇所、計5箇所の工事を完了した。

キ 公園

被害箇所は23箇所にのぼり、いわき公園「森のわくわく橋」及び夏井地区海岸公園の施設災害復旧工事など5箇所の復旧工事及び組合施行土地区画整理事業における区画道路18箇所の復旧工事が完了した。

ク 県営住宅

通路の亀裂・不陸、外壁のひび割れ、給排水管の損傷など被害箇所は89箇所にのぼり、全ての箇所で復旧工事に着手し、うち83箇所の工事を完了した。

ケ その他

1都、1府、24県、2市からのべ179名の応援を受けるなど公共土木施設の早期復旧に向けた体制を構築した。

(2) 新潟・福島豪雨

ア 道路

県管理道路において70箇所の通行止めが発生したが、応急工事等により全ての通行止めを解除した。

また、県管理道路における被災箇所は92箇所にのぼり、84箇所で復旧工事に着手し、うち63箇所の工事を完了した。

イ 河川

堤防の決壊や崩落など、被災箇所は154箇所にのぼり、149箇所の復旧工事に着手し、うち83箇所の工事を完了した。

ウ 砂防

被災した砂防施設4箇所の復旧を完了させた。また、土石流の発生した箇所において工事を実施し、砂防施設1箇所の工事を完了した。

エ その他

栃木県より2名の応援を受けるなど公共土木施設の早期復旧に向けた体制を構築した。

(3) 台風15号

ア 道路

台風により県管理道路において115箇所の通行止めが発生したが、応急工事等により全ての通行止めを解除した。

また、県管理道路における被災箇所は 45 箇所へのぼり、44 箇所での復旧工事に着手し、うち 39 箇所の工事を完了した。

イ 河川

堤防の決壊や崩落など、被災箇所は 241 箇所へのぼり、231 箇所の復旧工事に着手し、うち 197 箇所の工事を完了した。

ウ 砂防

斜面の崩落した箇所において工事を実施し、急傾斜地崩落防止施設等 2 箇所の工事を完了した。

3 重点事業の進捗状況

福島県復興計画の「復興に向けた重点プロジェクト」を推進する事業のうち、主な土木部事業は以下のとおり。

(1) 環境回復プロジェクト

ア 下水汚泥放射能対策事業

日常発生する下水汚泥の外部搬出を実施するとともに、溶融施設を使用して減容化し、処理場内の汚泥保管量の縮減を図った。

(2) 生活再建支援プロジェクト

ア 復興公営住宅整備促進事業

原子力災害により、避難の継続を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、県営の復興公営住宅 500 戸分の用地を取得し、調査設計に着手した。

イ 住宅復興資金（二重ローン）利子補給

東日本大震災により被災された方の住宅の復興を支援するため、住宅の新築・購入・補修により二重ローンを負った被災者に対し、97 件の補助を行った。

ウ 応急仮設住宅維持管理事業

応急仮設住宅内の居住環境を維持するため、必要な修繕等を実施した。

また、共用部分の光熱水費等について、市町村に対し補助を行った。

エ 借り上げ住宅の供給

東日本大震災等の被災者に対し、災害救助法の規定に基づき、借り上げ住宅の家賃等の支払いを行った。

オ ふくしま復興住宅フェア

東日本大震災による被災者の住宅再建等を支援するため、建築関係団体等と連携しながら、県内 3 箇所（南相馬市、いわき市、郡山市）

で住まいに関する情報提供や相談等を行った。

(3) 津波被災地復興まちづくりプロジェクト

ア 防災緑地整備事業

多重防御の一つとして、津波被害を軽減する機能等を有する防災緑地について、新地町、相馬市、広野町、いわき市の全 10 地区で事業に着手し、いわき市久之浜地区外 4 地区で用地買収に着手した。

イ 公共災害復旧

東日本大震災における津波により被災した海岸施設等について、平成 23 年度に引き続き災害査定を受検し、累計 181 箇所となり、76 箇所で復旧工事に着手し、うち、39 箇所の工事が完成した。

また、海岸及び河口部の大規模被災箇所について、実施保留解除に向け調査、設計を進めた。

ウ 河川流域総合情報システム管理

東日本大震災における沿岸部の甚大な被害を踏まえ、海岸及び河口部にライブカメラを設置し、異常気象時の状況監視、避難や水防活動に必要な情報を収集及び提供を可能とした。

エ 河川改修事業

既存堤防の災害復旧と併せて、9 河川（地藏川、砂子田川、宇多川、真野川、折木川、仁井田川、夏井川、滑津川、鮫川）において、河積の拡大や無堤区間の解消を図った。

オ 道路整備事業

津波被災地の本格的な復興に向け、市町村復興計画に基づく箇所について、関係市町と調整を図りながら、道路計画策定を図った。

(4) 県土連携・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

ア 東北中央自動車道整備事業

県土の骨格となる 6 本の連携軸を形成し基幹的な道路となる国道 115 号相馬福島道路の相馬～福島間（約 45km）について、相馬～相馬西間及び阿武隈東～阿武隈間の用地取得事務を国土交通省から受託し支援するとともに、唯一の未事業化区間であった霊山～福島間について、7 月 20 日に都市計画決定し事業促進を図った。また、福島～米沢間（約 28km）について、事業促進を図った。

イ 道路整備事業

浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や会津・中通りの東西連携道路などの整備について事業を進めた。

また、災害防除事業として、平成 24 年度末までに、平成 8 年に実施した道路防災総点検の結果により落石対策の要対策箇所となった対

象 2,484 箇所のうち 901 箇所の対策を完了した。

さらに、緊急輸送路の橋りょう耐震補強について、平成 24 年度末までに対象 255 箇所のうち 252 箇所の対策を完了した。

ウ 小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業

船舶の大型化に対応した国際海上物流の拠点整備のため、護岸の事業やふ頭の埋立造成の事業促進を図った。

エ 相馬港 3 号ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業

船舶の大型化に対応した国際海上物流の拠点整備のため、岸壁・道路の事業やふ頭の埋立造成の事業促進を図った。

オ 公共災害復旧

港湾施設の早期機能回復のため、主要な岸壁の復旧事業の促進を図った。

4 「ふくしまの新しい県土づくりプラン」に基づく取組

主な整備状況とプランに基づく取組は下記のとおり。

(1) 社会資本の主な整備状況等

ア 地域づくりや産業・観光を支援する社会資本

(ア) 会津縦貫道（会津縦貫北道路・会津縦貫南道路）

県土の骨格となる 6 本の連携軸を形成し基幹的な道路となる会津縦貫道について、会津縦貫南道路（約 50km）の 4 工区湯野上バイパスが国直轄権限代行事業として新規採択されるとともに、隣接する 5 工区について、福島県公共事業評価委員会で「新規着工準備」の了承を得るなど、早期整備に向け事業推進を図った。

また、会津縦貫北道路（約 13km）について、全線の早期完成に向け事業促進を図った。

(イ) 小名浜港

船舶の大型化と貨物量の増大に対応するため、東港地区や 5・6 号ふ頭地区の整備を進めた。

(ウ) 相馬港

船舶の大型化と貨物のコンテナ化等に対応するため、3 号ふ頭地区の整備を進めた。

(エ) (都) 平磐城線（花畑工区）

都市内交通の円滑化や防災スペース・避難路の確保、小名浜地区の活性化のため事業推進を図った。

イ 安全・安心を守り、適正に管理・活用される社会資本

(ア) 右支夏井川

市街地下流部の狭窄箇所解消のため、鉄道橋や道路橋が連続する JR 小野新町駅付近の重点的な整備を進めた。

(イ) 桜川

市街地部の狭窄箇所解消のため、河幅が狭く、水深の浅い三春町中心部の重点的な整備を行った。

(ウ) 千五沢ダム

洪水吐き改築工事着手に向けた細部設計・関係機関協議を行うとともに、一部準備工事に着手した。

(エ) 災害復旧

平成 23 年度から引き続き、災害査定を受検するとともに、東日本大震災、新潟・福島豪雨及び台風 15 号により被災した公共土木施設について、県民の安全・安心の確保、避難住民の早期帰還に向け、早期復旧に努めた。

(オ) 砂防関係

土砂災害防止対策のため砂防設備 3 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 2 箇所、合計 5 箇所の工事を完了した。

ウ 日々の暮らしが快適で豊かになる社会資本

(ア) 流域下水道

流域別下水道整備計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、管渠及び処理場の改築更新工事を実施するとともに、汚水処理を行い、阿武隈川の水質保全を図った。

(イ) 県営住宅改善事業

子育て世帯や高齢者などが安心して暮らせる居住環境をつくるため、居合団地等で内部改善工事を行い、住戸内の段差解消や手すりを設置するなど既設県営住宅の改善を進めた。

(2) いきいきとして活力に満ちたふくしま

ア 産業活性化を支援します。

(ア) 縦横 6 本の連携軸に位置付けられた道路網の整備を進め、七つの生活圈相互や県外との連携を強化します。

七つの生活圈相互や県外との交流を活性化させるため、県土の骨格となる 6 本の連携軸を形成する基幹的な道路である国道 115 号相馬福島道路や会津縦貫道などの道路整備を進めた。

(イ) 幹線道路網の整備を進め、物流拠点のネットワークや地域間の連携・交流を支え地域力を高めます。

磐越自動車道を活用することにより、広域的な連携・交流が促進され、交流人口が拡大するほか、企業立地などにより地域経済の活性

化が期待されるため、郡山東インターチェンジへのアクセス道路である国道 288 号三春西バイパスなどの道路整備を進めた。

- (ウ) 大型車両が自由に通行可能な道路整備を進め、物流コストを低減します。

物流の効率化や企業立地促進などによる産業の振興を支援するため、総重量 25 t の大型車両が自由に通行可能となるように国道 288 号船引バイパスなどの道路整備を進めた。

- (エ) 活力ある産業活動を支える基盤を整備し、企業立地促進を支援します。

物流ネットワークの強化を図るため、県道相馬大内線黒木工区などの道路整備を進めた。

- (オ) 港湾整備を行い、地域産業の振興と国際物流を支援します。

小名浜港においては、船舶の大型化と貨物量の増大に対応するため、東港地区や 5・6 号ふ頭地区の整備を進めた。

相馬港においては、船舶の大型化と貨物のコンテナ化等に対応するため、3 号ふ頭地区の整備を進めた。

- (カ) 地域の資源を生かしたふくしま型の住まいづくりを進めます。

地域資源の活用や地域住宅産業の活性化を図るため、県産木材を一定以上使用した木造住宅の建築主に対し、補助金の交付を行った。

- (キ) 建設産業の活力回復と、魅力ある産業への転換を支援します。

将来に向かって経営基盤の強化を目指す建設企業へ、補助制度に関する事業の説明や新分野への進出に関する支援制度などについて、随時、情報発信を行い、新分野進出企業認定及び表彰を行った。

- イ おもてなしの心を伝える観光を支援します。

- (ア) 観光拠点や観光施設の広域連携を支援し、経済活動の活性化を図ります。

地域間の交流促進や観光の活性化を支援するため、地域特性や交通特性を踏まえ都市計画道路平磐城線（いわき市小名浜地内）などの道路整備を進めた。

- (イ) 「道の駅」を活用し、観光の振興や地域の活性化を図ります。

国道 252 号「奥会津かねやま」及び国道 349 号「さくらの郷」の道の駅登録への支援、交流促進及び観光・物産の PR など地域振興に資する「ふくしま道の駅・空の駅まつり」の開催支援を行った。

- (ウ) 「おもてなし情報」を表示し、観光振興を支援します。

震災による警戒区域(帰還困難区域)等により南北に分断された浜通り軸の迂回路を重点的に表示し、道路利用者への情報提供に努めた。

- (エ) 文化や歴史など地域特性を生かした街並みの形成を支援します。

地域の文化や歴史を生かし、個性あるまちづくりを支援するため、街なみ環境整備事業など市町村が行うまちづくり事業を支援した。

(オ) 観光地を結ぶ道路の整備と維持管理を進め、「おもてなしの心」を伝えます。

県内観光拠点周辺のイメージアップにつながるよう、観光地を結ぶ道路である小名浜平線鹿島工区等で舗装補修などを行った。

(カ) 福島空港を有効活用することにより、地域の活性化に努めます。

福島空港「空の日」イベントの開催などにより、空港のPRや交流人口の拡大に努めた。

ウ まちのにぎわいづくりを支援します。

(ア) 都市と田園地域が共生するふくしまの都市づくりを進めます。

人口減少の進展や市町村合併に伴う生活圏の広域化等を踏まえた都市づくりを行うため、都市計画の基本となる都市計画区域マスタープランの見直しを進めた。

(イ) 活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも快適なまちづくりを支援します。

市町村が実施する都市再生整備計画事業（12箇所）の支援を行った。

(ウ) 中心市街地の住みやすい居住環境の形成に努めます。

都市機能の更新、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給など、中心市街地における居住環境の向上に資するよう、暮らし・にぎわい再生事業を実施する市町村等を支援した。

(エ) 交流とにぎわいづくりを支える、街なかの道づくりを進めます。

地域の風土を生かしたまちづくりと市街地のにぎわいづくりに向け、自転車歩行者道の広幅員化などにより、人と人とが出会い、交流する空間を創出するため、都市計画道路亀賀門田線（会津若松市表町地内）などの整備を行った。

(オ) 交通渋滞対策を進め、都市の機能を向上させます。

交通渋滞は日常生活や産業活動に大きな影響を与えることから、交差点改良による渋滞対策や、都市計画道路東部幹線（郡山市富久山町地内）などで、道路利用者の安全・安心を確保するための道路整備を進めた。

(カ) 港湾の環境整備を進め、にぎわいの空間を創出します。

アクアマリンふくしま周辺にある「ボードウォーク」などの環境整備施設の改修を行い、地域の交流拡大及び活性化を支援した。

(キ) 街なかの自転車利用を促進し、安全でにぎわいのある空間を創出します。

街なかでの快適な買い物利用など安全で快適な自転車利用に対応した環境整備を進めた。

エ 地域づくり、地域間の交流を進めます。

(ア) 文化や伝統、歴史、風土など、地域資源を生かした地域づくりを進めます。

地域が主役となって行う地域活性化を図るために、それぞれの地域の歴史や文化などの各種資源を活用し、持続的成長が可能な個性と魅力ある美しいまちづくりや交流人口の拡大を図るなどのソフト・ハードの一体的なまちづくりを支援した。

(イ) 定住・二地域居住を進めるため、居住環境の向上に努めます。

二地域居住・UIJ ターン希望者等の定住を促進するため、平成 22 年度に設立した「福島県空き家・古民家相談センター」において、住宅の改修等に関する相談に対応した。

(ウ) 合併した市町村の速やかな一体化を支援します。

速やかな一体化と新たなまちづくりを支援するため、国道 118 号松塚バイパスの整備などで、合併市町村の各々の中心部と連絡し、公共施設等の共同利用を促進させる道路整備を進めた。

(エ) 美しい景観にふさわしく、分かりやすい情報提供を行います。

利用者の安全性や快適性を向上させ、広域性、統一性を持った情報提供を図るため、わかりやすい案内標識を周囲の景観に配慮して設置した。

(3) 安全・安心に支えられたふくしま

ア 自然災害から命・財産を守ります。

(ア) 地域と連携した減災体制をつくり、集中豪雨から県民の生命・財産を守ります。

県民の危機管理意識の向上を図るため、「集中豪雨から命を守るプロジェクト事業」により、専門家による講習会や凶上防災訓練や学校への出前講座を実施し、地域が連携した減災体制の構築を図った。

(イ) ソフト・ハードが一体となった治水対策を進め、洪水被害を最小限に抑えます。

予測不可能な集中豪雨や急激な水位上昇による被害から人命を守るため、河川流域総合情報システムなどを活用した情報提供、水防活動への支援を推進し、県民生活の安全性の向上に努めた。

また、近年浸水被害が頻発している河川や、沿川に人家が密集している市街地河川を優先的に整備し、治水安全度の向上に努めた。

(ウ) ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂対策を進め、土砂災害から県民の生命・財産を守ります。

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）等における土砂災害の未然防止を図るため、砂防事業、地すべり防止対策事業、急傾斜地対策事業等による施設整備を行った。

また、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行った。

さらに、市町村長が避難勧告等発令する際の判断や住民の自主避難の参考となる「土砂災害警戒情報」を気象台と共同で発表するなど、

県民の生命、財産を守るために総合的な土砂災害対策を進めた。

- (エ) 河川の改修により、道路の冠水被害の解消を図ります。

道路利用者の安全・安心を確保するため、築堤や河道拡幅などの河川改修を行った。

- (オ) 既存ダムの機能を見直し、下流河川のはん濫被害の軽減などを図ります。

千五沢ダム再開発事業の洪水吐き改築工事着手に向けた細部設計・関係機関協議を行うとともに、一部準備工事に着手した。

- (カ) 無堤区間の解消などを進め、海岸地域の安全を守ります。

既存海岸堤防の災害復旧とあわせて、無堤区間の解消を図るための築堤工事に着手した。

- (キ) 既存の施設の活用や雨水の貯留により、洪水被害を最小限に抑えます。

不要浄化槽の雨水貯留施設改造や雨水貯留槽設置に係る市町村が実施する公共事業へ支援を行った。

- (ク) 下水道事業を進め、都市部における浸水被害を軽減します。

近年頻発している降雨時の浸水被害を防除し、浸水に強い都市づくりを推進するため、市町村が実施する公共事業への支援を行った。

- (ケ) 自然災害に強い道路をつくり、交通車両の安全を確保します。

継続的に実施している道路防災点検に基づき、国道 115 号（伊達市霊山町地内）などの落石危険箇所の対策を講じた。

- (コ) 緊急輸送路の橋りょう耐震補強を進め、震災時にも通行を確保できるよう道路網を強化します。

平成 24 年度末までに緊急輸送路を中心とした対象 255 橋のうち 252 橋の対策が完了した。

- (サ) 震災時の防災拠点となる港湾機能の耐震強化を進めます。

大規模震災時における海上からの緊急物資受入れ拠点として、相馬港においては耐震強化岸壁を有する 3 号ふ頭の整備を行った。

その結果、耐震工事を実施した岸壁などでは、東日本大震災においても大きな被害は見られなかった。

小名浜港においては、臨港道路橋りょう（みなと大橋）の耐震補強が完了した。

- (シ) 地震などの災害に強い住まいづくりや二次被害を防ぐための支援を進めます。

「福島県耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震診断事業に取り組む市町村を支援するとともに、耐震化に係る周知・啓発を実施し、公共建築物や住宅及び民間建築物の耐震化を促進した。

また、市町村有建築物の耐震化を促進するため、「市町村耐震化支援チーム」による県内全市町村への技術支援を実施した。

- イ 適正な維持管理を行い、生活の安全・安心を守ります。

- (ア) 道路施設の適切な維持管理を行い、交通の安全を確保します。

路面や施設の損傷などによる事故を防ぎ、安全で円滑な交通を確保するため、道路巡視（パトロール）及び点検業務を実施した。

- (イ) 河川・海岸における適切な維持管理を行い県民の安全・安心を守ります。

水害の防止及び河川の適正な利用のため、機能が低下している河川管理施設の補修、異常まいそくした土砂の除去、雑木・雑草の刈り払いや河川巡視などの維持補修を行った。

- (ウ) ダムの適切な維持管理を行い、県民生活の安全・安心を守ります。

洪水期や渇水期においてダムの効果が最大限発揮できるよう、施設の適正な維持管理に努めた。

- (エ) 砂防施設の適切な維持管理を行い、県民生活の安心・安全を守ります。

砂防設備地内の堆砂除去、地すべり防止施設の集水ボーリング孔の洗浄、急傾斜地崩壊防止施設の背後の伐木などの施設の維持管理を実施し、大雨時に砂防施設の効果を最大限に発揮できるよう適正な維持管理に努めた。

- (オ) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を行い、荷役や水揚げ作業などの安全を確保します。

県管理の港湾・漁港において係留施設等の補修、航路・泊地の浚渫及び緑地管理等を実施し、施設の機能低下の防止、安全確保等を図るとともに、港湾・漁港環境の良好な維持管理に努めた。

- (カ) 福島空港の適切な維持管理を行い、空港の安全を守ります。

航空機の安全な運航を確保するため、空港土木施設、航空灯火、電気施設、空港除雪など適正な維持管理に努めた。

- (キ) 都市公園の適切な維持管理を行い、快適で安心して利用できる環境を守ります。

都市公園の目的や機能を十分に発揮できるよう適正な維持管理に努め、安全で安心して利用できる公園環境の充実に努めた。

- (ク) 下水道施設の適切な維持管理を行い、河川や湖沼などの水質保全に努めます。

河川や湖沼などの水質を保全するため、幹線管渠及び終末処理場等の流域下水道施設の適正な維持管理に努めた。

- (ケ) 地域住民が行う道路・河川の美化活動を支援します。

うつくしまの道・サポート制度において、地域の方々と市町村、県の三者が協働して、道路の清掃や美化活動を行った。

また、うつくしまの川・サポート制度により地域住民の河川美化活動を支援した。

- (コ) 定期点検に基づき補修を行い、橋りょうの長寿命化を図り交通の安全を確保します。

道路管理費用の縮減と施設の長寿命化を図るため、国道 118 号（二川橋）など、緊急輸送路の重要な路線から順次補修工事を進めた。

- (サ) 県有建築物の長寿命化を図るため、適切なストック管理に努めます。

既設県営住宅の劣化・老朽化対策として、外壁改善工事等の公営住宅ストック総合改善事業を実施し長寿命化を図った。

(シ) 道路利用者へのサービス向上を図ります。

道路に設置したライブカメラにより、リアルタイムの路面状況を、インターネットを通じ道路利用者等に提供した。

(ス) 安心して住宅や建築物を取得・利用できる環境を確保します。

完了検査を受けていない建築物の建築主等に対して文書等により申請手続きを行うよう促すことにより、完了検査の受検率の向上を図った。

また、定期報告書を提出していない建築物の建築主に対して文書等により報告書の提出を促すことにより、建築物、建築設備、昇降機の定期報告書提出率の向上を図った。

さらに、違反建築物の解消や既存建築物の適正な維持管理のため、パトロールや立入り調査を実施した。

建築士講習制度により建築士の資質の向上を図るため、管理建築士講習・定期講習へ講師を派遣した。

また、建築士事務所の体制及び業務の適正化を図るため、県内の建築士事務所へ立ち入り調査を実施した。

(セ) 通学路などの歩道整備を進め、安全な歩行空間を確保します。

交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現するため、通学児童をはじめとする歩行者の安全な通行に支障をきたしている県道北山会津若松線（会津若松市河東町岡田地内）などで歩道整備を進めた。

ウ 積雪地域、過疎・中山間地域の暮らしを守ります。

(ア) 命を守る道路の整備を進め、救急医療・地域医療を支援します。

過疎・中山間地域等における安全・安心な暮らしを守るため、緊急時に速やかな搬送を確実にし救急医療を支えるとともに、日常生活における通院など地域医療を支えるため、国道 252 号滝バイパスなどの命を守る道路の整備を推進した。

(イ) 過疎・中山間地域における地域交通を確保し、地域住民の暮らしを支援します。

平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨で全面通行止めとなった 70 箇所について、全ての通行止めを解除し、住民の交通と安全安心の確保に努めた。

(ウ) 雪に強い地域づくりを進め、雪国の日常生活を守ります。

平成 8 年度に実施した道路防災総点検結果を踏まえ、県道浜崎高野会津若松線（会津若松市高野町地内）などの雪崩・地吹雪の危険な箇所について、防護施設を計画的に整備した。

(エ) 冬期に通行できない道路の通年通行の確保や通行止め期間の短縮を図り、地域活動や日常生活を支えます。

県が管理する 384 路線のうち、冬期通行不能区間が 40 路線 54 箇所あり、このうち、通年通行の確保や通行止め期間の短縮を図るため、

試験除雪（チャレンジ！ふくしま「ゆい（結）の道」作戦）を行った。

(オ) 地域の活性化を目指し、空き家や古民家の再生等を支援します。

二地域居住・UIJ ターン希望者等の定住促進を図るため、平成 22 年度に設立した「福島県空き家・古民家相談センター」において、住宅の改修等に関する相談等に対応した。

(4) 人にも自然にも思いやりにあふれたふくしま

ア 水環境などに優しく、美しいふくしまを継承します。

(ア) 地域固有の風土と、美しい自然を生かした施設整備に努めます。

魚道の整備など多様な生き物の生息・生育を支えるような多自然川づくりに取り組み、自然と調和のとれた川づくりを行った。

(イ) 下水道の整備を進め、河川・湖沼の水質保全に努めます。

河川・湖沼の水質を保全するため、市町村が実施する下水道事業を支援した。また、流域下水道施設の整備を進めた。

(ウ) 資源の有効活用によるリサイクルを促進します。

再生資源、その他の環境への負荷の低減に資する原材料を使用した建設資材の調達を推進し、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の利用促進を図った。

(エ) 無電柱化を進め、街並みの景観や都市防災機能を向上させます。

美しい景観の創造や安全で快適な歩行空間の確保、災害に強いまちづくりの形成を図るため、都市計画道路腰浜町町庭坂線（福島市野田町地内）などで、電線類の地中化による無電柱化を進めた。

(オ) 環境保全や景観に配慮した建物づくりを推進します。

県有施設からの二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の低減を図るため、「福島県環境共生建築計画・設計指針」に基づき、既存県有建築物の「環境性能診断」を実施した。

(カ) 自然エネルギーを利用して地球温暖化対策を推進します。

既設道路照明について、国道 349 号（伊達市保原地内）などで消費電力の小さい LED の導入により、CO₂削減・管理費削減に努めた。

(キ) 県民参加型の下水道広報活動を推進し、良好な水環境を未来に引継ぎます。

下水道の役割や水環境についての理解を深めてもらうため、下水道施設への見学会を行った。

イ 地域の住み心地や快適さを向上させます。

(ア) 住み心地の良い快適な居住空間を創出します。

公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図り、健全な市街地形成のため、市町村及び組合が施行する土地区画整理事業を支援した。

(イ) 住み心地のよい、快適な住まいづくりを進めます。

長期優良住宅など良質な住宅の建設を促進するため、ふくしま復興住宅フェアにおいて、住まいに関する情報の発信と相談に対応した。

(ウ) 地域の課題をスピーディーに解決し、生活環境を向上させます。

生活基盤緊急改善事業を実施し、地域住民の生活に密着した道路や河川等を迅速に改善することによって、県民生活の安全性、利便性、快適性の一層の向上を図った。

(エ) やすらぎやくつろぎの環境づくりにより、癒しの空間を提供します。

道路周辺の自然環境との調和を図り、自然にある「癒しの空間」を保全する道路整備を行った。

(オ) 都市公園の利用促進や都市緑化活動を推進します。

地域の交流や活性化に繋がる様々なイベントを通じて、都市公園の利用促進を図った。

(カ) 自然とふれあう自転車利用空間を提供します。

県民の心身の健全な発達や健康増進、更には交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、会津若松熱塩温泉自転車道線の整備を推進した。

ウ みんなが元気になる生活環境を向上させます。

(ア) ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人が利用しやすい施設をつくります。

すべての人が利用しやすい施設づくりを進めるため、ユニバーサルデザインものづくりフェアに出展し、普及啓発活動を行った。

(イ) 歩行環境を整備し、すべての人が安心して通れるようにします。

安全で快適に暮らせる生活環境づくりや安心して子育てできるまちづくりに資するため、県道福島飯坂線（福島市飯坂町平野地内）などで、歩道の段差解消や拡幅、障害物除去などユニバーサルデザインに配慮した安全で安心できる歩行空間の整備を推進した。

(ウ) 子育て世帯や高齢者などに配慮した住まいの提供を促進します。

子育て世帯や高齢者などが安心して暮らせる居住環境をつくるため、住戸内の段差解消や手すり設置など既設県営住宅の改善を進めた。

(エ) すべての人が安全に安心して利用できるよう、県有建築物の改修を進めます。

「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき、出入口ドア幅の確保、誘導用床材（点字ブロック等）の敷設、段差手すりの設置等、年齢・性別・障がいの有無等に関わらず、すべての人にやさしい県有建築物の整備のための設計を行った。

X 出 納 局

1 総説

出納機関として財務会計の適正化・効率化を図るため、平成 24 年度の重点施策を次のとおり定め実施した。

- (1) 県公金の適正管理
- (2) 財務事務の適正執行及び指導の充実
- (3) 会計事務職員の資質の向上
- (4) 物品調達及び工事入札の適正執行
- (5) 工事検査の適正執行

2 県公金の適正管理

- (1) 歳計現金及び基金現金の適正管理

歳計現金及び基金現金の適正な管理に努めるとともに、确实かつ有利な方法により効率的な運用を行った。

- (2) 収納業務等の適正執行

公金の収納・支払事務の適正執行を図るため、地方自治法施行令第 168 条の 4 及び財務規則第 222 条並びに指定金融機関等検査要綱に基づき、指定金融機関及び収納代理金融機関における県公金の収納及び支払い事務について検査を行った。

ア 実施店舗 150 店舗

指定金融機関 36 店舗、収納代理金融機関 114 店舗

イ 検査実施結果

良好 134 店舗、指摘事項のあった店舗 16 店舗

ウ 改善指導

検査を実施した結果、指摘事項のあった店舗に対し、県に対する責任機関である指定金融機関を通じて、改善を図った。

3 財務事務の適正執行及び指導の充実

- (1) 基本的な会計事務取扱の周知徹底

執行機関に対し、基本的な会計事務の取扱についての遵守を徹底させるため、日常の書類審査や各種研修によりきめ細やかな指導を行うとともに、会計事務関係手引書の改訂作業を引き続き実施した。

(2) 財務事務検査の実施

財務規則第 217 条及び財務事務検査実施要領に基づき、各部局等及び公所の財務事務の適正な執行を図るため、収入、支出、物品等財務事務全般について検査を行った。

ア 実施箇所

- (ア) 本庁 1 部局
- (イ) 公所 94 公所 (合計 95 機関)

イ 検査結果の概要

- (ア) 是正指示 58 件 (本庁 1 件、公所 57 件)
- (イ) 改善通知 297 件 (本庁 0 件、公所 297 件)

検査を実施した結果、不適切な事案については、その内容に基づき、是正結果の報告を求める「是正指示」と注意を喚起する「改善通知」に区分し、全て文書で通知することにより適切な事務処理の確保を図った。

なお、「是正指示」とした事案については、その発生原因を把握するとともに、具体的な再発防止策等について検討を求め、より一層適正な事務処理が図られるよう指導を行った。

(3) 財務事務検査担当職員の資質の向上

財務事務検査担当者会議を開催し、検査基準の統一化を図るとともに、検査に当たっての留意点等を周知し、職員の資質の向上を図った。

(4) 財務会計システムの円滑な運用

財務会計システムの適切な運用と維持管理により、財務会計業務の円滑かつ効率的な執行を支援した。

(5) 不適切な会計事務処理を踏まえた再発防止策の実施

ア 会計事務職員に対する研修

本庁及び出先機関の全部局を対象に、不適切な会計事務処理の再発防止に向けての留意点、歳入歳出外現金の受払い及び社会保険料等定例的に発生する支払事務の留意点などを内容とする研修会を開催した。

イ 歳入歳出外現金のチェック機能の強化

歳入歳出外現金の月末残高の推移が確認できる資料を各執行機関等に通知するため、財務会計システムの改修を行った。

ウ 国庫支出金の適正執行

国費会計事務及び国庫支出金収入事務担当職員に対し、国庫補助金等の未収や未払いを防止し、適正執行を確保するための留意点の周知徹底を図った。

4 会計事務職員の資質の向上

(1) 会計事務担当職員に対する研修の充実

ア 会計事務職員研修会

新規採用会計事務職員及び新任会計事務職員の2コースに分け、新たに会計事務を担当することになった職員に基礎的な知識を習得させるため、財務会計事務全般にわたる研修を行った。

イ 会計実務研修会

各執行機関の会計事務職員の資質の向上を図るため、定期監査や財務事務検査で問題となった事項等、会計処理上の注意点等について、具体的に指導を行った。

(2) 管理監督者に対する研修の実施

管理監督者に対して、適切な予算執行のための管理監督ができる知識を習得させるため、財務会計システムの機能や仕組み、操作方法等の研修を実施した。

5 物品調達及び工事入札の適正執行

(1) 物品購入契約事務の適正かつ効率的な執行

入札の対象となるもの（予定価格が160万円超の物品（印刷物は250万円超）の調達案件）については、原則として条件付一般競争入札を実施し、物品購入契約事務の透明性、競争性、公正性を確保するとともに、電子入札を推進し、行政サービスの向上を図りながら適正かつ効率的に事務を執行した。

条件付一般競争入札実施件数	202件	（単価契約・年間契約分 48件、単価契約・年間契約以外分 154件）
内、電子入札実施件数	88件	（印刷物12件、自動車23件、道路標識1件、パソコン・システム等14件、 タイヤ5件、理化学機器26件、凍結抑制剤5件、消防資材器具2件）

(2) 工事等入札事務の適正かつ効率的な執行

工事等入札事務の透明性、公正性を確保するとともに、条件付一般競争入札における総合評価方式の執行など多様な入札事務に対応し、適正かつ効率的に事務を執行した。

ア 工事等入札執行件数

条件付一般競争入札	171 件（工事 159 件、業務委託 12 件）	内、総合評価型 87 件（工事 77 件、業務委託 10 件） 電子入札 47 件（工事 36 件、業務委託 11 件）
指名競争入札	174 件（業務委託 174 件）	内、電子入札 140 件（業務委託 140 件）
合計	345 件（工事 159 件、業務委託 186 件）	

6 工事検査の適正執行

(1) 工事検査業務の適正かつ効率的な執行

福島県財務規則第 273 条の 3 及び福島県工事検査実施要綱に基づき、農林水産部が所管する農林水産土木工事及び土木部が所管する土木建築設備工事（土木部長が各部局長の委託を受けて実施する工事を含む）の検査業務を適正かつ厳正に行った。

ア 工事検査件数

(ア) 竣工検査 2,125 件

※ 竣工検査で 8 件の不適合工事があったが、いずれの箇所も修補後に再検査を実施し合格となっている。

(イ) 一部竣工検査 10 件

(ウ) 既済部分検査 20 件

(エ) 中間検査 130 件

合計 2,285 件

(2) 中間検査の充実

福島県工事検査実施要綱及び中間検査実施要領に基づき、竣工時点では確認が困難な工事や工期が 1 年以上となる工事など、特に工事の品質確保を図る必要のある工事について、工事施工の重要な変化点において専門工事検査員による中間検査を実施した。

XI 議 会 事 務 局

1 総説

4回の定例会を開催するとともに、各常任委員会及び各特別委員会等の県政調査事業を実施した。

2 議会の招集

定例会を6月、9月、12月及び2月に開催し、予算及び条例等の議案審査を行った。

3 政務調査費の交付

県政の調査研究に資するため、県議会の各会派に対して政務調査費を交付した。

4 県政調査等の実施

(1) 常任委員会の開催

所管事項の審査及び調査のため、総務、企画環境、福祉公安、商労文教、農林水産及び土木の6常任委員会において県政調査事業を実施した。

(2) 特別委員会の開催

所管事項の調査のため、子育て・健康・医療対策及び産業振興・雇用・県土再生対策の2特別委員会において県政調査事業を実施した。

(3) 議員海外行政調査の実施

原発事故対策等の政策提言に資するため、県議会の全会派からなる調査団を編成し、欧州4ヶ国（ウクライナ・ベラルーシ・フィンランド・ドイツ）の調査を実施した。（7月）

(4) 福島県議会エネルギー政策議員協議会の開催

所管事項について協議するため、協議会を開催した。

(5) 「福島県総合計画」見直し調査検討委員会の開催

所管事項について調査検討するため、検討会を開催した。

5 議会の広報

県議会の活動状況等の情報を広く県民に提供するため、新聞、テレビ、ラジオ及びインターネットを利用した広報活動を行った。

特に、新聞広報では、その音声版を作成し、視覚障がい者にCD等を配布するとともに、県議会のホームページにおいては、音声読み上げソフトにより、視覚障がい者や高齢者が県議会の情報を快適に閲覧できるようにするなど、広報活動の強化に取り組んだ。

(1) 新聞広報

地方紙2紙（福島民報・福島民友）に「県議会ふくしま」を掲載した。（年4回）

(2) テレビ広報

県議会広報番組「復興元年～福島県議会」を放送した。（年4回）

(3) ラジオ広報

定例会のうち、開会日及び代表質問の日の議会中継を放送した。（年4回）

(4) インターネット広報

「福島県議会ホームページ」を管理運営し、議会関連情報を発信した。

XII 教 育 庁

1 総説

東日本大震災及び原子力災害からの復興元年と位置づけられた平成 24 年度における本県教育行政は、教育分野の本格的な復興に必要な取組を進めるとともに、本県の教育指針として策定した第 6 次福島県総合教育計画を推進するため、平成 24 年度のアクションプランに基づき、基本目標ごとに重視する観点を定めて各種施策の事業を展開した。

第 6 次福島県総合教育計画の体系

基本目標 1 「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」

- (1) 子どもたちの豊かなところをはぐくみます
- (2) 子どもたちの健やかな体をはぐくみます
- (3) 子どもたちの生きる力を支える「確かな学力」を身につけさせます
- (4) 望ましい勤労観・職業観をはぐくみます
- (5) 障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進します
- (6) 高度情報化社会を主体的に生きていく力をはぐくみます
- (7) 国際化の進展に対応できる人づくりを進めます
- (8) 公立大学において、社会をリードし、地域に貢献する人づくりを進めます

基本目標 2 「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」

- (9) 地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します
- (10) 家庭における教育を支援します
- (11) 生涯を通して学習し、その成果が活きる環境を整備します
- (12) 自然に親しみ、自然を尊重するところをはぐくみます
- (13) 地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくみます

基本目標 3 「豊かな教育環境の形成」

- (14) 教員の資質の向上を図ります

- (15) 一人一人の子どもに教員が向き合うことができる環境を整備します
- (16) 透明性の高い、開かれた教育を推進します
- (17) 安全で安心できる学習環境の整備を促進します
- (18) 地域における身近な文化・スポーツ環境を整備します
- (19) 私立学校の振興を図ります
- (20) 社会の変化に対応した学校改革を推進します

基本目標ごとに平成 24 年度に重視する観点

- 基本目標 1 「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」において重視する観点「ふくしまの再生に向けた、生き抜く力をはぐくむ教育の推進」
- 基本目標 2 「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」において重視する観点「家族や地域のきずなを生かした、学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上」
- 基本目標 3 「豊かな教育環境の形成」において重視する観点「教育環境の確保と復興に向けた取組の推進」

2 ふくしまの再生に向けた、生き抜く力をはぐくむ教育の推進

子どもたちの「確かな学力」、「豊かなこころ」と「健やかな体」をバランスよくはぐくみ、ふくしまの再生に向けた生き抜く力をはぐくむ教育を推進した。

(1) 学力向上推進支援事業

ア 学力向上推進支援事業（義務教育課）

（ア）授業改善のための定着確認シート活用実践事業

小・中学校に対し、指導の改善に資する評価問題の作成と活用、教材開発、効果的な指導法の実践事業により定着確認シートを活用したサンプル校平均値を提供するなど、各学校における日々の授業改善を図った。

定着確認シート実施回数 6回

（イ）学習習慣、生活習慣育成事業

関係各課との連携のもと、各小・中学校において、学校・家庭・地域が互いに関わり合いながら児童生徒によりよい学習習慣、生活習慣を確立させるための取組を行い、児童生徒の学習意欲の向上や学習時間の増加を図った。

研究協議会 2回
各地区学力向上担当者等研修会 教育事務所ごとに2回
教育事務所指導主事による学校への訪問指導

(ウ) 福島県学力向上改善事業

有識者からなる福島県学力向上改善会議を開催し、児童生徒の学力向上に向けた構想について議論を行い、とりまとめた内容の普及を図った。

学力向上改善会議 3回
会議の内容を反映したリーフレット作成及び配付 県内各学校、一般企業等

(エ) 学力調査研究事業

本県独自の学力調査を実施することにより、児童生徒の学力等の実態把握とそれに基づく指導改善を行い、学力向上を図った。

対象学年、教科 小学校5年生（約 17,600 人） 国語、算数、理科、中学校2年生（約 18,500 人） 国語、数学、英語
小、中とも生活学習意識調査を併設実施

イ 学力向上推進支援事業（高校教育課）

(ア) 「確かな学力」向上のための基礎力育成プラン

生徒の進路希望実現を目指した各学校の学力向上やキャリア教育に関する取組を支援した。

対象校 25校

(イ) 大学進学希望実現事業

早い段階から生徒の知的探究心の向上を図り、学習意欲の高い生徒の育成に取り組んだ。

対象校 15校

(ウ) 合同学習セミナー

各地区の成績上位の高校生を一堂に集めて合同学習合宿を実施し、自ら学びお互いに刺激し合うことにより意識の高揚を図った。

参加者1年生 122人、2年生 82人

ウ 各教育事務所学校教育課長、学力向上担当指導主事会議 2回

関係機関による会議を開催し、学力向上の推進を図った。

(2) 少人数教育推進事業

個に応じたきめ細かな指導が可能となるよう、小学校、中学校において30人及び30人程度学級編制に必要な教員の配置を図った。

ア 指導主事・学校教育指導委員の確保と指導力の向上

イ 教職員定数の確保

ウ 少人数教育に伴う教職員の配置

(ア) 30人学級編制 296校 351人

(イ) 30人程度学級編制 306校 575人

エ 免許外解消補正 90校 83人 (非常勤)

オ 複式学級解消補正 51校 51人 (非常勤)

(3) 中山間地域インターネット活用学力向上支援事業

中山間地域の児童生徒の学習意欲と学力の向上を図るため南会津の中学校において県が実施してきたeラーニングを中心とした学習支援の事業成果を活かし、地元町村が引き続き実施する南会津学習サポート事業を支援した。

南会津学習サポート事業 学習サポートシステム 全体勉強会 総合学力調査

(4) 理数教育充実事業

児童生徒への理科教育を充実させるため、各種事業を行った。

ア ふくしまの未来を拓く理科力アップ事業

理科学習指導プラン第1集(冊子)、小中学校観察実験技能指導(DVD)を作成し、各小中学校に配付し理科授業の充実を図った。

イ 算数、数学、理科講座パワーアップ事業

算数、数学、理科のつまずきの防止、理数の学力を活用する力の育成を目指し、学習ボランティアを派遣した。(10市町村、17小中学校)

ウ 小学生算数、理科講座事業

県内3会場で算数、理科に関する問題解決や実験等を行い、児童の興味・関心を高めた。

エ 算数・数学ジュニアオリンピック事業

県内3会場で、論理的思考力や発想力等を問う問題に児童生徒が挑戦し、数学的思考力を高めた。

オ 「科学の甲子園」福島県大会事業

高等学校 6 校 11 チーム 計 78 人が参加した。

(5) 理科支援員等配置事業

専門的な知識を有する外部の方を理科支援員として小学校の理科の授業に活用し、小学校理科教育の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図った。

理科支援員

小学校 60 校に 41 人配置

(6) うつくしま教育ネットワーク事業

情報化に対応した研修及び情報処理設備等の整備充実に努めた。

ネットワーク利用箇所数（小・中・高・特別支援学校、教育文化機関等）

664 機関

(7) ふくしま地域医療の担い手育成事業

医学部進学を希望する高等学校生徒に対し、最新の医学や地域医療の実情について講義を行い、医学や地域医療に対する関心を高めて学習の動機付けを図ることにより、進学希望の実現を支援し、地域医療に貢献できる人づくりを推進した。

ア メディカルサポートセミナー

1 会場

参加生徒数 107 人

イ 地域医療体験セミナー及び放射線医学セミナー

5 会場

参加生徒数 106 人

(8) キャリア教育の推進事業

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるキャリア教育の推進を図った。

ア 高等学校インターンシップ推進事業

勤労観・職業観を育成し、早期の進路選択や離職率の低下に資するよう、企業現場等での職場実習を推進した。

実習参加者

3,915 人

イ キャリア教育推進事業（専門高校プロジェクト事業）

農業高校、工業高校、商業高校（専門高校）において、生徒の実践的な知識や技能の向上を図るとともに、地域に定着し、地域産業を担う人づくりのため、キャリア教育を推進した。

実施校 農業高校 8 校、工業高校 12 校、商業高校 15 校

ウ キャリア教育推進事業（専門高校における小・中学校連携事業）

小・中・高等学校が連携し、小・中学生に専門高校の取組を体験させることなどにより、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進した。

実施地区 県南地区、会津地区

エ キャリア教育推進事業「特別支援学校就労推進事業」

特別支援学校高等部設置校において、関係機関と連携した支援体制を基盤とし、企業への理解啓発と企業に働き続けることのできる人材育成を充実させることにより、就職率と職場定着率の向上を図った。

実施校 14校

(9) 双葉地区教育構想（国際人育成プラン）（福祉健康人材育成プラン）

「国際人として社会をリードする人材の育成」を基本目標として、富岡高等学校と双葉地域3町（富岡町、楢葉町、広野町）の4つの公立中学校との連携型中高一貫教育を核とし、平成18年4月に開始した。なお、富岡高等学校は、震災以降、サテライト校として運営しており、この構想は寮費等の支援を実施しながら継続している。

ア 国際人の育成 外国語指導助手の配置 生徒海外留学 独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携

イ 福祉・健康を担う人材の育成 大学との連携

(10) 高等学校学習支援推進事業

高等学校に1.6%程度在籍している可能性のある発達障がい等の生徒において、学習の遅れに加え、東日本大震災の影響による環境の変化への不適應等が見られることから、高等学校における発達障がい等の生徒への支援をより手厚くするために、在籍数の多い高等学校に学習支援員を配置し、生徒の特性に応じた学習支援を行った。

実施校 10校

(11) 特別支援学校における外部専門家活用事業

東日本大震災に伴い、生活や学習に不安を示す特別支援学校の幼児児童生徒が一定数見られるため、特別支援学校の教員が外部専門家からの継続的な指導・助言を受けることにより、幼児児童生徒へのきめ細かな支援を行い、学習活動の充実を図った。

実施校 21校

(12) ピュアハートサポートプロジェクト

東日本大震災を経験したこの時に、「いのち」、「家族愛」、「郷土愛」等について系統的に学ぶための読み物を作成したり、ゲストティーチャーを学校に派遣したりすることにより、道徳教育を推進し、今後の福島県の復興を担うことになる児童生徒の健全な育成を図った。

また、心のケアを必要としている児童生徒が増加していることから、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、問題行動やPTSD等の未然防止と早期解決を図った。

ア	スクールカウンセラーの配置	小学校	24校、中学校	144校、高等学校	90校
イ	緊急時カウンセラー派遣事業		5回		
ウ	学校教育相談員の配置		2人(教育センター)		
	電話相談件数		513件		
エ	子ども24時間いじめ電話相談事業				
	電話相談件数		260件		
オ	生徒指導・総合推進事業				
	教育相談担当者協議会	6か所	451人		
	適応指導教室訪問		3教室		
	委託による調査・研究		3市		

(13) 豊かな心をはぐくむ子ども読書活動推進事業

子どもの読書環境の整備に努めるとともに、「福島県子ども読書活動推進計画（第二次）」に基づき、読書活動を推進した。

ア	子ども読書活動推進会議		2回		
イ	子ども読書活動推進研修講座	7地区	234人		

(14) 「ふくしま子ども夢宣言」推進事業

子どもたちが自分の夢や目標を書き出し、宣言することにより、夢の実現を目指した。併せて、作文コンクールを実施し、取組を積極的にPRした。

応募総数	2,340作品
------	---------

(15) 学校すこやかプラン

メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患、性や薬物に関する問題など児童生徒を取り巻く現代的健康課題に対応するため、家庭や地域の関係機関が効果的に連携しながら支援できる体制を整備し、発達段階に応じた健康教育の推進を図った。

ア	健康教育推進者パワーアップ事業				
	心の健康教育セミナー	1回	80人		
イ	学校保健課題解決支援事業				
	専門医派遣事業	21支部	計37回		

ウ 夢をはぐくむいのち生きいきプロジェクト事業

いのち生きいき研修会の開催 6か所 474人

(16) ふくしまっ子体験活動応援事業

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により、子どもたちがのびのびと活動できる環境が少なくなっているため、心身ともにリラックスできる環境の中で体験活動を実施する者に対して、その費用の補助等を行った。

ア ふくしまっ子体験活動応援補助事業 申請件数 5,831件 参加者 149,767人

イ ふくしまっ子自然の家体験活動応援事業 参加者 1,369人

ウ ふくしまっ子移動教室体験活動応援補助事業 申請件数 525件 参加者 30,195人

(17) 発達段階に応じた放射線教育

児童生徒が放射線について正しく理解し、安全で健康的な生活を送ることができるよう、教員に対する研修を実施するとともに、指導資料の作成及び改善充実を図った。

ア 東日本大震災に伴う「子どもの心のケア」に関する研修会の実施 6地区各1回 参加人数 872人

イ 啓発資料「子どもの心のケアとサポートのためにV.1. 2」リーフレットを作成、配付 5,000部作成

(18) 児童生徒の体力向上推進事業

児童生徒の体力、運動能力を向上させるとともに、学校体育指導の充実を図るための各種事業を実施した。

ア 児童生徒の体力・運動能力の向上と体育の授業の充実

「子どもの体力向上」プロジェクト ホームページによる情報提供

イ 体育担当教員等の資質の向上

(ア) 子どもの体力向上支援委員会 2回開催（課題解決に向けた原因究明と発達段階に応じた具体的な指導法の検討）

(イ) 小・中・高体育主任連絡協議会 6地区開催 811人参加

ウ 中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の育成

(ア) 県中学校体育大会 19種目 6,939人参加

(イ) 県高等学校体育大会 38種目 11,617人参加

(ウ) 全国高等学校総合体育大会派遣 29種目 656人

(19) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

中学校と高等学校の運動部活動及び新たに必修化された武道・ダンスの授業に対し、地域スポーツ人材を派遣することにより指導の一層の充実を図った。

ア 運動部活動派遣者 中学校 28人、高等学校 28人

イ 授業派遣者（中学校） 武道 25人、ダンス 12人

(20) ふくしまっ子食育推進ネットワーク事業

児童生徒の基本的な生活習慣の確立を目指すとともに、食に関する体験活動等を通し、家庭、学校、地域の協働による食の推進を図った。

朝食について見直そう週間運動の実施 96.7%（11月朝食摂取率平均）

(21) 特別支援教育総合推進事業

特別支援教育を総合的に推進するため、保健、福祉、医療、労働等の関係機関との連携による市町村における支援体制整備を促進した。

ア 特別支援教育推進のための体制整備 46市町村

イ 特別支援教育総合推進事業運営協議会の開催 年1回 委員数10人

(22) 地域で共に学び、共に生きる教育理解啓発事業

「地域で共に学び、共に生きる教育」に関するイメージコマーシャルを放送することにより、一般県民に対する特別支援教育についての理解啓発を図った。

CM放送 30回

(23) 特別支援学校における医療的ケア実施事業

特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に伴い、吸引等の医療的ケア（日常的応急的手当）を必要とする幼児児童生徒が常在しているため、これらの幼児児童生徒が健康で安全・安心な学校生活を送るとともにその保護者の負担を軽減するため、医療的ケアを実施した。

実施校 13校

3 家族や地域のきずなを生かした、学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

東日本大震災により改めて認識された家族や地域のきずなを生かしながら、学校・家庭・地域が一体となり、総合的に教育力の向上を図った。

(1) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業（地域支援推進事業）

学校や公民館等の社会教育施設を活用しつつ、学習活動のコーディネートや指導、安全管理等に従事する人材により、地域住民の学習・交

流を促進するとともに、子どもたちの良好な生活環境を整備し、地域コミュニティ再生を図った。

ア 15 市町村に委託して実施

イ コーディネーター基礎研修 1 会場 105 人、コーディネーター課題別研修 2 会場 ((2)の学校支援地域本部事業と合同研修) 99 名

(2) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 (学校支援地域本部事業)

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等に対する活性化を図るために、学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るために、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進した。

13 市町村に委託し、18 の学校支援本部において実施

(3) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 (放課後子ども教室推進事業)

子どもの健全育成と安心して子育てができる地域社会の実現のため、地域の協力のもと、子どもたちがスポーツ・文化活動や交流活動を行う放課後子ども教室の設置を支援した。なお、保健福祉部と連携し、総合的な放課後対策事業として実施した。

ア 福島県放課後子どもプラン研修会 2 会場 白河市立図書館 132 名 郡山市労働福祉会館 167 名

イ 子ども教室 34 市町村 110 教室実施 県立特別支援学校 4 教室実施

(4) 東日本大震災福島県復興ライブラリー整備事業

東日本大震災に関連する資料等を収集・保存し、広く県民に情報を提供するとともに移動図書館車の巡回による資料の貸出を行った。

ア 図書資料購入 3,080 冊

イ 仮設住宅・仮設校他学校への移動図書館巡回 26 回

(5) 社会教育施設災害復旧事業

東日本大震災により被災した県立社会教育施設の復旧工事を実施した。

いわき海浜自然の家 ロッジ 3 棟建設

(6) 十七字のふれあい事業

子どもと大人が家庭や地域の「人と人のかかわり」について感じたこと等を十七字の作品として募集した。

応募数 36,037 組

(7) 指定文化財保存活用事業

文化財を生かした地域振興を図るため、国及び県指定文化財の保存と活用を一体的に行う取組について、事業実施に要する経費を助成した。

また、東日本大震災で被災した文化財の修復を実施する場合に、事業実施に要する経費を助成した。

ア 文化財保存助成	国指定 11 件
イ 指定文化財保存活用	国指定等 17 件、県指定 4 件
ウ 文化財災害復旧	国指定 7 件、県指定 15 件

(8) 地域に根ざした文化財の災害復旧支援事業

地域の宝である文化財の保護・継承を図るため、国登録有形文化財の個人・法人所有者が、東日本大震災により被災した文化財の修復を実施する場合に、事業実施に要する経費を助成した。

文化財災害復旧	国登録 13 件
---------	----------

(9) 地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業

継承の危機に瀕している民俗芸能の円滑な継承を促進し、ふるさとに対する誇りや郷土愛を確認し、地域のつながりを再構築するための活動に対して助成した。

用具等の新調・修復、公演等	14 団体
---------------	-------

(10) 子どもをはぐくむ家庭・地域支援事業

関係機関等と連携し、子どもの生活習慣や規範意識の向上などが図れるよう P T A や地域での取組を行った。

ア 子どもをはぐくむ地域実践プロジェクト

(ア) 福島県地域家庭教育推進会議	2 回	
(イ) 地域家庭教育推進ブロック会議	7 地区	各 2 回
(ウ) 家庭教育地域ブロックセミナー	7 地区	各 1 回 769 人

イ 地域子育てサポートチーム養成研修会

(ア) 全体研修	1 回	198 人
(イ) 地区別研修 A	7 地区	272 人
(ウ) 地区別研修 B	7 地区	228 人

(11) いきいき地域文化活力創出事業（文化施設連携）

地域の教育力の向上や文化・観光・産業等を融合した地域活性化を図る取組を行った。

恐竜時代のふくしま展	入館者	13,816 人
漆の芸術祭 2012	入館者	延べ 10 万人

4 教育環境の確保と復興に向けた取組の推進

東日本大震災により被災した教育施設の復旧、県立高校サテライト校の整備・充実、防災教育や防災管理体制の充実、奨学金の拡充、児童生徒の受ける放射線量の低減、被災した児童生徒に適切に対応するための教員配置など、引き続き子どもたちが安全で安心できる教育環境の確保と復興に向けた取組に努めた。また、全国高等学校総合文化祭の成果を踏まえ、本県の文化振興を図った。

(1) 県立学校施設等災害復旧事業

東日本大震災及び原子力災害や台風 15 号により被害を受けた県立学校施設・設備等の復旧を行った。

県立学校被災 22 校の建物、工作物、備品等の復旧

(2) 県立学校施設応急仮設校舎等設置事業

東日本大震災により校舎が被災した学校や、原子力災害により移転を余儀なくされた学校を対象に応急仮設校舎等の設置・賃借を行った。

応急仮設校舎等の設置 19 か所 34 棟

(3) 県有施設耐震改修事業（県立学校）

大規模な地震による児童生徒等の安全確保及び地域住民の応急的な避難施設としての機能確保のため、耐震対策が必要な県立学校施設の改修工事を行った。

2 校 2 棟（改修工事 2 棟）

(4) 大規模改造事業

老朽化した学校施設の機能を回復する大規模改修とともに耐震改修を併せて行い、大規模な地震による災害時には応急的な避難施設となる学校施設の安全性を確保した。

ア 高等学校 48 校 118 棟

(ア) 校舎改修 45 校 103 棟（耐震補強基本計画 56 棟、実施設計 24 棟、改修工事 23 棟）

(イ) 体育館改修 12 校 15 棟（耐震補強基本計画 8 棟、実施設計 3 棟、改修工事 4 棟）

イ 特別支援学校 3 校 5 棟

(ア) 校舎改修 3 校 4 棟（改修工事 4 棟）

(イ) 体育館改修 1 校 1 棟（実施設計 1 棟）

(5) 高等学校校舎改築事業

耐震改修工事による耐震化が不可能と判断された校舎及び実習棟について改築を行った。

- ア 勿来工業高等学校校舎改築事業 改築工事
- イ 会津工業高等学校実習棟改築事業 改築工事
- ウ 喜多方桐桜高等学校実習棟改築事業 改築工事

(6) サテライト校の整備・充実

ア サテライト校運営管理事業

サテライト校の集約に当たり、授業・事務関連の物品購入経費、実習用バスの運営費、体育施設の賃借料、実習用設備の整備等を支援した。

10校27か所から8校9か所に集約

イ サテライト校宿泊施設支援事業

サテライト校の集約に伴い、保護者の元からの通学が困難な生徒のために宿泊施設を確保した。

宿泊施設 県北地区…1か所 県中地区…1か所 相馬地区…2か所 いわき地区…4か所

ウ サテライト校支援事業

(ア) 就職支援事業

県内就職を希望している生徒のため、企業見学や就職面接会への参加のための必要経費を補助した。

実施校 8校

(イ) 学力向上・キャリア教育プラン

生徒一人一人の進路希望実現のため、各学校の取組を支援するための必要経費を補助した。

実施校 8校

(ウ) 高校入試受験支援事業

サテライト校を受験する生徒に対して、受験会場までの送迎を実施した。

(エ) 生徒の帰属感・一体感を高めるプログラム

学校の一体感や帰属感の醸成のため、一堂に会して学校行事や卒業式を実施するための必要経費を補助した。

実施校 1校

(7) 県立高等学校通学費補助事業

被災によりサテライト校への通学や転学等を余儀なくされた生徒の保護者等に対して、通学費の支援を行った。また、自校の実習施設の被災により、他施設で実習する高校において、移動手段としてバスを運行した。

ア サテライト校等通学費支援事業

実人数 774 人（延月数 6,427 月）

イ 実習に伴うバス運行

磐城農業高校 延べ 72 台、いわき海星高校 延べ 6 台 計 78 台

(8) 双葉地区教育構想推進事業

（財）日本サッカー協会（JFA）等と連携の下、スポーツにおいて世界で活躍できるスペシャリストの育成に取り組むとともに、豊かな人間性や確かな学力を有する人づくりを推進した。

双葉地区教育構想緊急対応事業

サテライト仮設となった富岡高等学校に対する緊急の寮に係る生活環境及びスポーツ競技に係る授業トレーニング環境を整備した。

緊急の寮の設置 2 か所（福島市、猪苗代町）

(9) 学校における災害安全支援事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、各学校の実情に応じ、関係機関と連携した新たな学校防災対策を通して、児童生徒等の防災意識の高揚と主体的に行動ができる能力等の育成を図った。

緊急地震速報端末整備 2 町 7 校 避難訓練の実施 7 校 7 回

(10) 被災児童生徒等就学支援事業

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児、児童生徒に対して支援等を実施した。

ア 幼稚園就園奨励事業 実施市町村 24 市町村

イ 就学援助事業 実施市町村 50 市町村

(11) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業

東日本大震災により被災した特別支援学級に就学している児童生徒の保護者のうち経済的理由により就学が困難になった者に対して支援等を実施した。

支給対象者数 40 人

(12) 高校等奨学資金貸付事業・大学等奨学資金貸付事業

福島県奨学資金貸与条例に基づき、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し、奨学資金を貸与し、教育の機会均等を図った。

貸与者数（震災特例採用を除く） 新規 高校生 178人、大学生 81人 継続 高校生 500人、大学生 226人

(13) 学校給食の検査体制の整備（明許繰越）

学校給食用食材の放射性物質を検査できる体制の整備を行った。

ア 市町村検査体制整備（補助金）

検査機器 34市町村 211台

検査経費 51市町村

イ 県立学校検査体制整備

検査機器 17台購入

検査実施 17校

(14) 復旧・復興の基盤づくりのための教職員配置

被災した児童生徒の心のケアや学習支援等に当たるとともに、県内外に避難した児童生徒・保護者との連絡及び教職員との連絡調整並びに学校再開に向けての準備のための教職員を配置した。

小学校 326人、中学校 186人 計 512人

(15) 優秀教職員表彰制度

学習指導や生徒指導等において、日常的に努力を積み重ね顕著な成果を上げている教職員を、優秀教職員として積極的に称え表彰することによって、教職員の士気を高めるとともに、教育活動全体の活性化を図った。

小学校 11人、中学校 6人、高等学校 4人、特別支援学校 2人 計 23人

(16) 復興の担い手を育む芸術文化活動支援事業

第35回全国高等学校総合文化祭の成果を継承し発展させ、本県再生・復興に繋げていくため、芸術文化活動を行う高校生や小中学生が、講習会や発表会、地域の復興イベント等に積極的に参加できるよう支援を行った。

実施団体 財団法人福島県文化振興財団、福島県高等学校文化連盟

主な事業 ふくしまっ子総合文化祭 参加団体 小学校2校、中学校2校、地域団体1

XIII 警 察 本 部

1 総説

平成 24 年は、県警察の基本姿勢である「福島を支える力強い警察～県民とともに、復興をめざして～」を実現するため

- 犯罪の起きにくい社会づくり
- 初動警察活動の高度化と街頭活動の強化による地域の安全確保
- 重要犯罪・重要窃盗犯等の徹底検挙と組織犯罪の封圧
- 総合的な対策による交通事故の防止
- 大規模災害等対策とテロの未然防止

を重点目標に定め、組織の総合力を発揮し、復興をめざす福島の安全・安心を実現するための各種施策を展開した。

2 犯罪の起きにくい社会づくり

(1) 被災者の安全・安心確保対策の推進

ア 犯罪発生状況

平成 24 年中の刑法犯の認知件数は 14,616 件で、前年対比 1,563 件（9.7%）減少し、10 年連続で減少した。

なお、重点対象犯罪（7 罪種・手口）については、平成 24 年中の認知件数は 5,595 件で、前年対比 1,089 件（16.3%）減少した。

刑法犯認知状況（平成 24 年 1 月から 12 月）

	平成 24 年	平成 23 年	増 減 数	増 減 率
刑 法 犯	14,616 件	16,179 件	△ 1,563 件	△ 9.7%
凶 悪 犯・粗 暴 犯	852 件	701 件	151 件	21.5%
窃 盗 犯	10,352 件	12,205 件	△ 1,853 件	△ 15.2%
知 能 犯	349 件	396 件	△ 47 件	△ 11.9%
風 俗 犯	111 件	112 件	△ 1 件	△ 0.9%
そ の 他	2,952 件	2,765 件	187 件	6.8%

重点対象犯罪認知状況（平成 24 年 1 月から 12 月）

			平成 24 年	平成 23 年	増 減 数	増 減 率
重点 対象 犯罪	空き 巣 等 侵入 窃 盗	空 き 巣	745 件	1,215 件	△ 470 件	△ 38.7%
		出 店 荒 し	142 件	297 件	△ 155 件	△ 52.2%
		忍 込 み	148 件	257 件	△ 109 件	△ 42.4%
		事 務 所 荒 し	172 件	222 件	△ 50 件	△ 22.5%
		小 計	1,207 件	1,991 件	△ 784 件	△ 39.4%
	そ の 他	自 転 車 盗	2,410 件	2,740 件	△ 330 件	△ 12.0%
		万 引 き	1,905 件	1,871 件	34 件	1.8%
		強 制 わ い せ つ	73 件	82 件	△ 9 件	△ 11.0%
		小 計	4,388 件	4,693 件	△ 305 件	△ 6.5%
	合 計			5,595 件	6,684 件	△ 1,089 件

イ 東日本大震災に伴う対応

(ア) 警戒区域再編に伴う防犯パトロールの実施

警戒区域や計画的避難区域における空き巣等の侵入犯罪を防止し、避難住民の安全・安心を確保するため、避難して不在となっている一般住宅等に対する防犯パトロールを行い、空き巣等の被害の有無等について確認するとともに防犯パトロールカードを配布した。

平成 24 年度は、17 回、延べ 1,079 名の警察官、自治体職員、消防関係者、防犯パトロール隊員が合同パトロール活動に従事した。

(イ) 仮設住宅における犯罪被害防止広報、防犯講話等の開催

仮設住宅の集会所等において、高齢の被災者を対象に、悪質商法や振り込め詐欺の被害防止をテーマとした犯罪被害防止広報や防犯講話を実施した。

(ウ) 仮設住宅等における自治会の設立への働き掛け

県内各地に建設されている仮設住宅の自治会設立に向けて関係自治体に働き掛けを推進し、設立後は、自治体や自治会とのネットワークの構築を図った。（平成 24 年度末 159 自治会設立）

(エ) 被災地等における防犯パトロール隊の結成

被災地、仮設住宅等における自治体による防犯パトロール隊や自主防犯ボランティア団体の結成働き掛けを推進した。(平成 24 年度の被災地における防犯パトロール隊 9 団体、仮設住宅における自主防犯ボランティア 39 団体結成)

(オ) 仮設住宅等パトロール活動員によるパトロール活動により、仮設住宅及び周辺地域の犯罪被害防止対策を推進した。

(2) 重層的な防犯ネットワークの整備・充実

ア 自治体、地域等との連携強化

(ア) 青色回転灯装着車両による自主防犯パトロール活動の拡充

自治体、防犯ボランティア団体等に対し、青色回転灯装着車両の配備を働き掛けた。

(平成 24 年度累計 127 団体、768 台 前年比+ 15 団体、+ 77 台)

(イ) 各季における地域安全運動の実施

春の地域安全運動、夏の地域安全運動、秋の全国地域安全運動、年末・年始の地域安全運動をはじめ、毎月 10 日を「地域安全の日及びそれうそかもの日」、毎月第三金曜日を「街頭補導活動強化の日」、毎月 26 日を「二重ロック（ツーロック）の日」として、県民への浸透と地域各層の幅広い参加を得た活動を推進した。

イ 防犯ボランティア活動の活性化と支援の強化

(ア) 防犯協会と連携した情報発信

防犯協会と連携し、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信活動を実施した。

(防犯しゃくなげ年 4 回、計 31 万部発行、ホームページによる防犯アドバイスや情報提供を実施)

(イ) 防犯ボランティア活動の支援等

防犯ボランティア 11 団体に防犯腕章、防犯ベスト、帽子等を支援した。

(平成 24 年度防犯ボランティア数～ 435 団体、約 28,000 人)

ウ 的確な犯罪情勢分析による情報発信活動の推進

(ア) 報道・ラジオ放送を活用した情報発信

毎月、県内の犯罪発生状況を報道機関に情報提供するとともに、ラジオ番組（スマイルポリスステーション、ふくしまポリスナビ）により、空き巣、自転車盗、万引き等をはじめとした犯罪被害防止広報を行った。

(イ) セキュリティメール（Sメール）

振り込め詐欺をはじめ、強盗やひったくり等の発生実態と防犯情報について、携帯電話のメール機能を活用して送信するセキュリティ

メール（平成 17 年 3 月 7 日運用開始）を運用し、県民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、関連情報の提供を呼び掛けた。（平成 24 年度の登録者 7,674 人、平成 24 年度の発信回数 21 回）

(ウ) 関係機関・団体に対する情報発信

○ 関係機関・団体に対する会報等の発行

県金融機関防犯対策協議会、ストア・セキュリティ対策協議会、県自動車盗難等防止対策協議会等の関係機関に対し、会報などで犯罪情報を発信し、連携及び協力体制の強化を図った。

○ ホームページの活用

警察本部及び各警察署のホームページにより、犯罪情報や地域安全情報を発信した。

(3) 地域社会の絆の強化と規範意識の向上

ア ゲートウェイ犯罪の抑止と取締りの強化

(ア) 毎月 26 日を「ツーロックの日」として設定し、関係機関・団体と連携して自転車盗被害防止対策を推進した。

(イ) 仮設住宅等パトロール活動員によるパトロール活動により、万引き、自転車盗等の犯罪抑止対策を推進した。

(ウ) 県内の中・高校生を対象としてセーフティサイクルマスターに委嘱し、生徒・教職員と協働して防犯診断や自転車安全利用の指導を推進した。

(エ) 自転車盗多発駐輪場を中心にサイクル監視員を配置し、防犯診断や二重ロックの広報・啓発活動を推進した。

イ 防犯環境設計に配慮したまちづくりの推進

(ア) 防犯環境設計による安全・安心な地域社会づくりの一環として、県警本部が独自に作成した「防犯チェックポイント」に基づき、県内の戸建住宅の防犯診断を実施の上、防犯性能の高い住宅を防犯対策推進の家として推奨し、「防犯の家マーク」を交付するなど防犯意識の高揚を図った。（平成 24 年度の交付数 1,616 件、累計交付数 13,032 世帯）

(イ) 自治体における防犯環境設計による「安全・安心まちづくり」の促進

自治体に対して継続して防犯カメラ等の設置を働き掛けた結果、自治体による防犯カメラやカメラ設置広報用看板等が増設された。

(4) 子ども、女性、高齢者の犯罪被害防止対策の推進

ア 子ども、女性、高齢者を犯罪から守る活動の推進

(ア) 街頭活動の強化と子どもの安全確保対策の推進

A 声かけ事案や性犯罪をはじめとする犯罪の発生実態に着目した、制服警察官による街頭活動を強化するとともに、児童・生徒の登下

校時間帯における通学路、子どもの遊び場等の巡回、駐留警戒等の諸対策を実施した。

B 絆づくり応援事業を活用して「子ども安全安心パトロール事業」を民間企業に委託し、広報活動、警戒活動等を実施するとともに、児童生徒の安全に対する地域住民の意識の醸成を図った。

(イ) 前兆事案等に対する迅速かつ組織的な対応

関係各課、係と連携を図りながら、性犯罪の前兆と見られる声かけ、つきまとい等のいわゆる前兆事案について先制的な検挙・予防活動を実施した。(平成 24 年中の強制わいせつ等性犯罪の検挙 74 件、前兆事案の検挙・警告 145 件)

(ウ) 教育委員会、学校、関係機関・団体等との連携強化

A 「学校・警察児童生徒健全育成対策推進制度」を活用し、児童生徒の安全確保や非行防止のために学校等と情報交換を行い、健全育成を図った。

B 教育庁、学校等向けの「学校・警察児童生徒安全だより」を作成して、発生事案の通報や対応策等の情報を発信し、生徒の健全育成と安全対策を図った。

C 学校、ボランティア、スクールサポーター等との連携による登下校時の安全パトロール等を実施し、安全確保対策を推進した。

D 児童生徒安全確保教室等の開催

児童生徒、教職員の防犯意識の醸成を図るため、小・中学校等と連携し、「声かけ事案対応訓練」、「不審者侵入対応訓練」を実施した。

E 警察官、警察職員、スクールサポーター等の派遣による学校内等における安全確保対策を推進した。

イ 振り込め詐欺被害防止対策の推進

金融機関等関係団体、防犯ボランティアと連携を図り、水際対策をはじめ県民の抵抗力を向上させるための各種被害防止対策を強力に推進した。

(ア) 金融機関、県・市町村、報道関係等、関係機関・団体等と連携し、被害防止のための情報提供を積極的に実施した。

(平成 24 年度の金融機関での未然防止 35 件、約 5,200 万円)

(イ) 振り込め詐欺被害防止チェックリストを作成し、金融機関に配布して活用の促進を図った。

(ウ) 金融機関窓口や A T M コーナーにおける声かけの推進を図るため、金融機関と連携し、県下一斉の「声かけ訓練」を実施した。

(エ) 振り込め詐欺被害防止 P R キャラクターバッジを活用した広報活動や振り込め詐欺被害防止「それうそかも？」運動の県民浸透を図った。

(オ) ほっと安心連絡表(家族の電話番号を記入し電話機の側に置くもの)を作成し、各戸に配布した。

(カ) 「家族の絆」、「留守番電話機能の活用」などの広報チラシを作成し、各戸に配布した。

(キ) 県消費生活センターと連携し、被害防止を内容とした広報文を新聞に掲載するとともに、福島交通等の路線バス、福島交通飯坂線及び阿武隈急行の電車内に中吊りポスターを掲示するなどして被害防止のための広報・啓発活動を実施した。

ウ 迅速・適正なストーカー・配偶者暴力事案対策の推進

(ア) 初期段階からの組織的対応

平成 24 年中のストーカー事案の相談受理件数 363 件（前年対比＋ 132 件、＋ 57%）、同じく配偶者暴力事案の相談受理件数 840 件（前年対比＋ 327 件、＋ 64%）と大幅に増加している中、この種事案は、同様の行為が繰り返され、将来、凶悪事件に発展する危険性が高いことから、担当者の個人的判断で処理させることなく、幹部による相談事案内容の把握を徹底し、相談受理等の初期的段階から所属長に報告させ、所属長指揮の下、組織的な対応を図った。

(イ) 被害者保護の徹底と積極的な事件化

保健福祉事務所及び福島県女性のための相談支援センター等の関係機関と連携を密にし、被害者の安全確保を優先とした対応を図るとともに、DV被害者に対しては、配偶者暴力防止法に基づくところの保護命令制度を積極的に申請させ、ストーカー事案においては、

法違反検挙	4 件（前年対比 + 3 件、+ 300%）
他法令検挙	17 件（前年対比 + 2 件、+ 13%）
警告	47 件（前年対比 + 27 件、+ 135%）

を実施し、相談事案内容によっては、被害者の意思のみに委ねることなく、必要に応じて警察から被害届等の提出を働き掛けるなど、関係法令を適用した積極的な事件化と文書警告を実施し、被害者保護対策の徹底を図った。

(ウ) 指導、教養の徹底

恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案、特にストーカー事案及び配偶者暴力事案等の男女間トラブルに対する適切な対応を期すため、平成 23 年中に各署で取扱った男女間トラブル事案全てについて再点検を実施し、不適切な取扱いの一掃を図った。

また、恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案の特性、対応の基本及び積極的な事件化等について、依命通達を発出するとともに、県下署長会議及び県下生活安全課長等会議における訓示や指示、業務指導、個別事案に対する事件指導、生活安全実戦塾による具体的指導等を行い、職員一人一人が被害者の立場に立った、迅速かつ的確に事案対応できる体制を強化した。

(5) 少年非行防止・保護総合対策の推進

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

(ア) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

支援対象少年を選定（平成 24 年中 75 人を選定）し、学校等の教育機関との連携を図りながら、保護者から同意を得られた少年に対する継続的な指導・助言、その他社会奉仕体験活動、スポーツ活動等への参加、就学・就労支援など、立ち直り支援活動を推進した。

(イ) 少年を見守る社会気運や「絆」の醸成

少年を見守る社会気運の醸成を図るため、PTA 団体、自治会、企業等への情報発信、通学時の積極的な声かけを推進するとともに、東日本大震災に伴う避難所、仮設住宅への訪問活動を通して、地域の「絆」を図り、被災少年の心のケアに努めた。

(ウ) 教育委員会、学校等関係機関・団体との連携強化

A 「学校・警察児童生徒健全育成対策推進制度」等を活用し、児童生徒の安全確保や非行防止のために学校等と情報交換を実施し、健全育成を図った。

B 「福島県通信制高等学校・警察連絡協議会」の総会や研修会を実施し、緊密な連携を保ち、生徒の健全育成と安全対策を図った。

(エ) 少年の規範意識の醸成と街頭補導活動の推進

A 初発型非行である万引き、自転車盗とも刑法犯少年に占める割合が 6 割と高く、再非行率も約 3 割と高止まりであることから、少年の規範意識の醸成のため、街頭キャンペーン、非行防止教室、社会参加活動等を実施し、非行防止対策を図った。

B 被災少年対策も兼ねて、少年の規範意識の向上を図るため、飯館村立小学校 3 校の仮設校舎（伊達郡川俣町内）において、ポリスアカデミー・for・キッズ・in「飯館」を開催し、非行防止教室の他、鑑識業務体験学習、県警音楽隊演奏鑑賞を行った。

C 関係機関・団体との連携、学校警察連絡協議会、少年警察ボランティア等との合同補導等、積極的な街頭補導活動を実施し、少年の規範意識の醸成を図った。

少年の補導状況（平成 24 年 1 月～ 12 月）

	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
補導人員	7,128 人	6,953 人	175 人	2.5%

(オ) サイバー空間を含む少年を取り巻く有害環境浄化活動の推進

A ピンクビラ、有害図書類等に対する取締り強化

広報啓発活動を推進するとともに、少年警察ボランティア協会、防犯指導隊、交通安全協会等の団体、町内会、市町村職員、ヤングボランティア等との連携を図り、有害ピンクビラの除去活動を推進した。

B 有害サイト等による少年被害防止のため、情報モラル教育やチラシの配布等により、少年、保護者等に向けた広報活動を推進するとともに、学校、教育庁、携帯電話販売店等に対するフィルタリング普及促進を推進した。

C 少年指導委員等によるパチンコ、ゲームセンター等の風俗営業所等に対する積極的な立ち入り、スクールサポーターによるたまり場対策等を実施し環境浄化対策を推進した。

D 少年相談の充実

個別面接による指導・助言等の積極的な対応を図るとともに、平成 23 年に設立された「福島県青少年支援協議会」の構成機関に参画し、「福島県総合相談センター」の相談業務の対応を図った。

イ 適正な少年事件の捜査の推進

(ア) 少年の特性に配慮した適正な少年事件捜査等の推進

A 少年の特性、少年審判手続きを踏まえた迅速かつ適正な事件の捜査・調査

少年事件選別主任者等研修会、各署個別指導、本部特捜員の積極的な応援派遣による事件指導を実施し、適正な少年事件捜査を推進した。

少年事件の検挙状況（平成 24 年 1 月～ 12 月）

	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
刑 法 犯 少 年	890 人	1,169 人	△ 279 人	△ 23.9%
特別法犯少年	67 人	63 人	4 人	6.3%

B 少年事件管理システムによる適正な事件指揮・管理の推進等

少年事件管理システムの適正な運用、未処理事件の早期処理、関係証拠品の適正な管理等、適正な事件指揮及び事件管理を推進するとともに、非行なし事案の絶無を図るため、少年の特性に配慮した適正な取調べ、裏付け捜査の徹底等について、各種研修会、業務指導等を通じ、繰り返し教養を実施した。

(イ) 非行集団に対する解体補導等の強化

非行集団による犯罪行為への迅速な検挙活動を徹底し、JR 福島駅前における愚連隊グループによる集団リンチ事件、いわき市における無職少年らによる暴行・傷害事件、郡山市ショッピングセンターにおける無職少年ら非行グループによる傷害、恐喝事件を各々検挙したほか、県南方部及び栃木県に波及した高級自動車等広域窃盗事件関連少年を検挙して、非行集団の早期解体を図った。

ウ 少年の保護対策の推進

(ア) 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応

A 児童虐待等への的確な対応と要保護児童の立ち直り支援活動の推進

地域社会の関心の高まりに加えて、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待への対応を強化したことにより、嫌疑事案等の通報が増加し、当該児童のみならず兄弟姉妹についても目視による確認を実施するなど個々の把握に努め、より実効のある対応を図った。

B 児童相談所等との連携強化

児童虐待事案における関係機関の連携強化を図るため、県児童家庭課、県内4児童相談所、警察本部少年課、警察署との連携会議を開催し、被害児童の安全確保のための現場での対応要領について実技訓練を実施した。

C 市町村、関係機関等と連携した要保護児童に対する立ち直り支援活動の充実

個々の児童の保護事由、境遇等を勘案し、関係機関等との連携、情報の共有化を図り、個々の児童に適した保護、立ち直り支援活動を推進した。

(イ) 少年の早期立ち直りに向けた保護対策の推進

A 被害少年に対する継続的な支援

被害少年及びその家族との連絡体制、被害者対策部門との連携を図り、カウンセリング制度を活用し、被害少年の精神的被害からの回復に努めるなどの継続的な支援を推進した。

B 非行少年等の早期発見と立ち直り支援の推進

学校、少年警察ボランティア、関係機関・団体等の連携を図り、毎月第3金曜日を「街頭補導活動強化の日」として街頭補導活動の強化を図るとともに、触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年への継続補導による立ち直り支援を推進した。

3 初動警察活動の高度化と街頭活動の強化による地域の安全確保

(1) 迅速・的確な初動対応能力の高度化

ア 通信指令室を核とした陸・海・空一体となった警察総合力の向上

(ア) 通信指令機能の強化

訓令により強化された通信指令の機能を効果的に活用するため、通信指令室を核としてより迅速・的確な110番指令を展開したほか、「飛

び越え報告」「見たまま報告」を徹底し、迅速な情報集約による組織対応を図った。

(イ) 通信指令を担う人材の育成

通信指令技能検定（初級検定2回）を実施し、個々の通信指令技能を向上させたほか、県下警察通信指令競技会を開催して、署の通信指令技能の底上げを図った。

また、警察学校初任科生及び初任補修科生に対する警察通信教養及び教養効果測定を実施し、一線署配属時の即戦力化を図った。

(ウ) 初動警察における事案対応能力の強化

県境付近における初動警察活動を迅速に展開するため、隣接県警本部、警察署等と合同による広域緊急配備訓練を4回（宮城、山形、栃木及び茨城）実施し、両県間の連携強化を図った。

イ 関係機関との連携による迅速・的確な初動警察活動

(ア) 事案等認知時における関係機関への迅速・的確な通報と連携

金融機関、コンビニエンスストア等犯罪対象となりやすい機関と連携して各種訓練を実施し、迅速な通報体制を構築するとともに、素早い現場臨場・早期手配等初動警察活動の円滑化を図った。

(イ) 鉄道施設等におけるテロ等の未然防止活動

無人駅等におけるテロ、犯罪を未然に防止するため、沿線警察署では、JR4地区（福島地区、郡山地区、会津地区、浜通り地区）、水郡線及び会津鉄道にそれぞれ組織されている「無人駅等防犯連絡協力会」及びJRとの意見交換会の開催などにより、情報の共有化を図り、各種事件事故に対する迅速・的確な対応を図った。

平成24年度は、東日本大震災被災地復興支援のための天皇皇后両陛下、皇族方の行幸啓をはじめ、総選挙に伴う要人警護が相次ぎ駅警戒、列車警乗が増加した。

また、7月28、29日には震災からの復興気運の盛り上げを目的として、45年ぶりに東北本線郡山、福島駅間での蒸気機関車運行が行われ、多くの鉄道ファンが押し寄せたことから沿線警察署と協力して各種事故の未然防止を図った。

ウ 各種システムの効率的活用

(ア) 地域警察デジタル無線システムの効果的活用

地域警察デジタル無線システムに備えられた110番事案情報、GPS・画像送受信機能等を効果的に活用し、犯罪事件検挙や山岳遭難救助、雑踏警戒等に貢献した。

(イ) 新通信指令システムの積極的な活用

平成 24 年 3 月に運用開始した新通信指令システムにより、通信指令室と署がリアルタイムに事案情報の共有が図られるとともに、各種機能の積極的な活用により迅速な現場臨場を図った。

(ウ) ヘリテレ映像システムの効果的運用

緊急事案発生時に際し、上空からのヘリテレ映像をリアルタイムに通信指令室に配信し、通信指令を核とした一元的指揮に貢献した。

(エ) 110 番の通報に関する広報啓発活動

正しい 110 番通報の利用促進を図るため、各種広報媒体を活用した広報活動を行うとともに、1 月 10 日の「110 番の日」には、警察本部はもとより全警察署において各種広報活動を展開した。

(2) 犯罪抑止と犯罪検挙

ア 県民から「見える」街頭活動の強化

(ア) パトロール及び立番・駐留警戒等、県民から「見える」街頭活動の強化

管内の犯罪発生状況を的確に分析し、犯罪が多発している地域・時間帯や人通りの多い場所・時間帯を重点にパトロール、立番などの「見える」街頭活動を強化し、犯罪の抑止や検挙に努めた。

また、毎月 1 日と 15 日を「警笛・車載マイク活用強化日」に指定し、県民の規範意識の向上を促すための活動を推進した。

- ・ 刑法犯認知件数 14,616 件 (前年対比 △ 1,563 件 △ 9.7%)
- ・ 重点対象犯罪認知件数 5,595 件 (前年対比 △ 1,089 件 △ 16.3%)

(通年データ 1 月～ 12 月)

(イ) 仮設住宅への警戒

仮設住宅に対する警ら・巡回連絡を強化し、避難者の居住実態や意見・要望を把握するとともに犯罪の未然防止と安全・安心の確保に努めた。

平成 24 年 7 月から平成 25 年 3 月までの巡回連絡実施世帯

	県発表世帯数 (平成 24 年 10 月 18 日現在)	巡回連絡実施世帯	実 施 率
仮 設 住 宅	14,396 世帯	15,558 世帯	108%
借 上 げ 住 宅	26,731 世帯	5,673 世帯	21.2%

イ 職務質問による犯罪検挙活動の推進

(ア) 積極的な職務質問と照会の励行

職務質問等による街頭活動強化月間を平成 24 年 6 月と 10 月及び平成 25 年 2 月に実施するなどして街頭活動を強化し、各種犯罪の検挙活動を推進した。

	刑法犯の検挙	特別法犯の検挙	合 計
平成 24 年	2,447 件	410 件	2,857 件
平成 23 年	2,629 件	373 件	3,002 件
増 減	△ 182 件	37 件	△ 145 件

(イ) 捜査指揮の徹底

地域幹部による捜査管理を徹底するため、地域部長依命通達を発出した。

- ・ 地域警察官における適正な業務処理及び業務管理の徹底について（平成 24 年 8 月 7 日）
- ・ 地域警察官が処理する事件管理の徹底について（平成 24 年 9 月 12 日）

(ウ) 職務質問に関する実践的指導・教養

地域警察官の職務質問技能の向上を図るため、地域企画課内に設置された職務質問技能指導班（班長：警部 1 名、職務質問技能指導官：警部補 3 名、職務質問技能指導員：巡査部長 3 名）による各所属の職務質問技能指導者等に対する同行指導を計画的に実施した。

	同行指導回数	同行指導人員
平成 24 年度	457 回	831 人
平成 23 年度	152 回	257 人
増 減	305 回	574 人

(3) 地域の絆に根ざした恒常的な警察活動

ア 効果的な管内実態把握活動の推進

(ア) 実態把握活動の重要性の再認識

効果的な管内実態把握活動を推進するための研修会等を実施し、管内実態把握は、すべての警察活動の基盤となり、かつ治安回復の根幹をなす重要な活動であることを再認識させた。

- ・ 新任地域交通官・地域課長等研修会 4月4日
- ・ 駐在所勤務員研修会 4月17日
- ・ 新任地域庶務担当係長等研修会 4月25日
- ・ 交番所長等会議 6月2日

(イ) 各種活動を通じた実態把握活動の推進

あらゆる警察活動を通じた実態把握に努めたほか、計画的な巡回連絡を推進し、長期未把握（3年以上）世帯の解消を図った。

○ 巡回連絡推進状況（実施率 33.7%）

- ・ 対象世帯数 79万3,025世帯（平成25年3月31日現在）
- ・ 実施世帯数 26万7,145世帯（仮設・借り上げ住宅を含む）

○ 巡回連絡推進期間の設定

- ・ 4月16日から6月30日までを推進期間に設定し、強力に推進した。

(ウ) 移動交番車等の効果的活用

移動交番車等の積極的・効果的な活用を図り、情報発信、相談業務等を推進した。

イ 地域に密着した警察活動の推進

(ア) 交番等における強い地域責任の醸成と巡回連絡等地域に密着した活動の推進

業務の合理化、効率化等により、街頭活動時間を確保するとともに、所管区内で発生した事件・事故については、所管区責任に基づき、第一次臨場と継続的な対策の徹底により、地域に密着した警察活動を推進した。

(イ) 交番機能の強化

転用勤務の抑制や勤務基準の見直しを図るとともに、交番相談員60名を14署49交番に配置して運用することにより、地域警察官の立番、警ら、巡回連絡の活動時間を確保し、交番機能の強化を図った。

単位（時間）

	立 番	警ら（昼間）	警ら（夜間）	巡回連絡
平成24年度	119,573	468,627	395,553	112,441
平成23年度	135,647	395,367	312,594	92,391

増	減	△ 16,074	73,260	82,959	20,050
---	---	----------	--------	--------	--------

(ウ) 駐在所本来の業務の徹底

駐在所勤務員の安易な補勤等を抑制し、駐在所を拠点とした地域に根ざした活動に従事させることに配慮した。

(エ) 効果的な情報発信活動

事件・事故等の防止を図るため、ミニ広報紙・交番速報の発行、FAXネットワーク等を有効に活用し、地域住民に対する情報発信を適時適切に行った。

	ミニ広報紙・交番	FAXネットワーク	ラジオ放送「ラジオ長屋」
平成 24 年	990 件	360 件	24 回
平成 23 年	1,212 件	683 件	20 回
増 減	△ 222 件	△ 323 件	4 回

(オ) 地域住民の意見・要望に基づく活動

交番・駐在所連絡協議会や各種地域活動を通じて、地域住民の意見・要望等を把握し、地域の問題を解決する活動（クラスコミュニケーション活動）を推進した。

	署	隊	件 数
平成 24 年	12 署	0	55 件
平成 23 年	11 署	0	45 件
増 減	1 署	0	10 件

(カ) 雑踏事故防止活動

年末年始、春の行楽期、夏祭り等における雑踏事故を防止するため、主催者、警備関係者との連携を密にし、入念な事前実査を実施するとともに周到かつ適切な警備計画に基づいた雑踏警備を実施し、雑踏事故の未然防止を図った。

(キ) 水難事故及び山岳遭難事故の防止活動

水難は 9 件 9 名（死者 6 名、負傷者 1 名、無事救助者 2 名）、山岳遭難は 49 件 59 名（死者 3 名、負傷者 29 名、無事救助者 27 名）であっ

た。また、平成 23 年 5 月に、水上警察隊猪苗代分駐隊を新設し、太平洋沿岸に加え、猪苗代湖における水上警察活動の強化を図ったほか、関係機関と連携した水難事故防止キャンペーン、山開き等における山岳パトロール、ホイスト救助訓練、各地区遭難対策協議会と合同の山岳遭難救助訓練等を実施した。

下記のとおり、期間を設けて、水難・山岳遭難防止のための諸対策を推進した。

- ・ 4 月 20 日 ～ 5 月 31 日「春の行楽期における山岳遭難防止対策の推進」
- ・ 6 月 1 日 ～ 8 月 31 日「夏期における水難・山岳遭難防止対策の推進」
- ・ 12 月 1 日 ～ 2 月 28 日「冬山における山岳遭難防止対策の推進」

(水難発生状況)

	発生件数・人員		内 訳			
			死 亡	行方不明	負 傷	無事救出
平成 24 年度	9 件	9 名	6 名	0 名	1 名	2 名
平成 23 年度	15 件	15 名	12 名	0 名	0 名	3 名
増 減	△ 6 件	△ 6 名	△ 6 名	0 名	1 名	△ 1 名

(山岳遭難発生状況)

	発生件数・人員		内 訳			
			死 亡	行方不明	負 傷	無事救出
平成 24 年度	49 件	59 名	3 名	0 名	29 名	27 名
平成 23 年度	31 件	38 名	7 名	0 名	13 名	18 名
増 減	18 件	21 名	△ 4 名	0 名	16 名	9 名

4 重要犯罪・重要窃盗犯等の徹底検挙と組織犯罪の封圧

(1) 捜査力の強化による重要犯罪等の徹底検挙

ア 刑法犯認知・検挙状況 (平成 24 年 1 月～ 12 月)

区 分	平成 24年	平成 23年	増 減	増 減 率
認知件数	14,616件	16,179件	△ 1,563件	△ 9.7%
検挙件数	5,569件	5,216件	353件	6.8%
検挙人員	3,295人	3,383人	△ 88人	△ 2.6%

イ 重要凶悪事件等への的確な対応

殺人、強盗、放火、強姦及び殺人事件等に発展するおそれのある所在不明事案等に対しては、認知時から捜査第一課員をはじめ、機動捜査隊・鑑識課・科学捜査研究所等刑事部各課から多数の捜査員を投入し、初動捜査を徹底した結果、発生した殺人、強盗等の重要凶悪事件及び所在不明事案等の重要犯罪を早期に検挙・解決した。

重要凶悪犯罪認知・検挙状況（平成 24 年 1 月～ 12 月）

区 分	認 知 件 数		検 挙 件 数		検 挙 人 員	
	平成 24年	平成 23年	平成 24年	平成 23年	平成 24年	平成 23年
殺 人	10件	10件	9件	10件	7人	5人
強 盗	14件	14件	13件	12件	18人	19人
放 火	16件	18件	15件	14件	10人	12人
強 姦	17件	13件	20件	8件	16人	8人

ウ 窃盗犯捜査の強化

平成 24 年は、全窃盗犯認知件数のうち、凶悪犯罪に移行するおそれが高い重要窃盗犯（侵入窃盗、すり、ひったくり、自動車盗）の認知件数が 19.0% を占めた。

東日本大震災の原発事故に伴う警戒区域等における侵入窃盗を始め、重要窃盗犯に捜査重点を指向した結果、重要窃盗犯 1,272 件を検挙した。

重要窃盗犯の検挙率は 64.8% で、平成 23 年と比較してほぼ倍増した。

全窃盗犯及び重要窃盗犯認知・検挙状況（平成 24 年 1 月～ 12 月）

		平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
全 窃 盗 犯	認 知 件 数	10,352 件	12,205 件	△ 1,853 件	△ 15.2%
	検 挙 件 数	3,929 件	3,733 件	196 件	5.3%
	検 挙 率	38.0%	30.6%	7.4 ㊦	
	検 挙 人 員	1,962 人	2,201 人	△ 239 人	△ 10.9%
重 要 窃 盗 犯	認 知 件 数	1,964 人	2,972 件	△ 1,008 件	△ 33.9%
	検 挙 件 数	1,272 件	976 件	296 件	30.3%
	検 挙 率	64.8%	32.8%	32.0 ㊦	
	検 挙 人 員	131 人	174 人	△ 43 人	△ 24.7%

エ 知能犯事件の検挙状況（平成 24 年 1 月～ 12 月）

区 分	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	273 件	315 件	△ 42 件	△ 13.4%
検 挙 人 員	137 人	138 人	△ 1 人	△ 0.8%

オ 「特殊詐欺」事件の認知・検挙状況と取締りの強化

(ア) 特殊詐欺事件の認知・検挙状況（平成 24 年 1 月～ 12 月）

区 分	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
認 知 件 数	41 件	28 件	13 件	46.5%
検 挙 件 数	8 件	11 件	△ 3 件	△ 27.3%
検 挙 人 員	7 人	1 人	6 人	600%
被 害 金 額	17,984 万円	5,496 万円	12,488 万円	227.2%

(イ) 特殊詐欺助長犯罪（口座詐欺等）の検挙状況（平成24年1月～12月）

区 分	平成24年	平成23年	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	20件	55件	△35件	△63.7%
検 挙 人 員	9人	17人	△8人	△47.1%

(ウ) 「特殊詐欺」事件の取締りの強化

被害認知時に迅速な各種捜査を徹底して、架空請求や融資保証金名下の特殊詐欺事件、特殊詐欺を助長する犯罪である通帳詐欺、携帯電話詐欺等を検挙した。

また、関係部門と連携して、口座凍結、電話による警告、規約に基づく解約要請等の先制的抑止措置を徹底し、取締りを強化した。

(2) 組織犯罪対策の総合的推進

ア 取締りと連動した暴力団排除対策の推進

(ア) 暴力団取締り状況等

暴力団犯罪の取締り状況・覚醒剤押収量及び拳銃押収数（平成24年1月～12月）

	平成24年	平成23年	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	459件	318件	141件	44.3%
検 挙 人 員	130人	169人	△39人	△23.1%
覚 醒 剤 押 収 量 (うち暴力団関係)	31.790 g (15.479 g)	16.335 g (8.175 g)	15.455 g (7.304 g)	94.6% (89.3%)
拳 銃 押 収 数 (うち暴力団関係)	3丁 (0丁)	12丁 (4丁)	△9丁 (△4丁)	△75% (△100%)

(イ) 暴力団対策法の運用

暴力団からの不当贈与要求行為、加入強要行為等に対する行政命令9件（中止命令 9件）を発出し、暴力団対策法の効果的な運用を図った。

(ウ) 暴力団排除活動の推進

A (公財) 福島県暴力追放運動推進センターとの緊密な連携を図り、「第 23 回暴力団根絶福島県民大会」(平成 24 年 10 月 29 日、いわき市「いわき芸術文化交流館アリオス」約 1,200 人参加)をはじめとした、県内各地域における「各種暴排大会」の開催のほか、建設業、行政機関の職員などを対象とした不当要求防止責任者講習(25 回開催、受講者数約 1,500 人)における福島県暴力団排除条例の周知徹底を図り、県民の暴力団根絶意識の高揚と普及を図った。

B 平成 24 年に県条例を効果的に活用し、暴力団の資金源を封圧した事案は、次のとおりである。

(A) 適用(勧告)事案(1 件)

特定事業者であるゴルフ場の支配人が、暴力団の活動に使用されるゴルフコンペであることを知りながらゴルフ場の使用に係る契約をしたものであり、暴力団幹部、ゴルフ場の双方に公安委員会による勧告を実施した。

(B) 活用事案(4 件～印刷業からの排除 2 件、飲食店からの排除 2 件)

印刷業者が、暴力団の名刺を作成することが暴力団の活動を助長することであると認識しながら暴力団の名刺を作成したものであり、指導書を交付して指導を実施したものである。

C 東日本大震災における暴力団排除対策

(A) 県の復旧・復興支援事業(特定地域中小企業特別資金借り入れ及び同事業補助金)から暴力団関係者 2 名(2 件)を申請段階で排除し、約 2,100 万円の資金を遮断した。

(B) 平成 24 年 9 月 14 日、福島第一原子力発電所・暴力団等排除対策協議会現地連絡会を設立して、原子力災害復旧工事への暴力団関係企業の介入防止などを図り、原子力発電所内において関係企業との合同暴排パトロールを 4 回実施した。

イ 薬物・銃器事犯の徹底検挙

(ア) 薬物事犯の徹底検挙

覚醒剤を中心とした薬物事犯に的確に対応するため、「来日外国人犯罪集団、暴力団等の密売組織の壊滅」、「末端乱用者の徹底検挙」を重点として組織の総力を挙げて恒常的な取締りの徹底を図った。

薬物関係事犯取締り状況(平成 24 年 1 月～12 月)

	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	170 件 (126 人)	164 件 (113 人)	6 件 (13 人)	3.7% (11.5%)

大麻取締法違反	13件 (8人)	8件 (6人)	5件 (2人)	62.5% (33.3%)
毒物及び劇物取締法違反	8件 (7人)	9件 (10人)	△1件 (△3人)	△11.1% (△30%)
麻薬及び向精神薬取締法違反	1件 (0人)	4件 (5人)	△3件 (△5人)	△75% (△100%)

(イ) 銃器事犯の徹底検挙

暴力団による拳銃発砲事件が、県民の脅威になっている情勢を踏まえ、組織の総力を挙げて銃器事犯の摘発に向け取締りを推進するとともに、関係機関等との連携した水際対策、広報啓発活動を推進した。

A 組織の総合力を発揮した拳銃の取締り

暴力団等が、組織的に管理、隠匿している拳銃の摘発を重点とした取締りを強力に推進した。

B 県民の理解と協力の確保

拳銃等違法銃器を根絶するため、ポスターの作成・配布、県警ホームページ、広報紙等を活用し、広く県民に対し情報提供の呼びかけを実施した結果、拳銃3丁（旧日本軍用など）を押収した。

ウ 来日外国人犯罪総合対策の推進

(ア) 来日外国人の検挙状況（平成24年1月～12月）

		平成24年	平成23年	増減	増減率
総数	件数	34件	38件	△4件	△10.5%
	人員	29人	24人	5人	20.8%
刑法犯	件数	16件	20件	△4件	△20.0%
	人員	17人	11人	6人	54.5%
特別法犯	件数	18件	18件	0件	0%
	人員	12人	13人	△1人	△7.7%

(イ) 来日外国人犯罪組織に関する情報の集約と他部門との情報共有

犯罪のグローバル化対策として、部門間を超えて情報の一元的集約と管理・分析を行うとともに情報の共有を図った。

また、各種警察活動による情報収集に加え、他県警や関係機関と情報交換し、連携による事件検挙に努め、各種犯罪の温床となる犯罪インフラの解体を図った。

(3) 生活環境事犯の取締りの強化と厳格な銃砲行政の推進

ア 県民生活を脅かす、環境事犯、生活経済事犯、風俗事犯の取締りの強化

(ア) 環境事犯の取締りの強化

平成 24 年 1 月に放射性物質汚染対処特措法が施行され、汚染された廃棄物に廃棄物処理法が適用可能となり、関係機関と連携して取締りを推進した結果、組織的不法投棄事件等 69 件、99 人を検挙した。

(イ) 生活経済事犯の取締りの強化

県民の身近で発生し、県民生活に直接、重大な影響を及ぼす生活経済事犯の取締りを強化した結果、震災に便乗した無店舗販売事犯、食の安全に係る事犯等 36 件 27 人を検挙するとともに、関係機関等との連携を強化し被害の未然防止、拡大防止対策を図った。

(ウ) 風俗環境浄化対策の推進

潜在化、巧妙化の傾向を強める風俗関係事犯の取締りを強化した結果、風俗営業法違反、売春防止法違反等 36 件 43 人を検挙した。また、風俗営業の健全化を図るため、風俗営業管理者講習を実施した。

イ 銃砲刀剣類に係る厳正な許可行政の推進及び取締りの強化

(ア) 銃砲刀剣類・火薬類事犯指導取締りの強化

治安の根幹にかかわる重要問題である銃砲刀剣類及び火薬類使用事犯を防止するため、組織の総力を挙げて指導取締りを実施した。

事件種別	平成 24 年	平成 23 年	増 減 数	増 減 率
銃砲刀剣類所持等取締法違反	83 件 (69 人)	75 件 (62 人)	8 件 (7 人)	10.7% (11.3%)
火薬類取締法違反	1 件 (1 人)	4 件 (4 人)	△ 3 件 (△ 3 人)	△ 75.0% (△ 75.0%)
狩猟法違反	19 件 (11 人)	10 件 (7 人)	9 件 (4 人)	90.0% (57.1%)

(イ) 厳格な銃砲行政の推進と許可後の実態把握の徹底

許可申請時、関係者等に対する調査を的確に行うとともに、銃砲の一斉検査や所持者方への巡回連絡等を通じ許可後の実態把握・指導を行った。また、DV・ストーカーなど男女間トラブル等に関する不適格者情報に対し、迅速な捜査・立入を実施して、不適格者が所持していた猟銃等を早期に押収するなど、事件の未然防止、不適格者の早期排除に努めた。

(ウ) 火薬類取扱場所に対する立入検査の実施

火薬類の盗難・不正流出、保管・管理の適正化を図るため、県内の火薬類取扱場所に対する立入検査を実施した。

(4) 児童ポルノ事犯等福祉犯捜査の強化

ア 児童ポルノ事犯の取締りの強化

(ア) 児童ポルノ根絶に向けた取締りの強化

児童ポルノ事犯等福祉犯検挙のため、各署個別指導、本部特捜員の積極的な応援派遣による事件指導、事件の掘り起こし、サイバーパトロールを実施するなどして、インターネット上の児童ポルノ販売事犯、児童買春等の取締りを強化し、93件98人を検挙した。

福祉犯検挙情報（平成24年1月～12月）

	平成24年	平成23年	増減	増減率
福祉犯	93件	154件	△61件	△39.6%
	98人	116人	△18人	△15.5%

児童買春・児童ポルノ禁止法違反検挙状況（平成24年1月～12月）

	平成24年	平成23年	増減	増減率
児童買春・ 児童ポルノ	14件	74件	△60件	△81.1%
	10人	35人	△25人	△71.4%

(イ) 流通防止対策の推進

事件の掘り起こし及びサイバーパトロールを実施して積極的な事件化を図るとともに、被害児童の被害の継続や拡大を防ぐため、サイト管理者に対する迅速かつ確実な削除依頼を推進した。

イ 被害少年の早期発見と保護者対策の推進

(ア) 被害児童の早期発見と迅速な保護

積極的な事件化を図り、県青少年健全育成条例、児童買春・児童ポルノ法、児童福祉法、風適法違反等、福祉犯事件の検挙等を通じて、108人の被害少年を保護するとともに、被害少年の立ち直り支援、少年が被害に遭いにくい環境づくり等の対策を推進した。

(イ) 関係機関との連携による保護対策の推進

A 高校生被害の県青少年健全育成条例違反事件につき、被害児童の再被害防止等のため、県中教育事務所等と連携し、継続支援等の対策を推進した。

B 学校及び教育庁等へ「学校・警察児童生徒安全だより」を送付し、犯罪被害の状況を共有、注意喚起を実施した。

5 総合的な対策による交通事故の防止

平成23年中の交通事故の発生状況は、発生件数、傷者数、死者数とも前年に比べ減少させることができ、特に死者数については、昭和28年以来58年ぶりに100人を下回る94人であった。しかしながら、東日本大震災等の発生により、多くの被災者が県内各地に避難したこと等により交通流に著しい変化が見られたことに加え、高齢化社会の一層の進展、社会規範意識の低下など、依然として厳しい交通情勢にあった。

平成24年は、以上の情勢を踏まえ、交通事故実態に応じた各種交通安全対策を総合的に推進した結果、発生件数、傷者数については前年に比べ微増となったが、死者数については、昭和28年以来59年ぶりに90人を下回る89人で、前年比5人減という成果を上げた。

	平成24年	平成23年	増 減	増 減 率
発 生 件 数	9,789件	9,618件	171件	1.8%
死 者 数	89人	94人	△5人	△5.3%
うち高齢者	55人	50人	5人	10.0%
傷 者 数	12,188件	11,855人	333人	2.8%

※平成24年・平成23年ともに1月～12月

(1) 交通死亡事故抑止活動

ア 交通事故実態を踏まえた交通事故防止活動

(ア) 交通事故実態に応じた交通事故防止対策の強化

平成24年は、交通死亡事故等の重大事故の発生時に際しては、発生原因をきめ細かく分析し、交通事故実態に応じた先行対策を実施するなど、県警察の総力を挙げて続発防止に当たった。

(イ) 飲酒運転に係る交通事故防止活動の強化

交通ボランティアや安全運転管理者、酒類提供販売業者、酒類提供飲食店等と連携した「ハンドルキーパー運動」の普及啓発に努めるなど、地域、職場等における飲酒運転根絶の気運を高め、あらゆる機会を利用して広報・啓発を図った。

(ウ) 交通事故実態を踏まえた交通安全教育の徹底

年代別・対象別にそれぞれの交通事故分析結果を反映した体系的な交通安全教育を推進した。

イ 子供（中学生以下）に対する交通安全活動

(ア) 子供等に対する交通安全教育の強化

A 交通事故実態を踏まえて、幼稚園、小・中学校を対象に、実践的な交通安全教育を推進した。

B 小学6年生を「家庭の交通安全推進員」に任命し、家庭に対する意識啓発活動を推進した。

また、家庭の交通安全推進員の活動として、高齢者に夜光反射材（約 40,000 個、協力機関から受領）を贈呈させ、夜間の交通事故防止活動を展開した。

（平成 24 年 家庭の交通安全推進員：484 校 19,086 人）

(イ) 通学路の安全確保の推進

A 通学路等における安全を確保するため、スクールゾーンを設置するとともに、一方通行規制、速度規制、登下校時間帯の通行禁止規制等を実施した。

B 関係機関団体と連携し、「交通事故ゼロ・歩行者優先の日（毎月1日）」を中心に、警察官と交通ボランティアが交差点等における恒常的な街頭指導を実施した。

ウ 高齢者に対する交通安全活動

(ア) 高齢歩行者等に対する交通安全教育の強化

A 県内 28 地区を「高齢者交通事故防止モデル地区」に指定し、夜光反射材活用推進等の安全指導を重点的に展開した。

B 高齢者交通安全指導隊による高齢者宅への個別訪問指導を展開したほか、緊急雇用創出事業「シルバーガード推進員」による高齢歩行者・自転車利用者に対する街頭活動を実施した。

（平成 24 年中の訪問指導：訪問数 59,002 回、うち要指導高齢者 15,772 人）

（シルバーガード推進員：14 署 36 人配置）

C 自治体等と連携のうえ、高齢歩行者教育システム、歩行環境シミュレーターを活用した参加・体験型交通安全教育を推進した。（平

成 24 年 受講者：227 回、7,730 人)

D 高齢歩行者等の死亡事故発生時に、その現場を中心とした地域において、緊急個別訪問指導活動を実施して、重大交通事故の続発防止を推進した。(平成 24 年実施状況：20 回、2,776 世帯)

(イ) 高齢運転者に対する交通安全活動の強化

高齢運転適性検査車を活用した高齢運転者対策を推進した他、各署において、二輪車及び四輪車対象の実技講習を実施した。(平成 24 年中の適性検査車使用状況：12 回、206 人)

(ウ) 高齢者を思いやる運転の促進

夜間における「高齢横断歩行者」被害の事故が多発したことから、「PM4 ライトオン運動」を展開し早めの点灯、こまめな切り替えについて、あらゆる機会を利用して広報・啓発を図った。

エ 自転車利用者に対する交通安全活動

(ア) 自転車利用者に対するルールの周知

A 自治体、交通関係機関・団体との連携により、「福島県自転車安全利用五則」等の周知徹底を図った。

B 児童・幼児のヘルメット着用等に関する広報啓発活動を推進し、周知徹底を図った。

(イ) 自転車利用者に対する交通安全教育の強化

A 自転車安全利用モデル校の指定による事故防止意識の高揚を図ったほか、福島県交通安全協会、J A 共済等の支援を受けて、危険体験に基づく「自転車シミュレーター活用教育」、「スケアード・ストレイト教育」を展開した。

・ 「自転車シミュレーター活用教育」 ～平成 24 年中 146 回 参加 17,712 人 実体験 2,627 人

・ 「スケアード・ストレイト教育」 ～平成 24 年中 37 校 17,577 人参加

B 交通安全子供自転車福島県大会

平成 24 年 7 月 7 日(土) 二本松市城山総合体育館で実施した。

(参加小学校 11 校 参加児童 55 人)

C 中高校生に対する自転車安全教育を強化するために「自転車安全利用モデル校の指定」を通じて、交通ルールの遵守とマナー向上を図った。(平成 24 年中 県内 36 校：高校 29 校、中学 7 校)

オ 被害軽減に向けた取組み

(ア) シートベルト全席着用の周知徹底

講習会や各種広報媒体を利用してシートベルト全席着用の徹底について広報啓発を実施したほか、街頭活動を強化し指導取締りを徹底した。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

保護者に対する着用徹底を指導するとともに、幼稚園等と連携した交通安全教育活動を展開した。

カ 地域と一体となった交通安全活動

(ア) 住民参加と協働による交通安全活動

小学生と高齢者の交通安全教室の開催や、孫から高齢者への事故防止に係る手紙の送付など、世代間交流による交通安全対策を実施した。

さらに、地元高校生との協働による交通安全教室を開催するなど、住民参加型の交通安全対策等を展開した。

(平成 24 年中の受講者：高齢者 580 回・23,451 人、高校生 52 回・14,564 人、小学生 562 回・75,174 人)

(イ) 交通ボランティア活動への支援

地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体と連携・協力のうえ、交通事故防止対策等についての情報の共有化を図り、学校周辺の通学路等パトロール活動や高齢者関連施設周辺における保護誘導活動、高齢者訪問活動、交通安全活動を展開した。

(平成 24 年 地域安全活動推進員：300 人、高齢者交通安全指導隊：2,089 人)

(ウ) 交通安全の広報啓発

県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけられるように新聞、テレビ等のマスメディアや自治体の刊行物等による効果的な広報啓発活動を展開するとともに、交通安全キャンペーンの開催など広く県民への交通安全広報を推進した。

(ラジオ放送：60 回、新聞・テレビ：随時、キャンペーン：各期の交通安全運動時に実施)

(2) 悪質・危険運転者の根絶

ア 街頭活動の強化と悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締り

(ア) 交通死亡事故に直結する飲酒運転、速度超過、信号無視などの悪質・危険な法令違反を重点とした指導取締りを推進した。

平成 24 年中における交通取締りの状況は、次のとおりである。

違反種別	件数	違反種別	件数
飲酒運転	431 件	無免許運転	306 件

速 度 超 過	29,760 件	シートベルト装着違反	31,628 件
信 号 無 視	8,763 件	そ の 他 の 違 反	38,925 件

(イ) 総合的な駐車対策を推進するために、地域の交通実態、県民の要望等を踏まえた迷惑性の高い違反に重点を指向し、重点地区・路線等における取締りの強化を図った。

(平成 24 年中の放置駐車確認標章取付件数 4,745 件)

(ウ) 自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視等の違反に対する指導警告活動を推進するとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせた悪質な運転者に対しては積極的な取締りを推進した。

A 平成 24 年中における自転車に対する指導警告状況

違 反 種 別	件 数	違 反 種 別	件 数
無 灯 火	1,436 件	一 時 不 停 止	455 件
二 人 乗 り	1,664 件	歩道通行者に危険を及ぼす違反	226 件
信 号 無 視	396 件	そ の 他	2,060 件

B 平成 24 年中における自転車の検挙状況 (2 件)

- ・ 信号無視 (赤色) 1 件
- ・ 一時停止場所不停止 1 件

イ ち密な交通事故事件捜査及び被害者への適切な対応

(ア) ひき逃げ事件

平成 24 年中におけるひき逃げ事件は 109 件発生し、迅速・的確な初動捜査及び科学捜査を推進した結果、死亡ひき逃げ事件 1 件を含め 57 件を検挙した。(検挙率 52.3%)

(イ) 危険運転致死傷罪適用事件の検挙

飲酒運転に係る悪質かつ危険な運転行為による死傷事故については、積極的に危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた捜査を推進した。

平成 24 年中における適用事件 (14 件)

- ・ アルコールの影響 9 件

- ・ 薬物の影響 3件
- ・ 信号の殊更無視 2件

(ウ) 交通特殊事件の検挙

交通事故等に内在する特殊事件について、本部交通事件担当の捜査員を投入するなどして内偵捜査を進め、潜在性の高い悪質な事件を検挙した。

平成 24 年中における検挙状況

事 件 種 別	件 数	事 件 種 別	件 数
犯人隠避教唆事件	2 件	無許可一般旅客自動車運送事業経営事件	2 件
詐欺（保険金）事件	3 件	積載物重量超過事件	2 件

(エ) 被害者対策の推進

被害者、遺族等の精神的負担の軽減を図るため、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対し、事故の概要、捜査状況、各種手続き等についての被害者連絡を、適時適切に推進した。

ウ 暴走族等の根絶活動

官民一体となった暴走族根絶対策を推進し、暴走族を許さない社会環境づくりと、暴走族、不正改造車両等に対する徹底した取締りを推進した。

暴走族の検挙状況

検挙 2 件 2 人（うち逮捕 1 名）

(3) 安全・安心な交通環境の整備

ア 効果的な交通規制の実施

交通実態や地域の特性に即した交通規制とするため、継続的に点検を行い、実態と乖離がみられる交通規制について、より効果的な交通規制となるよう見直しを行った。

(ア) 速度規制の見直し

点検実施箇所 79 箇所 見直し箇所 4 箇所

(イ) 信号制御の見直し

点検実施箇所 667箇所 見直し箇所 34箇所

イ 交通安全施設等の重点的かつ効果的な整備と適切な保守管理

(ア) 交通安全施設等の重点的かつ効果的な整備

交通流の変化や都市部の交通渋滞の状況、地域住民や道路利用者等の意見など、道路交通環境等を総合的に勘案し、真に必要性が高く効果が期待できる場所を選定の上、信号機や道路標識、道路標示等の交通安全施設の整備を行った。

A 信号機等の整備

信号機の新設 17基、信号機の移設 10基など

B 道路標識、道路標示の整備

反射式及び灯火式大型道路標識 59本など

(イ) 交通安全施設等の適切な保守管理

交通信号機や道路標識等について点検を実施し、老朽化や劣化がみられる交通安全施設について、速やかな更新等を行った。

ウ 事故多発交差点等危険箇所対策の実施

交通死亡事故現場や交通事故が多発している交差点、学校周辺の通学路等について、道路管理者、関係機関等と合同の現場点検を行い、交通規制の見直しや道路改良などの交通安全対策を実施した。

(ア) 交通実態に即した対策の実施

署重点対策交差点対策 (43交差点)

一時停止 3箇所、強調止まれ文字標示 9箇所など

(イ) 歩行者、自転車利用者の安全通行確保

A ゾーン 30 の整備

福島署、福島北署、郡山北署、会津若松署の 4 署に最高速度 30km の区域規制等を行うゾーン 30 区間を設定

B 通学路対策の推進

県内の小学校 501 校を対象に、警察、道路管理者、教育委員会の三者による緊急合同点検を実施し、対策を要する箇所について信号機 15 件、一時停止 1 件、横断歩道 34 件を整備し、交通規制等を実施した。

エ 交通安全施設の早期復旧・復興による安全・安心な交通環境の整備

東日本大震災により被災した交通信号機や道路標識、道路標示等の交通安全施設の復旧を行い、交通の安全と円滑の回復を図った。

(ア) 信号機

被災数 229 基中 163 基を復旧

(イ) 道路標識

被災数 3,569 本中 2,994 本を復旧

(4) 効果的な運転者対策の推進

ア 交通事故実態に応じた運転者教育の推進

更新時講習等に事故実態の分析結果を活用した。また、運転免許試験の合格時に交通事故の現状に関する講習を実施し安全意識の向上を図ったほか、指定自動車教習所における教習内容の充実を図るため、随時、交通事故分析資料を送付し活用を図った。

イ 迅速かつ確実な行政処分の実施

道路交通法違反を繰り返し犯した運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対しては、行政処分を適切に実施し、道路交通の場から早期に排除した。

(5) 高速道路における交通指導取締り及び事故発生状況

高速道路における交通事故を抑止し安全で円滑な交通流を確保するため、効果的な交通指導取締りと迅速適正な交通規制を実施するとともに、交通事故事件の捜査活動を積極的に推進した。

ア 平成 24 年中における交通事故の発生状況

	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
発 生 件 数	2,287 件	2,061 件	226 件	11.0%
うち人身事故	181 件	175 件	6 件	3.4%
うち物損事故	2,106 件	1,886 件	220 件	11.7%
死 者 数	6 人	4 人	2 人	50.0%
傷 者 数	350 人	291 人	59 人	20.3%

イ 平成 24 年中における交通指導取締り状況

	平成 24 年	平成 23 年	増 減	増 減 率
検 挙 件 数	18,074 件	17,846 件	228 件	1.3%

ウ 平成 24 年中における交通規制の状況

交通事故、悪天候等により、次のとおり交通規制を実施した。

交通規制（事故・悪天候等）	回 数
インター閉鎖	337 回
50 キロ規制	9,722 回
80 キロ規制	5,208 回

6 大規模災害等対策とテロの未然防止

(1) 大規模災害対策の見直しと対処態勢の確立

ア 大震災発生に伴う諸対策の継続推進

(ア) 災害警備諸対策の継続推進

行方不明者の捜索活動を広域消防や海上保安庁等と連携して行うとともに、原子力災害に伴う警戒区域等の治安対策並びに仮設住宅等の警戒警ら、防犯教室等の避難住民等の諸対策を実施した。

A 行方不明者の捜索

平成 24 年度の特別捜索 14 回（通常捜索は毎日実施）

B 警戒区域の再編に伴う諸活動

(A) H24. 4. 1 田村市、川内村再編

(B) H24. 4. 16 南相馬市再編

(C) H24. 8. 10 楢葉町再編

(D) H24. 12. 10 大熊町再編

(E) H25. 3. 22 葛尾村再編

(F) H25. 3. 25 富岡町再編

上記警戒区域再編に伴い、各自治体設置の防犯団体との合同での、警戒警ら出動式参加及び再編後の区域内における事件事故抑止のため、警戒部隊による警戒警らを強化した。

(イ) 危機管理体制の見直しと再構築

大規模災害発生時においても県警がその機能を維持し、必要な業務が継続できるよう「福島県警察緊急時業務継続計画」を策定（8 / 1）したほか、本部庁舎が被災した場合を想定し、災害警備本部移設訓練（8 / 28）を実施して実効性を確保した。

イ 災害警備用資機材の整備充実

(ア) 災害警備用装備資機材の充実と点検整備の強化

災害が発生した場合、被災者の救出救助の任務を担う災害警備部隊が、迅速・的確な警備活動を行えるよう、各種装備資機材の点検検査、備蓄食糧の整備を計画的に実施。

(イ) 操作習熟訓練の反復実施

本部直轄部隊をはじめ、各署においても災害用装備資機材の習熟訓練等を計画的に実施し、個々人の能力向上を図った。署において災害用装備資機材の習熟訓練等を実施した。

ウ 関係機関との緊密な連携と災害警備部隊の対処能力の向上

(ア) 防災関係機関との情報連絡体制の強化

自治体等防災関係機関から早期に被害情報等が通報・連絡されるよう緊急時連絡網の設置、東京電力福島第二原子力発電所とのホットラインを設置し、連絡体制を強化した。

(イ) 防災関係機関との連携による各種訓練の実施

自治体消防等防災関係機関と連携した防災訓練に参画し、実戦的訓練による連携強化を図った。

(平成 24 年度中の主な訓練)

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| ・ 福島県災害対策本部初動訓練（5 / 7） | ・ 平成 24 年福島県土砂災害防災訓練（6 / 3） |
| ・ 平成 24 年度西会津町防災訓練（6 / 3） | ・ 平成 24 年度郡山市総合防災訓練（8 / 29） |
| ・ 江名地区津波避難訓練（9 / 1） | ・ 平成 24 年度東和地域防災訓練（9 / 16） |
| ・ 平成 24 年度喜多方市総合防災訓練（9 / 17） | ・ 平成 24 年度猪苗代町総合防災訓練（9 / 23） |

- ・ 会津美里町防災訓練 (10 / 13)
- ・ 災害警備本部初動対応訓練 (3 / 11)
- ・ 平成 24 年度福島空港消火救難総合訓練 (12 / 8)
- ・ J Rいわき地区津波避難訓練会 (3 / 11)

(ウ) 防災関係資料の収集整備

災害の未然防止及び被害軽減のため県及び各町村と連携し、土砂災害危険箇所、道路冠水箇所、津波浸水箇所等の関係資料の収集整備・更新を行い、有事に備えた。

(エ) 各種訓練への積極的参加による対処能力向上

関係機関の開催する各種訓練への積極的参加により、連携強化、対処能力の向上を図った。

- ・ 平成 24 年度福島空港消火救難総合訓練 (12 / 8)

(オ) 災害警備隊及び機能別部隊の対処能力向上

救出救助訓練及び事案別対応訓練等の実戦的訓練を恒常的に実施し、指揮官及び部隊員の対処能力の向上を図るとともに、部隊員の技能、練度を点検し、訓練時の受傷事故防止を図った。

- ・ 災害警備専科教養 (6 / 4 ~ 6 / 8)
- ・ 東北管区広域緊急援助隊南部三県合同訓練 (7 / 20) 天童市
- ・ 平成 24 年度東北管区広域緊急援助隊総合訓練 (9 / 4、9 / 5) 青森市

(カ) 広域的運用に配慮した態勢の確立

特別派遣に配慮した各種訓練を実施し、突発的な広域運用に対応できる態勢の確立を図った。

- ・ 東北管区広域緊急援助隊南部三県合同訓練 (7 / 20)
- ・ 平成 24 年度東北管区広域緊急援助隊総合訓練 (9 / 4、9 / 5)

(キ) 社会的影響が大きい感染症への的確な対応

A 新型インフルエンザ対応

平成 24 年度中における強毒性新型インフルエンザの発生はない。

B 鳥インフルエンザ対応

死亡野鳥の認知事案が 4 件（福島署 2 件、会津若松署 1 件、相馬署 1 件）あったが、地方振興局と連携のうえ、的確に対応した。

C 新たな業務継続計画の策定

大規模災害発生時と新型インフルエンザ発生時においても、県警察が適切に対応するため、既存の「新型インフルエンザ対策業務継

続計画」と大規模災害対応を一本化した新たな「福島県警察緊急時業務継続計画」を策定した。(8 / 1)

業務継続計画を職員に周知するため、「業務継続計画推進担当者会議」を開催(9 / 4)するとともに、教養資料を発出した。

(2) 原子力発電所等重要施設や公共交通機関に対する警戒警備の強化

ア 原子力発電所等重要施設に対する警戒警備の強化

(ア) 警戒警備の強化

平成13年9月に発生した米国同時多発テロ事件以降、機動隊及び管区機動隊による東京電力福島第一原子力発電所及び東京電力福島第二原子力発電所に対する常駐警戒警備を実施し、大規模・無差別な国際テロなどの未然防止を図った。

原発事故後も、国際情勢に対応した原発警戒を実施し、原子力発電所に対するテロ、不法事案の未然防止を図った。

(イ) その他

福島空港、警察無線中継所等に対して警戒警備を実施した。

イ 公共交通機関と一体となった諸対策の推進

(ア) 福島空港ハイジャック対応訓練(H 24.11.14 福島空港)

(イ) 福島空港不法侵入事案対応訓練(H 25. 2. 6 福島空港)

(ウ) 公共交通機関におけるテロ対策総合訓練(H 24.10.26 J R 郡山駅)

ウ 警備部隊の対処能力の向上

上記イのとおり事案発生時の対処能力向上のための訓練を実施した。

7 精強な第一線警察の構築

(1) 幹部の指揮能力の向上と若手警察官の早期戦力化

ア 現場を想定した実戦的教養の充実・強化

職場における実戦的教養指導者を育成するための専科を実施するとともに、県学校等の専科教養受講者による還元教養等職場教養の充実を図るとともに、技能指導官等による伝承教養を行うなど、職員の指揮能力及び現場対応能力の向上を図るための実戦的な職場教養を推進した。

イ 職や業務に応じた実務能力の向上

捜査指揮研修、マネジメント研修、各級入校前研修、部門別研修等、各種研修の充実を図った。また、各種マニュアル、教養資料等を発

行するとともに、職務遂行に必要な知識を問う一斉考査を実施し、その結果を本人及び所属に還元することにより、自己啓発意欲の向上を図った。

ウ 実戦的かつ恒常的な術科訓練の推進

(ア) 恒常的な術科訓練を推進するための通達を発出するとともに、訓練の実施状況を登録・管理するための「術科訓練管理システム」を新たに構築し、運用を開始した。また、昨年度に続き若手の術科指導者育成のため逮捕術・拳銃指導者専科を実施し若手警察官に対する術科技能の向上を図った。

女性警察官を対象とした術科研修会を開催し、女性警察官の現場執行力強化のための訓練を推進した。

(イ) 実包、訓練弾による射撃訓練と映像射撃（ビデオ）訓練、映像射撃シミュレーター装置による使用判断訓練によって、現場対応能力の向上を図った。

なお、拳銃の誤射事案が発生したことから、関係所属の担当者による緊急対策会議を開催し、訓練時の暴発事故等の防止の再徹底を図った。また、出向元で拳銃の安全ゴムの装着がない特別出向者に対する安全ゴムの着脱訓練を実施し、現場対応能力の向上を図った。

(ウ) 所属運転訓練指導班の効果的な運用に努め、公務中における交通事故防止の徹底を図ったほか、特別出向者を対象に「雪道走行訓練」を実施し、公用車による交通事故防止と自動車運転技能の向上を図った。

(2) 治安基盤の充実・強化

ア 特別出向者の円滑な受入れと勤務環境の整備

(ア) 緊急増員対策プロジェクト体制の構築

特別出向者 350 人受入のため、緊急増員プロジェクト体制を構築し、出向元都道府県との連絡調整、被服・装備品の手配、宿舎確保等を行うとともに、県内全所属に公私にわたりきめ細かな対応を指示し推進した。

(イ) 配置所属における勤務環境の整備

配置所属に受入担当者を指定し、緊密な連携を図り、特別出向者受入に向けた各種準備（執務室確保、事務手続、教養等）を計画的に推進できる体制を構築、実施した。

イ 真に警察官としてふさわしい人材の採用

(ア) 年間を通じた組織的募集活動の推進

警察官の採用情勢が年々厳しさを増す中、幹部職員が出身高校で「次代を担う人材育成事業」として、東日本大震災時の警察活動、警察官としてのこれまでの体験談を講演し、将来の採用試験応募に向けた活動を実施した。

(イ) リクルーター制度の効果的な運用

県内全署のリクルーターに対して募集活動に関する指導を行い、リクルーターの意識啓発と活動の活性化を促した。また、リクルーターが活動しやすい環境を整えるよう各署に依頼し、活動のより一層の活性化を図った。

(ウ) 各種広報媒体を活用した募集広報の推進

採用パンフレットを用いた各種採用説明会を開催し、数多くの受験者の確保を図るとともに、大多数の受験申込者が利用する県警ホームページ及び民間就職情報サイトに最新の採用情報や募集説明会の日程等をタイムリーに掲載し、採用・募集情報の広報を実施した。

ウ 誇りと使命感の醸成と士気の高い職場環境づくり

(ア) 職務倫理教養の充実

警察官としての誇りと使命感の醸成を図るため、東日本大震災において活動した警察官及びその家族等の手記集を新聞社を通じて出版し、警察だけでなく、全国の多種多様な機関から多くの反響があった。

(イ) 再任用制度の効果的運用

警察官 35 人(フルタイム 5 人、ハーフタイム 30 人)、一般職員 5 人(フルタイム 1 人、ハーフタイム 4 人)の計 40 人を 6 課 9 署に配置し、再任用制度の運用を本格的に開始し、ベテラン職員が長年にわたり培ってきた知識、技能、経験等を広く活用して現場執行力の維持・強化を図った。

エ 総合的な健康管理対策の推進

基本的な生活習慣病予防対策のほか、メンタルヘルスセミナー、メンタルヘルス講座、「心の健康診断」等の実施によるメンタルヘルス対策、長時間勤務者への医師の面接指導等による過重労働対策、東日本大震災発生による災害対策従事者に対する PTSD 対策、その他各種福利厚生事業を推進するとともに、様々な機会を捉え、職員の健康管理意識の向上を図った。

オ 有事に備えた警察施設の整備・充実

突発的な大規模災害時であっても必要な警察活動が維持できるよう、自前のガソリンスタンド(地下タンク 20kL(ガソリン 15kL、軽油 5kL))を郡山警察署内に設置した。

(3) 県民の立場に立った業務の推進

ア 「警察の真の姿」を県民に伝える積極的な広報の推進

ラジオ、広報紙、ホームページ、携帯サイト等各種広報媒体の効果的活用及び県内外における東日本大震災警察活動写真展の開催を通じ、東日本大震災における警察の災害警備活動や各種取り組みなど「警察の真の姿」を県民に伝える広報を積極的に実施した。報道機関に対し

ては、分かりやすさと正確性に配慮しながら、事案の概要等をタイムリーに提供したほか、警戒区域内の警察活動・被災状況の写真や動画をはじめとして広報素材の積極的な提供に努めた。

なお、警察音楽隊の活動については、震災後に全体派遣が減少したが、平成24年1月からは訓練等の見直しを図りながら通常活動を再開し、平成24年10月20日には南相馬市において「県民と警察を結ぶ演奏会」を開催したほか、交通安全運動や地域安全運動、小中学校における学校安全コンサートへの参加、仮設住宅集会所等におけるミニコンサートの開催など効果的かつ積極的な活動を行った。

イ 相談・苦情等への適切な対応

相談及び苦情に対しては、適正な対応を行うとともに、相談者や苦情申出人の心情、立場に立って迅速に対応したほか、関係部門との連携を密にして組織的な対応を図った。また、相談を受理する警察安全相談員等の対応技術のレベルアップを図るため、ロールプレイング方式の教養や研修会を実施した。

相談の内容によっては、他機関との連携が必要となることから、相談者の立場に立った連絡体制の構築を図った。

ウ 情報公開・個人情報保護制度への的確な対応

警察行政の透明性の確保と説明責任を果たすため、積極的な情報公開を推進するとともに、個人の権利利益を保護するため、保有個人情報の適正な取扱いに努めた。

エ 親切・丁寧・迅速な市民応接の推進

5月を「さわやか行政サービス運動推進月間」として全庁的に取り組み、年間を通じて同運動を推進し、職員の行政サービスの向上と意識改革の徹底を図った。

(4) 犯罪被害者等支援総合対策の推進

ア 被害者等の視点に立った、きめ細かな被害者対策の推進

(ア) 迅速な被害者支援体制の確立

事件・事故発生直後から本部・署等が連携を密にし、事案態様に応じた支援体制を速やかに確立するとともに、各種被害者支援制度を効果的に運用するなどし、被害者等に対する適切な支援と情報提供を行った。

(イ) 適切な被害者支援活動の展開

被害者支援要員制度による支援のほか、公費負担制度など、各種被害者支援制度を活用して被害者の精神的、経済的負担の軽減を図ったほか、犯罪被害者等に対するカウンセリングを8件実施するなど、犯罪被害者に対する実質的支援を行い、精神的被害の早期回復、軽減に効果を上げた。

そのほか、携帯型緊急通報装置等被害者支援機材などの有効活用により被害者の安全確保を図り、被害者から高い評価を受けた。

(ウ) 犯罪被害給付制度の適切な運用

犯罪被害給付制度

7件7名申請受理、4件4名裁定

イ 社会全体で被害者を支援する気運の醸成

(ア) 「被害者に優しい『ふくしまの風』運動」の展開

A 被害者に優しい人づくり事業

中学校21校において「命の大切さを学ぶ授業」を実施したほか、高校3校、大学2校においても被害者遺族等による講演会を開催し、「命の尊さ」、「被害者も加害者も出さない」社会づくりなど規範意識の醸成を図った。

B 被害者に優しい地域づくり事業

地域で行われる防犯教室や交通教室等あらゆる会合等の機会に、被害者遺族等の手記朗読、警察における被害者支援施策の紹介等を行う「地域づくりミニ講座」を実施(249回)し、地域社会全体で被害者を支え犯罪と対決する気運の醸成を図ったほか、被害者支援イベント等における講演会を実施し、被害者、遺族の心の痛み、被害者支援の重要性等について、多くの県民の理解を深めた。

(イ) 広報・啓発活動の推進

県警ホームページ、ラジオ放送及び各種広報紙や、被害者等支援推進月間、犯罪被害者支援の日、犯罪被害者週間等における街頭キャンペーン等を通じ効果的な広報・啓発活動に努めた。

(ウ) 性暴力等被害救援協力機関(SACRAふくしま)の構築

(公社)ふくしま被害者支援センター、福島県産婦人科医会及び県警の三者が連携・協力して、性暴力等被害者に対する円滑かつ適切な支援を行うことを目的に平成25年3月、「性暴力等被害救援協力機関」(SACRAふくしま)に関する協定を締結した。(平成25年4月1日から運用を開始。(公社)被害者支援センター内に、相談専用電話(SACRAホットライン)を開設し、女性支援員が対応)

(エ) 関係機関・団体との連携

(公社)ふくしま被害者支援センター、福島県産婦人科医会及び県警の三者が性暴力等被害者への適切な対応を行うため、平成24年6月、覚書を取り交わし、産婦人科医師・看護師等の医療スタッフ及び支援センター支援員を対象に、被害者の心理・支援要領・証拠採取要領等に関する研修会を実施した。

また、上記三者との連携により、「被害者に優しい『ふくしまの風』運動」、の一環として性暴力被害者支援イベントを開催するなどし、

県民に性暴力被害者の実態や支援の必要性・重要性を訴え、県民から大きな反響を得た。

さらに、福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、各機関・団体の平成 24 年度の活動状況報告及び平成 25 年度の活動計画を策定し、それぞれの施策について情報を共有化し官民連携の充実強化を図った。

(5) 適正な業務の推進と定着化

ア 被疑者取調べ監督制度の適正な運用

各警察署等に対する巡察による監督を推進するとともに、取調べ監督マニュアルを活用した教養、本県警作成の取調べ監督業務DVDを活用した視覚に訴える教養のほか、SAシステムによる警部以下の警察官に対して取調べ監督制度に関するSA試験を実施し、その検証結果を基に成績低調者に対する補完教養を行い監督制度の定着に努めた。

イ 情報セキュリティ対策の推進

(ア) 職員に対する情報セキュリティ意識向上方策の実施

A 各署に対して情報セキュリティ巡回指導を実施するとともに、適宜に情管通信等の教養資料を発出することにより、情報セキュリティ意識の向上を図った。

B 警察学校における情報管理専科及び各級任用科教養において、情報セキュリティ教養に関する授業を設けて、情報セキュリティ対策の重要性について理解を深めた。

(イ) 情報セキュリティ対策の検証

A 情報セキュリティ監査等を通じて、各所属における情報セキュリティに対する取組みの状況を検証し、併せて適切な指導教養を行った。

B 幹部職員を対象とした情報セキュリティマニュアルの作成及び研修会の実施等、幹部職員を巻き込んだ情報セキュリティ対策を推進した。

(ウ) 第2期IT戦略等の推進

IT戦略推進計画に基づく計画的なシステムの構築、改修を行うほか、職員提案制度の提案に基づくシステムの新規構築を図る等、業務の合理化・効率化を一層推進するため、業務主管課からの要望に的確に対応した。

(エ) ITの有効活用

A 本庁舎に設置しているファイルサーバを二重化する仕組みを構築し、大規模災害発生時においても引き続き、文書作成等の通常業務を可能とした。

B 新型OS（Windows 7）を採用した端末装置の導入及びプリンタ等周辺機器の更新を図った。

C IT実戦塾、新任IT指導員などの研修会を実施し、職員及びIT指導員の実務能力の向上を図った。

ウ 適正な会計経理の保持

(ア) 指導・教養等と監査の実施

A 「執務資料～会計課だより」等の執務資料や業務マニュアルの発行等のほか、「会計業務実戦塾」等の研修会を開催して、会計担当職員の実務能力向上を図った。

B 会計監査（内部監査）の重点項目に「旅費」、「契約」等を挙げ、

- ・ 旅費の適正支給の検証
- ・ 契約事務の適正な処理の検証
- ・ 所属長等への対面による聞き取りを含めた適正な執行を検証

を全所属に対して実施した。

(イ) 予算の適正な執行管理

予算管理システム等により各所属の予算執行状況を把握し、必要な指導・教養を行った。また、一般競争入札への移行を進め、契約事務の透明性、公平性、競争性の確保に努めた。

エ 適正な留置管理業務の推進

(ア) 基本原則に徹した留置事故・不適正事案防止対策の推進

A 教養の推進

全国で発生した留置事故や不適正事案等を教訓として、ロールプレイング方式を取り入れた各種研修会や警察学校における教養を行うとともに、通達、事務連絡、執務資料（留置管理課ニュース）等をタイムリーに発出し留置事故防止対策を推進した。

B 実地監査及び指導巡視の推進

実地監査及び指導巡視により留置業務の実態を検証して問題点の早期改善を図るとともに、過去の留置事故等を踏まえ、具体的かつ実戦的指導を推進した。

C 早期移送の促進

県本部と署が連携して検察庁等関係機関に対する働き掛けを行い、捜査を終了した被留置者の早期移送を促進した。

(イ) 精強な留置管理体制の構築

A 人的基盤の整備

留置担当官等任用要綱の運用により、優秀な人材を留置担当官に任用し、任用期間中は、幹部による座談会の開催、積極的な賞揚等の士気高揚に配慮するとともに、登竜門制度に基づく任用明け後の専務部門への登用を推進することにより、人的基盤の強化を図った。

B 非常時における対応の強化

各署において、大規模災害等を想定した非常計画を策定し、同非常計画に基づく避難訓練を実施した。

また、非常時に被留置者の処遇を確保するための装備資機材として、震災必要物品（簡易トイレセット、携帯ラジオ、メガホン、ランタン）の配備のほか、5か年計画に基づく非常食の配備を行った。

XIV 監 査 委 員 事 務 局

1 総説

復興・再生に向けた更なる財政需要が見込まれる中、本県の財政状況は依然として厳しい状況が続いており、県にはより効率的な事務事業の執行が求められている。

このような状況にあって、監査委員としては、これまでの合规性及び正確性の観点から監査水準を高めるとともに、経済性、効率性及び有効性の観点から、県民の視点に立ったより実効ある監査を推進し、県行政の適法性、妥当性の確保に努めた。

2 監査、検査及び審査の実施

(1) 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性に配慮して行われているか、また、県が経営する事業の運営が合理的かつ能率的かどうかを主眼に、210 機関で監査を実施した。

(2) 随時監査

特に適正さを欠く事務処理が認められた2 機関に対し監査を実施し、組織的かつ実効性のある再発防止策を求めた。

(3) 行政監査

「高額物品の管理及び利用」を課題とし、取得手続及び方法、管理は適切か、有効利用がなされているかなどについて、各機関の状況を確認するとともに、40 機関で抽出調査を実施した。

(4) 財政的援助等団体監査

県が財政的援助を行っている団体のうち、公立大学法人2 団体、資本金又は基本金の4分の1以上の出資を行っている17 団体、補助金等の支出を行っている12 団体及び指定管理者5 団体の合計36 団体について、その運営等が目的に沿って適正になされているかなどについて監査を実施した。

(5) その他の監査等

例月出納検査を実施し、定期監査等に反映させるとともに、決算審査及び基金運用状況審査、健全化判断比率等審査を実施し、知事に意見を提出した。

3 外部監査制度との連携

外部監査と委員監査の相互補完と監査全体の実効性を高めるため、包括外部監査の結果について、定期監査等において、その改善、是正状況等について確認した。

また、包括外部監査契約締結に関する意見の決定、補助者の協議、包括外部監査人の監査結果の公表を行った。

XV 人事委員会事務局

1 総説

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき委員3名により構成され、人事行政に関する公平、中立かつ専門的な機関として、適正な事業実施に努めた。

- (1) 委員会の運営
- (2) 公平審査事務の実施
- (3) 任用事務の実施
- (4) 給与制度事務の実施

2 委員会の運営

- (1) 委員会の開催

定例会 19 回、臨時会 3 回を開催

- (2) 諸会議への出席

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ア 全国人事委員会連合会総会 | 1 回 |
| イ 東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長会議 | 1 回 |

3 公平審査事務の実施

- (1) 不利益処分等の審査

不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置の要求 9 件

- (2) 勤務条件関係事務

勤務条件実態調査の実施 調査事業所 367 カ所

- (3) 職員団体の登録

変更登録数 37 件

解散届出数 1 件

- (4) 労働基準監督機関の職権行使
ボイラー及び第一種圧力容器落成検査 1 件
- (5) 人事行政相談業務
相談件数 10 件

4 任用事務の実施

(1) 職員採用候補者試験の実施

ア	大学卒程度採用候補者試験	受験者	1,396 人	合格者	314 人
イ	資格免許職採用候補者試験	受験者	72 人	合格者	5 人
ウ	高校卒程度採用候補者試験	受験者	183 人	合格者	43 人
エ	民間企業等職務経験者採用候補者試験	受験者	349 人	合格者	16 人
オ	市町村立学校栄養職員採用候補者試験	受験者	28 人	合格者	3 人
カ	市町村立学校事務職員採用候補者試験	受験者	45 人	合格者	8 人
キ	警察官採用候補者試験	受験者	931 人	合格者	180 人
ク	警察官採用候補者試験 (特別募集)	受験者	295 人	合格者	51 人
合 計		受験者	3,299 人	合格者	620 人

(2) 職員の採用・昇任選考の実施

ア	採用選考	269 人
イ	昇任選考	700 人

5 給与制度事務の実施

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 24 年 10 月 5 日 県議会及び知事に対して実施

(2) 職種別民間給与実態調査

調査事業所数 165 事業所

XVI 労働委員会事務局

1 総説

労働委員会は、労働組合と使用者との間に生じた労使紛争を円満に解決することを目的として、労働組合法の規定に基づいて設置された行政委員会であり、大別して判定機能と調整機能の二つの機能をもっている。

判定機能としては、不当労働行為の審査及び労働組合の資格審査があり、調整機能としては労働争議に関するあっせん、調停及び仲裁がある。また、集団的な労使関係の調整のほか、労働者個人と使用者との個別的労使関係に関する調整及び相談を行っている。平成 24 年度においては、次のとおり業務を実施した。

2 総会等の開催

労働委員会規則に基づく総会及び公益委員会議を開催した。

総会開催回数・・・13回（定例12回、臨時1回） 公益委員会議・・・4回

3 労働争議のあっせん・調停・仲裁及び相談

労働関係調整法に基づく労働争議のあっせんを実施した。また、来所・電話による相談を行った。

団体交渉応諾、未払割増賃金及び賞与等に関するあっせん事件・・・2件 相談・・・20件

4 個別的労使関係の調整及び相談

福島県個別的労使関係調整員会設置要綱に基づく労使問題の調整を実施した。

また、来所・電話等による相談のほか、県内4方部において7月と10月の2回、出張相談会等を実施した。

解雇の撤回に関する調整事件・・・1件 相談・・・119件（うち出張相談会24件）

5 不当労働行為事件の審査

労働組合法に基づく不当労働行為事件の審査を実施した。

団体交渉拒否、不利益取扱い等に関する不当労働行為・・・4件

6 労働組合の資格審査

労働組合法及び労働委員会規則に基づく労働組合の資格審査を実施した。

資格審査・・・16件（労働者委員の推薦10件、不当労働行為の審査4件、法人登記の審査2件）

